

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉			相違理由	
表 58-11-2 37条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類について (34/36)							
No. 5.1 シナリオ 全空運転力発電所 機 (運転停止中の炉 (7つ炉))	系統範囲		期待する設備				
			原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広範囲) 原子炉水位 (SA広範囲) 蒸気発生器蒸気圧力/流量 (蒸気発生器ヘッドスプレイ ライン低水流量) 47条 (本機) 49条 (水の供給設備) 50条 (汽水設備) 56条 (原子炉汽機組立)	期待する設備 52条 52条 (原子炉汽機組立) 47条 (蒸気発生器の原子炉供給) 50条 (原子炉汽機組立) 47条 (蒸気発生器の原子炉供給) 50条 (原子炉汽機組立) 56条 (汽水設備) 47条 (本機) 49条 (水の供給設備) 50条 (汽水設備) 56条 (原子炉汽機組立)			
No. 7.2.1.2 蒸気発生器力発電所 機 (運転停止中の炉 (7つ炉))	系統範囲		期待する設備				
			蒸気発生器力発電所 機 (運転停止中の炉 (7つ炉))	期待する設備 52条 52条 (原子炉汽機組立) 47条 (蒸気発生器の原子炉供給) 50条 (原子炉汽機組立) 47条 (蒸気発生器の原子炉供給) 50条 (原子炉汽機組立) 56条 (汽水設備) 47条 (本機) 49条 (水の供給設備) 50条 (汽水設備) 56条 (原子炉汽機組立)			
表 58-11-2 37条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類について (34/55)							
No. 7.2.1.2 蒸気発生器力発電所 機 (運転停止中の炉 (7つ炉))	系統範囲		期待する設備				
			蒸気発生器力発電所 機 (運転停止中の炉 (7つ炉))	期待する設備 52条 52条 (原子炉汽機組立) 47条 (蒸気発生器の原子炉供給) 50条 (原子炉汽機組立) 47条 (蒸気発生器の原子炉供給) 50条 (原子炉汽機組立) 56条 (汽水設備) 47条 (本機) 49条 (水の供給設備) 50条 (汽水設備) 56条 (原子炉汽機組立)			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 58-11-2-37 条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類(について (36/36))						
No	シナリオ	評価対象項目	期待する設備	分類	分類番号	
54	反応度の確実な制御(炉内での炉内温度の制御)	-	外部電源 (電源) 原子炉ラック上機器 (原子炉内機器類) 自動車用バッテリー 制御用引き取り用圧力機器 (原子炉内機器類) 自動車用バッテリー	50 (燃料上乗用圧力器) 51 (燃料上乗用圧力器) 52 (原子炉ラック上機器) 53 (原子炉ラック上機器)		
表 58-11-2-37 条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類(について (36/55))						
No	シナリオ	評価対象項目	期待する設備	分類	分類番号	
7.2.1.1.2	炉内圧力・温度の上昇防止(炉内での炉内温度の制御)	-		54 (炉内圧力・温度の上昇防止) 55 (炉内圧力・温度の上昇防止) 56 (炉内圧力・温度の上昇防止) 57 (炉内圧力・温度の上昇防止) 58 (炉内圧力・温度の上昇防止) 59 (炉内圧力・温度の上昇防止) 60 (炉内圧力・温度の上昇防止) 61 (炉内圧力・温度の上昇防止) 62 (炉内圧力・温度の上昇防止) 63 (炉内圧力・温度の上昇防止) 64 (炉内圧力・温度の上昇防止) 65 (炉内圧力・温度の上昇防止) 66 (炉内圧力・温度の上昇防止) 67 (炉内圧力・温度の上昇防止) 68 (炉内圧力・温度の上昇防止) 69 (炉内圧力・温度の上昇防止) 70 (炉内圧力・温度の上昇防止) 71 (炉内圧力・温度の上昇防止) 72 (炉内圧力・温度の上昇防止) 73 (炉内圧力・温度の上昇防止) 74 (炉内圧力・温度の上昇防止) 75 (炉内圧力・温度の上昇防止) 76 (炉内圧力・温度の上昇防止) 77 (炉内圧力・温度の上昇防止) 78 (炉内圧力・温度の上昇防止) 79 (炉内圧力・温度の上昇防止) 80 (炉内圧力・温度の上昇防止) 81 (炉内圧力・温度の上昇防止) 82 (炉内圧力・温度の上昇防止) 83 (炉内圧力・温度の上昇防止) 84 (炉内圧力・温度の上昇防止) 85 (炉内圧力・温度の上昇防止) 86 (炉内圧力・温度の上昇防止) 87 (炉内圧力・温度の上昇防止) 88 (炉内圧力・温度の上昇防止) 89 (炉内圧力・温度の上昇防止) 90 (炉内圧力・温度の上昇防止) 91 (炉内圧力・温度の上昇防止) 92 (炉内圧力・温度の上昇防止) 93 (炉内圧力・温度の上昇防止) 94 (炉内圧力・温度の上昇防止) 95 (炉内圧力・温度の上昇防止) 96 (炉内圧力・温度の上昇防止) 97 (炉内圧力・温度の上昇防止) 98 (炉内圧力・温度の上昇防止) 99 (炉内圧力・温度の上昇防止)		

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>表58-11-2-3 表 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する成績とその分類について (30/55)</p> <table border="1" data-bbox="1294 156 1796 944"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>シナリオ 体系構成 (サブ表)</th> <th>系統構成図</th> <th>期待する成績</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5.4</td> <td>シナリオ 体系構成 (サブ表)</td> <td></td> <td> 圧力制御装置 1.5.4.1 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.2 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.3 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.4 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.5 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.6 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.7 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.8 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.9 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.10 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.11 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.12 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.13 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.14 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.15 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.16 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.17 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.18 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.19 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.20 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.21 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.22 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.23 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.24 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.25 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.26 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.27 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.28 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.29 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.30 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.31 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.32 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.33 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.34 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.35 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.36 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.37 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.38 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.39 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.40 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.41 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.42 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.43 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.44 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.45 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.46 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.47 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.48 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.49 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.50 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.51 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.52 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.53 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.54 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.55 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.56 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.57 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.58 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.59 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.60 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.61 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.62 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.63 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.64 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.65 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.66 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.67 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.68 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.69 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.70 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.71 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.72 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.73 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.74 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.75 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.76 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.77 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.78 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.79 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.80 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.81 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.82 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.83 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.84 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.85 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.86 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.87 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.88 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.89 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.90 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.91 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.92 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.93 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.94 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.95 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.96 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.97 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.98 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.99 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.100 圧力制御装置 (圧力) </td> <td> 組し組シナリオでSA (30) 表設 備との関係 30 表 (1) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (2) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (3) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (4) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (5) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (6) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (7) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (8) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (9) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (10) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (11) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (12) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (13) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (14) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (15) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (16) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (17) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (18) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (19) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (20) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (21) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (22) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (23) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (24) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (25) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (26) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (27) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (28) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (29) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (30) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (31) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (32) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (33) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (34) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (35) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (36) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (37) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (38) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (39) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (40) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (41) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (42) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (43) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (44) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (45) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (46) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (47) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (48) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (49) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (50) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (51) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (52) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (53) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (54) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (55) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (56) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (57) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (58) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (59) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (60) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (61) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (62) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (63) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (64) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (65) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (66) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (67) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (68) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (69) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (70) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (71) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (72) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (73) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (74) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (75) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (76) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (77) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (78) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (79) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (80) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (81) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (82) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (83) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (84) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (85) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (86) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (87) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (88) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (89) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (90) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (91) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (92) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (93) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (94) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (95) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (96) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (97) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (98) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (99) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (100) 圧力制御装置 (圧力) </td> </tr> </tbody> </table>	No.	シナリオ 体系構成 (サブ表)	系統構成図	期待する成績	分類	1.5.4	シナリオ 体系構成 (サブ表)		圧力制御装置 1.5.4.1 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.2 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.3 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.4 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.5 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.6 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.7 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.8 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.9 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.10 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.11 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.12 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.13 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.14 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.15 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.16 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.17 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.18 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.19 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.20 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.21 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.22 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.23 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.24 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.25 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.26 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.27 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.28 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.29 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.30 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.31 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.32 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.33 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.34 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.35 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.36 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.37 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.38 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.39 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.40 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.41 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.42 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.43 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.44 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.45 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.46 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.47 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.48 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.49 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.50 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.51 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.52 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.53 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.54 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.55 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.56 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.57 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.58 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.59 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.60 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.61 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.62 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.63 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.64 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.65 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.66 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.67 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.68 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.69 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.70 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.71 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.72 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.73 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.74 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.75 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.76 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.77 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.78 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.79 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.80 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.81 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.82 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.83 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.84 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.85 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.86 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.87 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.88 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.89 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.90 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.91 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.92 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.93 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.94 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.95 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.96 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.97 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.98 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.99 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.100 圧力制御装置 (圧力)	組し組シナリオでSA (30) 表設 備との関係 30 表 (1) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (2) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (3) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (4) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (5) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (6) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (7) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (8) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (9) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (10) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (11) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (12) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (13) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (14) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (15) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (16) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (17) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (18) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (19) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (20) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (21) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (22) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (23) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (24) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (25) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (26) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (27) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (28) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (29) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (30) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (31) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (32) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (33) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (34) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (35) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (36) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (37) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (38) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (39) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (40) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (41) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (42) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (43) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (44) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (45) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (46) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (47) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (48) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (49) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (50) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (51) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (52) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (53) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (54) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (55) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (56) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (57) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (58) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (59) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (60) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (61) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (62) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (63) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (64) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (65) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (66) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (67) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (68) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (69) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (70) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (71) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (72) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (73) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (74) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (75) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (76) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (77) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (78) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (79) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (80) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (81) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (82) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (83) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (84) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (85) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (86) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (87) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (88) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (89) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (90) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (91) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (92) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (93) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (94) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (95) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (96) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (97) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (98) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (99) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (100) 圧力制御装置 (圧力)	
No.	シナリオ 体系構成 (サブ表)	系統構成図	期待する成績	分類									
1.5.4	シナリオ 体系構成 (サブ表)		圧力制御装置 1.5.4.1 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.2 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.3 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.4 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.5 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.6 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.7 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.8 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.9 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.10 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.11 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.12 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.13 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.14 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.15 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.16 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.17 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.18 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.19 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.20 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.21 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.22 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.23 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.24 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.25 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.26 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.27 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.28 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.29 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.30 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.31 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.32 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.33 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.34 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.35 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.36 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.37 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.38 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.39 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.40 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.41 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.42 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.43 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.44 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.45 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.46 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.47 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.48 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.49 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.50 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.51 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.52 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.53 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.54 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.55 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.56 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.57 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.58 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.59 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.60 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.61 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.62 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.63 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.64 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.65 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.66 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.67 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.68 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.69 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.70 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.71 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.72 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.73 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.74 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.75 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.76 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.77 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.78 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.79 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.80 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.81 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.82 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.83 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.84 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.85 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.86 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.87 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.88 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.89 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.90 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.91 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.92 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.93 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.94 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.95 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.96 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.97 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.98 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.99 圧力制御装置 (圧力) 1.5.4.100 圧力制御装置 (圧力)	組し組シナリオでSA (30) 表設 備との関係 30 表 (1) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (2) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (3) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (4) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (5) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (6) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (7) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (8) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (9) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (10) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (11) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (12) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (13) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (14) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (15) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (16) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (17) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (18) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (19) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (20) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (21) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (22) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (23) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (24) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (25) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (26) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (27) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (28) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (29) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (30) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (31) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (32) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (33) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (34) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (35) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (36) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (37) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (38) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (39) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (40) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (41) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (42) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (43) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (44) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (45) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (46) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (47) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (48) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (49) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (50) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (51) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (52) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (53) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (54) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (55) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (56) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (57) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (58) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (59) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (60) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (61) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (62) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (63) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (64) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (65) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (66) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (67) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (68) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (69) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (70) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (71) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (72) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (73) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (74) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (75) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (76) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (77) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (78) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (79) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (80) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (81) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (82) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (83) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (84) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (85) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (86) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (87) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (88) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (89) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (90) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (91) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (92) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (93) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (94) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (95) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (96) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (97) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (98) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (99) 圧力制御装置 (圧力) 30 表 (100) 圧力制御装置 (圧力)									

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>表 58-11-2-37 条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類について (40/55)</p> <table border="1" data-bbox="1308 156 1525 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="1308 1038 1346 1198">No</th> <th data-bbox="1346 1038 1384 1198">シナリオ</th> <th data-bbox="1308 564 1346 1038">系統要素図</th> <th data-bbox="1308 363 1346 564">期待する設備</th> <th data-bbox="1308 156 1346 363">分相案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1335 1155 1346 1193">7.2.4</td> <td data-bbox="1346 1070 1384 1139">水蒸気発生機 (つづき)</td> <td data-bbox="1308 564 1346 1038"></td> <td data-bbox="1346 363 1384 564">可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット 代替格納容器スプレイポンプ出口積算装置 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型出射計測装置 (格納容器内) 隣接ユニット入口温度/出口温度</td> <td data-bbox="1384 156 1525 363">53 条 (格納容器気密確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (注水確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (格納容器気密確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (格納容器気密確認) 49 条 (自然対流評価) 58 条 (格納容器気密確認)</td> </tr> </tbody> </table>	No	シナリオ	系統要素図	期待する設備	分相案	7.2.4	水蒸気発生機 (つづき)		可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット 代替格納容器スプレイポンプ出口積算装置 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型出射計測装置 (格納容器内) 隣接ユニット入口温度/出口温度	53 条 (格納容器気密確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (注水確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (格納容器気密確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (格納容器気密確認) 49 条 (自然対流評価) 58 条 (格納容器気密確認)	
No	シナリオ	系統要素図	期待する設備	分相案									
7.2.4	水蒸気発生機 (つづき)		可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット 代替格納容器スプレイポンプ出口積算装置 格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型出射計測装置 (格納容器内) 隣接ユニット入口温度/出口温度	53 条 (格納容器気密確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (注水確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (格納容器気密確認) 49 条 (代替格納容器スプレイ) 58 条 (格納容器気密確認) 49 条 (自然対流評価) 58 条 (格納容器気密確認)									

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
		<p>表58-11-2-37条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類について (42/55)</p> <table border="1" data-bbox="1301 164 1451 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="1301 978 1330 1126">No</th> <th data-bbox="1301 730 1330 978">シナリオ</th> <th data-bbox="1301 544 1330 730">記載範囲</th> <th data-bbox="1301 357 1330 544">期待する設備</th> <th data-bbox="1301 164 1330 357">分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1330 978 1359 1126">7.3.1</td> <td data-bbox="1330 730 1359 978">想定事故1 (ツツき)</td> <td data-bbox="1330 544 1359 730"></td> <td data-bbox="1330 357 1359 544">使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ</td> <td data-bbox="1330 164 1359 357">54条 (使用済燃料ピット上部空間検査手続設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1359 357 1388 544">使用済燃料ピット水位 (可搬型)</td> <td data-bbox="1359 164 1388 357">58条 (使用済燃料ピット状態監視設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1388 164 1417 357">54条 (使用済燃料ピット状態監視設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1417 164 1447 357">58条 (使用済燃料ピット状態監視設)</td> </tr> </tbody> </table>	No	シナリオ	記載範囲	期待する設備	分類	7.3.1	想定事故1 (ツツき)		使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	54条 (使用済燃料ピット上部空間検査手続設)				使用済燃料ピット水位 (可搬型)	58条 (使用済燃料ピット状態監視設)					54条 (使用済燃料ピット状態監視設)					58条 (使用済燃料ピット状態監視設)	
No	シナリオ	記載範囲	期待する設備	分類																								
7.3.1	想定事故1 (ツツき)		使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	54条 (使用済燃料ピット上部空間検査手続設)																								
			使用済燃料ピット水位 (可搬型)	58条 (使用済燃料ピット状態監視設)																								
				54条 (使用済燃料ピット状態監視設)																								
				58条 (使用済燃料ピット状態監視設)																								

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
		<p>表 58-11-2 4 条 (重大事故対策対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分室について (45/55)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>シナリオ</th> <th>当該設備</th> <th>期待する設備</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="17">7.4.1 燃料冷却機能喪失(冷却材不足)による炉心の過熱(燃料棒破損)の防止(炉心の冷却) (7/7)</td> <td rowspan="17"></td> <td rowspan="17"></td> <td>ポンプ(代替機)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-1 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-2 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-3 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-4 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-5 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-6 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-7 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-8 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-9 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-10 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-11 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-12 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-13 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-14 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> <tr> <td>C、D-15 炉心冷却系(炉心冷却系)</td> <td>09 条 (自然対流炉)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	シナリオ	当該設備	期待する設備	分類	7.4.1 燃料冷却機能喪失(冷却材不足)による炉心の過熱(燃料棒破損)の防止(炉心の冷却) (7/7)			ポンプ(代替機)	09 条 (自然対流炉)	C、D-1 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-2 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-3 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-4 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-5 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-6 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-7 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-8 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-9 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-10 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-11 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-12 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-13 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-14 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	C、D-15 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)	
No.	シナリオ	当該設備	期待する設備	分類																																							
7.4.1 燃料冷却機能喪失(冷却材不足)による炉心の過熱(燃料棒破損)の防止(炉心の冷却) (7/7)			ポンプ(代替機)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-1 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-2 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-3 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-4 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-5 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-6 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-7 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-8 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-9 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-10 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-11 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-12 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-13 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-14 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							
			C、D-15 炉心冷却系(炉心冷却系)	09 条 (自然対流炉)																																							

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																											
		<p style="text-align: center;">表 58-11-2 苛蒸 (重大事故対策の有効性評価) 各シナリオにおいて関係する設備とその分類について (40/55)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>シナリオ 1.4.1 地震動による 機器故障 による停止時 の炉停止 (フェーズ 1)</th> <th>系統影響 項目</th> <th>保持する設備 の種類</th> <th>分類 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>6 号機 (区分) 7 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>7 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>8 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>9 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>10 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>11 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>12 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>13 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>14 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>15 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>16 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>17 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>18 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>19 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>20 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>21 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>22 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>23 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>24 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>25 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>26 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>27 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>28 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>29 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>30 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>31 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>32 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>33 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>34 号機 (区分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・高圧降圧機 降圧機</td> <td>35 号機 (区分)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	シナリオ 1.4.1 地震動による 機器故障 による停止時 の炉停止 (フェーズ 1)	系統影響 項目	保持する設備 の種類	分類 区分				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	6 号機 (区分) 7 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	7 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	8 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	9 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	10 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	11 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	12 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	13 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	14 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	15 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	16 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	17 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	18 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	19 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	20 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	21 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	22 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	23 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	24 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	25 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	26 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	27 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	28 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	29 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	30 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	31 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	32 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	33 号機 (区分)				高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	34 号機 (区分)				中・高圧降圧機 降圧機	35 号機 (区分)	
No.	シナリオ 1.4.1 地震動による 機器故障 による停止時 の炉停止 (フェーズ 1)	系統影響 項目	保持する設備 の種類	分類 区分																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	6 号機 (区分) 7 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	7 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	8 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	9 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	10 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	11 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	12 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	13 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	14 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	15 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	16 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	17 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	18 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	19 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	20 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	21 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	22 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	23 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	24 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	25 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	26 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	27 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	28 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	29 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	30 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	31 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	32 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	33 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			高圧昇圧機・中・高圧降圧機 降圧機	34 号機 (区分)																																																																																																																																																										
			中・高圧降圧機 降圧機	35 号機 (区分)																																																																																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>表58-11-2-37条（重大事故等対策の有効性評価）各シナリオにおいて期待する設備とその分類について（47/55）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>シナリオ</th> <th>系統範囲</th> <th>期待する設備</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.4.1</td> <td>炉熱供給止機 燃料失(炉熱) 低下系の故障 による停止時 の待機監視 (運転停止中 の炉子炉) (つっつき)</td> <td></td> <td> 1次冷却器温度(029A、0150)監視 加圧器水位 燃料流量用本体シット水位 1次冷却器圧力(026C) (炉内格納容器スプレイング出口)流量 原子炉格納容器排水 原子炉格納容器排水 炉内注入装置 格納容器内循環ポンプ外配(029D) (格納容器内循環ポンプ外配(096D)) 格納容器生産量 格納容器排水温度 格納容器排水流量(格納容器排水流量) 格納容器排水温度(格納容器排水温度) 格納容器排水流量(格納容器排水流量) </td> <td> 54条(原子炉格納容器監視) 56条(原子炉格納容器監視) 47条(本質) 54条(本質確認) 54条(原子炉格納容器監視) 47条(炉内格納容器監視) 54条(圧水確認) 54条(格納容器排水確認) 47条(本質) 54条(格納容器排水確認) 54条(格納容器排水確認) </td> </tr> </tbody> </table>	No	シナリオ	系統範囲	期待する設備	分類	7.4.1	炉熱供給止機 燃料失(炉熱) 低下系の故障 による停止時 の待機監視 (運転停止中 の炉子炉) (つっつき)		1次冷却器温度(029A、0150)監視 加圧器水位 燃料流量用本体シット水位 1次冷却器圧力(026C) (炉内格納容器スプレイング出口)流量 原子炉格納容器排水 原子炉格納容器排水 炉内注入装置 格納容器内循環ポンプ外配(029D) (格納容器内循環ポンプ外配(096D)) 格納容器生産量 格納容器排水温度 格納容器排水流量(格納容器排水流量) 格納容器排水温度(格納容器排水温度) 格納容器排水流量(格納容器排水流量)	54条(原子炉格納容器監視) 56条(原子炉格納容器監視) 47条(本質) 54条(本質確認) 54条(原子炉格納容器監視) 47条(炉内格納容器監視) 54条(圧水確認) 54条(格納容器排水確認) 47条(本質) 54条(格納容器排水確認) 54条(格納容器排水確認)	
No	シナリオ	系統範囲	期待する設備	分類									
7.4.1	炉熱供給止機 燃料失(炉熱) 低下系の故障 による停止時 の待機監視 (運転停止中 の炉子炉) (つっつき)		1次冷却器温度(029A、0150)監視 加圧器水位 燃料流量用本体シット水位 1次冷却器圧力(026C) (炉内格納容器スプレイング出口)流量 原子炉格納容器排水 原子炉格納容器排水 炉内注入装置 格納容器内循環ポンプ外配(029D) (格納容器内循環ポンプ外配(096D)) 格納容器生産量 格納容器排水温度 格納容器排水流量(格納容器排水流量) 格納容器排水温度(格納容器排水温度) 格納容器排水流量(格納容器排水流量)	54条(原子炉格納容器監視) 56条(原子炉格納容器監視) 47条(本質) 54条(本質確認) 54条(原子炉格納容器監視) 47条(炉内格納容器監視) 54条(圧水確認) 54条(格納容器排水確認) 47条(本質) 54条(格納容器排水確認) 54条(格納容器排水確認)									

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

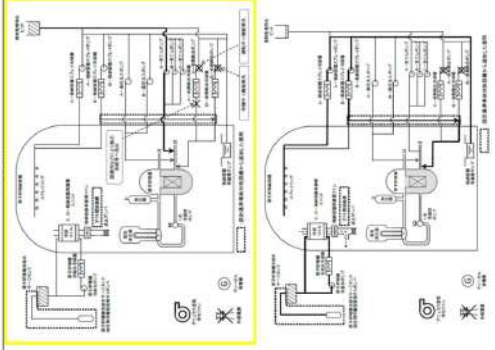
飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<p>表 58-11-2-37 条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて開閉する設備とその分類について (49/55)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>シナリオ</th> <th>系統範囲</th> <th>開閉する設備</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">7.4.2</td> <td rowspan="15">交流(電圧)発電機出力調整中 の原子炉 (7.2.5条)</td> <td rowspan="15"></td> <td>非常用炉心冷却設備(補助冷却・非一代) 47条 (既設)</td> <td>分断機</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却炉(炉心冷却システム)設備配管・非一代(既設)</td> <td>47条 (既設)</td> </tr> <tr> <td>冷却炉配管(冷却炉・非一代)等(既設)</td> <td>47条 (既設)</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 (既設)</td> <td>47条 (既設)</td> </tr> <tr> <td>(既設)発電機、1次冷却炉ポンプ(既設)、1次冷却炉配管、加圧ポンプ(既設)</td> <td>47条 (既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管</td> <td>47条 (注:本表)</td> </tr> <tr> <td>はろ輸送入タンク (備用注入機)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管配管・非一代(既設)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管配管・非一代(既設)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管配管・非一代(既設)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管配管・非一代(既設)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管配管・非一代(既設)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管配管・非一代(既設)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> <tr> <td>原子炉配管配管・非一代(既設)</td> <td>47条(注:本表)等(既設)</td> </tr> </tbody> </table>	No	シナリオ	系統範囲	開閉する設備	分類	7.4.2	交流(電圧)発電機出力調整中 の原子炉 (7.2.5条)		非常用炉心冷却設備(補助冷却・非一代) 47条 (既設)	分断機	原子炉冷却炉(炉心冷却システム)設備配管・非一代(既設)	47条 (既設)	冷却炉配管(冷却炉・非一代)等(既設)	47条 (既設)	1次冷却設備 (既設)	47条 (既設)	(既設)発電機、1次冷却炉ポンプ(既設)、1次冷却炉配管、加圧ポンプ(既設)	47条 (既設)	原子炉配管	47条 (注:本表)	はろ輸送入タンク (備用注入機)	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)	原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)	
No	シナリオ	系統範囲	開閉する設備	分類																																					
7.4.2	交流(電圧)発電機出力調整中 の原子炉 (7.2.5条)		非常用炉心冷却設備(補助冷却・非一代) 47条 (既設)	分断機																																					
			原子炉冷却炉(炉心冷却システム)設備配管・非一代(既設)	47条 (既設)																																					
			冷却炉配管(冷却炉・非一代)等(既設)	47条 (既設)																																					
			1次冷却設備 (既設)	47条 (既設)																																					
			(既設)発電機、1次冷却炉ポンプ(既設)、1次冷却炉配管、加圧ポンプ(既設)	47条 (既設)																																					
			原子炉配管	47条 (注:本表)																																					
			はろ輸送入タンク (備用注入機)	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)																																					
			原子炉配管配管・非一代(既設)	47条(注:本表)等(既設)																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>表 58-11-2 37条 (重大事象等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類について (50/58)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1294 922 1742 957">No</th> <th data-bbox="1294 957 1742 992">シナリオ</th> <th data-bbox="1294 992 1742 1027">系統機組</th> <th data-bbox="1294 1027 1742 1062">期待する設備</th> <th data-bbox="1294 1062 1742 1098">分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 1098 1742 1133">7.4.2</td> <td data-bbox="1294 1133 1742 1168">全系統力電圧低下時 (運転員による復旧) (つづき)</td> <td data-bbox="1294 1168 1742 1203"></td> <td data-bbox="1294 1203 1742 1238"> 中央制御室空調装置スタート・ストップ (冷却) 中央制御室 中央制御室窓へ 低圧注入流量 1次冷却材温度 (圧減-高圧側) 1次冷却材温度 (圧減-低圧側) 加圧器水位 1次冷却材圧力 (広域) 燃料粘り度用 水レベル水位 代替燃料容器 スプレイポンプ出口流量流量 原子炉燃料容器圧力 低圧注入流量 燃料容器内温度センシング水位 (広域) 燃料容器内温度センシング水位 (狭域) 燃料容器内温度 (AM用) 燃料容器内温度 可燃物温度再燃器 (燃料容器内温度モニタリング) 入口温度 / 出口温度 </td> <td data-bbox="1294 1238 1742 1305"> 59条 (冷却) 59条 (居住性の確保) 59条 (居住性の確保) 58条 (運転員用) 58条 (運転員用) 58条 (原子炉中絶確認) 58条 (原子炉中絶確認) 58条 (原子炉中絶確認) 47条 (水質) 58条 (大型機器) 47条 (代替炉心注水) 58条 (注水確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 47条 (水質) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 49条 (自然空冷冷却) 58条 (燃料容器状態確認) </td> </tr> </tbody> </table>	No	シナリオ	系統機組	期待する設備	分類	7.4.2	全系統力電圧低下時 (運転員による復旧) (つづき)		中央制御室空調装置スタート・ストップ (冷却) 中央制御室 中央制御室窓へ 低圧注入流量 1次冷却材温度 (圧減-高圧側) 1次冷却材温度 (圧減-低圧側) 加圧器水位 1次冷却材圧力 (広域) 燃料粘り度用 水レベル水位 代替燃料容器 スプレイポンプ出口流量流量 原子炉燃料容器圧力 低圧注入流量 燃料容器内温度センシング水位 (広域) 燃料容器内温度センシング水位 (狭域) 燃料容器内温度 (AM用) 燃料容器内温度 可燃物温度再燃器 (燃料容器内温度モニタリング) 入口温度 / 出口温度	59条 (冷却) 59条 (居住性の確保) 59条 (居住性の確保) 58条 (運転員用) 58条 (運転員用) 58条 (原子炉中絶確認) 58条 (原子炉中絶確認) 58条 (原子炉中絶確認) 47条 (水質) 58条 (大型機器) 47条 (代替炉心注水) 58条 (注水確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 47条 (水質) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 49条 (自然空冷冷却) 58条 (燃料容器状態確認)	
No	シナリオ	系統機組	期待する設備	分類									
7.4.2	全系統力電圧低下時 (運転員による復旧) (つづき)		中央制御室空調装置スタート・ストップ (冷却) 中央制御室 中央制御室窓へ 低圧注入流量 1次冷却材温度 (圧減-高圧側) 1次冷却材温度 (圧減-低圧側) 加圧器水位 1次冷却材圧力 (広域) 燃料粘り度用 水レベル水位 代替燃料容器 スプレイポンプ出口流量流量 原子炉燃料容器圧力 低圧注入流量 燃料容器内温度センシング水位 (広域) 燃料容器内温度センシング水位 (狭域) 燃料容器内温度 (AM用) 燃料容器内温度 可燃物温度再燃器 (燃料容器内温度モニタリング) 入口温度 / 出口温度	59条 (冷却) 59条 (居住性の確保) 59条 (居住性の確保) 58条 (運転員用) 58条 (運転員用) 58条 (原子炉中絶確認) 58条 (原子炉中絶確認) 58条 (原子炉中絶確認) 47条 (水質) 58条 (大型機器) 47条 (代替炉心注水) 58条 (注水確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 47条 (水質) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 58条 (燃料容器状態確認) 49条 (自然空冷冷却) 58条 (燃料容器状態確認)									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p>表58-11-2-37条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類について (51/55)</p>  <table border="1" data-bbox="1288 159 1814 486"> <thead> <tr> <th>期待する設備</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気ムサシ</td> <td>43条 (ポンプ)</td> </tr> <tr> <td>燃料循環用ポンプ</td> <td>44条 (本体)</td> </tr> <tr> <td>ライオンモーター発電機</td> <td>45条 (発電機)</td> </tr> <tr> <td>タービン発電機</td> <td>46条 (発電機)</td> </tr> <tr> <td>タービン発電機用冷却水循環ポンプ</td> <td>47条 (ポンプ)</td> </tr> <tr> <td>タービン発電機用冷却水循環ポンプ</td> <td>48条 (ポンプ)</td> </tr> </tbody> </table>	期待する設備	分類	蒸気ムサシ	43条 (ポンプ)	燃料循環用ポンプ	44条 (本体)	ライオンモーター発電機	45条 (発電機)	タービン発電機	46条 (発電機)	タービン発電機用冷却水循環ポンプ	47条 (ポンプ)	タービン発電機用冷却水循環ポンプ	48条 (ポンプ)	
期待する設備	分類																
蒸気ムサシ	43条 (ポンプ)																
燃料循環用ポンプ	44条 (本体)																
ライオンモーター発電機	45条 (発電機)																
タービン発電機	46条 (発電機)																
タービン発電機用冷却水循環ポンプ	47条 (ポンプ)																
タービン発電機用冷却水循環ポンプ	48条 (ポンプ)																

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
		<p>表 58-11-2-37 条 (重大事故等対策の有効性評価) 各シナリオにおいて期待する設備とその分類について (54/55)</p> <table border="1" data-bbox="1310 164 1624 1220"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>シナリオ</th> <th>系統概要</th> <th>期待する設備</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.4.3</td> <td>原子炉冷卻材の流出(運転停止中の原子炉)(つづき)</td> <td></td> <td>1 次冷却材温度 (広域一低温度)</td> <td>58 条 (原子炉状態確認)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料液層用水レベル水位</td> <td>47 条 (水頭)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>58 条 (水頭確認)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高圧圧入流量</td> <td>58 条 (格納容器状態確認)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>58 条設計基準仕様(解任上使用)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td> <td>47 条 (水頭)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td> <td>58 条 (格納容器状態確認)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>格納容器内温度</td> <td>47 条 (水頭)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>格納容器圧力 (AM用)</td> <td>58 条 (格納容器状態確認)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可換型風壓計測装置(格納容器再循環ユニット)入口温度/出口温度)</td> <td>58 条 (格納容器状態確認)</td> </tr> </tbody> </table>	No	シナリオ	系統概要	期待する設備	分類	7.4.3	原子炉冷卻材の流出(運転停止中の原子炉)(つづき)		1 次冷却材温度 (広域一低温度)	58 条 (原子炉状態確認)				燃料液層用水レベル水位	47 条 (水頭)				原子炉格納容器圧力	58 条 (水頭確認)				高圧圧入流量	58 条 (格納容器状態確認)				格納容器再循環サンプ水位 (広域)	58 条設計基準仕様(解任上使用)				格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	47 条 (水頭)				格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	58 条 (格納容器状態確認)				格納容器内温度	47 条 (水頭)				格納容器圧力 (AM用)	58 条 (格納容器状態確認)				可換型風壓計測装置(格納容器再循環ユニット)入口温度/出口温度)	58 条 (格納容器状態確認)	
No	シナリオ	系統概要	期待する設備	分類																																																						
7.4.3	原子炉冷卻材の流出(運転停止中の原子炉)(つづき)		1 次冷却材温度 (広域一低温度)	58 条 (原子炉状態確認)																																																						
			燃料液層用水レベル水位	47 条 (水頭)																																																						
			原子炉格納容器圧力	58 条 (水頭確認)																																																						
			高圧圧入流量	58 条 (格納容器状態確認)																																																						
			格納容器再循環サンプ水位 (広域)	58 条設計基準仕様(解任上使用)																																																						
			格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	47 条 (水頭)																																																						
			格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	58 条 (格納容器状態確認)																																																						
			格納容器内温度	47 条 (水頭)																																																						
			格納容器圧力 (AM用)	58 条 (格納容器状態確認)																																																						
			可換型風壓計測装置(格納容器再循環ユニット)入口温度/出口温度)	58 条 (格納容器状態確認)																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(大阪該当資料なし)</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>サブプレッションプール等水位上昇時の計装設備への影響について</p> <p>1. はじめに</p> <p>格納容器破損防止対策において、外部水源による原子炉注水、格納容器スプレイを継続した場合、サブプレッションチェンバのプール水の水位は上昇するが、真空破壊装置が水没しないように外部水源注水量制限 (サブプレッションプール水位が通常水位+約2m) を設け、制限に達した場合は格納容器スプレイを停止する。</p> <p>有効性評価シナリオにおいて、最もサブプレッションチェンバ内の水位が上昇するシナリオは、格納容器過圧・過温破損 (代替循環冷却系を使用できない場合) シナリオであり、格納容器ベント実施による圧力低下によりサブプレッションチェンバのプール水の水位は、真空破壊装置下端付近まで上昇する評価となる。</p> <p>また、格納容器下部注水及び格納容器スプレイを継続した場合、ドライウェル水位はベント管下端付近まで上昇する評価となる。</p> <p>ここでは、サブプレッションチェンバのプール水の水位及びドライウェル水位が上昇した場合の計装設備への影響を評価する。</p> <p>2. 評価結果</p> <p>格納容器内に設置される重大事故等時に使用する計装設備は、原子炉圧力容器温度、ドライウェル温度、格納容器内水素濃度 (D/W)、ドライウェル水位、原子炉格納容器下部温度、原子炉格納容器下部水位、格納容器内水素濃度 (S/C)、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度があり、サブプレッションプール水位及びドライウェル水位が上昇した場合の計装設備への影響を以下のとおり評価した。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>格納容器内水位上昇時の計装設備への影響について</p> <p>1. はじめに</p> <p>格納容器破損防止対策において、外部水源による原子炉注水、格納容器スプレイを継続した場合、格納容器内の水位は上昇するが、格納容器再循環ユニットの吸気ダクトが水没しないように外部水源注水量制限 (格納容器再循環ユニットの吸気ダクト下端付近) を設け、制限に達した場合は格納容器注水を停止する。</p> <p>有効性評価シナリオにおいて、最も格納容器内の水位が上昇するシナリオは、格納容器過圧破損シナリオであり、外部水源による原子炉注水、格納容器スプレイ実施により格納容器内の水位は、格納容器再循環ユニットの吸気ダクト下端付近まで上昇する評価となる。</p> <p>ここでは、格納容器内の水位が上昇した場合の計装設備への影響を評価する。</p> <p>2. 評価結果</p> <p>格納容器内に設置される重大事故等時に使用する計装設備は、1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)、1次冷却材圧力 (広域)、加圧器水位、原子炉容器水位、格納容器内温度、原子炉格納容器圧力、格納容器圧力 (AM用)、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、蒸気発生器水位 (広域)、蒸気発生器水位 (狭域)、原子炉格納容器内水素処理装置温度及び格納容器水素イグナイタ温度があり、格納容器内水位が上昇した場合の計装設備へ</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、格納容器除熱手段として格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却を行うこととしており、格納容器内の水位については格納容器再循環ユニットの給気ダクトが水没しないことを制限としている。 ■記載表現の相違 ・外部水源による原子炉注水、格納容器スプレイを継続した場合としており、スプレイではなく注水とした。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1表に格納容器内の計装設備の設置高さを、第1図に格納容器内の計装設備の配置を示す。</p> <p>(1) サプレッションプール水位が上昇した場合の計装設備への影響 サプレッションプール水位が真空破壊装置下端まで上昇した場合、格納容器内に設置される重大事故等時に使用する計装設備のうち、通常運転時から水面下に設置しているサプレッションプール水温度は水面以下となる状態が継続する。 サプレッションプール水温度は、検出器から電気貫通部までの間に接続部を設けない構造とすることで、水没により機能喪失しない設計としている。 また、重大事故等時の耐環境性向上（格納容器の限界温度・圧力である200℃、854kPaの蒸気条件下での健全性確保）を図る設計としている。</p> <p>(2) ドライウェル水位が上昇した場合の計装設備への影響 ドライウェル水位がベント管下端まで上昇した場合、格納容器内に設置される重大事故等時に使用する計装設備のうち、ドライウェル水位、原子炉格納容器下部温度及び原子炉格納容器下部水位は、ドライウェル水位の上昇により水没する。</p> <p>これらの重大事故等時に使用する計装設備は、検出器から電気貫通部までの間に接続部を設けない構造とすることで、水没により機能喪失しない設計としている。また、重大事故等時の耐環境性向上（格納容器の限界温度・圧力である200℃、854kPaの蒸気条件下での健全性確保）を図る設計としている。</p>	<p>の影響を以下のとおり評価した。</p> <p>第1表に格納容器内の計装設備の設置高さを、第1図に格納容器内の計装設備の配置を示す。</p> <p>格納容器内水位が格納容器水位の検出器まで上昇した場合、格納容器内に設置される重大事故等時に使用する計装設備のうち、1次冷却材温度（広域－高温側）、1次冷却材温度（広域－低温側）、1次冷却材圧力（広域）、加圧器水位、原子炉容器水位、原子炉格納容器圧力、格納容器再循環サンプ水位（広域）、格納容器再循環サンプ水位（狭域）、原子炉下部キャビティ水位、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、蒸気発生器水位（広域）並びに原子炉格納容器内水素処理装置温度及び格納容器水素イグナイト温度の一部は、格納容器内水位の上昇により水没する。</p> <p>これらの重大事故等時に使用する計装設備は、水没後は機能維持を期待せず、水没しない位置に設置している重大事故等時に使用する計装設備を用いてプラント状態を監視する設計としている。また、重大事故等時の耐環境性向上（重大事故等時の環境条件下（最大約141℃、約0.360MPaの蒸気条件下）での健全性確保）を図る設計としている。</p>	<p>■記載方針の相違 ・PWRとBWRにおける耐環境性試験の相違。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 原子炉格納容器内の計装設備の設置高さ

計装設備 ^{※1}	個数	検出器設置高さ	影響評価
①原子炉圧力容器温度	5		原子炉圧力容器温度6個は水没しない。なお、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
②ドライウエール温度	11		ドライウエール温度11個は水没しない。なお、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
③格納容器内水素濃度(O/W)	2		格納容器内水素濃度(O/W)2個は水没しない。なお、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
④ドライウエール水位	6		ドライウエール水位(電極式)6個は水没するが、水位計であり、また、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
⑤原子炉格納容器下部温度	12		原子炉格納容器下部温度12個は水没するが、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
⑥原子炉格納容器下部水位	12		原子炉格納容器下部水位(電極式)12個は水没するが、水位計であり、また、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
⑦格納容器内水素濃度(S/O)	2		格納容器内水素濃度(S/O)2個は水没しない。なお、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
⑧圧力制御室内空気温度	4		圧力制御室内空気温度4個は水没しない。なお、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。
⑨サブプレッションブール水温	16		サブプレッションブール水温16個は水没するが、検出器から電気貫通部までの間に検検部を設けない構造とすることで、事故時の耐環境性向上を図る設計としている。

※1 表中の丸数字は第1図の丸数字に対応する。

枠囲みの内容は部業議後の観点から公開できません。

第1表 格納容器内の計装設備の設置高さ (1/4)

計装設備 (注1)	個数	検出器設置高さ	影響評価
① 1次冷却材温度 (広域-高温側)	3	FL.T.P.17.8m	1 狭域冷却材温度 (広域-高温側) 3個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。
② 1次冷却材温度 (広域-低温側)	3	FL.T.P.17.8m	1 狭域冷却材温度 (広域-低温側) 3個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。
③ 1次冷却材圧力 (広域)	2	FL.T.P.17.8m	1 狭域冷却材圧力 (広域) 2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。
④ 加圧器水位	2	FL.T.P.17.8m	加圧器水位2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。
⑤ 原子炉容器水位	1	FL.T.P.17.8m	原子炉容器水位1個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。
⑥ 格納容器内温度	2	FL.T.P.38.9m	格納容器内温度2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。

(注1) 計装設備の番号は、第1図における計装設備の番号と同じ。

【女川】炉型の相違
 ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータ (計装設備) が異なるため、比較対象外としている。以降、同表において同じ。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 (女川なし)	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>第1表 格納容器内の計装設備の設置高さ (2/4)</p> <p style="text-align: center;">影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計装設備 (注1)</th> <th>個数</th> <th>検出器 設置高さ</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㉗ 原子炉格納容器圧力</td> <td>2</td> <td>Fl. T. P. 17.8m</td> <td>原子炉格納容器圧力2個の検出器は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>㉘ 格納容器圧力 (AM用)</td> <td>2</td> <td>Fl. T. P. 24.8m</td> <td>格納容器圧力 (AM用) の検出器2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>㉙ 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>2</td> <td>Fl. T. P. 12.1m</td> <td>格納容器再循環サンプ水位 (広域) 2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>㉚ 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td> <td>2</td> <td>Fl. T. P. 12.1m</td> <td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域) 2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>㉛ 格納容器水位</td> <td>1</td> <td></td> <td>格納容器水位1個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>㉜ 原子炉下部キャビティ水位</td> <td>1</td> <td></td> <td>原子炉下部キャビティ水位1個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計装設備の番号は、第1図における計装設備の番号と同一。 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	計装設備 (注1)	個数	検出器 設置高さ	影響評価	㉗ 原子炉格納容器圧力	2	Fl. T. P. 17.8m	原子炉格納容器圧力2個の検出器は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	㉘ 格納容器圧力 (AM用)	2	Fl. T. P. 24.8m	格納容器圧力 (AM用) の検出器2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	㉙ 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	2	Fl. T. P. 12.1m	格納容器再循環サンプ水位 (広域) 2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	㉚ 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	2	Fl. T. P. 12.1m	格納容器再循環サンプ水位 (狭域) 2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	㉛ 格納容器水位	1		格納容器水位1個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	㉜ 原子炉下部キャビティ水位	1		原子炉下部キャビティ水位1個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	
計装設備 (注1)	個数	検出器 設置高さ	影響評価																												
㉗ 原子炉格納容器圧力	2	Fl. T. P. 17.8m	原子炉格納容器圧力2個の検出器は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
㉘ 格納容器圧力 (AM用)	2	Fl. T. P. 24.8m	格納容器圧力 (AM用) の検出器2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
㉙ 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	2	Fl. T. P. 12.1m	格納容器再循環サンプ水位 (広域) 2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
㉚ 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	2	Fl. T. P. 12.1m	格納容器再循環サンプ水位 (狭域) 2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
㉛ 格納容器水位	1		格納容器水位1個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
㉜ 原子炉下部キャビティ水位	1		原子炉下部キャビティ水位1個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 (女川なし)	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>第1表 格納容器内の計装設備の設置高さ (3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計装設備 (注1)</th> <th style="width: 10%;">個数</th> <th style="width: 15%;">検出器 設置高さ</th> <th style="width: 45%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑬ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>2</td> <td>Fl. T. P. 40. 2m</td> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)</td> <td>2</td> <td>Fl. T. P. 40. 2m</td> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) 2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>⑮ 出力領域中性子束</td> <td>4</td> <td>T. P. 17. 6m</td> <td>出力領域中性子束4個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>⑯ 中間領域中性子束</td> <td>2</td> <td>T. P. 17. 6m</td> <td>中間領域中性子束2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>⑰ 中性子源領域中性子束</td> <td>2</td> <td>T. P. 17. 6m</td> <td>中性子源領域中性子束2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>⑱ 蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>3</td> <td>Fl. T. P. 17. 8m</td> <td>蒸気発生器水位 (広域) 3個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計装設備の番号は、第1図における計装設備の番号と同じ。</p>	計装設備 (注1)	個数	検出器 設置高さ	影響評価	⑬ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2	Fl. T. P. 40. 2m	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	⑭ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2	Fl. T. P. 40. 2m	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) 2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	⑮ 出力領域中性子束	4	T. P. 17. 6m	出力領域中性子束4個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	⑯ 中間領域中性子束	2	T. P. 17. 6m	中間領域中性子束2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	⑰ 中性子源領域中性子束	2	T. P. 17. 6m	中性子源領域中性子束2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	⑱ 蒸気発生器水位 (広域)	3	Fl. T. P. 17. 8m	蒸気発生器水位 (広域) 3個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	
計装設備 (注1)	個数	検出器 設置高さ	影響評価																												
⑬ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2	Fl. T. P. 40. 2m	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
⑭ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2	Fl. T. P. 40. 2m	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) 2個は水没しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
⑮ 出力領域中性子束	4	T. P. 17. 6m	出力領域中性子束4個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
⑯ 中間領域中性子束	2	T. P. 17. 6m	中間領域中性子束2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
⑰ 中性子源領域中性子束	2	T. P. 17. 6m	中性子源領域中性子束2個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												
⑱ 蒸気発生器水位 (広域)	3	Fl. T. P. 17. 8m	蒸気発生器水位 (広域) 3個は水没し、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 (女川なし)	泊発電所3号炉	相違理由																
		<p>第1表 格納容器内の計装設備の設置高さ (4/4)</p> <table border="1" data-bbox="1276 247 1594 1136"> <thead> <tr> <th>計装設備 (注1)</th> <th>個数</th> <th>検出器 設置高さ</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸ 蒸気発生器水位 (特域)</td> <td>6</td> <td>F.L.T.P. 24.8m</td> <td>蒸気発生器水位 (特域) 6個は本設しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>㊹ 原子炉格納容器内水素処理装置温度</td> <td>5</td> <td></td> <td>原子炉格納容器内水素処理装置温度5個のうち、一部の未設する検出器は、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> <tr> <td>㊺ 格納容器水素イグナイト温度</td> <td>13</td> <td></td> <td>格納容器水素イグナイト温度13個のうち、一部の未設する検出器は、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計装設備の番号は、第1図における計装設備の番号と同じ。</p>	計装設備 (注1)	個数	検出器 設置高さ	影響評価	㊸ 蒸気発生器水位 (特域)	6	F.L.T.P. 24.8m	蒸気発生器水位 (特域) 6個は本設しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	㊹ 原子炉格納容器内水素処理装置温度	5		原子炉格納容器内水素処理装置温度5個のうち、一部の未設する検出器は、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	㊺ 格納容器水素イグナイト温度	13		格納容器水素イグナイト温度13個のうち、一部の未設する検出器は、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。	<p>相違理由</p> <p style="text-align: center;">□ 特図の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
計装設備 (注1)	個数	検出器 設置高さ	影響評価																
㊸ 蒸気発生器水位 (特域)	6	F.L.T.P. 24.8m	蒸気発生器水位 (特域) 6個は本設しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																
㊹ 原子炉格納容器内水素処理装置温度	5		原子炉格納容器内水素処理装置温度5個のうち、一部の未設する検出器は、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																
㊺ 格納容器水素イグナイト温度	13		格納容器水素イグナイト温度13個のうち、一部の未設する検出器は、水没後は機能維持を期待しない。なお、事故時の耐環境性向上を図る設計としており、事故時の環境条件下での健全性を試験により確認している。																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図 原子炉格納容器内の計装設備の配置</p> <p>枠囲みの内容は高度機密の観点から公開できません。</p>	<p>第1図 概略系統図</p> <p>枠囲みの内容は高度機密に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータ (計装設備) が異なるため、比較対象外としている。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>(大飯該当資料なし)</p>	<p>別紙2</p> <p>原子炉格納容器下部水位及びドライウエル水位の計測設備について</p> <p>1. 概要 原子炉格納容器下部水位及びドライウエル水位の監視のために設置する計測設備の概要を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉格納容器下部水位 a. 設置目的 原子炉格納容器下部水位検出器は、重大事故等時において、原子炉格納容器下部への注水による圧力容器ベドスタル部の蓄水状況を把握するために設置するものである。</p> <p>b. 主要仕様 主要仕様を表1に示す。</p> <table border="1" data-bbox="667 651 1227 766"> <caption>表1 原子炉格納容器下部水位の主要仕様</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計測範囲^{※1}</th> <th>個数</th> <th>誤差</th> <th>耐環境試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電極式水位検出器</td> <td>0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m (0.P. -2000mm, -1500mm, -1000mm, -500mm, 0mm, 300mm)</td> <td>12</td> <td>-5~+10mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 計測範囲の零は、原子炉格納容器下部 (圧力容器ベドスタル底部) ※2: センサは無機物で構成しており、耐放射線性を有している。</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>c. 機器配置 検出器の配置場所を図1及び図2に示す。</p> <p>(2) ドライウエル水位 a. 設置目的 ドライウエル水位検出器は、重大事故等時において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを把握するために設置するものである。</p> <p>b. 主要仕様 主要仕様を表2に示す。</p> <table border="1" data-bbox="667 1305 1227 1420"> <caption>表2 ドライウエル水位の主要仕様</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計測範囲^{※1}</th> <th>個数</th> <th>誤差</th> <th>耐環境試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電極式水位検出器</td> <td>0.02m, 0.23m, 0.34m (0.P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)</td> <td>6</td> <td>-5~+10mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 計測範囲の零は、ドライウエル床面 ※2: センサは無機物で構成しており、耐放射線性を有している。</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	種類	計測範囲 ^{※1}	個数	誤差	耐環境試験条件	電極式水位検出器	0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m (0.P. -2000mm, -1500mm, -1000mm, -500mm, 0mm, 300mm)	12	-5~+10mm		種類	計測範囲 ^{※1}	個数	誤差	耐環境試験条件	電極式水位検出器	0.02m, 0.23m, 0.34m (0.P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)	6	-5~+10mm		<p>別紙2</p> <p>格納容器内水位の計測設備について</p> <p>1. 概要 格納容器内の水位の監視のために設置する計測設備の概要を以下に示す。</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ水位 a. 設置目的 原子炉下部キャビティ水位検出器は、重大事故等時において、原子炉格納容器下部への注水による原子炉下部キャビティの蓄水状況を把握するために設置するものである。</p> <p>b. 主要仕様 主要仕様を第1表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1254 683 1814 782"> <caption>第1表 原子炉下部キャビティ水位の主要仕様</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計測範囲</th> <th>個数</th> <th>誤差</th> <th>耐環境試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電極式水位検出器</td> <td>ON-OFF (注1) T.P. []</td> <td>1</td> <td>+60mm/ -0mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 水位が検出器に到達した場合にONとなる。 注2: センサは無機物で構成しており、十分な耐放射線性を有している。</p> <p>[]: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>c. 機器配置 検出器の配置場所を第1図及び第2図に示す。</p> <p>(2) 格納容器再循環サンプ水位 (広域) a. 設置目的 格納容器再循環サンプ水位 (広域) は、重大事故等時において、溶融炉心・コンクリート相互作用を防止するための原子炉格納容器への注水量を把握するために設置するものである。</p> <p>b. 主要仕様 主要仕様を第2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1254 1321 1814 1420"> <caption>第2表 格納容器再循環サンプ水位 (広域) の主要仕様</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計測範囲</th> <th>個数</th> <th>誤差</th> <th>耐環境試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧式水位検出器</td> <td>0~100% (T.P. 10.3~15.1m)</td> <td>2</td> <td>±2.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[]: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件	電極式水位検出器	ON-OFF (注1) T.P. []	1	+60mm/ -0mm		種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件	差圧式水位検出器	0~100% (T.P. 10.3~15.1m)	2	±2.0%		<p>■炉型の相違 ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータ (計装設備) が異なるため、比較対象外としている。但し、資料構成は女川に合わせて作成した。以降、同資料において同じ。</p> <p>■図表付番の相違 (以降、同様の相違は記載省略する)</p> <p>・泊 (PWR) の格納容器再循環サンプ水位 (広域) は、設計基準事故対処設備でも使用する。</p>
種類	計測範囲 ^{※1}	個数	誤差	耐環境試験条件																																							
電極式水位検出器	0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m (0.P. -2000mm, -1500mm, -1000mm, -500mm, 0mm, 300mm)	12	-5~+10mm																																								
種類	計測範囲 ^{※1}	個数	誤差	耐環境試験条件																																							
電極式水位検出器	0.02m, 0.23m, 0.34m (0.P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)	6	-5~+10mm																																								
種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件																																							
電極式水位検出器	ON-OFF (注1) T.P. []	1	+60mm/ -0mm																																								
種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件																																							
差圧式水位検出器	0~100% (T.P. 10.3~15.1m)	2	±2.0%																																								

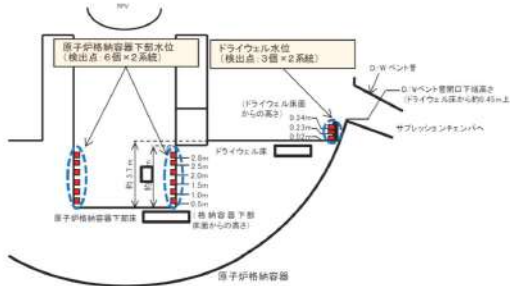
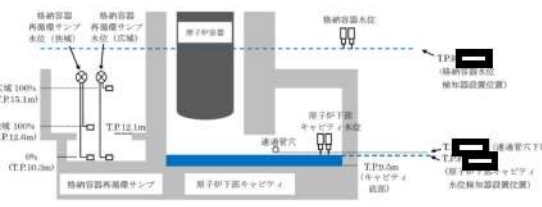
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>c. 機器配置 検出器の配置場所を図1及び図2に示す。</p>	<p>c. 機器配置 検出器の配置場所を第1図及び第2図に示す。</p> <p>(3) 格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</p> <p>a. 設置目的 格納容器再循環サンプ水位 (狭域) は、重大事故等時において、熔融炉心・コンクリート相互作用を防止するための原子炉格納容器への注水量を把握するために設置するものである。</p> <p>b. 主要仕様 主要仕様を第3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 格納容器再循環サンプ水位 (狭域) の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1256 564 1807 651"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計測範囲</th> <th>個数</th> <th>誤差</th> <th>耐環境試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧式 水位検出器</td> <td>0~100% (T.P. 10.3~12.6m)</td> <td>2</td> <td>±1.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 機器配置 検出器の配置場所を第1図及び第2図に示す。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>(4) 格納容器水位</p> <p>a. 設置目的 格納容器水位は、重大事故等時において、格納容器注水を行う際の上限レベルを検知するために設置するものである。</p> <p>b. 主要仕様 主要仕様を第4表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第4表 格納容器水位の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1256 1098 1807 1184"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計測範囲</th> <th>個数</th> <th>誤差</th> <th>耐環境試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電極式 水位検出器</td> <td>ON-OFF (注3) T. □</td> <td>1</td> <td>+0mm/ -60mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注3：水位が検出器に到達した場合にONとなる。 注4：センサは無機物で構成しており、耐放射線性を有している。</p> <p>c. 機器配置 検出器の配置場所を第1図から第3図に示す。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件	差圧式 水位検出器	0~100% (T.P. 10.3~12.6m)	2	±1.5%		種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件	電極式 水位検出器	ON-OFF (注3) T. □	1	+0mm/ -60mm		
種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件																			
差圧式 水位検出器	0~100% (T.P. 10.3~12.6m)	2	±1.5%																				
種類	計測範囲	個数	誤差	耐環境試験条件																			
電極式 水位検出器	ON-OFF (注3) T. □	1	+0mm/ -60mm																				

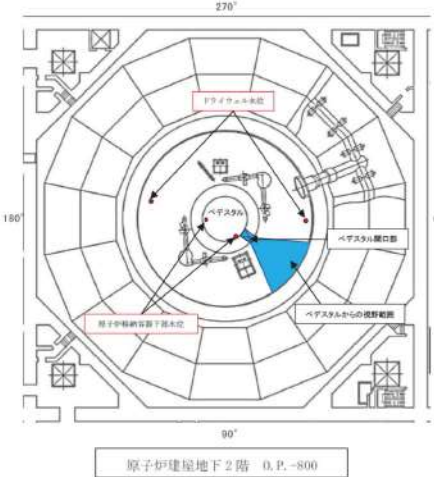
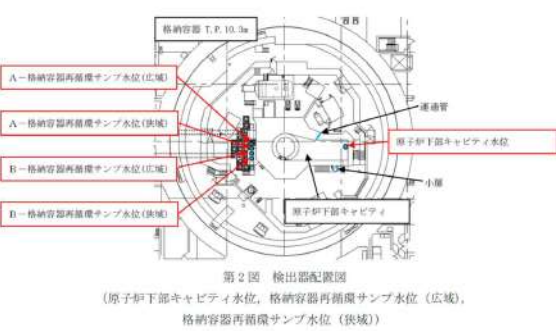
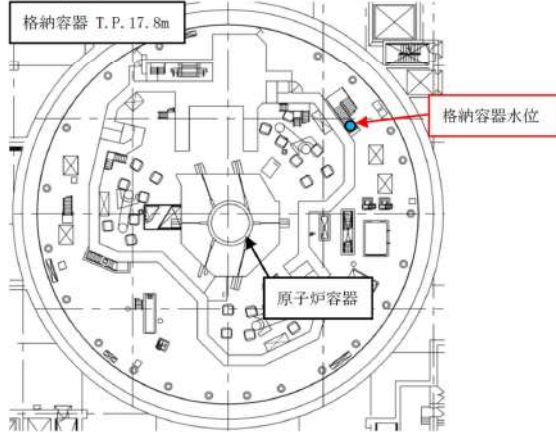
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1 原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の検出器配置図 (1 / 2)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>第1図 格納容器内水位監視装置概要図 (原子炉下部キャビティ水位、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、格納容器水位)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>■炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRで想定される重大事故等、対処するための設備、原子炉格納容器の構造が異なるため、比較対象外とする。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="674 639 1223 655">図2 原子炉格納容器下部水位及びドライウェル水位の検出器配置図 (2/2)</p>	 <p data-bbox="1375 440 1720 480">第2図 検出器配置図 (原子炉下部キャビティ水位, 格納容器再循環サンプル水位 (広域), 格納容器再循環サンプル水位 (狭域))</p>  <p data-bbox="1375 1209 1592 1270">第3図 検出器配置図 (格納容器水位)</p>	<p data-bbox="1839 204 1944 220">■炉型の相違</p> <ul data-bbox="1839 233 2168 480" style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRで想定される重大事故等, 対処するための設備, 原子炉格納容器の構造が異なるため, 比較対象外とする。 ・なお, 原子炉下部キャビティにはベDESTAL開口部のような大きな開口部はなく, 格納容器再循環サンプル水位は連通管及び小扉からも直接視認できない配置であるため「ベDESTALからの視野範囲」に相当する図示はしていない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 圧力容器ペDESTAL内の熱源によるドライウエル水位検出器への影響</p> <p>ドライウエル水位は、溶融炉心が圧力容器ペDESTALへ落下した後の冷却を行うために監視が必要なパラメータであり、ドライウエル水位検出器は重大事故等時の原子炉格納容器内の環境において健全性を維持する必要がある。ドライウエル水位検出器は、300℃の環境下における健全性が確認されており、重大事故等時のドライウエル内の環境温度(最大約180℃)に対して、検出器の健全性に問題はない。</p> <p>仮に圧力容器ペDESTAL開口部(圧力容器ペDESTAL側)に熱源があった場合には図2に示すとおり、検出器は設置箇所が圧力容器ペDESTAL内から直接視認できる範囲にないことから、熱の影響を受けないと考えられる。また、検出器は多重化しており、片系が機能喪失した場合においても、もう片系の検出器によりドライウエル水位の監視が可能である。</p> <p>3. 格納容器スプレイによるドライウエル水位検出器及び原子炉格納容器下部水位検出器への影響</p> <p>ドライウエル水位及び原子炉格納容器下部水位の検知に使用する電極式水位検出器の構造を図3に示す。熱電対(電極)は、保護管(電極)に覆われており、開放部と通気孔を有した構造をしている。検出器は、縦向き(開放部が下方向)に設置され、ドライウエル水位の上昇時は、開放部から水が入り、内部の気体が通気孔から抜け電極間が導通状態となることで水位を検知し、水位低下時は、開放部及び通気孔から水が排出されることにより、電極間が非導通状態となる。</p> <p>電極式水位検出器は水没を考慮した設計としており、格納容器スプレイ水の被水による機能喪失はない。また、ケーブルについても、検出器と一体構造であり、原子炉格納容器の貫通部までの間に接続箇所を設けない設計としており、格納容器スプレイ水の被水による影響はない。</p> <p>誤検知が発生する状況として、大量の水が連続的に検出器に当たり続け、電極間が導通状態になることが考えられるが、ドライウエル水位検出器は、図1に示すとおり、ドライウエル床付近に設置する設計であり、格納容器スプレイを直接受けることはないため、誤検知は発生しない。また、原子炉格納容器下部水位検出器は、図2に示すとおり、圧力容器ペDESTAL開口部より離れた位置に設置する設計であり、格納容器スプレイ水が圧力容器ペDESTAL開口部より流れ込む際に被水することはなく、誤検知は発生しない。</p>	<p>2. 原子炉下部キャビティ内の熱源による格納容器再循環サンプル水位検出器への影響</p> <p>格納容器再循環サンプル水位(広域)及び格納容器再循環サンプル水位(狭域)は、溶融炉心が原子炉下部キャビティへ落下した後の冷却を行うために監視が必要なパラメータであり、これらの検出器は重大事故等時の原子炉格納容器内の環境において健全性を維持する必要がある。これらの検出器は、約□の環境下における健全性が確認されており、重大事故等時の格納容器内の環境温度(最大約141℃)に対して、検出器の健全性に問題はない。</p> <p>仮に原子炉キャビティ内に熱源があった場合には第2図に示すとおり、検出器は設置箇所が原子炉キャビティ内から直接視認できる範囲にないことから、熱の影響を受けないと考えられる。また、検出器は多重化しており、片系が機能喪失した場合においても、もう片系の検出器により格納容器再循環サンプル水位の監視が可能である。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>3. 格納容器スプレイによる原子炉下部キャビティ水位及び格納容器水位検出器への影響</p> <p>原子炉下部キャビティ水位及び格納容器水位の検知に使用する電極式水位検出器の構造を第4図に示す。</p> <p>検出器は、縦向きに設置され、格納容器内の水位の上昇時は、電極間が導通状態となることで水位を検知し、水位低下時は、電極間が非導通状態となる。</p> <p>電極式水位検出器は電極をカバーで覆うことで格納容器スプレイ水の被水による影響を抑止する構成としている。また、蒸気環境下におけるスプレイ試験を行い誤検知しないことを確認していることから、重大事故等時の環境においても測定が可能である。</p> <p>誤検知が発生する状況として、大量の水が連続的に検出器に当たり続け、電極間が導通状態になることが考えられるが、格納容器水位検出器は、第3図に示すとおり、格納容器スプレイ水が直接被水する階層(T.P.33.1m)よりも下層(T.P.17.8m)に設置する設計であり、格納容器スプレイを直接受けることはないため、誤検知は発生しない。また、原子炉下部キャビティ水位検出器は、第2図に示すとおり、原子炉容器下部より離れた位置に設置する設計であり、格納容器スプレイ水が連通管及び小扉より流れ込む際に被水することはなく、誤検知は発生しない。</p>	<p>■炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BWR用に開発された電極式水位検出器であるため、比較対象外としている。 <p>■炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BWR用に開発された電極式水位検出器であるため、比較対象外としている。 ・女川(BWR)はシース熱電対と保護管で構成される電極間の導通を測定する構造であるのに対し、泊(PWR)は2枚の電極間の導通を測定する単純な構造(巻末参照)としている。 ・構造が相違しており、スプレイ水の被水影響が無いことについて、泊は実試験による動作確認を実施している。

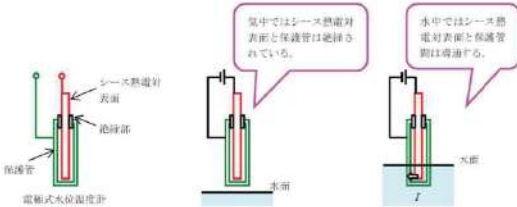
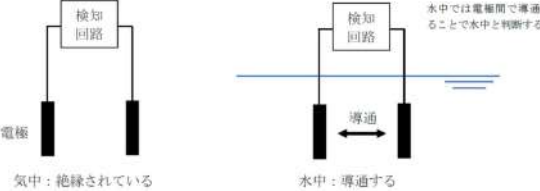
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="840 379 1041 399">図3 電極式水位検出器の構造</p> <div data-bbox="667 177 1227 365" style="border: 1px solid black; height: 118px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="891 443 1227 475" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="898 451 1220 467">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div> <p data-bbox="667 550 1232 630">なお、電極式水位検出器については、検出器が水中と気中にある場合を判定するために、検出器を水中から気中、気中から水中と状態変化させた場合の試験を実施している。</p> <p data-bbox="667 638 1232 742">試験では、検出器を水中に1分間、水中から気中に取り出した状態で1分間を計3回連続で実施し、水中と気中での電流の挙動を測定しており、図4に示すとおり、流れる電流の差により気中と水中の判定が可能であることを確認している。</p> <p data-bbox="667 750 1232 829">そのため、原子炉圧力容器破損後の熔融炉心冷却における原子炉格納容器下部の水位管理のように、一度水位が形成された後の水位低下についても確実に検知が可能である。</p> <div data-bbox="667 869 1209 1125"> </div> <p data-bbox="772 1129 1097 1149">図4 時間特性 (水 (沸騰状態), 印加電圧 1.0V)</p>	<div data-bbox="1355 151 1713 375"> </div> <p data-bbox="1377 391 1713 414">第4図 電極式水位検出器の構造</p> <p data-bbox="1249 550 1814 630">なお、電極式水位検出器については、検出器が水中と気中にある場合を判定するために、検出器を水中から気中、気中から水中と状態変化させた場合の試験を実施している。</p> <p data-bbox="1249 638 1814 742">試験では、検出器を水中に1分間、水中から気中に取り出した状態で1分間を計3回連続で実施し、水中と気中での電流の挙動を測定しており、第5図に示すとおり、流れる電流の差により気中と水中の判定が可能であることを確認している。</p> <p data-bbox="1249 750 1814 805">そのため、長期間の格納容器水位管理のように、一度水位が形成された後の水位低下についても確実に検知が可能である。</p> <div data-bbox="1265 869 1814 1157"> </div> <p data-bbox="1332 1181 1736 1204">第5図 時間特性 (水 (沸騰状態), 回路印加電圧 24VDC)</p>	<p data-bbox="1836 782 1937 805">■炉型の相違</p> <ul data-bbox="1836 813 2161 917" style="list-style-type: none"> ・PWR と BWR で想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータ (計装設備) が異なるため、比較対象外としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(参考) 電極式水位検出器の測定原理</p> <p>電極式水位検出器の構造を下図に示す。電極式水位検出器は、シース熱電対、保護管等から構成される。シース熱電対と保護管で構成される電極間の導通を測定することで、検出部が水中か気中を判定するものである。気中において保護管とシース熱電対表面は絶縁されているが、保護管とシース熱電対表面間に水がある場合には、導通し抵抗が低下する。</p>  <p>図 電極式水位検出器の測定原理</p>	<p>(参考) 電極式水位検出器の測定原理</p> <p>電極式水位検出器の構造を下図に示す。電極式水位検出器は、電極間の導通を測定することで、検出部が水中か気中を判定するものである。気中において電極間は絶縁されているが、電極間に水がある場合には、導通する。</p>  <p>図 電極式水位検出器の測定原理</p>	<p>■炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BWR 用に開発された電極式水位検出器であるため、比較対象外としている。 ・泊 (PWR) は2枚の電極間の導通を測定する単純な構造を採用。抵抗値ではなく導通する電流値を計測する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉 (大阪該当資料なし)	女川原子力発電所2号炉 別紙 4 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数の考え方について 図3.15-3「重大事故等時に必要なパラメータの選定フロー」により選定した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数の考え方を第1表に示す。	泊発電所3号炉 別紙 3 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数の考え方について 図2.15.3「重大事故等時に必要なパラメータの選定フロー」により選定した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数の考え方を第1表に示す。	相違理由 【女川】資料構成の相違 【女川】資料構成の相違 【女川】炉型の相違 ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外としている。以降、同表において同じ。																																																																																																																																									
第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (1/5)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>計測範囲</th> <th>個数</th> <th>設定個数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>0~500℃</td> <td>5</td> <td>原子炉圧力容器 (以下「RPV」という) 破損事故の検知に用いるRPV下段下部に1個、また、RPV下段下部と位置的に分散させて検知性の向上を図るため、RPV下段上部に1個、格納ドーム内に2個、RPV側フランジ下部に1個、合計5個の監視流量計を設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力</td> <td>0~10MPa[gage]</td> <td>2</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (SA)</td> <td>0~11MPa[gage]</td> <td>2</td> <td>監視の重要性に鑑み、既設の原子炉圧力とは別に新規に2個を設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (広帯域)</td> <td>-3.80mm~1.50mm[#]</td> <td>2</td> <td>原子炉圧力と同じ。</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (密閉域)</td> <td>-3.80mm~1.300mm[#]</td> <td>2</td> <td>監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (広帯域) とは別に新規に1個を設置する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA 広帯域)</td> <td>-3.80mm~1.50mm[#]</td> <td>1</td> <td>監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (密閉域) とは別に新規に1個を設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉圧力容器内への注水量</td> <td>原子炉水位 (SA 燃料域)</td> <td>-3.80mm~1.300mm[#]</td> <td>1</td> <td>監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (密閉域) とは別に新規に1個を設置する。</td> </tr> <tr> <td>高圧代替注水ポンプ出口流量</td> <td>0~120m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量)</td> <td>0~220m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系B系浄化ライン洗浄流量)</td> <td>0~100m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>直流駆動圧注水ポンプ出口流量</td> <td>0~200m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>代替循環ポンプ出口流量</td> <td>0~150m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>高圧冷却水ポンプ出口流量</td> <td>0~1.500m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>0~1.500m³/h</td> <td>3</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を3個設置する。</td> </tr> <tr> <td>低圧冷却水ポンプ出口流量</td> <td>0~1.500m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイレイン流量</td> <td>0~100m³/h</td> <td>2</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を新規に2個設置する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水流量</td> <td>0~110m³/h</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	0~500℃	5	原子炉圧力容器 (以下「RPV」という) 破損事故の検知に用いるRPV下段下部に1個、また、RPV下段下部と位置的に分散させて検知性の向上を図るため、RPV下段上部に1個、格納ドーム内に2個、RPV側フランジ下部に1個、合計5個の監視流量計を設置する。	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力	0~10MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。	原子炉圧力 (SA)	0~11MPa[gage]	2	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉圧力とは別に新規に2個を設置する。	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域)	-3.80mm~1.50mm [#]	2	原子炉圧力と同じ。	原子炉水位 (密閉域)	-3.80mm~1.300mm [#]	2	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (広帯域) とは別に新規に1個を設置する。	原子炉水位 (SA 広帯域)	-3.80mm~1.50mm [#]	1	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (密閉域) とは別に新規に1個を設置する。	原子炉圧力容器内への注水量	原子炉水位 (SA 燃料域)	-3.80mm~1.300mm [#]	1	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (密閉域) とは別に新規に1個を設置する。	高圧代替注水ポンプ出口流量	0~120m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。	残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量)	0~220m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。	残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系B系浄化ライン洗浄流量)	0~100m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。	直流駆動圧注水ポンプ出口流量	0~200m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。	代替循環ポンプ出口流量	0~150m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。	高圧冷却水ポンプ出口流量	0~1.500m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。	残留熱除去系ポンプ出口流量	0~1.500m ³ /h	3	系統流量を監視可能な流量計を3個設置する。	低圧冷却水ポンプ出口流量	0~1.500m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。	原子炉格納容器代替スプレイレイン流量	0~100m ³ /h	2	系統流量を監視可能な流量計を新規に2個設置する。	原子炉格納容器下部注水流量	0~110m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>計測範囲</th> <th>個数</th> <th>設定個数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>1次冷却材温度 (広域-高温側)</td> <td>0~400℃</td> <td>3</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごとに既に多重化された2箇所 (高温側1個及び低温側1個)、全3グループの合計3個を設定する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>1次冷却材温度 (広域-低温側)</td> <td>0~400℃</td> <td>3</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2箇所を設定する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>1次冷却材圧力 (広域)</td> <td>0~21.0MPa[gage]</td> <td>2</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-1 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>0~100%</td> <td>2</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉圧力容器内への注水量</td> <td>原子炉圧力容器水位</td> <td>0~100%</td> <td>1</td> <td>原子炉圧力容器水位を監視可能な流量計を1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>高圧注入流量</td> <td>0~350m³/h</td> <td>2</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。</td> </tr> <tr> <td>低圧注入流量</td> <td>0~1.100m³/h</td> <td>2</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。</td> </tr> <tr> <td>日一冷却器スプレイレイン出口流量 (注用)</td> <td>0~1.300m³/h (0~10.000m³)</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の温度</td> <td>代替格納器スプレイレイン出口流量</td> <td>0~200m³/h (0~10.000m³)</td> <td>1</td> <td>系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>0~250℃</td> <td>2</td> <td>格納容器内温度を監視可能な温度計を2個設置する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>0~0.35MPa[gage]</td> <td>2</td> <td>安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>格納容器圧力 (注用)</td> <td>0~1.0MPa[gage]</td> <td>2</td> <td>原子炉格納容器の頂部圧力 (0.560MPa[gage]) を監視可能な監視圧力計を2個設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方	原子炉圧力容器内の温度	1次冷却材温度 (広域-高温側)	0~400℃	3	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごとに既に多重化された2箇所 (高温側1個及び低温側1個)、全3グループの合計3個を設定する。	原子炉圧力容器内の圧力	1次冷却材温度 (広域-低温側)	0~400℃	3	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2箇所を設定する。	原子炉圧力容器内の水位	1次冷却材圧力 (広域)	0~21.0MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 BS-1 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。	加圧器水位	0~100%	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。	原子炉圧力容器内への注水量	原子炉圧力容器水位	0~100%	1	原子炉圧力容器水位を監視可能な流量計を1個設置する。	高圧注入流量	0~350m ³ /h	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。	低圧注入流量	0~1.100m ³ /h	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。	日一冷却器スプレイレイン出口流量 (注用)	0~1.300m ³ /h (0~10.000m ³)	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。	原子炉格納容器内の温度	代替格納器スプレイレイン出口流量	0~200m ³ /h (0~10.000m ³)	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。	格納容器内温度	0~250℃	2	格納容器内温度を監視可能な温度計を2個設置する。	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力	0~0.35MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		格納容器圧力 (注用)	0~1.0MPa[gage]	2	原子炉格納容器の頂部圧力 (0.560MPa[gage]) を監視可能な監視圧力計を2個設置する。	【女川】資料構成の相違 【女川】資料構成の相違 【女川】炉型の相違 ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外としている。以降、同表において同じ。
分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	0~500℃	5	原子炉圧力容器 (以下「RPV」という) 破損事故の検知に用いるRPV下段下部に1個、また、RPV下段下部と位置的に分散させて検知性の向上を図るため、RPV下段上部に1個、格納ドーム内に2個、RPV側フランジ下部に1個、合計5個の監視流量計を設置する。																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力	0~10MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。																																																																																																																																								
	原子炉圧力 (SA)	0~11MPa[gage]	2	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉圧力とは別に新規に2個を設置する。																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域)	-3.80mm~1.50mm [#]	2	原子炉圧力と同じ。																																																																																																																																								
	原子炉水位 (密閉域)	-3.80mm~1.300mm [#]	2	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (広帯域) とは別に新規に1個を設置する。																																																																																																																																								
	原子炉水位 (SA 広帯域)	-3.80mm~1.50mm [#]	1	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (密閉域) とは別に新規に1個を設置する。																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内への注水量	原子炉水位 (SA 燃料域)	-3.80mm~1.300mm [#]	1	監視の重要性に鑑み、既設の原子炉水位 (密閉域) とは別に新規に1個を設置する。																																																																																																																																								
	高圧代替注水ポンプ出口流量	0~120m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。																																																																																																																																								
	残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量)	0~220m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。																																																																																																																																								
	残留熱除去系浄化ライン流量 (残留熱除去系B系浄化ライン洗浄流量)	0~100m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。																																																																																																																																								
	直流駆動圧注水ポンプ出口流量	0~200m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。																																																																																																																																								
	代替循環ポンプ出口流量	0~150m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。																																																																																																																																								
	高圧冷却水ポンプ出口流量	0~1.500m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。																																																																																																																																								
	残留熱除去系ポンプ出口流量	0~1.500m ³ /h	3	系統流量を監視可能な流量計を3個設置する。																																																																																																																																								
	低圧冷却水ポンプ出口流量	0~1.500m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を1個設置する。																																																																																																																																								
	原子炉格納容器代替スプレイレイン流量	0~100m ³ /h	2	系統流量を監視可能な流量計を新規に2個設置する。																																																																																																																																								
原子炉格納容器下部注水流量	0~110m ³ /h	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。																																																																																																																																									
分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内の温度	1次冷却材温度 (広域-高温側)	0~400℃	3	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごとに既に多重化された2箇所 (高温側1個及び低温側1個)、全3グループの合計3個を設定する。																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内の圧力	1次冷却材温度 (広域-低温側)	0~400℃	3	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2箇所を設定する。																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内の水位	1次冷却材圧力 (広域)	0~21.0MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 BS-1 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。																																																																																																																																								
	加圧器水位	0~100%	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。																																																																																																																																								
原子炉圧力容器内への注水量	原子炉圧力容器水位	0~100%	1	原子炉圧力容器水位を監視可能な流量計を1個設置する。																																																																																																																																								
	高圧注入流量	0~350m ³ /h	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。																																																																																																																																								
	低圧注入流量	0~1.100m ³ /h	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。																																																																																																																																								
	日一冷却器スプレイレイン出口流量 (注用)	0~1.300m ³ /h (0~10.000m ³)	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。																																																																																																																																								
原子炉格納容器内の温度	代替格納器スプレイレイン出口流量	0~200m ³ /h (0~10.000m ³)	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。																																																																																																																																								
	格納容器内温度	0~250℃	2	格納容器内温度を監視可能な温度計を2個設置する。																																																																																																																																								
原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力	0~0.35MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 BS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。																																																																																																																																								
	格納容器圧力 (注用)	0~1.0MPa[gage]	2	原子炉格納容器の頂部圧力 (0.560MPa[gage]) を監視可能な監視圧力計を2個設置する。																																																																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (2/5)

分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方
原子炉格納容器内の温度	ドライウェル温度	0~300℃	11	ドライウェル内の温度分布を把握するため、RPVフランジの補き (ドライウェル玉フランジ部) に2個、過熱し安全弁排出入口上部、バーナクアラウンド上部及び電気配管貫通部の各々 (ドライウェル中部) に4個、積層板出入口ヘッダ下部及び前部配管部積層板出入口下部の高さ (ドライウェル下部) に3個、圧力容器へアクセス上部に2個、合計11個の設置個数を設定する。
	圧力抑制装置内空気温度	0~200℃	4	RPVフランジの温度分布を把握するため、前部で設置している温度感温計を4個に設定する。
	サブレーションポンプノール本温度	0~200℃	16	サブレーションノール水の温度分布を把握するため、前部で設置している温度感温計を16個に設定する。
	原子炉格納容器下部温度	0~700℃	12	原子炉格納容器下部に設置されている格納容器下部の各層における原子炉格納容器の温度を把握するため、サブスターの側面から設置する。S、1.0m、1.5m、2.0m、2.5m、3.0mに各2個ずつ、合計12個を配置し、格納容器に設置する。
原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力	0~100kPa [abs]	1	原子炉格納容器の上部圧力を (85kPa [abs]) を監視可能にするため、圧力感温計を1個に設定する。
	圧力抑制装置圧力	0~100kPa [abs]	1	原子炉格納容器の上部圧力を (85kPa [abs]) を監視可能にするため、圧力感温計を1個に設定する。
	圧力抑制装置水位	0~3m (0.P.、-3000mm ~-1100mm)	2	外部水位計本装置設置位置 (水位計高) (0.P.、-1010mm) を監視可能な設置方法を1個に設定する。また、監視の必要性に鑑み、配管の圧力抑制装置とは別に新規に1個を設置する。
原子炉格納容器内の水位	原子炉格納容器下部水位	0.5m、1.0m、1.5m、2.0m、2.5m、3.0m (0.P.、-3000mm ~-1000mm、-500mm、0m、200mm)	12	原子炉格納容器下部への圧水による原子炉格納容器下部の腐食状況を監視するため、サブスター床面から設置高さ0.5m、1.0m、1.5m、2.0m、2.5m、3.0mに各2個ずつ、合計12個を新規に設置する。
	ドライウェル水位	0.02m、0.23m、0.34m [※] (0.P.、1170mm、1280mm、1400mm)	6	原子炉格納容器下部に落下した格納容器の冷却に必要な水があることを監視するため、サブスター床面から設置高さ0.02m、0.23m、0.34mに各2個ずつ、合計6個を新規に設置する。

第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (2/4)

分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方
原子炉格納容器内の水位	格納容器内積層サンプル水位 (圧検)	0~100%	2	安全機能の重要度別MS-2 (準時監視計器) の設計要件により既に多重化された2個を決定する。 (計測範囲T.P.10.3~15.1m)
	格納容器内積層サンプル水位 (検検)	0~100%	2	安全機能の重要度別MS-2 (準時監視計器) の設計要件により既に多重化された2個を決定する。 (計測範囲T.P.10.3~12.0m)
	格納容器水位	MS-REF (注1) T.1	1	外部水位計本装置設置位置を把握可能な水位計を新規に1個設置する。
	原子炉下部キャビティ水位	MS-REF (注1) T.1	1	原子炉格納容器下部への圧水による原子炉下部キャビティの腐食状況を監視するため、1個を新規に設置する。
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度	0~200% 0.02m、0.23m、0.34m [※] (0.P.、1170mm、1280mm、1400mm)	1	重大事故発時に原子炉格納容器積層防止の知能基準である格納容器内水素濃度 (130%以下) に余裕を有するが、監視可能な水素濃度を新規に1個設置する。
	原子炉格納容器内水素起源装置温度	0~800℃	5	原子炉格納容器内水素起源装置5箇所の動作状況を広く監視するため、各原子炉格納容器内水素起源装置に1個ずつ、合計5個を新規に設置する。
原子炉格納容器内の放射線量	格納容器本装置イオン化率	0~800℃	13	格納容器本装置イオン化率イオン化率に1個ずつ、合計13個を新規に設置する。
	格納容器内低レベルエアモニタ (低レベル)	10 ⁻⁶ ~10 ⁻⁸ Bq/h	2	安全機能の重要度別MS-2 (準時監視計器) の設計要件により既に多重化された2個を決定する。
水素系の維持又は監視	出力調整中性子束	10 ⁻⁷ ~10 ⁻⁶ mv/h 0~120%	2	安全機能の重要度別MS-2 (準時監視計器) の設計要件により既に多重化された2個を決定する。
	中間領域中性子束	10 ⁻⁴ ~5×10 ⁻⁴ (0.3×10 ⁻⁶ ~6.0×10 ⁻⁶ m ² ・s ⁻¹)	4	原子炉出力を監視可能な監視出力領域を4チャンネルを決定する。
中性子源領域中性子束	中間領域中性子束	1~10 ⁶ cps (10 ⁴ ~10 ⁸ cm ² ・s ⁻¹)	2	原子炉の中間領域を監視可能な監視出力領域を2チャンネルを決定する。
	中性子源領域中性子束	1~10 ⁶ cps (10 ⁴ ~10 ⁸ cm ² ・s ⁻¹)	2	原子炉の中間領域を監視可能な監視出力領域を2チャンネルを決定する。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p style="text-align: center;">第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (3/6)</p>						
分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方		
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度 (0%)	0~100vol%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごと既に多重化された2個ずつ、全3グループの合計6個を設定する。		
	格納容器内水素濃度 (SIC)	0~100vol%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごと既に多重化された2個ずつ、全3グループの合計6個を設定する。		
原子炉格納容器内の放射線量	格納容器内空間気放射線量	0~30vol%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごと既に多重化された2個ずつ、全3グループの合計6個を設定する。		
	格納容器内空間気放射線量	0~100vol%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		
原子炉格納容器内の放射線量	格納容器内空間気放射線量モニタ (D/F)	10 ⁻⁵ Sv/h~10 ⁻³ Sv/h	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		
	格納容器内空間気放射線量モニタ (S/C)	10 ⁻⁵ Sv/h~10 ⁻³ Sv/h	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		
制御室の維持又は監視	起動前域モニタ	中任1層領域 10 ⁻⁵ Svpe~10 ⁻³ Svpe (1×10 ⁵ cm ² ・s ⁻¹ ~1×10 ⁷ cm ² ・s ⁻¹) 中間領域 0~40%又は0~125% (1×10 ⁵ cm ² ・s ⁻¹ ~2×10 ⁶ cm ² ・s ⁻¹)	8	原子炉出力を監視可能な既設の起動前域モニタを全6チャンネルを設定する。		
	平均出力領域モニタ	0~125% (1.2×10 ⁵ cm ² ・s ⁻¹ ~2.8×10 ⁶ cm ² ・s ⁻¹)	0 [※]	原子炉出力を監視可能な既設の平均出力領域モニタを6チャンネルを設定する。高出出力領域モニタ (A/FM) の検出器は、炉内124箇所に万遍なく配置されており、平均出力領域モニタは、そのうち83個 (A系17個×3チャンネル及びB系14個×3チャンネル) から構成されている。このため、1チャンネルでも未検出確認が可能であるが、単一検出を動かし、パラメータの監視機能喪失を防ぐため、A系3チャンネル、B系3チャンネルの全6チャンネルを設定する。		
<p style="text-align: center;">第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (3/4)</p>						
分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方		
最終ヒートシフトの過程	蒸気発生器水位 (監視)	0~100%	6	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごと既に多重化された2個ずつ、全3グループの合計6個を設定する。		
	蒸気発生器水位 (保護)	0~100%	3	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごと既に多重化された2個ずつ (蒸気発生器水位 (保護)) 1個及び補助給水流量1個、全3グループの合計6個を設定する。		
	補助給水流量	0~130t/h	3	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごと既に多重化された2個ずつ、全3グループの合計6個を設定する。		
	主蒸気ライン圧力	0~8.5MPa[range]	6	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各グループごと既に多重化された2個ずつ、全3グループの合計6個を設定する。		
	原子炉補助給水ポンプタンク水位	0~100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		
水源の確保	原子炉補助給水ポンプタンク圧力 (可変型)	0~1,000Pa[range]	1	系統圧力を監視可能な圧力計を原則に1個設置 (保管) する。		
	格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度	0~200℃	3	手動操縦を監視可能な温度計を原則に3個 (人口用1個、出口用2個) を設置 (保管) する。		
	燃料貯留槽水位	0~100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		
	はう酸タンク水位	0~100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		
アニオラス内の水素濃度	補助給水ユニット水位	0~100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。		
	アニオラス水素濃度 (可変型)	0~20vol%	1	重大事故等時にアニオラス内の水素濃度が変動する可能性のある範囲 (0~1vol%) を包括する計測範囲を確保するための、原則に1個設置 (保管) する。		

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (5/5)

分類	名称	計画範囲	個数	設定個数の考案方
原子炉格納容器内の水素濃度	原子炉格納容器内水素再結合装置動作監視装置	0~500℃	8 ^{*)}	静的燃焼式水素再結合装置19個の動作状況を広く監視するため、水平方向及び格納容器方向の位置関係を考慮し、互いに離れた位置にある4基を代表して、出入口に1個ずつ、合計8個を新規に設置する。
	格納容器内貯留気体濃度	0~20vol%	2	重大事故発生時に原子炉格納容器内の水素濃度の可能性(燃焼濃度:5vol%)を監視するため、ドライウェルとサブアレクシコントラジェントの運転切替(サンプリング方式)により計画可能な既設燃焼濃度計を2個設置する。
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ)	0~7.010mm ^{*)} (0.P.25920mm~32920mm) 0~150℃	1 ^{*)}	通常水位から使用済燃料プールの底部近傍まで監視可能な水位/温度計を新規に1個設置する。
	使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	-4.200mm~7.300mm ^{*)} (0.P.21620mm~33220mm) 0~120℃	1 1 ^{*)}	通常水位から使用済燃料プールの設置高さまで通常水位から約2.0m付近及び使用済燃料貯蔵クワッド中央付近)まで監視可能な温度計を新規に1個設置する。
	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(汚染量、低汚染)	10msv/h~10 ^{*)} msv/h 10 ^{*)} msv/h~10 ^{*)} msv/h	1 1	通常水位から使用済燃料貯蔵クワッド上部近傍まで監視可能な監視カメラを新規に1個設置する。
	使用済燃料プール監視カメラ	-	1	通常水位から使用済燃料貯蔵クワッド上部近傍まで監視可能な監視カメラを新規に1個設置する。

*1: 計画範囲の事は、原子炉圧力容器等レベルより1.315m上のごととする(ドライウェル上部底面付設)。
 *2: 計画範囲の事は、原子炉圧力容器等レベルより900cm上のごととする(4層の格納容器下部)。
 *3: 計画範囲の事は、原子炉格納容器下部(4層の格納容器下部)のごととする。
 *4: 計画範囲の事は、ドライウェル床面(4層の格納容器下部)のごととする。
 *5: 定格出力時の値に示す。
 *6: 定格出力時の値に示す。
 *7: 4層の静的燃焼式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1個設置。
 *8: 計画範囲の事は、使用済燃料貯蔵クワッド上部(0.P.25920mm)のごととする。
 *9: 検出点15個所。
 *10: 検出点2個所。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

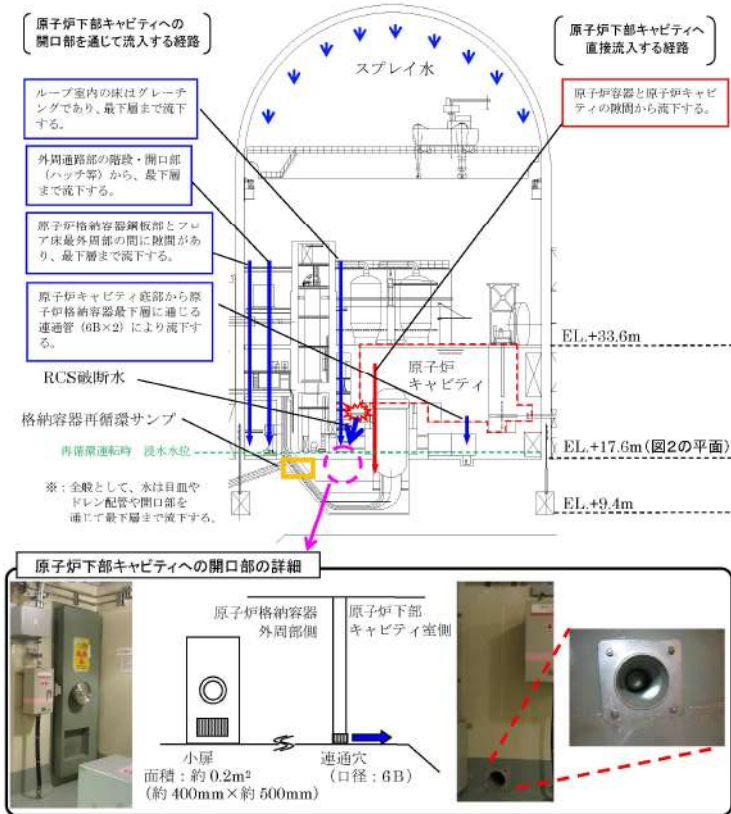
大阪発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

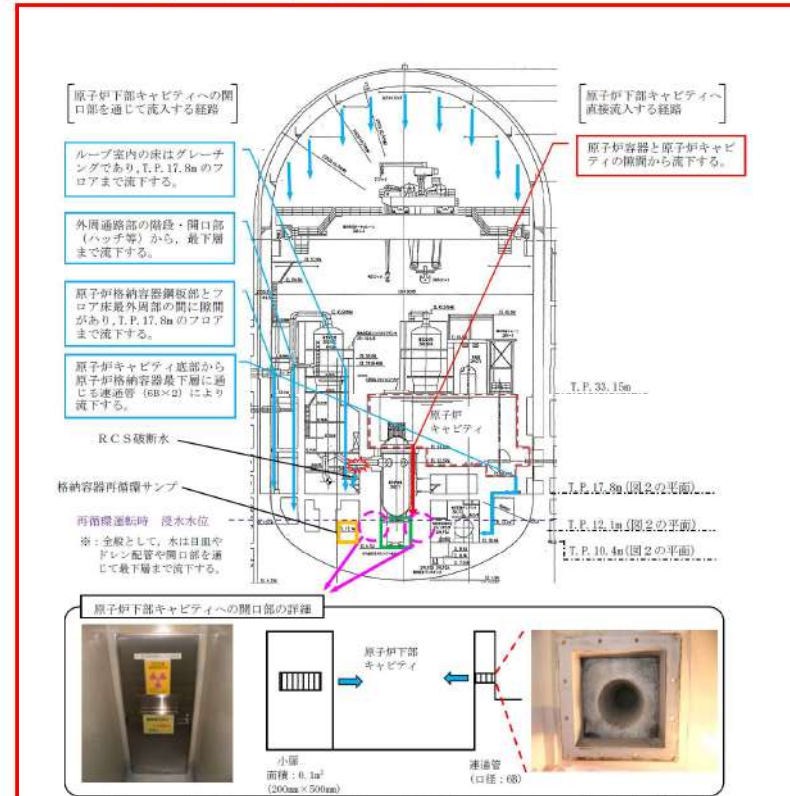
原子炉下部キャビティへの流入経路について

LOCA時のRCS破断水および原子炉格納容器に注水されたスプレイ水が原子炉下部キャビティへ流入する経路について、図1および図2に示す。



原子炉下部キャビティへの流入経路について

LOCA時のRCS破断水および原子炉格納容器に注水されたスプレイ水が原子炉下部キャビティへ流入する経路について、図1および図2に示す。



別紙4 記載表現の相違

設計方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

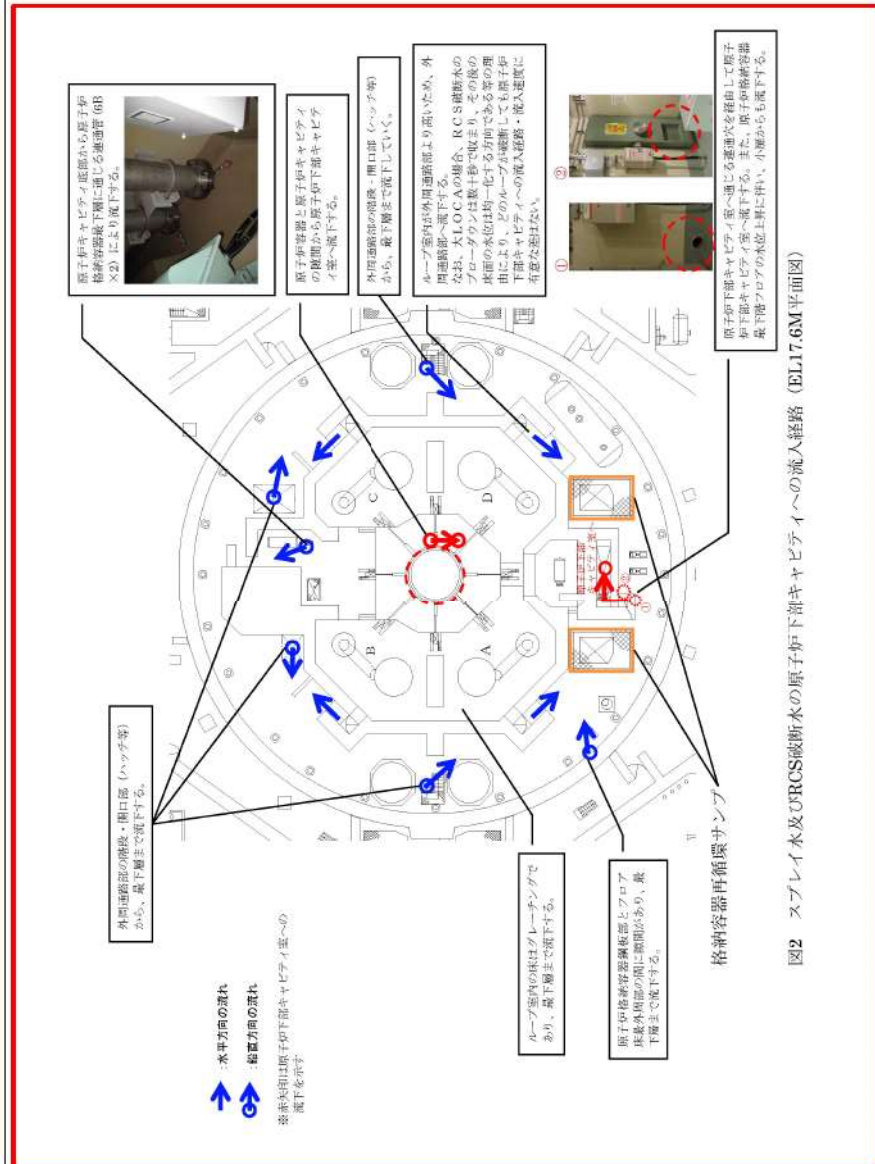


図2 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路 (ELI17.6M平面図)



図2 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路 (T.P.17.8m, T.P.12.1m/10.4m 平面図)

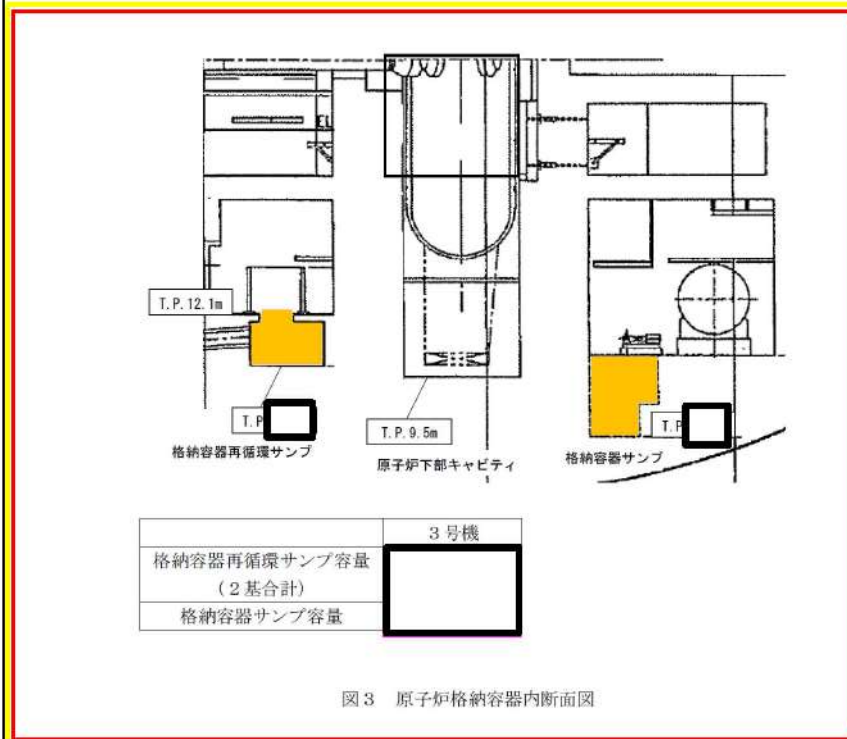
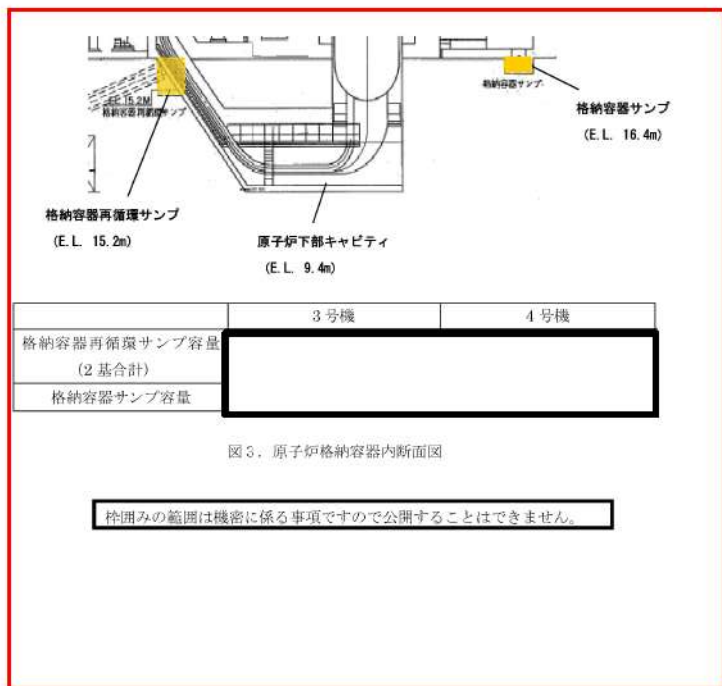
設計方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



設計方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所

原子炉格納容器の最下階エリアからは、原子炉下部キャビティに通じる**連通穴**を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。また、**原子炉格納容器最下階フロアの水位上昇に伴い、小扉からも流入する。**

原子炉下部キャビティに流入する経路断面概要を図4に、また、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を図5に示す。



図4. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所

原子炉格納容器の最下階エリアからは、原子炉下部キャビティに通じる以下の**開口部（連通管及び小扉）**を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。

原子炉下部キャビティに流入する経路断面概要を図4に、また、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を図5及び図6に示す。

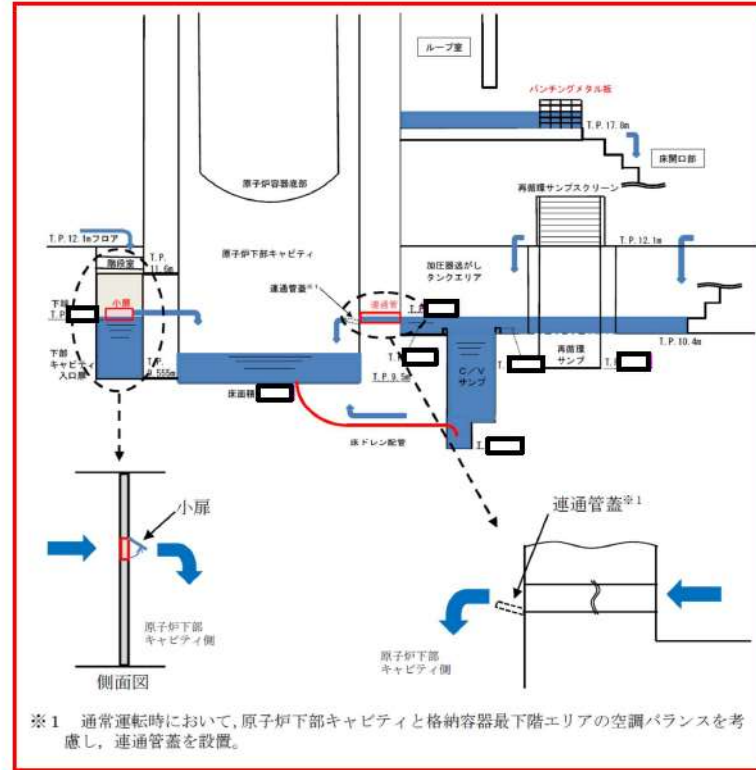


図4 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図

※1 通常運転時において、原子炉下部キャビティと格納容器最下階エリアの空調バランスを考慮し、連通管蓋を設置。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



記載方針の相違

・泊3号炉は小扉が、最下階フロア床レベルと同等の高さにある連通管とは同じ高さとなるためほぼ同時に流入する。

設計方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図5. 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係</p>	 <p>図5 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（既設連通管のみから流入の場合）</p>	<p>設計方針の相違</p>
<p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大LOCA+ECCS失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.4時間後）に合計60トン^{※1}の熔融炉心及び熔融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下すると結果を得ている。この初期に落下する熔融炉心等の物量について、保守的に大飯3,4号機に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□^{※2}とした。解析結果によれば、原子炉容器破損時（約1.4時間後）における原子炉下部キャビティ水量は約□³（水位として約1.3m）であり、十分な水量が確保されている。</p> <p>※2：MAAP解析では、初期炉心熱出力を□大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると設定している。そのため、原子炉容器破損時間や熔融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※3：初期以降に落下する熔融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通穴等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通穴を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、以下については考慮しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉容器外周隙間からの流入 <p>□ 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.6時間後※2）に合計□トン^{※2}の熔融炉心及び熔融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下すると結果を得ている。この初期に落下する熔融炉心等の物量について、保守的に泊3号炉に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□^{※2}とした。解析結果によれば、原子炉容器破損時（約1.4時間後）における原子炉下部キャビティ水量は約□³（水位として約1.5m）であり、十分な水量が確保されている。</p> <p>※2 MAAP解析では、初期炉心熱出力を2%大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると想定している。そのため、原子炉容器破損時間や熔融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※3 初期以降に落下する熔融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通管等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通管を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、以下については考慮しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入 原子炉容器外周隙間からの流入 <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は下部キャビティ床にドレン配管があるため、ドレン配管から逆流する経路がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1070 172 1944 689" style="border: 2px solid black; height: 324px; width: 390px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="1115 703 1827 727">図6 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（追設小扉のみから流入の場合）</p> <p data-bbox="1077 751 1447 774">本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p data-bbox="1099 785 1731 807">(a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図5と同じ。</p> <p data-bbox="1099 818 1749 841">(b) 追設する小扉の流入性確認のため、保守的に以下については考慮しない。</p> <ul data-bbox="1122 852 1554 943" style="list-style-type: none"> ・既設の連通管からの流入 ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入 ・原子炉容器外周隙間からの流入 <p data-bbox="1099 987 1960 1114">(c) 保守的に、大破断LOCA時の初期の流入水（RCS配管破断水（約 ））は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がしタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がしタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティ室に流入すると仮定した。</p> <p data-bbox="1099 1125 1960 1216">(d) 実際にはRCS配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がしタンクエリア（既設連通管側）及び階段室（追設小扉側）に同時に流入し、階段室（追設小扉側）にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。</p> <div data-bbox="1341 1305 1946 1334" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p data-bbox="1973 207 2096 229">記載方針の相違</p> <p data-bbox="1973 240 2121 432">・大阪では連通穴が2重化されていることから、小扉のみの流入による評価を行っていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(1) 連通穴

原子炉下部キャビティへの流入経路として、炉内計装用シンプル配管室への連通穴を施工する。連通穴は1箇所のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、2箇所設置することで多重性を持った設計とする。(図6)



図6. 連通穴施工イメージ

(2) 小扉

1箇所の連通穴からの流入のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、原子炉格納容器最下階フロアの水位が上昇すれば、2箇所に設置する連通穴に加えて、小扉からも原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水が流入する。(図7)

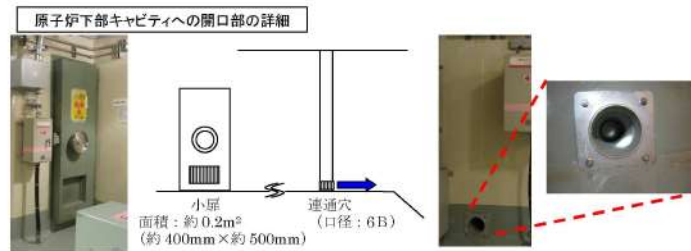


図7. 炉内計装用シンプル配管室入口扉小扉

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(1) 連通管

原子炉下部キャビティへの流入経路として、原子炉下部キャビティへの連通管を設置している。連通管は1箇所のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、連通管と異なる位置に小扉を設置することで流路の多重性及び多様性を持った設計とする。(図7)

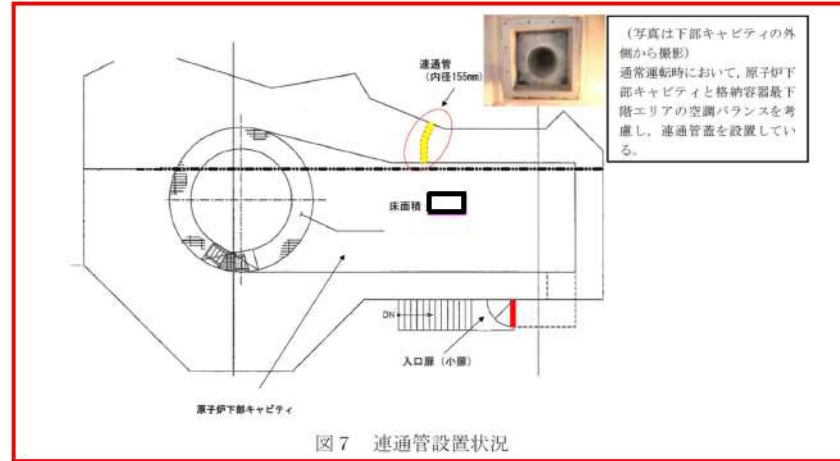


図7 連通管設置状況

(2) 小扉

連通管からの流入のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、原子炉下部キャビティへの水の流入経路の多重性を確保するため、原子炉下部キャビティ室の入口扉に開口部（小扉）を設置し、小扉からも原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水が流入する。(図8)

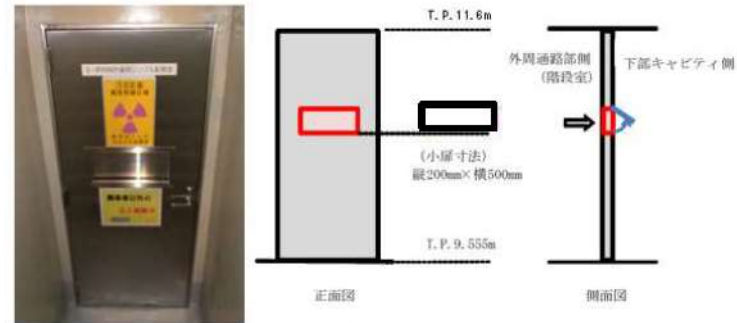


図8 □原子炉下部キャビティ入口扉小扉

記載方針の相違

・泊3号炉は連通管を設置済みである。

設計方針の相違

・泊3号炉は連通管と異なる方向のほぼ同じ高さに連通管よりも大きい開口部を持つ小扉を設置することで多重性及び多様性を持った設計としている。

設計方針の相違

・泊3号炉では、最下層フロアの水位上昇を待たずとも連通管と同じ高さにある小扉から格納容器スプレイ水が流入することで、多重性を確保した設計としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 原子炉下部キャビティへの流入健全性について</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について</p> <p>溶融炉心が原子炉下部キャビティ室に落下した際、溶融炉心等で連通穴（内側）が閉塞しないことを以下のとおり確認した。</p> <p>○解析コード MAAP によれば、「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、以下の合計約 [] トンの溶融炉心等が LOCA 後 4 時間までに原子炉から落下するとの結果を得ている。</p> <p>○上記の結果に解析結果が持つ不確定性を考慮し、保守的に以下を想定して、物量が多くなるよう炉内構造物等の重量を約 [] トンとし、合計 [] トン分が下部キャビティ室に堆積することを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に溶融が想定される箇所は、下部炉内構造物のうち、溶融炉心が下部プレナムへ落下する際に接触する構造物の表面の一部と、滞留する下部プレナム内にある構造物であるが、これらが多めに溶け込むことを想定して、下部炉心板以下の全構造物の溶融とする。 ・原子炉容器については、クリーブ破損により開口部を生じさせる形態となり、原子炉容器そのものは落下しない。（溶融炉心と接するため、微量に溶け込む。） ・原子炉容器下部の計装案内管については、原子炉容器との固定部が溶融されることにより、全てがその形状を保持したまま落下すること。 ・原子炉下部キャビティ室にあるサポート等が全て溶融すること。 	<p>2. 原子炉下部キャビティへの流入健全性について</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について</p> <p>溶融炉心が原子炉下部キャビティに落下した際、溶融炉心等で連通管及び小扉が内側から閉塞しないことを以下のとおり確認した。</p> <p>○解析コード MAAP によれば、「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、下表に示すとおり① 溶融炉心（全量）（約 [] トン）と② 炉内構造物等約 [] トンの合計約 [] トンの溶融炉心等が、LOCA 後 3 時間までに原子炉から落下するとの結果を得ている。</p> <p>○上記の結果に解析結果が持つ不確定性を考慮し、保守的に以下を想定して、物量が多くなるよう② 炉内構造物等の重量を約 [] トンとし、合計 [] トン分が原子炉下部キャビティに堆積することを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に溶融が想定される箇所は、下部炉内構造物のうち、溶融炉心が下部プレナムへ落下する際に接触する構造物の表面の一部と、滞留する下部プレナム内にある構造物であり、これらは約 [] トンである。これらが多めに溶け込むことを想定して、下部炉心板以下の全構造物約 [] トンの溶融とする。 ・原子炉容器については、クリーブ破損により開口部を生じさせる形態となり、原子炉容器そのものは落下しない。（溶融炉心と接するため、微量に溶け込む。） ・原子炉容器下部の計装案内管については、原子炉容器との固定部が溶融されることにより、全てがその形状を保持したまま落下すること。 ・原子炉下部キャビティ室にあるサポート等が全て溶融することを想定する。これらの総重量は [] トンである。 <p>以上を全て合計した約 [] トンに対して、保守的になるように切りが良い数値として、② 炉内構造物等の重量を約 [] トンと設定した。</p> <p>[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載方針の相違 設計方針の相違 ・炉心及び炉内構造物の相違による重量の相違</p> <p>記載方針の相違 ・重量を明確化した。</p> <p>記載方針の相違 ・想定する重量に対してより保守的に重慮を設定した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<table border="1" data-bbox="257 191 907 359"> <thead> <tr> <th>構成物</th> <th>材質</th> <th>重量 (MAAP)</th> <th>重量 (今回想定)</th> <th>比重*</th> <th>体積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 熔融炉心 (全量)</td> <td>UO₂</td> <td rowspan="2">[]</td> <td rowspan="2">[]</td> <td>約 11</td> <td rowspan="2">約 23m³</td> </tr> <tr> <td>ZrO₂</td> <td>約 6</td> </tr> <tr> <td>② 炉内構造物等</td> <td>SUS304 等</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>約 8</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">約 200 トン</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="302 363 459 383">※：空隙率を考慮せず</p> <p data-bbox="190 406 1041 534">以上のように保守的に設定した条件の場合において、原子炉下部キャビティ室に蓄積される熔融炉心等は約 [] となる。これら熔融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティ室に堆積すると仮定した場合、原子炉下部キャビティ室の水平方向断面積は約 [] であるので、堆積高さは約 [] m となることから、原子炉下部キャビティ内側室床面から流入経路が閉塞することはない。</p> <div data-bbox="324 574 840 606" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p data-bbox="156 710 705 742">(2) 原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について</p> <p data-bbox="212 750 1041 805">原子炉下部キャビティへの流入口である連通穴は、原子炉格納容器内に発生する可能性のあるデブリにより連通穴が閉塞することのない設計とする。</p> <p data-bbox="224 813 817 837">なお、連通穴を閉塞させる恐れのある異物は以下のとおりである。</p> <p data-bbox="212 845 1041 941">(a) プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査終了後、取り残された異物 (b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物</p> <p data-bbox="179 981 593 1013">(a) 定期検査時に持ち込まれる異物について</p> <p data-bbox="190 1021 649 1045">①定期検査時の作業のため、一時的に使用する異物</p> <ul data-bbox="224 1053 515 1181" style="list-style-type: none"> ・テープ ・プラスチック、ビニール製品 ・ロープ ・ウェス、布切れ等 <p data-bbox="190 1189 257 1220">②対応</p> <p data-bbox="190 1228 1041 1316">定期検査期間中は異物が放置されていないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉起動までに除去する等の適切な措置を講じている。また、定期検査終了後には、異物等が残っていないことを原子炉格納容器内点検にて確認している。</p> <p data-bbox="212 1324 1041 1348">引き続き、適正に異物管理を実施することで、連通穴の健全性を確保することが可能である。</p>	構成物	材質	重量 (MAAP)	重量 (今回想定)	比重*	体積	① 熔融炉心 (全量)	UO ₂	[]	[]	約 11	約 23m ³	ZrO ₂	約 6	② 炉内構造物等	SUS304 等	[]	[]	約 8	[]	合計		約 200 トン				<table border="1" data-bbox="1187 183 1836 335"> <thead> <tr> <th>構成物</th> <th>材料</th> <th>重量 (設計)</th> <th>重量 (今回想定)</th> <th>比重*</th> <th>体積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 熔融炉心 (全量)</td> <td>UO₂</td> <td rowspan="2">[]</td> <td rowspan="2">[]</td> <td>約 11</td> <td rowspan="2">約 17m³</td> </tr> <tr> <td>ZrO₂</td> <td>約 6</td> </tr> <tr> <td>② 炉内構造物等</td> <td>SUS304 等</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>約 8</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">[]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1198 335 1366 359">※：空隙を考慮せず。</p> <p data-bbox="1097 406 1960 598">以上のように保守的に設定した条件の場合において、原子炉下部キャビティに蓄積される熔融炉心等は約 17m³ となる。これら熔融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティ室に堆積すると仮定した場合、原子炉下部キャビティ室の水平方向断面積は約 [] m² であるので、堆積高さは約 [] m となる。原子炉下部キャビティ室への連通管まで約 [] m 以上あることから、熔融炉心等の堆積高さを多めに見た場合でも原子炉下部キャビティ室への連通管及び小扉が内側から閉塞することはない。</p> <div data-bbox="1456 630 1948 654" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div> <p data-bbox="1064 710 1612 742">(2) 原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について</p> <p data-bbox="1120 750 1960 805">原子炉下部キャビティへの流入口である連通管と小扉は、原子炉格納容器内に発生する可能性のあるデブリにより閉塞することのない設計とする。</p> <p data-bbox="1131 813 1803 837">なお、連通管及び小扉を閉塞させる恐れのある異物は以下のとおりである。</p> <p data-bbox="1120 845 1960 941">(a) プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査終了後、取り残された異物 (b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物</p> <p data-bbox="1120 981 1512 1013">(a) 定期検査時に持ち込まれる異物について</p> <p data-bbox="1131 1021 1601 1045">①定期検査時の作業のため、一時的に使用する異物</p> <ul data-bbox="1142 1053 1444 1181" style="list-style-type: none"> ・テープ ・プラスチック、ビニール製品 ・ロープ ・ウェス、布切れ等 <p data-bbox="1131 1189 1209 1220">②対応</p> <p data-bbox="1131 1228 1960 1316">定期検査期間中は異物が放置されないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉起動までに除去する等の適切な措置を講じている。また、定期検査終了後には、異物等が残っていないことを原子炉格納容器内点検にて確認している。</p> <p data-bbox="1131 1324 1960 1380">引き続き、適正に異物管理を実施することで、連通管及び小扉の健全性を確保することが可能である。</p>	構成物	材料	重量 (設計)	重量 (今回想定)	比重*	体積	① 熔融炉心 (全量)	UO ₂	[]	[]	約 11	約 17m ³	ZrO ₂	約 6	② 炉内構造物等	SUS304 等	[]	[]	約 8	[]	合計		[]				<p data-bbox="1971 231 2116 327">設計方針の相違 ・想定する構造物の重量の相違</p> <p data-bbox="1971 510 2116 638">記載方針の相違 ・連通管及び小扉と体積高きの関係を明確化した。</p> <p data-bbox="1971 750 2116 941">記載表現の相違 ・泊では大飯における2重の連通穴と同等の多重性を確保するため、連通管と小扉を使用する。</p>
構成物	材質	重量 (MAAP)	重量 (今回想定)	比重*	体積																																																	
① 熔融炉心 (全量)	UO ₂	[]	[]	約 11	約 23m ³																																																	
	ZrO ₂			約 6																																																		
② 炉内構造物等	SUS304 等	[]	[]	約 8	[]																																																	
合計		約 200 トン																																																				
構成物	材料	重量 (設計)	重量 (今回想定)	比重*	体積																																																	
① 熔融炉心 (全量)	UO ₂	[]	[]	約 11	約 17m ³																																																	
	ZrO ₂			約 6																																																		
② 炉内構造物等	SUS304 等	[]	[]	約 8	[]																																																	
合計		[]																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物について</p> <p>①想定する事故シーケンス</p> <p>連通穴による原子炉下部キャビティへの流入が想定される状況は、炉心損傷時であるが、炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のLOCA又は過渡事象が起因となる。そのうち発生異物量が最大となる、1次冷却材管の大破断LOCAを想定して発生異物への対策を考察する。</p> <p>②大破断LOCA時に発生する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損保温材（繊維質）：ロックウール、グラスウール ・破損保温材（粒子状）：ケイ酸カルシウム ・その他粒子状異物：塗装 ・堆積異物（繊維質、粒子） <p>上記異物のうち、各種保温材については、1次冷却材管の破断点を中心として想定される破損影響範囲において発生することから、ループ室内で発生する。それら以外の粒子状異物及び堆積異物に関してはループ室内外で発生する。</p>	<p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物について</p> <p>①想定する事故シーケンス</p> <p>連通管及び小扉による原子炉下部キャビティへの流入が想定される状況は、炉心損傷時であるが、炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のLOCA又は過渡事象が起因となる。そのうち発生異物量が最大となる、1次冷却材の大破断LOCAを想定して発生異物への対策を考察する。</p> <p>②大破断LOCA時に発生する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損保温材（繊維質）：ロックウール ・その他粒子状異物：塗装 ・堆積異物（繊維質、粒子） <p>上記異物のうち、各種保温材については、1次冷却材管の破断点を中心として想定される破損影響範囲において発生することから、ループ室内で発生する。それら以外の粒子状異物及び堆積異物に関してはループ室内外で発生する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊ではデブリ対策として格納容器内でグラスウール及びケイ酸カルシウムを使用していない。

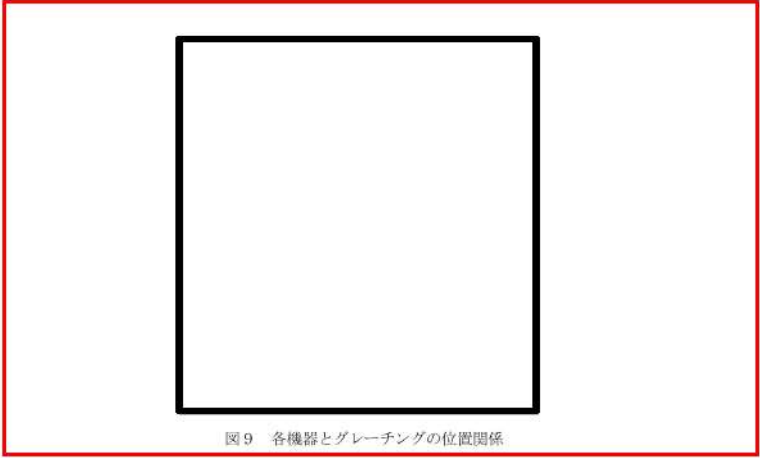
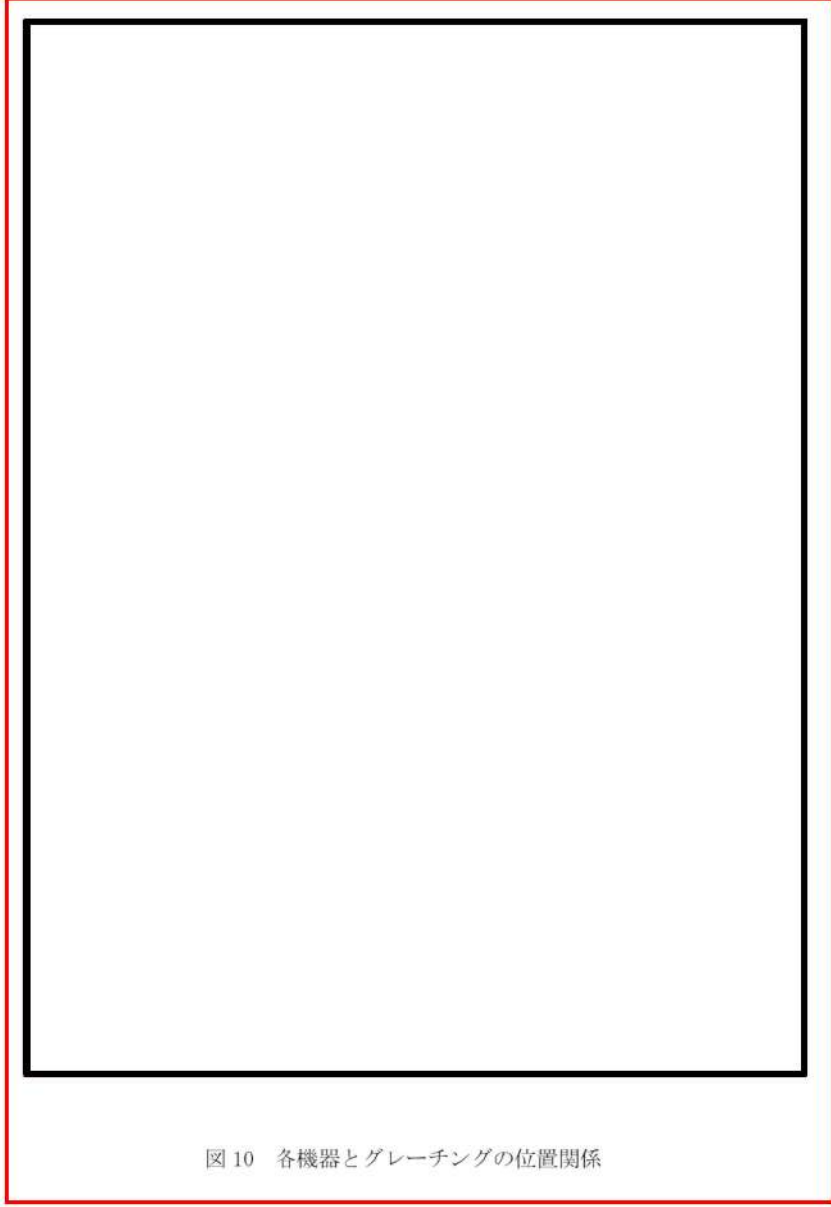
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③対応</p> <p>i. ループ室内で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室内で発生する異物は、大部分が蒸気発生器保温材及び1次冷却材管保温材であり、ループ室内のグレーチングの開口部等を通じた大型保温材や、クロスオーバーレグの大型保温材が、万一連通穴（φ155mm）に到達することを防止するために、各ループ室最下階入口（5箇所）に、下部80cmに網目30mm×100mmのグレーチングを取り付けた金網扉を設置する。（図8）</p> <p>保温材等の異物は、ループ室入口の金網扉に至るまでにループ室各階の床グレーチングにて補足される。（図9）また、ループ室床面グレーチングとループ室入口の金網扉の網目の大きさは同じであり、ループ室床のグレーチングを通過した保温材等によりループ室入口の金網扉が閉塞することは無い。また、この網目を通る異物については連通穴（φ155mm）を閉塞させることは考えにくい。</p> <p>ii. ループ室外で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室外で発生する異物は、塗装等の粒子状異物及び堆積異物であるが、万一、ループ室床面（E.L. +17.6m）に落下しても、流路が複雑かつ長いこと等により、原子炉下部キャビティまで到達し難い。（図10）更に、連通穴は原子炉格納容器最下層床面近傍に位置しており、また穴径も155mmであることから、ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が、連通穴を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい。さらに、連通穴は複数設置することで多重性を持った設計としている。</p> <p>(d) まとめ</p> <p>プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査時及び終了後に異物が放置されていないことを目視により点検している。</p> <p>設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物は、発生異物量が最大となる1次冷却材管の大破断LOCAを想定している。連通穴を閉塞させるような大きな塊の保温材は大破断LOCA時にループ室で発生するものの、ループ室床面等のグレーチングで捕捉されるなど原子炉下部キャビティまで到達し難いが、さらにループ室出口に柵を設ける対策を講じている。さらに、原子炉下部キャビティへの流入経路である連通穴は複数確保して多重性を確保する。</p> <p>以上のことにより、原子炉下部キャビティへの流入の健全性を確保する。</p>	<p>③対応</p> <p>i. ループ室内で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室内で発生する異物は、大部分が蒸気発生器保温材及び1次冷却材管保温材であり、ループ室内のグレーチングの開口部等を通じた大型保温材や、クロスオーバーレグの大型保温材が、万一連通管（内径155mm）及び小扉（200mm×500mm）に到達することを防止するために、T.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部に、グレーチングと同程度のメッシュ間隔のパンチングメタル板を設置する。（図9）（この他に機器搬入口の開口部が1箇所あり、既にグレーチングを設置している。）</p> <p>保温材等の異物は、T.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部の手摺部のパンチングメタル板に至るまでにループ室各階の床グレーチングにて捕捉される。（図10）また、ループ室床面グレーチングとパンチングメタル板の網目の大きさは同程度であり、ループ室床のグレーチングを通過した保温材等によりパンチングメタル板が閉塞することはない。また、この網目を通る異物については連通管（内径155mm）及び小扉（200mm×500mm）を閉塞させることは考えにくい。</p> <p>ii. ループ室外で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室外で発生する異物は、塗装等の粒子状異物及び堆積異物であるが、万一、ループ室床面（T.P.17.8m）に落下しても、流路が複雑かつ長いこと等により、原子炉下部キャビティまで到達し難い。（図11）更に、連通管及び小扉は原子炉格納容器最下層床面近傍に位置しており、また穴径及びサイズもそれぞれ155mm、200mm×500mmであることから、ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が、連通管及び小扉を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい。さらに、連通管（内径155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を持った設計としている。</p> <p>(c) まとめ</p> <p>プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査時及び終了後に異物が放置されていないことを目視により点検している。</p> <p>設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物は、発生異物量が最大となる1次冷却材管の大破断LOCAを想定している。連通管及び小扉を閉塞させるような大きな塊の保温材は大破断LOCA時にループ室で発生するものの、ループ室床面等のグレーチングで捕捉されるなど原子炉下部キャビティまで到達し難いが、さらにT.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部の手摺部にパンチングメタル板を設ける対策を講じている。さらに、原子炉下部キャビティへの流入経路は連通管（内径155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を確保する。</p> <p>以上のことにより、原子炉下部キャビティへの流入の健全性を確保する。</p>	<p>相違理由</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では設置場所の相違からパンチングメタル板を使用しているが、網目サイズをグレーチングと同程度とすることで異物の捕捉性能に相違はない。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ループ室床高さの設計が相違している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では大飯における2重の連通穴と同等の多重性を確保するため、連通管と小扉を使用する。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造は異なるが、異物の捕捉性能は同等である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部のサイズを明確化した。



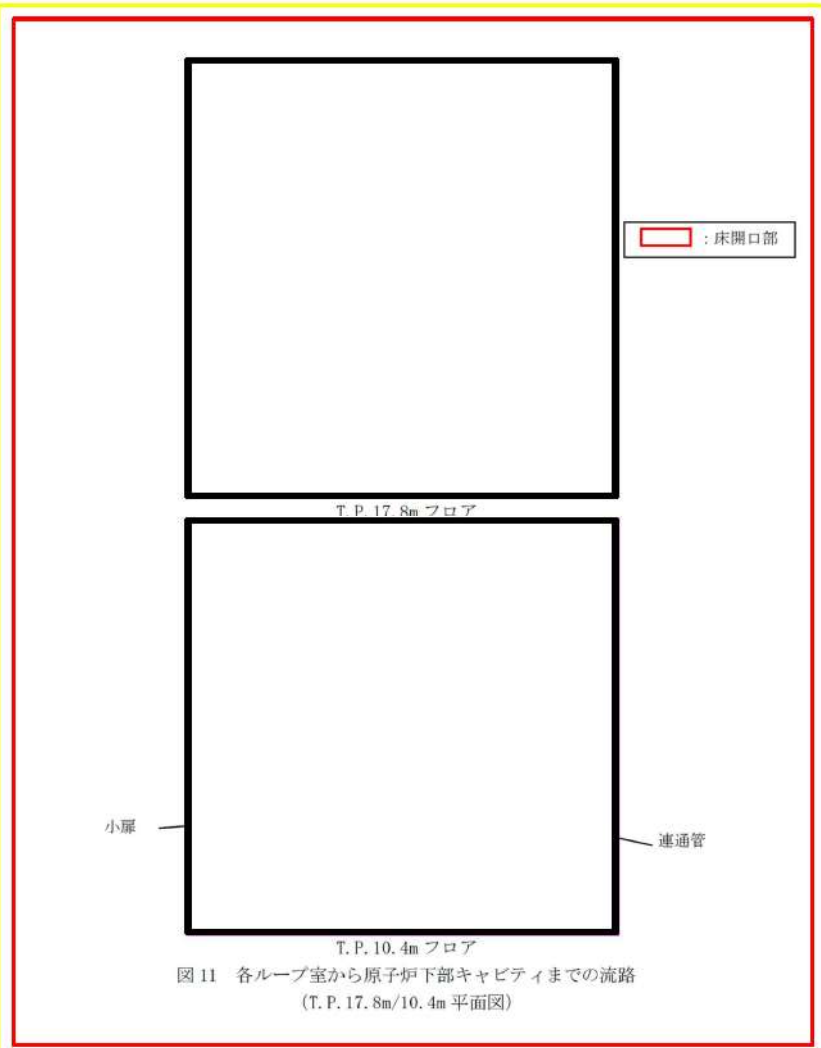
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 284 969 1114" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="479 1125 687 1149" style="text-align: center;"> <p>図8 保温材等のデブリ対策</p> </div> <div data-bbox="331 1182 846 1209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="1064 167 1948 1173" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1332 183 1518 295" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真A)</p> </div> <div data-bbox="1635 183 1892 279" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>T.P.17.8m フロア : 水平方向の水の流れ : 下層階への水の流れ : 床開口部</p> </div> <div data-bbox="1120 406 1288 454" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>LOCA 発生場所 (ループ室内)</p> </div> <div data-bbox="1086 582 1288 742" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="1736 319 1915 518" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>LOCA 時の大型の破損保温材を含んだ水は、ループ室入口を経由し、階段開口部2箇所及び機器搬入口1箇所を通過して、最下階へ流下する。従ってこの3箇所、大型の破損保温材等を捕捉できるよう、対処を図る。</p> </div> <div data-bbox="1736 630 1915 726" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真B)</p> </div> <div data-bbox="1086 750 1377 805" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>機器搬入口の開口部には既にグレーチングが設置されており、大型の破損保温材等は捕捉される。</p> </div> <div data-bbox="1120 837 1388 1045" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="1209 1061 1388 1093" style="text-align: center;"> <p>(写真A) 階段開口部に設置したパンチングメタル</p> </div> <div data-bbox="1422 774 1646 933" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="1657 837 1926 1045" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="1646 1061 1937 1093" style="text-align: center;"> <p>(写真B) 階段開口部に設置したパンチングメタル</p> </div> <div data-bbox="1377 1141 1635 1165" style="text-align: center;"> <p>図9 保温材等のデブリ対策</p> </div> </div> <div data-bbox="1243 1189 1713 1212" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p style="color: red;">設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="443 1193 725 1216">図9 各機器とグレーチングの位置関係</p>	 <p data-bbox="1303 1321 1706 1343">図10 各機器とグレーチングの位置関係</p> <p data-bbox="1272 1417 1818 1439">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1975 306 2101 328">設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;">  <p>図10-1 各グループ室から原子炉下部キャビティまでの流路 (大阪3号機 断面図の例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>  <p>図10-2 各グループ室から原子炉下部キャビティまでの流路 (大阪3号機 17.6M 平面図)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> </div>	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px;">  <p style="text-align: right;">床開口部</p> <p style="text-align: center;">T. P. 17.8m フロア</p> <p style="text-align: center;">T. P. 10.4m フロア</p> <p>小扉</p> <p style="text-align: right;">連通管</p> <p>図11 各グループ室から原子炉下部キャビティまでの流路 (T. P. 17.8m/10.4m 平面図)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> </div>	<p>設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. まとめ</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる炉内計装用シンプル配管室への注水を確実にするために、以下の対策を実施する。(図11)</p> <p>①原子炉下部キャビティへの流入経路確保</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる炉内計装用シンプル配管室への連通穴2箇所設置。 また、炉内計装用シンプル配管入口扉に小扉を従来より設置している。</p> <p>②保温材等のデブリ対策</p> <p>各ループ室最下階入口（4箇所）にデブリ捕捉用の柵を設置する。</p> <p>これらの対策により、以下に示す効果が期待できることから、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。</p> <p>○大破断LOCAにより発生する保温材等のデブリは、デブリ捕捉用の柵により捕捉することができるため、連通穴にこれらのデブリが到達することはない。また、連通穴についてはデブリにより閉塞し難い構造であるため、外側から通水経路が閉塞することはない。</p> <p>○溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通穴の設置高さは堆積高さより高いことから、内側から注水経路が閉塞することなく有効に機能する。</p>	<p>3. まとめ</p> <p>原子炉下部キャビティへの注水を確実にするために、以下の対策を実施する。(図12)</p> <p>① 原子炉下部キャビティへの流入経路確保</p> <p>原子炉下部キャビティ入口扉に小扉を設置。 また、原子炉下部キャビティへの連通管を従来より設置している。</p> <p>② 保温材等のデブリ対策</p> <p>T.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部にデブリ捕捉用のパンチングメタル板を設置する。</p> <p>これらの対策により、以下に示す効果が期待できることから、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。</p> <p>○大破断LOCAにより発生する保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びびグレーチングにより捕捉することができるため連通管及びび小扉にこれらのデブリが到達することはない。また、連通管及びび小扉についてはデブリにより閉塞し難い構造であるため、外側から通水経路が閉塞することはない。</p> <p>○溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通管及びび小扉の設置高さは堆積高さより高いことから、内側から注水経路が閉塞することなく有効に機能する。</p>	<p>相違理由</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は連通管と異なる方向のほぼ同じ高さに連通管よりも大きい開口部を持つ小扉を設置することで多重性及び多様性を持つ設計としている。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では設置場所の相違からパンチングメタル板を採用しているが、捕捉性能は同等である。 ・泊では床面開口部にグレーチングを設置している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="250 178 949 603" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="331 608 846 655" data-label="Caption"> <p>図11 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面図 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="1120 178 1921 708" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1276 643 1803 703" data-label="Caption"> <p>図12 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面図 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">原子炉下部キャビティへの蓄水時間について</p> <p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、図1に示すとおり原子炉下部キャビティに通じる連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。また、原子炉格納容器最下階フロアの水位上昇に伴い、小扉からも流入する。</p> <p>図2に連通穴から原子炉下部キャビティへ流入する場合の、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を示す。</p> <p>なお、解析コードMAAPによると、図3のとおり溶融炉心等を常温まで冷却するのに必要な水量を上回る冷却水が、原子炉容器破損時（約1.4時間後）までに確保可能である。</p> <div data-bbox="250 742 965 1204" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center;">図1. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <div data-bbox="331 1225 846 1252" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">原子炉下部キャビティへの蓄水時間について</p> <p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、図1に示すとおり原子炉下部キャビティに通じる開口部（連通管及び小扉）を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>図2及び図3に連通管又は小扉から原子炉下部キャビティへ流入する場合の、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を示す。</p> <p>原子炉下部キャビティ室に通じる開口部は2箇所（連通管及び小扉）あり、仮にどちらか一方が閉塞した場合においても、図2及び図3のとおり冷却に必要な冷却水の確保は可能である。</p> <p>なお、解析コードMAAPによると、図4のとおり溶融炉心等を常温まで冷却するのに必要な水量を上回る冷却水が、原子炉容器破損時（約1.6時間後）までに確保可能である。</p> <div data-bbox="1137 742 1888 1337" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center;">図1 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <div data-bbox="1317 1385 1798 1412" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は小扉及び連通管とはほぼ同じ高さとなるためほぼ同時に流入する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では大阪における2重の連通穴と同等の多重性を確保するため、連通管と小扉を使用する。 <p>設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="340 172 810 507" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="421 507 766 529" data-label="Caption"> <p>図2. 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係</p> </div> <p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大LOCA+ECCS失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時(約1.4時間後)に合計\squareトン^{※1}の溶融炉心及び溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に大阪3,4号機に装荷される炉心有効部の全量約\squareトンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約\squareトン^{※2}とした。</p> <p>※1: MAAP解析では、初期炉心熱出力を\square大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると設定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※2: 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通穴等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通穴を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、原子炉容器外周隙間からの流入については考慮しない。</p> <div data-bbox="331 1359 846 1391" data-label="Text"> <p>\square 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<div data-bbox="1070 172 1930 689" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1057 699 1944 762" data-label="Caption"> <p>図2 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係 (既設連通管のみから流入の場合)</p> </div> <p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時(約1.6時間後)に合計\squareトン^{※2}の溶融炉心及び溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に泊3号炉に装荷される炉心有効部の全量約\squareトンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約\squareトン^{※3}とした。</p> <p>※2 MAAP解析では、初期炉心熱出力を2%大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると想定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※3 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通管等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通管を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、以下については考慮しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入 ・原子炉容器外周隙間からの流入 <div data-bbox="1467 1375 1953 1401" data-label="Text"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>設計方針の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・泊3号炉は下部キャビティ内ドレン配管があるため、ドレン配管から逆流する経路がある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1070 177 1921 683" style="border: 2px solid black; height: 317px; width: 380px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="1093 699 1912 726">図3 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係(追設小扉のみから流入の場合)</p> <p data-bbox="1077 786 1447 807">本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p data-bbox="1099 820 1731 841">(a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図2と同じ。</p> <p data-bbox="1099 853 1749 874">(b) 追設する小扉の流入性確認のため、保守的に以下については考慮しない。</p> <ul data-bbox="1122 887 1554 978" style="list-style-type: none"> ・既設の連通管からの流入 ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入 ・原子炉容器外周隙間からの流入 <p data-bbox="1099 991 1960 1115">(c) 保守的に、大破断LOCA時の初期の流入水 (RCS配管破断水 (緑□)) は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がシタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がシタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティ室に流入すると仮定した。</p> <p data-bbox="1099 1128 1960 1219">(d) 実際にはRCS配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がシタンクエリア (既設連通管側) 及び階段室 (追設小扉側) に同時に流入し、階段室 (追設小扉側) にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。</p> <div data-bbox="1458 1347 1951 1367" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p data-bbox="1973 172 2101 193">記載方針の相違</p> <ul data-bbox="1973 207 2123 363" style="list-style-type: none"> ・大阪では連通穴が2重化されていることから、小扉のみの流入による評価を行っていない。

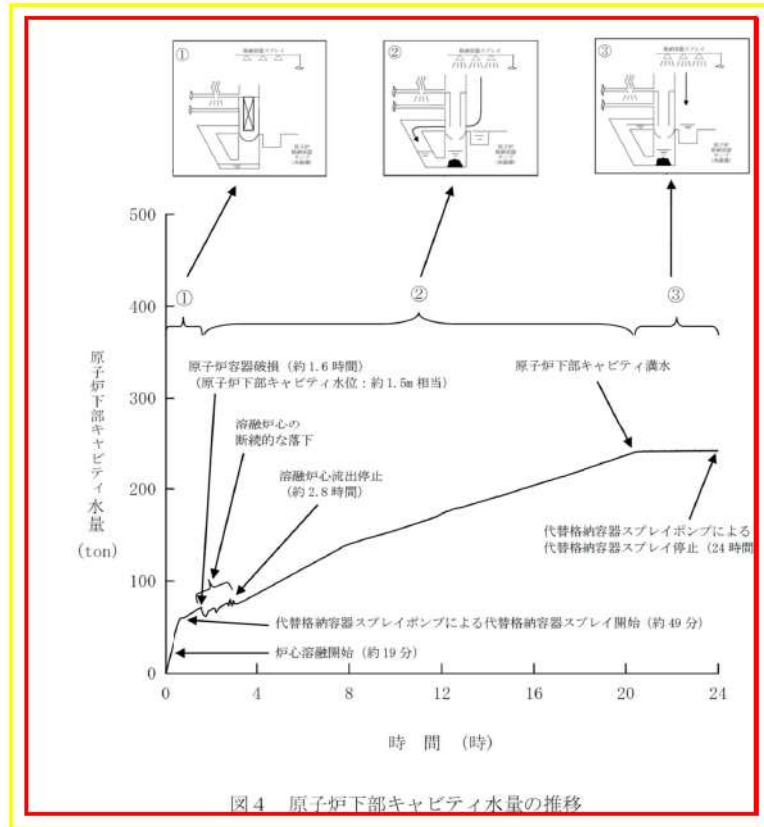
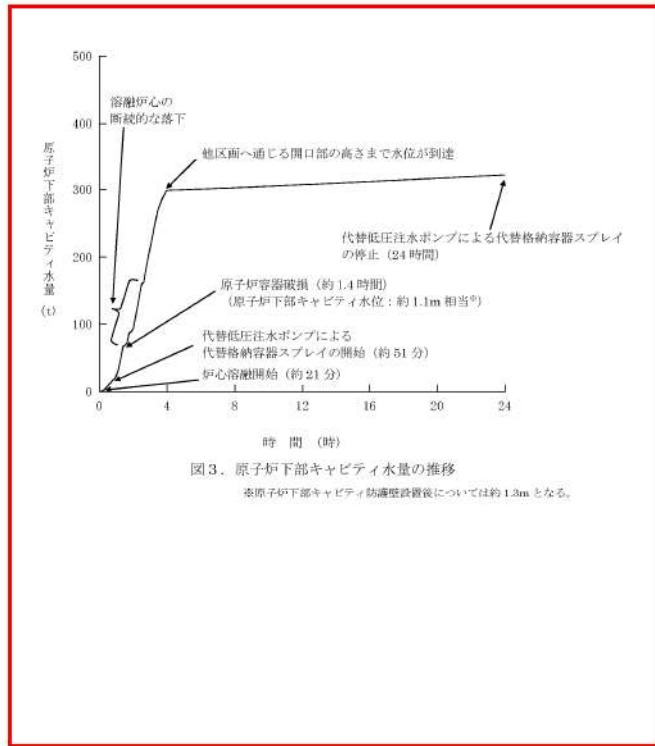
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



設計方針の相違
 ・格納容器配置等の相違による

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について</p> <p>原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について、次ページ以降に示す。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について</p> <p>重大事故等発生時に、原子炉格納容器（以下、「CV」という。）内の圧力、温度が上昇した場合における、CV内の冷却状況の確認方法について説明する。</p> <p>1. 現状と課題</p> <p>重大事故等時におけるCV内の冷却の確認については、重大事故等時において確認可能なCV内全体雰囲気圧力の圧力、温度計により、確認できるようになっている。</p> <p>しかしながら、よりの確に事故等対応の判断を行うためには、CV冷却が行われていることの確認を多様化することが望ましいことから、CV外に設置された温度計でのCV冷却状況確認の可否について検討した。</p> <p>大飯3号炉及び4号炉のCV外温度計の現状は下表のとおりであり、格納容器再循環ユニットの出口温度計だけが計測不可で、他の温度計はトレンド監視が可能である。</p>	<p>(女川該当資料なし)</p>	<p>別紙5</p> <p>原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について</p> <p>原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について、次ページ以降に示す。</p> <p>原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について</p> <p>重大事故等発生時に、原子炉格納容器内の圧力、温度が上昇した場合における、原子炉格納容器内の冷却状況の確認方法について説明する。</p> <p>1. 現状と課題</p> <p>重大事故等時における原子炉格納容器内の冷却の確認については、重大事故等時において確認可能な原子炉格納容器内全体雰囲気圧力の圧力、温度計により、確認できるようになっている。</p> <p>しかしながら、よりの確に事故等対応の判断を行うためには、原子炉格納容器冷却が行われていることの確認を多様化することが望ましいことから、原子炉格納容器外に設置された温度計での原子炉格納容器冷却状況確認の可否について検討した。</p> <p>泊3号炉の原子炉格納容器外温度計の現状は第1表のとおりであり、海水通水時の格納容器再循環ユニットの入口及び出口温度計だけがトレンド監視不可で、他の温度計はトレンド監視が可能である。</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>【大飯】用語の統一 「CV」→「原子炉格納容器」として統一。以下同じ。</p> <p>【大飯】申請プラントの相違 【大飯】設計方針の相違 【大飯】設備構成の相違 ・海水通水時において、大飯では原子炉補機冷却水冷却器出口温度計上流より注水するが、泊では原子炉補機冷却水冷却器出口温度計下流より注水するため、格納容器再循環ユニットの入口温度についてもトレンド監視不可となる。（可搬型温度計測装置の設置によって格納容器再循環ユニット入口温度および出口温度の監視可能となることは大飯と同様）。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

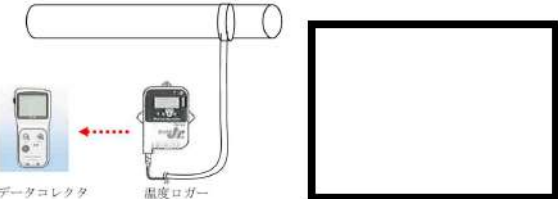
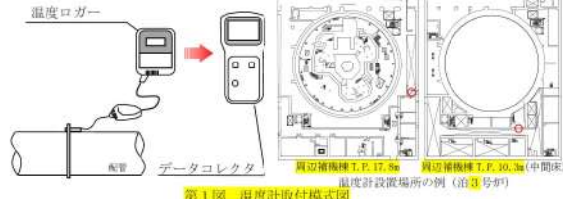
第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
冷却モード	対象ヒートシンク	説明（CV外温度計の状況等）				第1表 原子炉格納容器外温度計の現状			
余熱除去系再循環	余熱除去冷却器（原子炉補機冷却水冷却器）	余熱除去冷却器の入口温度及び出口温度が、トレンド監視可能。また、原子炉補機冷却水冷却器の入口温度及び出口温度が、トレンド監視可能。				冷却モード	対象ヒートシンク	説明（原子炉格納容器外での温度監視方法等）	【大阪】設備構成の相違 ・泊では格納容器スプレイ系再循環時において、格納容器スプレイ冷却器出口温度にてトレンド監視が可能。
格納容器スプレイ系再循環	格納容器スプレイ冷却器（原子炉補機冷却水冷却器）	原子炉補機冷却水冷却器の入口温度及び出口温度が、トレンド監視可能。				余熱除去系再循環	余熱除去冷却器（原子炉補機冷却水冷却器）	余熱除去冷却器の入口温度及び出口温度が、トレンド監視可能。また、原子炉補機冷却水冷却器の入口温度及び出口温度が、トレンド監視可能。	
格納容器再循環ユニット冷却（補機冷却水通水）	格納容器再循環ユニット（原子炉補機冷却水冷却器）	格納容器再循環ユニット入口温度及び出口温度（原子炉補機冷却水冷却器出口及び入口温度）が、トレンド監視可能。				格納容器スプレイ系再循環	格納容器スプレイ冷却器（原子炉補機冷却水冷却器）	格納容器スプレイ冷却器の出口温度が、トレンド監視可能。また、原子炉補機冷却水冷却器の入口温度及び出口温度がトレンド監視可能。	
格納容器再循環ユニット冷却（海水）	格納容器再循環ユニット	格納容器再循環ユニット入口温度（原子炉補機冷却水冷却器出口温度）が、トレンド監視可能。格納容器再循環ユニット出口温度は指示計なし。				格納容器再循環ユニット冷却（補機冷却水通水）	格納容器再循環ユニット（原子炉補機冷却水冷却器）	格納容器再循環ユニット入口温度及び出口温度（原子炉補機冷却水冷却器の出口及び入口温度）が、トレンド監視可能。	
						格納容器再循環ユニット冷却（海水）	格納容器再循環ユニット	格納容器再循環ユニット入口温度及び出口温度ともに、トレンド監視不可。	
2. 対応内容	<p>重大事故等時において、CV冷却状況確認は、基本的にはCV圧力監視で対応可能であるが、それに加え、CV冷却状況確認手段に多様性を持たせるために、冷却不調の場合の追加対応であること及び計測が必要となるまでに時間的な裕度があることを踏まえて、記録機能を備えた可搬型の温度計を配備する。測定にあたっては、格納容器再循環ユニット入口配管及び出口配管にて温度を測定する。</p> <p>なお、重大事故等時の原子炉補機冷却水による自然対流冷却時に、沸騰防止のために原子炉補機冷却水サージタンクを加圧することから、既設圧力計の代替計器として可搬型の計器にてサージタンクの圧力を計測する。</p>					2. 対応内容	<p>重大事故等時において、原子炉格納容器冷却状況確認は、基本的には原子炉格納容器圧力監視で対応可能であるが、それに加え、原子炉格納容器冷却状況確認手段に多様性を持たせるために、冷却不調の場合の追加対応であること及び計測が必要となるまでに時間的な裕度があることを踏まえて、記録機能を備えた可搬型の温度計を配備する。測定にあたっては、格納容器再循環ユニット入口配管及び出口配管にて温度を測定する。</p> <p>なお、重大事故等時の原子炉補機冷却水による自然対流冷却時に、沸騰防止のために原子炉補機冷却水サージタンクを加圧することから、既設圧力計の代替計器として可搬型の計器にてサージタンクの圧力を計測する。</p>		
3. 可搬型温度計測の概要	<p>(1) 温度計測機器の構成</p> <p>温度ロガー、温度センサー、データコレクタ（データ収集用）</p> <p>(2) 温度計の仕様</p> <p>測定範囲：約200℃まで計測可能</p> <p>（格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における原子炉格納容器雰囲気温度の最高値（約144℃）が計測可能であり、余裕をみても十分測定可能な範囲としている。）</p> <p>重量：約100g（1台当たり）</p>					3. 可搬型温度計測の概要	<p>(1) 温度計測機器の構成</p> <p>温度ロガー、温度センサー、データコレクタ（データ収集用）</p> <p>(2) 温度計の仕様</p> <p>測定範囲：約200℃まで計測可能</p> <p>（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）における原子炉格納容器雰囲気温度の最高値（約141℃）が計測可能であり、余裕をみても十分測定可能な範囲としている。）</p> <p>重量：約100g（1台当たり）</p>		
									【大阪】記載表現の相違 ・泊は有効性評価における記載表現と整合を図っている。想定する事故シナリオは大阪と同様。 【大阪】解析結果の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>温度センサー：配管表面に添付 SUSバンド等で配管に巻きつけ（取付け及び取外し可能）</p> <p>電源：リチウム電池（使用可能時間 約10ヶ月） データ保有量：約10日分（約1分間隔（プラントコンピューター（PCCS）相当）のデータ測定及び保有が可能）</p> <p>(3) 温度計測体制 可搬型温度計測装置の配備に際しては、手順書を作成するとともに、必要な要員を配置し、教育・訓練等を実施する。</p> <p>具体的には、当該可搬型温度計測装置は大容量ポンプによる格納容器再循環ユニットへの海水の通水の際に使用するため、可搬型温度計測装置の設置は召集要員にて行うこととし、温度監視は運転員が行うこととし、社内マニュアルに反映する。</p> <p>(4) 温度計取付け模式図</p>  <p>データコレクタ 温度ロガー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地に温度センサー及び温度ロガーを設置して温度測定を実施。 ・データの吸い上げは現場で可能。 ・データコレクタにより、温度のトレンドが確認可能。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>4. 重大事故等時の格納容器再循環ユニット出入口温度差の監視 重大事故等時において、格納容器内自然対流冷却を実施する場合は、原子炉補機冷却水配管に温度センサーを取り付け、被ばく低減のためCVから離れた場所で可搬型温度計測装置により温度を監視し、格納容器再循環ユニットの冷却状態を確認する。</p> <p>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施した場合の格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差を表1に示す。また、重大事故等時の格納容器再循環ユニット</p>	<p>温度センサー：配管表面に添付 SUSバンド等で配管に巻きつけ（取付け及び取外し可能）</p> <p>電源：リチウム電池（使用可能時間 約10ヶ月） データ保有量：約10日分（約1分間隔（プラントコンピューター（PCCS）相当）のデータ測定及び保有が可能）</p> <p>(3) 温度計測体制 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の配備に際しては、手順書を作成するとともに、必要な要員を配置し、教育・訓練等を実施する。</p> <p>具体的には、当該可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）は可搬型大型送水ポンプ車による格納容器再循環ユニットへの海水の通水の際に使用するため、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の設置は運転員にて行うこととし、温度監視は運転員が行うこととし、社内マニュアルに反映する。</p> <p>(4) 温度計取付け模式図</p>  <p>温度ロガー データコレクタ</p> <p>第1図 温度計取付け模式図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地に温度センサー及び温度ロガーを設置して温度測定を実施。 ・データの吸い上げは現場で可能。 ・データコレクタにより、温度のトレンドが確認可能。 <p>4. 重大事故等時の格納容器再循環ユニット出入口温度差の監視 重大事故等時において、格納容器内自然対流冷却を実施する場合は、原子炉補機冷却水配管に温度センサーを取り付け、被ばく低減のため原子炉格納容器から離れた場所で可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）により温度を監視し、格納容器再循環ユニットの冷却状態を確認する。</p> <p>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施した場合の格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差を第2表に示す。また、重大事故等時の格納容器再循環ユニット</p>	<p>【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】体制の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>の除熱性能曲線を図1に示す。この出入口温度差と実際の出入口温度差を比較し、格納容器再循環ユニットの冷却状態を確認する。</p> <table border="1" data-bbox="85 247 638 359"> <thead> <tr> <th>C/V圧力</th> <th>飽和蒸気温度 (°C)</th> <th>除熱量 (MW/台)</th> <th>冷却水流量 (m³/h)</th> <th>出入口温度差 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.392MPa[gage]時 (最高使用圧力時)</td> <td>約144</td> <td>約12.3</td> <td>141</td> <td>約75</td> </tr> <tr> <td>0.784MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)</td> <td>約168</td> <td>約13.0</td> <td>141</td> <td>約80</td> </tr> </tbody> </table> <p>表1 格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却時の出入口温度</p>  <p>図1 重大事故時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>5. 原子炉補機冷却水サージタンク圧力計測の概要 原子炉補機冷却水サージタンク圧力を確認するため、既設圧力計と代替計器として可搬型の計器である原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力にて計測する。</p> <p>(1) 計器仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力 仕様（計測範囲）：0.0～1.6 MPa タンク加圧目標：0.3MPa 	C/V圧力	飽和蒸気温度 (°C)	除熱量 (MW/台)	冷却水流量 (m ³ /h)	出入口温度差 (°C)	0.392MPa[gage]時 (最高使用圧力時)	約144	約12.3	141	約75	0.784MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)	約168	約13.0	141	約80	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>トの除熱性能曲線を第2図に示す。この出入口温度差と実際の出入口温度差を比較し、格納容器再循環ユニットの冷却状態を確認する。</p> <p>第2表 格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却時の出入口温度</p> <table border="1" data-bbox="1272 271 1765 391"> <thead> <tr> <th>格納容器圧力</th> <th>飽和蒸気温度 (°C)</th> <th>除熱量 (MW/台)</th> <th>冷却水流量 (m³/h)</th> <th>出入口温度差 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.283MPa[gage]時 (最高使用圧力時)</td> <td>132</td> <td>約5.4</td> <td>82</td> <td>約60</td> </tr> <tr> <td>0.566MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)</td> <td>155</td> <td>約6.5</td> <td>82</td> <td>約70</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2図 重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>5. 原子炉補機冷却水サージタンク圧力計測の概要 原子炉補機冷却水サージタンク圧力を確認するため、既設圧力計（原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM用））と代替計器として可搬型の計器である原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）にて計測する。</p> <p>(1) 計器仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM用） 仕様（計測範囲）：0～1.0MPa[gage] 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型） 仕様（計測範囲）：0～1.0MPa[gage] タンク加圧目標：0.28MPa[gage] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【伊方3号炉補足資料抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧力計仕様 原子炉補機冷却水サージタンク広域圧力計：0～0.6MPa 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力計：0～1MPa タンク加圧目標：0.27MPa </div>	格納容器圧力	飽和蒸気温度 (°C)	除熱量 (MW/台)	冷却水流量 (m ³ /h)	出入口温度差 (°C)	0.283MPa[gage]時 (最高使用圧力時)	132	約5.4	82	約60	0.566MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)	155	約6.5	82	約70	<p>トの除熱性能曲線を第2図に示す。この出入口温度差と実際の出入口温度差を比較し、格納容器再循環ユニットの冷却状態を確認する。</p> <p>第2表 格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却時の出入口温度</p> <table border="1" data-bbox="1272 271 1765 391"> <thead> <tr> <th>格納容器圧力</th> <th>飽和蒸気温度 (°C)</th> <th>除熱量 (MW/台)</th> <th>冷却水流量 (m³/h)</th> <th>出入口温度差 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.283MPa[gage]時 (最高使用圧力時)</td> <td>132</td> <td>約5.4</td> <td>82</td> <td>約60</td> </tr> <tr> <td>0.566MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)</td> <td>155</td> <td>約6.5</td> <td>82</td> <td>約70</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2図 重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>5. 原子炉補機冷却水サージタンク圧力計測の概要 原子炉補機冷却水サージタンク圧力を確認するため、既設圧力計（原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM用））と代替計器として可搬型の計器である原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）にて計測する。</p> <p>(1) 計器仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM用） 仕様（計測範囲）：0～1.0MPa[gage] 原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型） 仕様（計測範囲）：0～1.0MPa[gage] タンク加圧目標：0.28MPa[gage] 	格納容器圧力	飽和蒸気温度 (°C)	除熱量 (MW/台)	冷却水流量 (m ³ /h)	出入口温度差 (°C)	0.283MPa[gage]時 (最高使用圧力時)	132	約5.4	82	約60	0.566MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)	155	約6.5	82	約70	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】解析結果の相違</p> <p>【大飯】解析結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・既設圧力計名称の明確化 【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・既設圧力計仕様を記載（伊方と同様） 【大飯】設備名称の相違 【大飯】設備仕様の相違 ・設備の相違により計測範囲が異なる。（必要な範囲を計測できることに相違なし）</p>
C/V圧力	飽和蒸気温度 (°C)	除熱量 (MW/台)	冷却水流量 (m ³ /h)	出入口温度差 (°C)																																												
0.392MPa[gage]時 (最高使用圧力時)	約144	約12.3	141	約75																																												
0.784MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)	約168	約13.0	141	約80																																												
格納容器圧力	飽和蒸気温度 (°C)	除熱量 (MW/台)	冷却水流量 (m ³ /h)	出入口温度差 (°C)																																												
0.283MPa[gage]時 (最高使用圧力時)	132	約5.4	82	約60																																												
0.566MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)	155	約6.5	82	約70																																												
格納容器圧力	飽和蒸気温度 (°C)	除熱量 (MW/台)	冷却水流量 (m ³ /h)	出入口温度差 (°C)																																												
0.283MPa[gage]時 (最高使用圧力時)	132	約5.4	82	約60																																												
0.566MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)	155	約6.5	82	約70																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

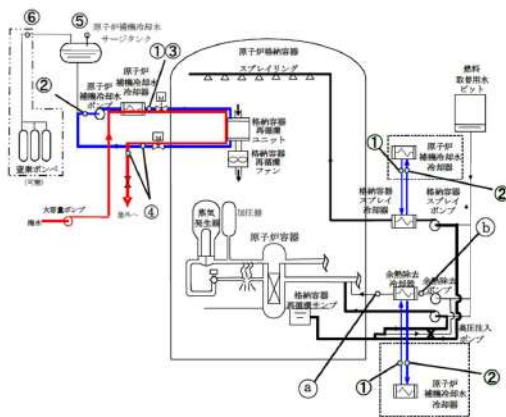
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

《参考図面》

○大飯3号炉及び4号炉 温度計測計器
 原子炉補機冷却水サージタンク圧力



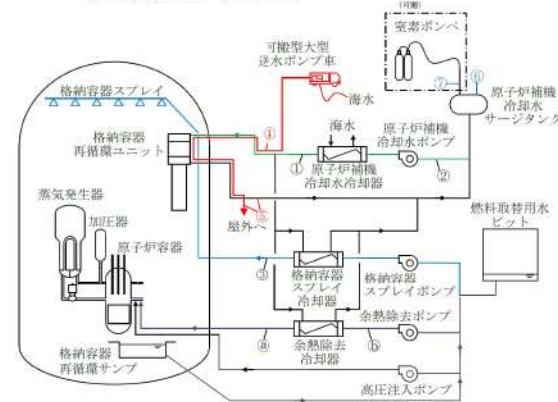
温度測定位置	温度確認箇所及び確認方法
① 原子炉補機冷却水供給側	PCCS
② 原子炉補機冷却水戻り側	PCCS
③ 再循環ユニット入口温度	可搬型温度計測装置
④ 再循環ユニット出口温度	可搬型温度計測装置
⑤ 余热除去系再循環 余热除去冷却器出口	PCCS、記録計
⑥ 余热除去系再循環 余热除去冷却器入口	PCCS、記録計

※③、④の確認箇所は変更の可能性がある。

計器名称	確認方法
⑤ AM用原子炉補機冷却水サージタンク圧力	指示計
⑥ 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	現地指示計

《参考図面》

○泊3号炉 温度計測計器
 原子炉補機冷却水サージタンク圧力



温度測定位置	温度確認箇所及び確認方法
① 原子炉補機冷却水冷却器出口補機冷却水	PCCS
② 原子炉補機冷却水戻り母管	PCCS
③ 格納容器スプレィ冷却器出口	PCCS
④ 格納容器再循環ユニット入口補機冷却水	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）
⑤ 格納容器再循環ユニット出口補機冷却水	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）
⑥ 余热除去冷却器出口	PCCS
⑦ 余热除去冷却器入口	PCCS

計器名称	確認方法
⑥ 原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (AM用)	現場指示計
⑦ 原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	現場指示計

【大飯】申請プラントの相違

【大飯】設備名称の相違

【大飯】海水通水箇所の相違

・大飯では大容量ポンプにて原子炉補機冷却水冷却器出口温度計上流より海水注水するが、泊では可搬型大型送水ポンプにて原子炉補機冷却水冷却器出口温度計下流より注水する。

【大飯】設備名称の相違

【大飯】設備構成の相違

・泊では格納容器スプレィ系再循環時において、格納容器スプレィ冷却器出口温度にてトレンド監視が可能であるため本表に当該計器を追記している。

・泊3号炉は、デジタルプラントであるため、余热除去系冷却器出口及び入口温度を記録するアナログの記録計は設置していない。

【大飯】設備名称及び記載表現の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉圧力容器の水位の推定手段について</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第五十八条第1項（計装設備）、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」及び1.15事故時の計装に関する手順等においては、重大事故等が発生し、計測機器の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けることが要求されている。</p> <p>このうち、原子炉圧力容器（以下「原子炉容器」という）の水位として通常監視している加圧器水位の計測が困難になった場合、①原子炉水位の指示値より水位を確認、②1次冷却材圧力と1次冷却材高温側温度（広域）、サブクール度（CRT）指示値により、原子炉容器内のサブクール状態を監視することで原子炉容器の水位を推定することとしている。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」1.2原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等においても、原子炉容器の水位を推定する手順等（手順、計測機器及び装備等）を整備することが要求されており、同様の推定を行うこととしている。</p> <p>2. 原子炉容器内の水位監視について</p> <p>PWRプラントにおいては、原子炉容器より上に位置する加圧器により通常運転や事故時の圧力及び1次系の保有水量の制御を行っており、加圧器の水位を計測することで、原子炉容器内の水位の状態を監視し、炉心の冷却状態を把握する上で重要となる原子炉容器内の保有水量の監視を行っている。</p> <p>したがって、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータのうち、原子炉容器内の水位については、加圧器水位を主要パラメータとしており、加圧器水位の計測が困難になった場合、以下の推定手段を整備している。</p> <p>①原子炉水位による原子炉容器内の水位計測 ②1次冷却材圧力、1次冷却材高温側温度（広域）及びサブクール度（CRT）の計測値による水位の推定 （原子炉容器内のサブクール状態の監視）</p>	<p>（女川該当資料なし）</p>	<p>別紙6</p> <p>原子炉圧力容器の水位の推定手段について</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第五十八条第1項（計装設備）、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」及び1.15事故時の計装に関する手順等においては、重大事故等が発生し、計測機器の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けることが要求されている。</p> <p>このうち、原子炉圧力容器の水位として通常監視している加圧器水位の計測が困難になった場合、①原子炉容器水位の指示値より水位を確認、②1次冷却材圧力（広域）と1次冷却材温度（広域－高温側）、サブクール度指示値により、原子炉圧力容器内のサブクール状態を監視することで原子炉圧力容器の水位を推定することとしている。</p> <p>また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」1.2原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等においても、原子炉圧力容器の水位を推定する手順等（手順、計測機器及び装備等）を整備することが要求されており、同様の推定を行うこととしている。</p> <p>2. 原子炉圧力容器内の水位監視について</p> <p>PWRプラントにおいては、原子炉圧力容器より上に位置する加圧器により通常運転や事故時の圧力及び1次冷却系の保有水量の制御を行っており、加圧器の水位を計測することで、原子炉圧力容器内の水位の状態を監視し、炉心の冷却状態を把握する上で重要となる原子炉圧力容器内の保有水量の監視を行っている。</p> <p>したがって、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータのうち、原子炉圧力容器内の水位については、加圧器水位を主要パラメータとしており、加圧器水位の計測が困難になった場合、以下の推定手段を整備している。</p> <p>①原子炉容器水位による原子炉圧力容器内の水位計測 ②1次冷却材圧力（広域）、1次冷却材温度（広域－高温側）及びサブクール度の計測値による水位の推定 （原子炉圧力容器内のサブクール状態の監視）</p>	<p>【大阪】資料構成の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・以降、大阪が言い換えていることに伴う相違は、相違理由の記載を省略する。</p> <p>【大阪】設備名称の相違 【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】設備名称の相違 【大阪】設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">原子炉容器内の水位</th> </tr> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>対応設備</th> <th>検出器</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>加圧器水位</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>差圧式水位検出器</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>推定手段①</td> <td>原子炉水位</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>差圧式水位検出器</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">推定手段②</td> <td>1次冷却材圧力</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>弾性圧力検出器</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材高温側温度(広域)</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>測温抵抗体</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>サブクール度(CRT)</td> <td>多線性検出設備</td> <td>弾性圧力検出器 測温抵抗体</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> 	項目	原子炉容器内の水位				監視パラメータ	対応設備	検出器	個数	主要パラメータ	加圧器水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	2	推定手段①	原子炉水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	1	推定手段②	1次冷却材圧力	重大事故等対応設備	弾性圧力検出器	2	1次冷却材高温側温度(広域)	重大事故等対応設備	測温抵抗体	4	サブクール度(CRT)	多線性検出設備	弾性圧力検出器 測温抵抗体	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">原子炉容器内の水位</th> </tr> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>対応設備</th> <th>検出器</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>加圧器水位</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>差圧式水位検出器</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>推定手段①</td> <td>原子炉容器水位</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>差圧式水位検出器</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">推定手段②</td> <td>1次冷却材圧力(広域)</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>弾性圧力検出器</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度(広域-高温側)</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>測温抵抗体</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>サブクール度</td> <td>自主対策設備</td> <td>弾性圧力検出器 測温抵抗体</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> 	項目	原子炉容器内の水位				監視パラメータ	対応設備	検出器	個数	主要パラメータ	加圧器水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	2	推定手段①	原子炉容器水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	1	推定手段②	1次冷却材圧力(広域)	重大事故等対応設備	弾性圧力検出器	2	1次冷却材温度(広域-高温側)	重大事故等対応設備	測温抵抗体	3	サブクール度	自主対策設備	弾性圧力検出器 測温抵抗体	1	<p>【主要パラメータの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する計測制御装置の設計指針（JEAG-4611）では、PWRの事故時の炉心冷却状態の確認手段として、MS-2の加圧器水位が対象パラメータとなっている。 原子炉水位は、重要度分類上MS-3であり、原子炉容器内の水位の主要パラメータとして、MS-2の加圧器水位を選定している <p>※：加圧器水位と原子炉水位の計測範囲において、約2.74mの間は連続した水位監視ができないが、その範囲は各々の計測範囲に比べ小さく、水位変化傾向により、その間に水位があることが推定できることから、原子炉容器内の水位監視に問題はない。</p> <p>原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの水位を計測する原子炉水位により、原子炉容器内の水位を確認する。</p> <p>○測定原理 差圧式水位検出器により、原子炉容器下部のコンジットチューブより分岐した受圧部（高圧側）に加わる水頭圧と原子炉容器ペント管より分岐した受圧部（低圧側）に加わる圧力との差</p>	<p>【主要パラメータの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する計測制御装置の設計指針（JEAG-4611）では、PWRの事故時の炉心冷却状態の確認手段として、MS-2の加圧器水位が対象パラメータとなっている。 原子炉容器水位は、重要度分類上MS-3であり、原子炉圧力容器内の水位の主要パラメータとして、MS-2の加圧器水位を選定している。 <p>※：加圧器水位と原子炉容器水位の計測範囲において、約0.04mの間は連続した水位監視ができないが、その範囲は各々の計測範囲に比べ小さく、水位変化傾向により、その間に水位があることが推定できることから、原子炉圧力容器内の水位監視に問題はない。</p> <p>3. 原子炉容器水位計の概要 原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの水位を計測する原子炉容器水位により、原子炉圧力容器内の水位を確認する。</p> <p>○測定原理 差圧式水位検出器により、原子炉容器下部のコンジットチューブより分岐した受圧部（高圧側）に加わる水頭圧と原子炉容器ペント管より分岐した受圧部（低圧側）に加わる圧力との差</p>	<p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違 ・大飯は4ループ、泊は3ループプラントであることによる相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備仕様の相違 ・加圧器水位計及び原子炉水位計の設置高さの差異による。</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <p>【大飯】 設備仕様の相違 ・加圧器水位計及び原子炉水位計の設置高さの差異による。</p> <p>【大飯】 章立ての相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>
項目		原子炉容器内の水位																																																																		
	監視パラメータ	対応設備	検出器	個数																																																																
主要パラメータ	加圧器水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	2																																																																
推定手段①	原子炉水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	1																																																																
推定手段②	1次冷却材圧力	重大事故等対応設備	弾性圧力検出器	2																																																																
	1次冷却材高温側温度(広域)	重大事故等対応設備	測温抵抗体	4																																																																
	サブクール度(CRT)	多線性検出設備	弾性圧力検出器 測温抵抗体	1																																																																
項目	原子炉容器内の水位																																																																			
	監視パラメータ	対応設備	検出器	個数																																																																
主要パラメータ	加圧器水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	2																																																																
推定手段①	原子炉容器水位	重大事故等対応設備	差圧式水位検出器	1																																																																
推定手段②	1次冷却材圧力(広域)	重大事故等対応設備	弾性圧力検出器	2																																																																
	1次冷却材温度(広域-高温側)	重大事故等対応設備	測温抵抗体	3																																																																
	サブクール度	自主対策設備	弾性圧力検出器 測温抵抗体	1																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

を検出することで、水位に比例した信号を検出し、信号演算処理後、指示、記録する。

項目	計器仕様	補足
計測範囲	0 ~ 100% (原子炉容器底部 ~ 原子炉容器頂部)	原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの水位を確認可能であり、燃料集合体の冠水を確認可能である
検出器種類	差圧式水位検出器	水位に比例する水頭圧を検出することができる。
個数	1 (3号炉及び4号炉 各々)	-
精度		-
検出器の耐環境性	耐環境仕様	重大事故等時の温度、圧力、放射線に耐えることを確認。
耐震性	耐震Sクラス相当	-
電源	非常用電源から給電	-

3. 1次冷却材圧力、1次冷却材高温側温度(広域)及びサブクール度(CRT)による原子炉容器内の水位の推定手段

監視パラメータである1次冷却材圧力と1次冷却材高温側温度(広域)により、飽和蒸気-圧力曲線を基に原子炉容器内のサブクール状態、飽和状態又は過熱状態を監視することで、原子炉容器内の水位が、炉心上端以上、炉心上端近傍もしくは炉心上端未満の水位であることを推定する。

1次冷却材高温側温度(広域)が飽和温度を示し、炉心上端近傍と推定した場合においては、温度の推移による状態の傾向を監視することにより、温度が上昇する場合には炉心が露出状態であることを判断でき、温度が安定していれば炉心が冠水状態であることを判断できる。

なお、本パラメータによる原子炉容器内の水位の推定は、炉心損傷で原子炉容器が損傷に至っていない状態であれば、プラント状態に依存することなく適用できるものであり、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必

女川原子力発電所2号炉

进行检测することで、水位に比例した信号を検出し、信号演算処理後、表示、記録する。

項目	計器仕様	補足
計測範囲	0 ~ 100% (原子炉容器底部 ~ 原子炉容器頂部)	原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの水位を確認可能であり、燃料集合体の冠水を確認可能である。
検出器種類	差圧式水位検出器	水位に比例する水頭圧を検出することができる。
個数	1	-
精度		-
検出器の耐環境性	耐環境仕様	重大事故等時の温度、圧力、放射線に耐えることを確認。
耐震性	耐震Sクラス相当	-
電源	非常用電源から給電	-

4. 1次冷却材圧力(広域)、1次冷却材温度(広域-高温側)及びサブクール度による原子炉圧力容器内の水位の推定手段

監視パラメータである1次冷却材圧力(広域)と1次冷却材温度(広域-高温側)により、飽和蒸気-圧力曲線を基に原子炉圧力容器内のサブクール状態、飽和状態又は過熱状態を監視することで、原子炉圧力容器内の水位が、炉心上端以上、炉心上端近傍もしくは炉心上端未満の水位であることを推定する。

1次冷却材温度(広域-高温側)が飽和温度を示し、炉心上端近傍と推定した場合においては、温度の推移による状態の傾向を監視することにより、温度が上昇する場合には炉心が露出状態であることを判断でき、温度が安定していれば炉心が冠水状態であることを判断できる。

なお、本パラメータによる原子炉圧力容器内の水位の推定は、炉心損傷で原子炉圧力容器が損傷に至っていない状態であれば、プラント状態に依存することなく適用できるものであり、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させ

泊発電所3号炉

进行检测することで、水位に比例した信号を検出し、信号演算処理後、表示、記録する。

項目	計器仕様	補足
計測範囲	0 ~ 100% (原子炉容器底部 ~ 原子炉容器頂部)	原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの水位を確認可能であり、燃料集合体の冠水を確認可能である。
検出器種類	差圧式水位検出器	水位に比例する水頭圧を検出することができる。
個数	1	-
精度		-
検出器の耐環境性	耐環境仕様	重大事故等時の温度、圧力、放射線に耐えることを確認。
耐震性	耐震Sクラス相当	-
電源	非常用電源から給電	-

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

【大阪】設備構成の相違
 ・泊は計測結果を指示計や記録計に指示するのではなく、ディスプレイに盤面表示するため。

【大阪】設備名称の相違

【大阪】記載表現の相違
 ・大阪はツインプラントであるため、個数の表現が異なる。

【大阪】章立て及び設備名称の相違

【大阪】設備名称の相違

【大阪】設備名称の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

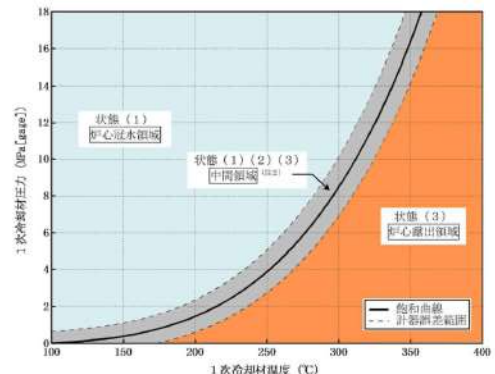
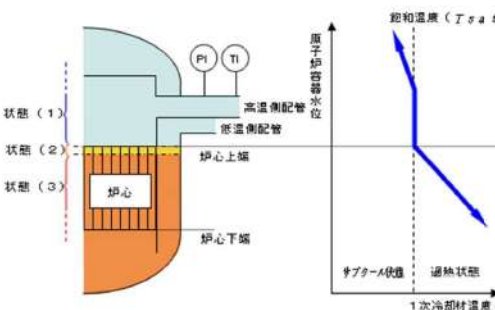
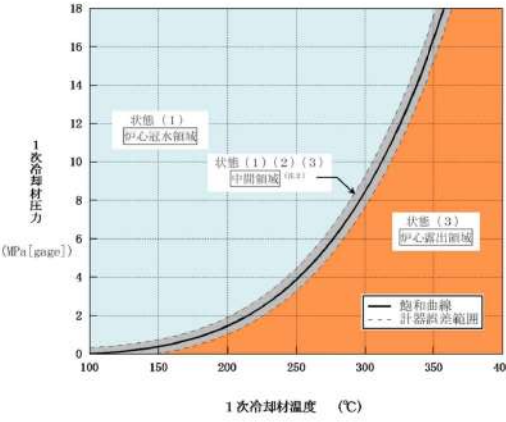
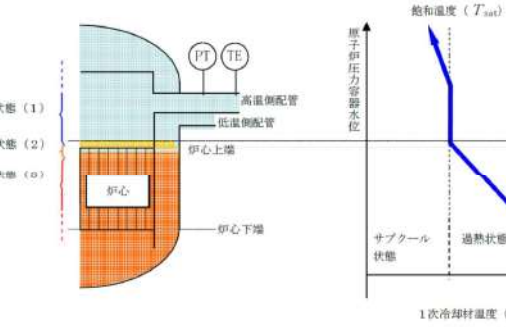
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>要な状態を把握できる。</p> <p>○推定方法</p> <table border="1" data-bbox="91 225 647 357"> <thead> <tr> <th>監視計器</th> <th>使用用途</th> <th>得られる情報</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> <td>飽和温度の推定</td> <td>飽和温度 (T_{sat})</td> <td>耐環境仕様</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1次冷却材高温側温度(広域)</td> <td>冷却材・蒸気の温度 (T)</td> <td>温度 (T)</td> <td rowspan="2">耐環境仕様</td> </tr> <tr> <td>温度監視</td> <td>飽和温度と蒸気温度から得られる過熱度 (ΔT_{sat})</td> </tr> <tr> <td>サブクール度 (CRT)</td> <td>サブクール監視</td> <td>サブクール状態の監視</td> <td>通常仕様</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 原子炉容器内がサブクール状態もしくは飽和状態 推定方法：$T \leq T_{sat}$ 水位：炉心上端以上 図1、2状態(1)に相当</p> <p>(2) 原子炉容器内が飽和温度を上回る状態 推定方法：$T > T_{sat}$ (温度Tが過熱状態を指示、$\Delta T_{sat} = \text{小}$) 水位：炉心上端近傍 図1、2状態(2)に相当</p> <p>(3) 原子炉容器内が飽和温度を大きく上回る状態(過熱状態) 推定方法：$T \gg T_{sat}$ ($\Delta T_{sat} = \text{大}$) 水位：炉心上端未満 図1、2状態(3)に相当</p> <p>○原子炉容器内の水位の推移</p> <p>【炉心上端以上の水位の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心の冠水状態の確認が可能。 <p>【炉心上端以下の水位の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位の上昇傾向：ΔT_{sat} が大きい状態から小さい状態へ移行 水位の低下傾向：ΔT_{sat} が小さい状態から大きい状態へ移行 <p>(注1) 過熱度：$\Delta T_{sat} = T - T_{sat}$ (注2) 中間領域では炉心上端以上、炉心上端近傍もしくは炉心上端未満の水位である。温度の水位を監視することで、以下を推定することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 温度安定：炉心上端以上の水位がある ⇒ 状態(1) 温度急上昇：炉心上端近傍もしくは炉心上端未満 ⇒ 状態(2)、(3) 	監視計器	使用用途	得られる情報	備考	1次冷却材圧力	飽和温度の推定	飽和温度 (T_{sat})	耐環境仕様	1次冷却材高温側温度(広域)	冷却材・蒸気の温度 (T)	温度 (T)	耐環境仕様	温度監視	飽和温度と蒸気温度から得られる過熱度 (ΔT_{sat})	サブクール度 (CRT)	サブクール監視	サブクール状態の監視	通常仕様	<p>るために必要な状態を把握できる。</p> <p>○推定方法</p> <table border="1" data-bbox="1256 225 1812 421"> <thead> <tr> <th>監視計器</th> <th>使用用途</th> <th>得られる情報</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材圧力(広域)</td> <td>飽和温度の推定</td> <td>飽和温度 (T_{sat})</td> <td>耐環境仕様</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1次冷却材温度(広域-高温側)</td> <td>冷却材・蒸気の温度監視</td> <td>温度 (T)</td> <td rowspan="2">耐環境仕様</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飽和温度と蒸気温度から得られる過熱度 (ΔT_{sat})</td> </tr> <tr> <td>サブクール度</td> <td>サブクール監視</td> <td>サブクール状態の監視</td> <td>通常仕様</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 原子炉圧力容器内がサブクール状態もしくは飽和状態 推定方法：$T \leq T_{sat}$ 水位：炉心上端以上……第1、2図の状態(1)に相当</p> <p>(2) 原子炉圧力容器内が飽和温度を上回る状態 推定方法：$T > T_{sat}$ (温度Tが過熱状態を指示、$\Delta T_{sat}^{(注1)} = \text{小}$) 水位：炉心上端近傍……第1、2図の状態(2)に相当</p> <p>(3) 原子炉圧力容器内が飽和温度を大きく上回る状態(過熱状態) 推定方法：$T \gg T_{sat}$ ($\Delta T_{sat} = \text{大}$) 水位：炉心上端未満……第1、2図の状態(3)に相当</p> <p>○原子炉圧力容器内の水位の推移</p> <p>【炉心上端以上の水位の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉心の冠水状態の確認が可能 <p>【炉心上端以下の水位の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位の上昇傾向：ΔT_{sat} が大きい状態から小さい状態へ移行 水位の低下傾向：ΔT_{sat} が小さい状態から大きい状態へ移行 <p>(注1) 過熱度：$\Delta T_{sat} = T - T_{sat}$ (注2) 中間領域では炉心上端以上、炉心上端近傍もしくは炉心上端部未満の水位である。温度の推移を監視することで、以下を推定することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 温度安定：炉心上端以上の水位がある。 ⇒ 状態(1) 温度急上昇：炉心上端近傍もしくは炉心上端部未満 ⇒ 状態(2)、(3) 	監視計器	使用用途	得られる情報	備考	1次冷却材圧力(広域)	飽和温度の推定	飽和温度 (T_{sat})	耐環境仕様	1次冷却材温度(広域-高温側)	冷却材・蒸気の温度監視	温度 (T)	耐環境仕様		飽和温度と蒸気温度から得られる過熱度 (ΔT_{sat})	サブクール度	サブクール監視	サブクール状態の監視	通常仕様	<p>【大阪】設備名称の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・泊は、理解しやすさの観点で注釈の紐づけを行っている。</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 ・適正な表現とした。(「水位」→「推移」)</p>
監視計器	使用用途	得られる情報	備考																																			
1次冷却材圧力	飽和温度の推定	飽和温度 (T_{sat})	耐環境仕様																																			
1次冷却材高温側温度(広域)	冷却材・蒸気の温度 (T)	温度 (T)	耐環境仕様																																			
	温度監視	飽和温度と蒸気温度から得られる過熱度 (ΔT_{sat})																																				
サブクール度 (CRT)	サブクール監視	サブクール状態の監視	通常仕様																																			
監視計器	使用用途	得られる情報	備考																																			
1次冷却材圧力(広域)	飽和温度の推定	飽和温度 (T_{sat})	耐環境仕様																																			
1次冷却材温度(広域-高温側)	冷却材・蒸気の温度監視	温度 (T)	耐環境仕様																																			
		飽和温度と蒸気温度から得られる過熱度 (ΔT_{sat})																																				
サブクール度	サブクール監視	サブクール状態の監視	通常仕様																																			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 飽和蒸気-圧力曲線を基にした水位の推定</p>  <p>図2 原子炉容器の水位と水位変化の概念図</p> <p>【推定における不確かさの影響】 各監視パラメータには不確かさがあり、本推定においても不確かさを考慮する必要がある。例えば、炉心が冠水していない場合において、「過熱状態」にも係らず「飽和温度」と推定した場合においても、温度の推移による状態の傾向監視により、温度が上昇する場合は炉心が露出状態であることを判断でき、温度が安定していれば炉心が冠水状態であることを判断できる。したがって、不確かさを考慮しても、原子炉容器内の水位を推定することが可能である。</p> <p>以上</p>		 <p>第1図 飽和蒸気-圧力曲線を基にした水位の推定</p>  <p>第2図 原子炉压力容器の水位と水位変化の概念図</p> <p>【推定における不確かさの影響】 各監視パラメータには不確かさがあり、本推定においても不確かさを考慮する必要がある。例えば、炉心が冠水していない場合において、「過熱状態」にも係らず「飽和温度」と推定した場合においても、温度の推移による状態の傾向監視により、温度が上昇する場合は炉心が露出状態であることを判断でき、温度が安定していれば炉心が冠水状態であることを判断できる。したがって、不確かさを考慮しても、原子炉压力容器内の水位を推定することが可能である。</p> <p>以上</p>	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p>(大飯該当資料なし)</p>	<p>58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ</p> <p>表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度 (0~500℃)</td> <td>熱電対</td> <td>・多重性を有する重要計器の他の抽出器 ・原子炉圧力 (SA) (0~11MPa) (※)</td> <td>損傷炉心の冷却失敗の可能性 (300℃) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 (SA) (0~11MPa)</td> <td>弾性圧力検出器 (※)</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉圧力 (0~100%) ・原子炉圧力容器温度 (0~500℃) (※)</td> <td>重大事故等時において、原子炉圧力容器最高使用圧力水 (5MPa) の1.2倍 (11.3 MPa) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (広帯域) (-3,800~1,500mm) (※)</td> <td rowspan="2">差圧式水位検出器 (※)</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (SA 広帯域) (-3,800~1,500mm) (※) (※)、原子炉水位 (SA 燃料域) (-2,800~1,300mm) (※) (※)</td> <td rowspan="2">重大事故等時において、原子炉水位 (広帯域) 及び原子炉水位制御範囲から有燃料棒底部まで監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料域) (-3,800~1,300mm) (※)</td> <td>・高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120t/h) (※) ・原子炉圧力 (SA) (0~11MPa) 及び圧力制御室圧力 (0~1MPa) (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 複数ある重要代替計器等の代表を記載。 (※) 計測範囲を超えない場合は、その理由を記載。 (※) 原子炉圧力容器内が飽和状態と仮定し、原子炉圧力容器温度又は原子炉圧力を推定。 (※) 隔壁ダイヤフラムにかかる原子炉圧力 (隔壁槽からの水頭圧を含む) と大気圧の差を計測。 (※) 基準点 (0mm) はダイヤフラムより直下付定 (原子炉圧力容器上部より 1,315mm 上)。 (※) 基準点 (0mm) は有燃料棒底部付定 (原子炉圧力容器上部より 300mm 上)。 (※) 隔壁ダイヤフラムにかかる原子炉圧力 (隔壁槽からの水頭圧を含む) と原子炉圧力容器下部の差圧を計測。 (※) 原子炉水位 (SA 広帯域) は他の広帯域の原子炉水位上、また、原子炉水位 (SA 燃料域) は他の燃料域の原子炉水位と同じ基準部で計測器が異なる。 (※) 原子炉圧力容器への注水量。蒸発熱除去による蒸発量及び直前の水位から炉心の注水を推定。 (※) DCS の発生がなく、水位を主蒸気配管より上になるまで注水した場合には、原子炉圧力と圧力制御室圧力の差圧から炉心の注水を推定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に記載がなければ、本表での圧力はゲージ圧を示す。 ・重要計器に故障の疑いがある場合の複数ある推定手段については、優先順位に従って順番書きに記載する。 </div>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度 (0~500℃)	熱電対	・多重性を有する重要計器の他の抽出器 ・原子炉圧力 (SA) (0~11MPa) (※)	損傷炉心の冷却失敗の可能性 (300℃) を監視可能。	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA) (0~11MPa)	弾性圧力検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉圧力 (0~100%) ・原子炉圧力容器温度 (0~500℃) (※)	重大事故等時において、原子炉圧力容器最高使用圧力水 (5MPa) の1.2倍 (11.3 MPa) を監視可能。	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) (-3,800~1,500mm) (※)	差圧式水位検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (SA 広帯域) (-3,800~1,500mm) (※) (※)、原子炉水位 (SA 燃料域) (-2,800~1,300mm) (※) (※)	重大事故等時において、原子炉水位 (広帯域) 及び原子炉水位制御範囲から有燃料棒底部まで監視可能。	原子炉水位 (燃料域) (-3,800~1,300mm) (※)	・高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120t/h) (※) ・原子炉圧力 (SA) (0~11MPa) 及び圧力制御室圧力 (0~1MPa) (※)	<p>58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ</p> <p>第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (1/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) 1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃)</td> <td>熱電対 熱電対</td> <td>・多重性を有する重要計器の他グループ ・1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) (※)</td> <td>1 冷却材最高使用温度 (50℃) 及び炉心損傷の判断基準である 300℃ を超える温度を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>1 冷却材圧力 (広域-低帯域) (0~21.00%)</td> <td>弾性圧力検出器 (※)</td> <td>・多重性を有する重要計器の他グループ ・1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) (※)</td> <td>1 冷却材最高使用圧力 (7.00MPa) の1.2倍 (8.4MPa) の判断基準) である 20.00MPa を監視可能。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>0 圧器水位 (0~100%)</td> <td>差圧式水位検出器 (※)</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (0~100%)</td> <td>重大事故等時において、原子炉水位上部に設置する水位計と燃料棒上部から下部側計測器までの水位を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (0~100%)</td> <td>差圧式水位検出器 (※)</td> <td>・原子炉水位 (0~100%)</td> <td>重大事故等時において、原子炉水位下部に設置し、水位計の計測範囲をラップしない。原子炉水位制御室から原子炉水位計までの水位を監視可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 複数ある重要代替計器等の代表を記載。 (※) 計測範囲を超えない場合は、その理由を記載。 (※) 隔壁ダイヤフラムにかかる1 冷却材圧力を計測。 (※) 1 冷却材が飽和状態にあると仮定し、原子炉圧力容器内の圧力を推定。 (※) 隔壁ダイヤフラムにかかる隔壁圧力 (隔壁槽からの水頭圧を含む) と加圧器下部の差圧を計測。 (※) 隔壁ダイヤフラムにかかる原子炉圧力と原子炉水位下部の差圧を計測。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に記載がなければ、本表での圧力はゲージ圧を示す。 ・重要計器に故障の疑いがある場合の複数ある推定手段については、優先順位に従って順番書きに記載する。 </div>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)	原子炉圧力容器内の温度	1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) 1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃)	熱電対 熱電対	・多重性を有する重要計器の他グループ ・1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) (※)	1 冷却材最高使用温度 (50℃) 及び炉心損傷の判断基準である 300℃ を超える温度を監視可能。	原子炉圧力容器内の圧力	1 冷却材圧力 (広域-低帯域) (0~21.00%)	弾性圧力検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他グループ ・1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) (※)	1 冷却材最高使用圧力 (7.00MPa) の1.2倍 (8.4MPa) の判断基準) である 20.00MPa を監視可能。	原子炉圧力容器内の水位	0 圧器水位 (0~100%)	差圧式水位検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (0~100%)	重大事故等時において、原子炉水位上部に設置する水位計と燃料棒上部から下部側計測器までの水位を監視可能。	原子炉水位 (0~100%)	差圧式水位検出器 (※)	・原子炉水位 (0~100%)	重大事故等時において、原子炉水位下部に設置し、水位計の計測範囲をラップしない。原子炉水位制御室から原子炉水位計までの水位を監視可能。	<p>【女川】炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外としている。以降、同表において同じ。
	重要監視パラメータ				重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)																																														
重要計器に故障の疑いがある場合		重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)																																																			
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度 (0~500℃)	熱電対	・多重性を有する重要計器の他の抽出器 ・原子炉圧力 (SA) (0~11MPa) (※)	損傷炉心の冷却失敗の可能性 (300℃) を監視可能。																																																	
原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA) (0~11MPa)	弾性圧力検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉圧力 (0~100%) ・原子炉圧力容器温度 (0~500℃) (※)	重大事故等時において、原子炉圧力容器最高使用圧力水 (5MPa) の1.2倍 (11.3 MPa) を監視可能。																																																	
原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) (-3,800~1,500mm) (※)	差圧式水位検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (SA 広帯域) (-3,800~1,500mm) (※) (※)、原子炉水位 (SA 燃料域) (-2,800~1,300mm) (※) (※)	重大事故等時において、原子炉水位 (広帯域) 及び原子炉水位制御範囲から有燃料棒底部まで監視可能。																																																	
	原子炉水位 (燃料域) (-3,800~1,300mm) (※)		・高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120t/h) (※) ・原子炉圧力 (SA) (0~11MPa) 及び圧力制御室圧力 (0~1MPa) (※)																																																		
重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)																																																		
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)																																																	
原子炉圧力容器内の温度	1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) 1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃)	熱電対 熱電対	・多重性を有する重要計器の他グループ ・1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) (※)	1 冷却材最高使用温度 (50℃) 及び炉心損傷の判断基準である 300℃ を超える温度を監視可能。																																																	
原子炉圧力容器内の圧力	1 冷却材圧力 (広域-低帯域) (0~21.00%)	弾性圧力検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他グループ ・1 冷却材温度 (広域-低帯域) (0~300℃) (※)	1 冷却材最高使用圧力 (7.00MPa) の1.2倍 (8.4MPa) の判断基準) である 20.00MPa を監視可能。																																																	
原子炉圧力容器内の水位	0 圧器水位 (0~100%)	差圧式水位検出器 (※)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉水位 (0~100%)	重大事故等時において、原子炉水位上部に設置する水位計と燃料棒上部から下部側計測器までの水位を監視可能。																																																	
	原子炉水位 (0~100%)	差圧式水位検出器 (※)	・原子炉水位 (0~100%)	重大事故等時において、原子炉水位下部に設置し、水位計の計測範囲をラップしない。原子炉水位制御室から原子炉水位計までの水位を監視可能。																																																	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (2/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">原子炉圧力容器への注水量</td> <td>高圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m³) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (318m³/h, 1,650m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m³) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (90.8m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (0~150m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m³) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (90.8m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・圧力制御室水位 (0~5m) (※³⁾)</td> <td>重大事故等時の低圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (1,050m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口流量 (0~200m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・圧力制御室水位 (0~5m) (※³⁾)</td> <td>重大事故等時の代替循環冷却ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (150m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレィライン洗浄流量) (0~220m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m³) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の夜水移動ポンプ又は大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた低圧代替注水系 (残留熱除去系A系ライン) における最大注水量 (199m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) (0~220m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m³) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた低圧代替注水系 (残留熱除去系B系ライン) における最大注水量 (199m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 (0~100m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m³) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の直流駆動低圧注水系ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (80m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 (0~1,500m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・圧力制御室水位 (0~5m) (※³⁾)</td> <td>重大事故等時の残留熱除去系ポンプの最大注水量 (1,136m³/h) を監視可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※¹⁾ 漏洩ダイヤグラムにかかる取り壊し後の差圧を計測。 (※²⁾ 復水貯蔵タンク水位の変化量及び注水時間から注水量を推定。 (※³⁾ 圧力制御室水位の変化量及び注水時間から注水量を推定。</p>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)	原子炉圧力容器への注水量	高圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (318m ³ /h, 1,650m ³ /h) を監視可能。	高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (0~150m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。	低圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・圧力制御室水位 (0~5m) (※ ³⁾)	重大事故等時の低圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。	代替循環冷却ポンプ出口流量 (0~200m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・圧力制御室水位 (0~5m) (※ ³⁾)	重大事故等時の代替循環冷却ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (150m ³ /h) を監視可能。	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレィライン洗浄流量) (0~220m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の夜水移動ポンプ又は大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた低圧代替注水系 (残留熱除去系A系ライン) における最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) (0~220m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた低圧代替注水系 (残留熱除去系B系ライン) における最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 (0~100m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の直流駆動低圧注水系ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (80m ³ /h) を監視可能。	残留熱除去系ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・圧力制御室水位 (0~5m) (※ ³⁾)	重大事故等時の残留熱除去系ポンプの最大注水量 (1,136m ³ /h) を監視可能。	<p>第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (2/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉圧力容器への注水量</td> <td>高圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (318m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時において、高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (90.8m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (0~150m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時において、高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (90.8m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時において、低圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (1,050m³/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口流量 (0~200m³/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時において、代替循環冷却ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (150m³/h) を監視可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※¹⁾ 漏洩ダイヤグラムにかかる取り壊し後の差圧を計測。 (※²⁾ 燃料取替用本ピット水位の変化量及び注水時間から注水量を推定。 (※³⁾ 燃料取替用本ピット水位及び隔離本ピット水位の変化量及び注水時間から注水量を推定。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)	原子炉圧力容器への注水量	高圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時の高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (318m ³ /h) を監視可能。	高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (0~150m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。	低圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、低圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。	代替循環冷却ポンプ出口流量 (0~200m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、代替循環冷却ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (150m ³ /h) を監視可能。	
重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)				検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)																																																																					
		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)																																																																								
原子炉圧力容器への注水量	高圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (318m ³ /h, 1,650m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (0~150m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	低圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・圧力制御室水位 (0~5m) (※ ³⁾)	重大事故等時の低圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	代替循環冷却ポンプ出口流量 (0~200m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・圧力制御室水位 (0~5m) (※ ³⁾)	重大事故等時の代替循環冷却ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (150m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレィライン洗浄流量) (0~220m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の夜水移動ポンプ又は大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた低圧代替注水系 (残留熱除去系A系ライン) における最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) (0~220m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた低圧代替注水系 (残留熱除去系B系ライン) における最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 (0~100m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・復水貯蔵タンク水位 (0~3,200m ³) (※ ²⁾)	重大事故等時の直流駆動低圧注水系ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (80m ³ /h) を監視可能。																																																																							
残留熱除去系ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・圧力制御室水位 (0~5m) (※ ³⁾)	重大事故等時の残留熱除去系ポンプの最大注水量 (1,136m ³ /h) を監視可能。																																																																								
重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)																																																																								
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※)																																																																							
原子炉圧力容器への注水量	高圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時の高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (318m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	高圧代替注水系ポンプ出口流量 (0~120m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (0~150m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、高圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。																																																																							
	低圧炉心スプレィ高ポンプ出口流量 (0~1,500m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、低圧炉心スプレィ高ポンプの最大注水量 (1,050m ³ /h) を監視可能。																																																																							
代替循環冷却ポンプ出口流量 (0~200m ³ /h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・燃料取替用本ピット水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、代替循環冷却ポンプを用いた原子炉圧力容器注水時における最大注水量 (150m ³ /h) を監視可能。																																																																								

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
	<p>表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※¹⁾)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納容器への注水量</td> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系→ドライウエイルン洗浄流量) (0~220t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系 (残留熱除去系高圧ライン) における最大注水量 (89t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) (0~220t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系 (残留熱除去系B系高圧ライン) における最大注水量 (89t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイト流量 (0~100t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m) 及びドライウエイルン水位 (0.02m, 0.23m, 0.34m) (※³⁾)</td> <td>重大事故等時の大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系による最大注水量 (89t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>代替格納冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m) 及びドライウエイルン水位 (0.02m, 0.23m, 0.34m) (※³⁾)</td> <td>重大事故等時の代替格納冷却ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系における最大注水量 (150t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時の復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた原子炉格納容器下部注水系による最大注水量 (89t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内の温度</td> <td>ドライウエイルン温度 (0~300℃)</td> <td>熱電対</td> <td>・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ ドライウエイルン圧力 (0~1MPa(abs)) (※⁴⁾)</td> <td>重大事故等時において、原子炉格納容器の限界温度 (200℃) を監視可能。さらに可搬型計測器にて350℃まで計測可能。</td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室内空気温度 (0~300℃)</td> <td>熱電対</td> <td>・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ サプレッションプール水温度 (0~200℃) (※⁵⁾)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サプレッションプール水温度 (0~200℃)</td> <td>温度抵抗体</td> <td>・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ 圧力抑制室内空気温度 (0~300℃) (※⁴⁾)</td> <td>重大事故等時において、原子炉格納容器限界圧力 (854kPa) におけるサプレッションプール水の飽和温度 (約178℃) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部温度 (0~700℃)</td> <td>熱電対</td> <td>・ 多重性を有する重要計器の他のチャンネル</td> <td>原子炉格納容器下部に溶融心が落下した場合における原子炉格納容器の破損検知が可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※¹⁾ 原子炉格納容器下部水位及びドライウエイルン水位の電位量と注水時間から注水量を推定。 (※²⁾ 原子炉格納容器内が飽和状態と推定し、原子炉格納容器内の温度又は圧力を推定。 (※³⁾ 空気温度と水温が平衡状態と推定し、空気温度又は水温を推定。</p>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ¹⁾)	原子炉格納容器への注水量	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系→ドライウエイルン洗浄流量) (0~220t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※ ²⁾)	重大事故等時の復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系 (残留熱除去系高圧ライン) における最大注水量 (89t/h) を監視可能。	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) (0~220t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※ ²⁾)	重大事故等時の復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系 (残留熱除去系B系高圧ライン) における最大注水量 (89t/h) を監視可能。	原子炉格納容器代替スプレイト流量 (0~100t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m) 及びドライウエイルン水位 (0.02m, 0.23m, 0.34m) (※ ³⁾)	重大事故等時の大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系による最大注水量 (89t/h) を監視可能。	代替格納冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m) 及びドライウエイルン水位 (0.02m, 0.23m, 0.34m) (※ ³⁾)	重大事故等時の代替格納冷却ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系における最大注水量 (150t/h) を監視可能。	原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※ ²⁾)	重大事故等時の復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた原子炉格納容器下部注水系による最大注水量 (89t/h) を監視可能。	原子炉格納容器内の温度	ドライウエイルン温度 (0~300℃)	熱電対	・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ ドライウエイルン圧力 (0~1MPa(abs)) (※ ⁴⁾)	重大事故等時において、原子炉格納容器の限界温度 (200℃) を監視可能。さらに可搬型計測器にて350℃まで計測可能。	圧力抑制室内空気温度 (0~300℃)	熱電対	・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ サプレッションプール水温度 (0~200℃) (※ ⁵⁾)		サプレッションプール水温度 (0~200℃)	温度抵抗体	・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ 圧力抑制室内空気温度 (0~300℃) (※ ⁴⁾)	重大事故等時において、原子炉格納容器限界圧力 (854kPa) におけるサプレッションプール水の飽和温度 (約178℃) を監視可能。	原子炉格納容器下部温度 (0~700℃)	熱電対	・ 多重性を有する重要計器の他のチャンネル	原子炉格納容器下部に溶融心が落下した場合における原子炉格納容器の破損検知が可能。	<p>第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (3/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※¹⁾)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器への注水量</td> <td>0-格納容器スプレイト冷却ポンプ出口流量 (0~100t/h) (0~1,200t/h) (0~10,000t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時において、格納容器スプレイトポンプの流量 (100t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>代替格納冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h) (0~10,000t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時において、代替格納冷却ポンプの流量 (100t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>高圧注入流量 (0~350t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時に310℃で、高圧注入ポンプの流量 (200t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>低圧注入流量 (0~1,100t/h)</td> <td>差圧式流量検出器 (※¹⁾)</td> <td>・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※²⁾)</td> <td>重大事故等時において、低圧注入ポンプの流量 (1,000t/h) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td> <td>格納容器内温度 (0~220℃)</td> <td>温度抵抗体</td> <td>・ 多重性を有する重要計器の他のチャンネル ・ 原子炉格納容器圧力 (0~8,300kPa) (※³⁾)</td> <td>重大事故等時において、原子炉格納容器の限界温度 (200℃) を監視可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※¹⁾ 原子炉格納容器内が飽和状態と推定し、原子炉格納容器内の温度又は圧力を推定。 (※²⁾ 特記の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ¹⁾)	原子炉格納容器への注水量	0-格納容器スプレイト冷却ポンプ出口流量 (0~100t/h) (0~1,200t/h) (0~10,000t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、格納容器スプレイトポンプの流量 (100t/h) を監視可能。	代替格納冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h) (0~10,000t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、代替格納冷却ポンプの流量 (100t/h) を監視可能。	高圧注入流量 (0~350t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時に310℃で、高圧注入ポンプの流量 (200t/h) を監視可能。	低圧注入流量 (0~1,100t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、低圧注入ポンプの流量 (1,000t/h) を監視可能。	原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度 (0~220℃)	温度抵抗体	・ 多重性を有する重要計器の他のチャンネル ・ 原子炉格納容器圧力 (0~8,300kPa) (※ ³⁾)	重大事故等時において、原子炉格納容器の限界温度 (200℃) を監視可能。	
重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)				検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)																																																																							
		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ¹⁾)																																																																										
原子炉格納容器への注水量	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系→ドライウエイルン洗浄流量) (0~220t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※ ²⁾)	重大事故等時の復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系 (残留熱除去系高圧ライン) における最大注水量 (89t/h) を監視可能。																																																																									
	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) (0~220t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※ ²⁾)	重大事故等時の復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系 (残留熱除去系B系高圧ライン) における最大注水量 (89t/h) を監視可能。																																																																									
	原子炉格納容器代替スプレイト流量 (0~100t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m) 及びドライウエイルン水位 (0.02m, 0.23m, 0.34m) (※ ³⁾)	重大事故等時の大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系による最大注水量 (89t/h) を監視可能。																																																																									
	代替格納冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m) 及びドライウエイルン水位 (0.02m, 0.23m, 0.34m) (※ ³⁾)	重大事故等時の代替格納冷却ポンプを用いた原子炉格納容器代替スプレイト冷却系における最大注水量 (150t/h) を監視可能。																																																																									
	原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 復水貯蔵タンク水位 (0~3,200t) (※ ²⁾)	重大事故等時の復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ (タイプ1) を用いた原子炉格納容器下部注水系による最大注水量 (89t/h) を監視可能。																																																																									
原子炉格納容器内の温度	ドライウエイルン温度 (0~300℃)	熱電対	・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ ドライウエイルン圧力 (0~1MPa(abs)) (※ ⁴⁾)	重大事故等時において、原子炉格納容器の限界温度 (200℃) を監視可能。さらに可搬型計測器にて350℃まで計測可能。																																																																									
	圧力抑制室内空気温度 (0~300℃)	熱電対	・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ サプレッションプール水温度 (0~200℃) (※ ⁵⁾)																																																																										
	サプレッションプール水温度 (0~200℃)	温度抵抗体	・ 多重性を有する重要計器の他の検出器 ・ 圧力抑制室内空気温度 (0~300℃) (※ ⁴⁾)	重大事故等時において、原子炉格納容器限界圧力 (854kPa) におけるサプレッションプール水の飽和温度 (約178℃) を監視可能。																																																																									
	原子炉格納容器下部温度 (0~700℃)	熱電対	・ 多重性を有する重要計器の他のチャンネル	原子炉格納容器下部に溶融心が落下した場合における原子炉格納容器の破損検知が可能。																																																																									
重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※)																																																																										
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ¹⁾)																																																																									
原子炉格納容器への注水量	0-格納容器スプレイト冷却ポンプ出口流量 (0~100t/h) (0~1,200t/h) (0~10,000t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、格納容器スプレイトポンプの流量 (100t/h) を監視可能。																																																																									
	代替格納冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h) (0~10,000t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、代替格納冷却ポンプの流量 (100t/h) を監視可能。																																																																									
	高圧注入流量 (0~350t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時に310℃で、高圧注入ポンプの流量 (200t/h) を監視可能。																																																																									
	低圧注入流量 (0~1,100t/h)	差圧式流量検出器 (※ ¹⁾)	・ 燃料取替用ポンプ水位 (0~100%) (※ ²⁾)	重大事故等時において、低圧注入ポンプの流量 (1,000t/h) を監視可能。																																																																									
原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度 (0~220℃)	温度抵抗体	・ 多重性を有する重要計器の他のチャンネル ・ 原子炉格納容器圧力 (0~8,300kPa) (※ ³⁾)	重大事故等時において、原子炉格納容器の限界温度 (200℃) を監視可能。																																																																									

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p>表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※¹)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>ドライウェル圧力 (0~1MPa[abs]) 圧力抑制弁圧力 (0~1MPa[abs])</td> <td>弾性圧力検出器 (※³)</td> <td>・圧力抑制弁圧力 (0~1MPa[abs]) (※⁴) ・ドライウェル圧力 (0~300°C) (※⁵)</td> <td>重大事故等時において, 原子炉格納容器境界圧力 (85kPa) をドライウェル圧力又は圧力抑制弁圧力にて監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td> <td>圧力抑制室水位 (0~5m) (※⁶) 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.9m) ドライウェル水位 (0.02m, 0.25m, 0.34m)</td> <td>差圧式水位検出器 (※⁷) 電極式水位検出器 電極式水位検出器</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・代替補償冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h) (※⁸) ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h) (※⁹) ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h) (※⁹)</td> <td>重大事故等時において, 外部水源注水流量 (通常運転水位: 約 2m) の範囲を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器下部への注水による圧力容器/デステル部の露水状況を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器下部の溶融炉心の冷却に必要な水深 (0.25m) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水素濃度</td> <td>格納容器内空間気水素濃度 (0~30vol%) / 0~100 vol%)</td> <td>熱伝導式水素検出器</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器内水素濃度 (0/%) (0~100vol%) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) (0~100vol%) (※¹⁰)</td> <td>重大事故等時において, 炉心の著しい損傷時に変動する可能性ある範囲 (0~100vol%) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の酸素濃度</td> <td>格納容器内空間気酸素濃度 (0~30vol%)</td> <td>熱伝導式酸素検出器</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル</td> <td>重大事故等時において, 原子炉格納容器内の酸素濃度の変動範囲 (0~4.3vol%) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (0/%) (10⁻⁷~10⁵s/h) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C) (10⁻⁷~10⁵s/h)</td> <td>電離箱 電離箱</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・多重性を有する重要計器の他チャンネル</td> <td>炉心損傷の判断値 (停止直後で約 105s/h) を監視可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※¹) 漏洩ダイアフラムに於けるドライウェル圧力及び圧力抑制弁圧力の絶対圧力を計測。 (※²) 圧力抑制室圧力はドライウェル圧力+12.3kPa からドライウェル圧力+6.9kPa の範囲で推移。 (※³) 基準点 (0m) は通常運転水位 (0.1~3850mm)。 (※⁴) 漏洩ダイアフラムに於ける圧力抑制室圧力 (凝縮槽からの水頭圧を含む) と圧力抑制室下部の差圧を計測。 (※⁵) 流量と注入時間から水位を推定。 (※⁶) 格納容器内水素濃度 (0/%) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) は, 水素吸蔵材料式水素検出器を用いて計測。</p>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 (0~1MPa[abs]) 圧力抑制弁圧力 (0~1MPa[abs])	弾性圧力検出器 (※ ³)	・圧力抑制弁圧力 (0~1MPa[abs]) (※ ⁴) ・ドライウェル圧力 (0~300°C) (※ ⁵)	重大事故等時において, 原子炉格納容器境界圧力 (85kPa) をドライウェル圧力又は圧力抑制弁圧力にて監視可能。	原子炉格納容器内の水位	圧力抑制室水位 (0~5m) (※ ⁶) 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.9m) ドライウェル水位 (0.02m, 0.25m, 0.34m)	差圧式水位検出器 (※ ⁷) 電極式水位検出器 電極式水位検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・代替補償冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h) (※ ⁸) ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h) (※ ⁹) ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h) (※ ⁹)	重大事故等時において, 外部水源注水流量 (通常運転水位: 約 2m) の範囲を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器下部への注水による圧力容器/デステル部の露水状況を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器下部の溶融炉心の冷却に必要な水深 (0.25m) を監視可能。	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内空間気水素濃度 (0~30vol%) / 0~100 vol%)	熱伝導式水素検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器内水素濃度 (0/%) (0~100vol%) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) (0~100vol%) (※ ¹⁰)	重大事故等時において, 炉心の著しい損傷時に変動する可能性ある範囲 (0~100vol%) を監視可能。	原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内空間気酸素濃度 (0~30vol%)	熱伝導式酸素検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル	重大事故等時において, 原子炉格納容器内の酸素濃度の変動範囲 (0~4.3vol%) を監視可能。	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (0/%) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h)	電離箱 電離箱	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・多重性を有する重要計器の他チャンネル	炉心損傷の判断値 (停止直後で約 105s/h) を監視可能。	<p>第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (4/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">重要監視パラメータ</th> <th rowspan="2">重要計器 (計測範囲)</th> <th rowspan="2">検出器の種類</th> <th colspan="2">重要代替計器等 (代表) (※¹)</th> </tr> <tr> <th>重要計器に故障の疑いがある場合</th> <th>重要計器の計測範囲を超えた場合 (※²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>原子炉格納容器圧力 (0~0.30MPa) 格納容器圧力 (0~1.00MPa)</td> <td>弾性圧力検出器 弾性圧力検出器</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器圧力 (0MPa) (0~1.00MPa) ・原子炉格納容器圧力 (0~0.30MPa) ・格納容器内温度 (0~220°C) (※³)</td> <td>設計基準事故時において, 格納容器境界圧力 (0.203MPa) を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器の境界圧力 (2.019~0.590MPa) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td> <td>格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) 格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) 原子炉下部キャベジ水位 (0~40%)</td> <td>差圧式水位検出器 差圧式水位検出器 電極式水位検出器</td> <td>・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) ・格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) ・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・B-格納容器スプレッド層出口流量 (0~1.300t/h) (0~10,000%) 及び代替格納容器スプレッド層出口流量 (0~10,000%) (0~10,000%) (※⁴)</td> <td>重大事故等時において, 再循環ポンプ水位 (約 100%) を監視可能。警戒水位の 100% 以上, 警戒水位の約 40% に相当。 重大事故等時において, 再循環ポンプ水位 (約 100%) を監視可能。警戒水位の 100% 以上, 警戒水位の約 40% に相当。 重大事故等時において, 原子炉下部キャベジ水位に溶融炉心の冷却に必要な水量があることを監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水素濃度</td> <td>格納容器水位 (0~40%)</td> <td>電極式水位検出器</td> <td>・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・B-格納容器スプレッド層出口流量 (0~1.300t/h) (0~10,000%) 及び代替格納容器スプレッド層出口流量 (0~10,000%) (0~10,000%) (※⁴)</td> <td>重大事故等時において, 格納容器内の水素濃度の検出レベルに達したことを監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水素濃度</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (0~20vol%)</td> <td>熱伝導式検出器</td> <td>・重要計器の手摘 ・原子炉格納容器内水素濃度計測ユニット (0~20vol%) ・格納容器内水素濃度計測ユニット (0~200°C) 及び格納容器内水素濃度計測ユニット (0~200°C) (※⁵)</td> <td>重大事故等時において, 変動範囲 (0~15vol%) を監視可能。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>可搬型アナログ水素濃度計測ユニット (0~20vol%) 格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10⁻⁷~10⁵s/h) 格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10⁻⁷~10⁵s/h)</td> <td>熱伝導式検出器 電離箱 電離箱</td> <td>・重要計器の手摘 ・重要計器の手摘 ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10⁻⁷~10⁵s/h)</td> <td>重大事故等時において, 変動範囲 (0~10vol%) を監視可能。 炉心損傷の検出値である 10⁵s/h を超える放射線量率を監視可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※¹) 漏洩ダイアフラムに於ける原子炉格納容器圧力を計測。 (※²) 漏洩ダイアフラムに於ける格納容器再循環ポンプ下部の差圧を計測。 (※³) 各セットの水位変化及び格納容器内温度により原子炉格納容器内の水位を推定。 (※⁴) 格納容器内水素濃度計測及び格納容器内水素濃度計測ユニットの作動特性の関照から, 作動状況を継続することにより, 格納容器内の水素濃度が大幅な変動を生じない領域であることを確認する。</p>	重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力 (0~0.30MPa) 格納容器圧力 (0~1.00MPa)	弾性圧力検出器 弾性圧力検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器圧力 (0MPa) (0~1.00MPa) ・原子炉格納容器圧力 (0~0.30MPa) ・格納容器内温度 (0~220°C) (※ ³)	設計基準事故時において, 格納容器境界圧力 (0.203MPa) を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器の境界圧力 (2.019~0.590MPa) を監視可能。	原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) 格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) 原子炉下部キャベジ水位 (0~40%)	差圧式水位検出器 差圧式水位検出器 電極式水位検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) ・格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) ・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・B-格納容器スプレッド層出口流量 (0~1.300t/h) (0~10,000%) 及び代替格納容器スプレッド層出口流量 (0~10,000%) (0~10,000%) (※ ⁴)	重大事故等時において, 再循環ポンプ水位 (約 100%) を監視可能。警戒水位の 100% 以上, 警戒水位の約 40% に相当。 重大事故等時において, 再循環ポンプ水位 (約 100%) を監視可能。警戒水位の 100% 以上, 警戒水位の約 40% に相当。 重大事故等時において, 原子炉下部キャベジ水位に溶融炉心の冷却に必要な水量があることを監視可能。	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器水位 (0~40%)	電極式水位検出器	・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・B-格納容器スプレッド層出口流量 (0~1.300t/h) (0~10,000%) 及び代替格納容器スプレッド層出口流量 (0~10,000%) (0~10,000%) (※ ⁴)	重大事故等時において, 格納容器内の水素濃度の検出レベルに達したことを監視可能。	原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (0~20vol%)	熱伝導式検出器	・重要計器の手摘 ・原子炉格納容器内水素濃度計測ユニット (0~20vol%) ・格納容器内水素濃度計測ユニット (0~200°C) 及び格納容器内水素濃度計測ユニット (0~200°C) (※ ⁵)	重大事故等時において, 変動範囲 (0~15vol%) を監視可能。	原子炉格納容器内の放射線量率	可搬型アナログ水素濃度計測ユニット (0~20vol%) 格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h) 格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h)	熱伝導式検出器 電離箱 電離箱	・重要計器の手摘 ・重要計器の手摘 ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h)	重大事故等時において, 変動範囲 (0~10vol%) を監視可能。 炉心損傷の検出値である 10 ⁵ s/h を超える放射線量率を監視可能。	
重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)				検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)																																																													
		重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)																																																																
原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 (0~1MPa[abs]) 圧力抑制弁圧力 (0~1MPa[abs])	弾性圧力検出器 (※ ³)	・圧力抑制弁圧力 (0~1MPa[abs]) (※ ⁴) ・ドライウェル圧力 (0~300°C) (※ ⁵)	重大事故等時において, 原子炉格納容器境界圧力 (85kPa) をドライウェル圧力又は圧力抑制弁圧力にて監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の水位	圧力抑制室水位 (0~5m) (※ ⁶) 原子炉格納容器下部水位 (0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.9m) ドライウェル水位 (0.02m, 0.25m, 0.34m)	差圧式水位検出器 (※ ⁷) 電極式水位検出器 電極式水位検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・代替補償冷却ポンプ出口流量 (0~200t/h) (※ ⁸) ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h) (※ ⁹) ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉格納容器下部注水流量 (0~110t/h) (※ ⁹)	重大事故等時において, 外部水源注水流量 (通常運転水位: 約 2m) の範囲を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器下部への注水による圧力容器/デステル部の露水状況を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器下部の溶融炉心の冷却に必要な水深 (0.25m) を監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内空間気水素濃度 (0~30vol%) / 0~100 vol%)	熱伝導式水素検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器内水素濃度 (0/%) (0~100vol%) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) (0~100vol%) (※ ¹⁰)	重大事故等時において, 炉心の著しい損傷時に変動する可能性ある範囲 (0~100vol%) を監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内空間気酸素濃度 (0~30vol%)	熱伝導式酸素検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル	重大事故等時において, 原子炉格納容器内の酸素濃度の変動範囲 (0~4.3vol%) を監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (0/%) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h)	電離箱 電離箱	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・多重性を有する重要計器の他チャンネル	炉心損傷の判断値 (停止直後で約 105s/h) を監視可能。																																																															
重要監視パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)																																																																
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)																																																															
原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力 (0~0.30MPa) 格納容器圧力 (0~1.00MPa)	弾性圧力検出器 弾性圧力検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器圧力 (0MPa) (0~1.00MPa) ・原子炉格納容器圧力 (0~0.30MPa) ・格納容器内温度 (0~220°C) (※ ³)	設計基準事故時において, 格納容器境界圧力 (0.203MPa) を監視可能。 重大事故等時において, 原子炉格納容器の境界圧力 (2.019~0.590MPa) を監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) 格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) 原子炉下部キャベジ水位 (0~40%)	差圧式水位検出器 差圧式水位検出器 電極式水位検出器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) ・格納容器再循環ポンプ水位 (0~100%) ・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・B-格納容器スプレッド層出口流量 (0~1.300t/h) (0~10,000%) 及び代替格納容器スプレッド層出口流量 (0~10,000%) (0~10,000%) (※ ⁴)	重大事故等時において, 再循環ポンプ水位 (約 100%) を監視可能。警戒水位の 100% 以上, 警戒水位の約 40% に相当。 重大事故等時において, 再循環ポンプ水位 (約 100%) を監視可能。警戒水位の 100% 以上, 警戒水位の約 40% に相当。 重大事故等時において, 原子炉下部キャベジ水位に溶融炉心の冷却に必要な水量があることを監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器水位 (0~40%)	電極式水位検出器	・燃料調整用水ピット水位 (0~100%) ・B-格納容器スプレッド層出口流量 (0~1.300t/h) (0~10,000%) 及び代替格納容器スプレッド層出口流量 (0~10,000%) (0~10,000%) (※ ⁴)	重大事故等時において, 格納容器内の水素濃度の検出レベルに達したことを監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の水素濃度	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (0~20vol%)	熱伝導式検出器	・重要計器の手摘 ・原子炉格納容器内水素濃度計測ユニット (0~20vol%) ・格納容器内水素濃度計測ユニット (0~200°C) 及び格納容器内水素濃度計測ユニット (0~200°C) (※ ⁵)	重大事故等時において, 変動範囲 (0~15vol%) を監視可能。																																																															
原子炉格納容器内の放射線量率	可搬型アナログ水素濃度計測ユニット (0~20vol%) 格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h) 格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h)	熱伝導式検出器 電離箱 電離箱	・重要計器の手摘 ・重要計器の手摘 ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器内高レンジモニタ (高レンジ) (10 ⁻⁷ ~10 ⁵ s/h)	重大事故等時において, 変動範囲 (0~10vol%) を監視可能。 炉心損傷の検出値である 10 ⁵ s/h を超える放射線量率を監視可能。																																																															

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (5/8)

Table with 4 columns: 重要監視パラメータ, 重要計器 (計測範囲), 検出器の種類, 重要代替計器等 (代表) (注). It lists parameters like neutron flux, temperature, and pressure with their respective monitoring methods and instruments.

(注*) 原子炉起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能。
(注**) 起動機軸モニタが測定できる領域を拡大した場合には平均出力相関モニタによって監視可能。

表 58-13-1 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (6/8)

Table with 4 columns: 重要監視パラメータ, 重要計器 (計測範囲), 検出器の種類, 重要代替計器等 (代表) (注). It lists parameters like filter differential pressure, temperature, and flow rate with their respective monitoring methods and instruments.

(注*) 隔壁ダイヤフラムにかかるフィルタ装置内の圧力 (気相側) とフィルタ装置下部の液圧を計測。
(注**) 隔壁ダイヤフラムにかかるフィルタ装置入口圧力及びフィルタ装置出口圧力を計測。
(注***) 傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を確認する。
(注****) 原子炉停止後に中心相関係し、原子炉格納容器ベント開始後原子炉停止後1時間と想定した流量率。
(注*****) フィルタ装置出口水素濃度は、原子炉格納容器内の気体が通過することから格納容器内水素濃度とはほぼ同じ濃度となる。
(注*****) 中心相関係にベントすることを想定した保守的な流量率 (中心相関係の判断値 (停止直前で約 186%/h) を参照)。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (5/7)

Table with 4 columns: 重要監視パラメータ, 重要計器 (計測範囲), 検出器の種類, 重要代替計器等 (代表) (注). It lists parameters like neutron flux, temperature, and pressure with their respective monitoring methods and instruments.

(注*) 隔壁ダイヤフラムにかかるフィルタ装置内の圧力 (気相側) とフィルタ装置下部の液圧を計測。
(注**) 隔壁ダイヤフラムにかかるフィルタ装置入口圧力及びフィルタ装置出口圧力を計測。
(注***) 傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を確認する。
(注****) 原子炉停止後に中心相関係し、原子炉格納容器ベント開始後原子炉停止後1時間と想定した流量率。
(注*****) フィルタ装置出口水素濃度は、原子炉格納容器内の気体が通過することから格納容器内水素濃度とはほぼ同じ濃度となる。
(注*****) 中心相関係にベントすることを想定した保守的な流量率 (中心相関係の判断値 (停止直前で約 186%/h) を参照)。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>(大飯該当資料なし)</p>	<p>58-14</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表</p> <p>(第58条) 計装設備 (1/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度**</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>(原子炉圧力)</td> <td>原子炉圧力</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉圧力</td> <td>原子炉圧力 (SA)</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度**	原子炉圧力容器温度	常設	原子炉圧力容器内の圧力	(原子炉圧力)	原子炉圧力	常設	原子炉圧力容器内の水位	原子炉圧力	原子炉圧力 (SA)	常設	<p>58-14</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第58条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表</p> <p>(第58条) 計装設備 (1/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>(1次冷却材温度 (広域-高温側)) (1次冷却材温度 (広域-低温側))</td> <td>1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>(1次冷却材圧力 (広域))</td> <td>1次冷却材圧力 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>加圧器水位**</td> <td>加圧器水位</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(原子炉容器水位)</td> <td>原子炉容器水位</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	原子炉圧力容器内の温度	(1次冷却材温度 (広域-高温側)) (1次冷却材温度 (広域-低温側))	1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	常設	原子炉圧力容器内の圧力	(1次冷却材圧力 (広域))	1次冷却材圧力 (広域)	常設	原子炉圧力容器内の水位	加圧器水位**	加圧器水位	常設		(原子炉容器水位)	原子炉容器水位	常設	<p>相違理由</p> <p>【女川】炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR と BWR で想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外としている。以降、同表において同じ。
	機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																			
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度**	原子炉圧力容器温度	常設																																				
原子炉圧力容器内の圧力	(原子炉圧力)	原子炉圧力	常設																																				
原子炉圧力容器内の水位	原子炉圧力	原子炉圧力 (SA)	常設																																				
機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																				
原子炉圧力容器内の温度	(1次冷却材温度 (広域-高温側)) (1次冷却材温度 (広域-低温側))	1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	常設																																				
原子炉圧力容器内の圧力	(1次冷却材圧力 (広域))	1次冷却材圧力 (広域)	常設																																				
原子炉圧力容器内の水位	加圧器水位**	加圧器水位	常設																																				
	(原子炉容器水位)	原子炉容器水位	常設																																				
<p>(第58条) 計装設備 (2/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))</td> <td>原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>	機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	原子炉圧力容器内の水位	(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	常設	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)	常設	<p>(第58条) 計装設備 (2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))</td> <td>原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	原子炉圧力容器内の水位	(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	常設	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)	常設														
機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																				
原子炉圧力容器内の水位	(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	常設																																				
原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)	常設																																				
機能	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																				
原子炉圧力容器内の水位	(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	常設																																				
原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)	常設																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p>(第58条) 計装設備(3/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等^{*1, **}</th> <th>機能を代替する主要な重大事故対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">原子炉圧力容器への注水量</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 **2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>		機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	原子炉圧力容器への注水量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設	<p>(第58条) 計装設備(2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等^{*1, **}</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉圧力容器への注水量</td> <td>(高圧注入流量)</td> <td>高圧注入流量</td> <td>燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(低圧注入流量)</td> <td>低圧注入流量</td> <td>燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>日一格納容器スプレイスポンプ出口積算流量 (AM用)</td> <td>燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>代替格納容器スプレイスポンプ出口積算流量</td> <td>燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 **2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>		機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	原子炉圧力容器への注水量	(高圧注入流量)	高圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	(低圧注入流量)	低圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	-	日一格納容器スプレイスポンプ出口積算流量 (AM用)	燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	-	-	代替格納容器スプレイスポンプ出口積算流量	燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設													
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																	
原子炉圧力容器への注水量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	常設																																																																																	
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																	
原子炉圧力容器への注水量	(高圧注入流量)	高圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
	(低圧注入流量)	低圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
	-	日一格納容器スプレイスポンプ出口積算流量 (AM用)	燃料取替用水ビット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
-	-	代替格納容器スプレイスポンプ出口積算流量	燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
<p>(第58条) 計装設備(4/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等^{*1, **}</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納容器内の注水量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の温度</td> <td>ドライウェル温度^{**}</td> <td>ドライウェル温度</td> <td>主要パラメータの他格納容器ドライウェル圧力 圧力制御室圧力</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(圧力制御室内空気循環) (サブプレッションプール水温度)</td> <td>(圧力制御室内空気循環) (サブプレッションプール水温度)</td> <td>主要パラメータの他格納容器サブプレッションプール水温度 圧力制御室内空気循環</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の圧力</td> <td>ドライウェル圧力^{**}</td> <td>ドライウェル圧力</td> <td>圧力制御室圧力 ドライウェル圧力</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>圧力制御室圧力^{**}</td> <td>圧力制御室圧力</td> <td>圧力制御室圧力 ドライウェル圧力</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 **2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 **3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>		機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	原子炉格納容器内の注水量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設	原子炉格納容器内の温度	ドライウェル温度 ^{**}	ドライウェル温度	主要パラメータの他格納容器ドライウェル圧力 圧力制御室圧力	常設	(圧力制御室内空気循環) (サブプレッションプール水温度)	(圧力制御室内空気循環) (サブプレッションプール水温度)	主要パラメータの他格納容器サブプレッションプール水温度 圧力制御室内空気循環	常設	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 ^{**}	ドライウェル圧力	圧力制御室圧力 ドライウェル圧力	常設	圧力制御室圧力 ^{**}	圧力制御室圧力	圧力制御室圧力 ドライウェル圧力	常設	<p>(第58条) 計装設備(3/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等^{*1, **}</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器への注水量</td> <td>-</td> <td>日一格納容器スプレイスポンプ出口積算流量 (AM用)</td> <td>燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>代替格納容器スプレイスポンプ出口積算流量</td> <td>燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(高圧注入流量)</td> <td>高圧注入流量</td> <td>燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>(低圧注入流量)</td> <td>低圧注入流量</td> <td>燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td> <td>(格納容器内温度)</td> <td>格納容器内温度</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力 (AM用)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>原子炉格納容器圧力^{**}</td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器内温度 格納容器圧力 (AM用)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>格納容器圧力 (AM用)</td> <td>原子炉格納容器圧力 格納容器内温度</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 **2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 **3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>		機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	原子炉格納容器への注水量	-	日一格納容器スプレイスポンプ出口積算流量 (AM用)	燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	-	代替格納容器スプレイスポンプ出口積算流量	燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	(高圧注入流量)	高圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	-	(低圧注入流量)	低圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	原子炉格納容器内の温度	(格納容器内温度)	格納容器内温度	主要パラメータの他チャンネル 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力 (AM用)	常設	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力 ^{**}	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内温度 格納容器圧力 (AM用)	常設	-	-	格納容器圧力 (AM用)	原子炉格納容器圧力 格納容器内温度	常設
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																	
原子炉格納容器内の注水量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設																																																																																	
	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	残留熱除去系ポンプ出口流量	常設																																																																																	
原子炉格納容器内の温度	ドライウェル温度 ^{**}	ドライウェル温度	主要パラメータの他格納容器ドライウェル圧力 圧力制御室圧力	常設																																																																																	
	(圧力制御室内空気循環) (サブプレッションプール水温度)	(圧力制御室内空気循環) (サブプレッションプール水温度)	主要パラメータの他格納容器サブプレッションプール水温度 圧力制御室内空気循環	常設																																																																																	
原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 ^{**}	ドライウェル圧力	圧力制御室圧力 ドライウェル圧力	常設																																																																																	
	圧力制御室圧力 ^{**}	圧力制御室圧力	圧力制御室圧力 ドライウェル圧力	常設																																																																																	
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等 ^{*1, **}	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計装が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																	
原子炉格納容器への注水量	-	日一格納容器スプレイスポンプ出口積算流量 (AM用)	燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
	-	代替格納容器スプレイスポンプ出口積算流量	燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
	(高圧注入流量)	高圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
-	(低圧注入流量)	低圧注入流量	燃料取替用水ビット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設																																																																																	
原子炉格納容器内の温度	(格納容器内温度)	格納容器内温度	主要パラメータの他チャンネル 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力 (AM用)	常設																																																																																	
原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力 ^{**}	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内温度 格納容器圧力 (AM用)	常設																																																																																	
-	-	格納容器圧力 (AM用)	原子炉格納容器圧力 格納容器内温度	常設																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p>(第58条) 計装設備 (5/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備等**</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設/可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の水位</td> <td>圧力調整室水位*</td> <td>圧力調整室水位</td> <td> 主要パラメータの他チャンネル 動圧代替排水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 直流駆動低圧排水ポンプ出口 流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量 高圧中心スプレイ系ポンプ出口 流量 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位 </td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉格納容器下部水 位</td> <td> 主要パラメータの他チャンネル 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 代替保排冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位 </td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ドライケル水位</td> <td> 主要パラメータの他チャンネル 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 代替保排冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位 </td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の水素濃度</td> <td>格納容器内雰囲気水素濃度</td> <td>格納容器内水素濃度 (D/M)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気水素濃度</td> <td>格納容器内水素濃度 (S/C)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(格納容器内雰囲気水素濃度)</td> <td>格納容器内雰囲気水素濃度</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 (D/M) 格納容器内水素濃度 (S/C)</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備等がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能を代替する主要な重大事故等対応設備等**	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設/可搬型	原子炉格納容器内の水位	圧力調整室水位*	圧力調整室水位	主要パラメータの他チャンネル 動圧代替排水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 直流駆動低圧排水ポンプ出口 流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量 高圧中心スプレイ系ポンプ出口 流量 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位	常設	—	原子炉格納容器下部水 位	主要パラメータの他チャンネル 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 代替保排冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位	常設	—	ドライケル水位	主要パラメータの他チャンネル 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 代替保排冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位	常設	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内水素濃度 (D/M)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度	常設	格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内水素濃度 (S/C)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度	常設	(格納容器内雰囲気水素濃度)	格納容器内雰囲気水素濃度	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 (D/M) 格納容器内水素濃度 (S/C)	常設	<p>(第58条) 計装設備 (4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能を喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等**</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設/可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の水位</td> <td>(格納容器再循環センサ水位 (広域))</td> <td>格納容器再循環センサ水位 (広域)</td> <td> 主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環センサ水位 (狭域) 原子炉下部キャビティ水位 格納容器水位 燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量 </td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(格納容器再循環センサ水位 (狭域))</td> <td>格納容器再循環センサ水位 (狭域)</td> <td>格納容器再循環センサ水位 (広域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉下部キャビティ水位</td> <td> 格納容器再循環センサ水位 (広域) 燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量 </td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>格納容器水位</td> <td> 燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量 </td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水素濃度</td> <td>—</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</td> <td> 主要パラメータの予備 原子炉格納容器内水素処理装置流量 格納容器水素イグナイタ温度 </td> <td>可搬型</td> </tr> <tr> <td>アニュラス内の水素濃度</td> <td>—</td> <td>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</td> <td>主要パラメータの予備</td> <td>可搬型</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備等がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>	機能	機能を喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等**	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設/可搬型	原子炉格納容器内の水位	(格納容器再循環センサ水位 (広域))	格納容器再循環センサ水位 (広域)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環センサ水位 (狭域) 原子炉下部キャビティ水位 格納容器水位 燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量	常設	(格納容器再循環センサ水位 (狭域))	格納容器再循環センサ水位 (狭域)	格納容器再循環センサ水位 (広域)	常設	—	原子炉下部キャビティ水位	格納容器再循環センサ水位 (広域) 燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量	常設	—	—	格納容器水位	燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量	常設	原子炉格納容器内の水素濃度	—	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	主要パラメータの予備 原子炉格納容器内水素処理装置流量 格納容器水素イグナイタ温度	可搬型	アニュラス内の水素濃度	—	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	主要パラメータの予備	可搬型	
機能	機能を代替する主要な重大事故等対応設備等**	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設/可搬型																																																															
原子炉格納容器内の水位	圧力調整室水位*	圧力調整室水位	主要パラメータの他チャンネル 動圧代替排水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 直流駆動低圧排水ポンプ出口 流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量 高圧中心スプレイ系ポンプ出口 流量 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位	常設																																																															
	—	原子炉格納容器下部水 位	主要パラメータの他チャンネル 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 代替保排冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位	常設																																																															
	—	ドライケル水位	主要パラメータの他チャンネル 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ フォン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷 却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流 量 代替保排冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部排水流量 戻水貯蔵タンク水位	常設																																																															
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内水素濃度 (D/M)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度	常設																																																															
	格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内水素濃度 (S/C)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度	常設																																																															
	(格納容器内雰囲気水素濃度)	格納容器内雰囲気水素濃度	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 (D/M) 格納容器内水素濃度 (S/C)	常設																																																															
機能	機能を喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等**	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設/可搬型																																																															
原子炉格納容器内の水位	(格納容器再循環センサ水位 (広域))	格納容器再循環センサ水位 (広域)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環センサ水位 (狭域) 原子炉下部キャビティ水位 格納容器水位 燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量	常設																																																															
	(格納容器再循環センサ水位 (狭域))	格納容器再循環センサ水位 (狭域)	格納容器再循環センサ水位 (広域)	常設																																																															
	—	原子炉下部キャビティ水位	格納容器再循環センサ水位 (広域) 燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量	常設																																																															
—	—	格納容器水位	燃料取替用水ビット水位 補助給水ビット水位 B-格納容器スレイ冷却器 出口積算流量 (M用) 代替格納容器スレイポンプ 出口積算流量	常設																																																															
原子炉格納容器内の水素濃度	—	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	主要パラメータの予備 原子炉格納容器内水素処理装置流量 格納容器水素イグナイタ温度	可搬型																																																															
アニュラス内の水素濃度	—	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	主要パラメータの予備	可搬型																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
<p>(第58条) 計装設備 (6/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>(格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) (格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)</td> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>本廠系の維持又は監視</td> <td>(起動領域モニタ) 平均出力領域モニタ (早期出力領域モニタ) 起動領域モニタ</td> <td>起動領域モニタ 平均出力領域モニタ 早期出力領域モニタ 起動領域モニタ</td> <td>主要パラメータの他チャンネル</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)</td> <td>—</td> <td>サブプレッションプール水流量</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 圧力抑制室内空気温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>残留熱除去系熱交換器入口温度</td> <td>サブプレッションプール水温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>圧力抑制室水位 原子炉水位 (広管域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広管域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	原子炉格納容器内の放射線量率	(格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) (格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)	格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)	主要パラメータの他チャンネル	常設	本廠系の維持又は監視	(起動領域モニタ) 平均出力領域モニタ (早期出力領域モニタ) 起動領域モニタ	起動領域モニタ 平均出力領域モニタ 早期出力領域モニタ 起動領域モニタ	主要パラメータの他チャンネル	常設	最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)	—	サブプレッションプール水流量	主要パラメータの他チャンネル 圧力抑制室内空気温度	常設	—	残留熱除去系熱交換器入口温度	サブプレッションプール水温度	常設	—	—	圧力抑制室水位 原子炉水位 (広管域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広管域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	—	常設	<p>(第58条) 計装設備 (5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>(格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)) (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ))</td> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>未臨界の維持又は監視</td> <td>(出力領域中性子束)</td> <td>出力領域中性子束</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側) ほうげんタンク水位</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(中間領域中性子束)</td> <td>中間領域中性子束</td> <td>中間領域中性子束</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中性子源領域中性子束 ほうげんタンク水位</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(中性子源領域中性子束)</td> <td>中性子源領域中性子束</td> <td>中性子源領域中性子束</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 ほうげんタンク水位</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	原子炉格納容器内の放射線量率	(格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)) (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ))	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	常設	未臨界の維持又は監視	(出力領域中性子束)	出力領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側) ほうげんタンク水位	常設	(中間領域中性子束)	中間領域中性子束	中間領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中性子源領域中性子束 ほうげんタンク水位	常設	(中性子源領域中性子束)	中性子源領域中性子束	中性子源領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 ほうげんタンク水位	常設	<p>(第58条) 計装設備 (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最終ヒートシンクの確保</td> <td>(原子炉格納容器圧力)</td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(原子炉補機冷却水サーージタンク水位)</td> <td>原子炉補機冷却水サーージタンク水位</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>可観型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</td> <td>主要パラメータの予備 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力</td> <td>可観型</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最終ヒートシンクの確保</td> <td>主蒸気ライン圧力*3</td> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 又は他グループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)*3</td> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(蒸気発生器水位 (広域))</td> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(補助給水流量)</td> <td>補助給水流量</td> <td>補助給水ピット水位 蒸気発生器水位 (広域) 蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	最終ヒートシンクの確保	(原子炉格納容器圧力)	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度	常設	(原子炉補機冷却水サーージタンク水位)	原子炉補機冷却水サーージタンク水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度	常設	—	—	可観型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	主要パラメータの予備 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力	可観型	最終ヒートシンクの確保	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 又は他グループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設	蒸気発生器水位 (狭域)*3	蒸気発生器水位 (狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設	(蒸気発生器水位 (広域))	蒸気発生器水位 (広域)	蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	—	常設	(補助給水流量)	補助給水流量	補助給水ピット水位 蒸気発生器水位 (広域) 蒸気発生器水位 (狭域)	—	常設	
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																											
原子炉格納容器内の放射線量率	(格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) (格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)	格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)	主要パラメータの他チャンネル	常設																																																																																											
本廠系の維持又は監視	(起動領域モニタ) 平均出力領域モニタ (早期出力領域モニタ) 起動領域モニタ	起動領域モニタ 平均出力領域モニタ 早期出力領域モニタ 起動領域モニタ	主要パラメータの他チャンネル	常設																																																																																											
最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)	—	サブプレッションプール水流量	主要パラメータの他チャンネル 圧力抑制室内空気温度	常設																																																																																											
	—	残留熱除去系熱交換器入口温度	サブプレッションプール水温度	常設																																																																																											
—	—	圧力抑制室水位 原子炉水位 (広管域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広管域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	—	常設																																																																																											
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																											
原子炉格納容器内の放射線量率	(格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)) (格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ))	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	常設																																																																																											
未臨界の維持又は監視	(出力領域中性子束)	出力領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側) ほうげんタンク水位	常設																																																																																											
(中間領域中性子束)	中間領域中性子束	中間領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中性子源領域中性子束 ほうげんタンク水位	常設																																																																																											
(中性子源領域中性子束)	中性子源領域中性子束	中性子源領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 ほうげんタンク水位	常設																																																																																											
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																											
最終ヒートシンクの確保	(原子炉格納容器圧力)	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度	常設																																																																																											
	(原子炉補機冷却水サーージタンク水位)	原子炉補機冷却水サーージタンク水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度	常設																																																																																											
—	—	可観型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	主要パラメータの予備 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力	可観型																																																																																											
最終ヒートシンクの確保	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 又は他グループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設																																																																																											
	蒸気発生器水位 (狭域)*3	蒸気発生器水位 (狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設																																																																																											
(蒸気発生器水位 (広域))	蒸気発生器水位 (広域)	蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	—	常設																																																																																											
(補助給水流量)	補助給水流量	補助給水ピット水位 蒸気発生器水位 (広域) 蒸気発生器水位 (狭域)	—	常設																																																																																											
<p>(第58条) 計装設備 (7/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力高がし装置)</td> <td>残留熱除去系熱交換器入口温度</td> <td>フィルタ装置入口圧力 (広管域)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器出口温度</td> <td>フィルタ装置出口圧力 (広管域)</td> <td>ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>フィルタ装置水流量</td> <td>主要パラメータの他チャンネル</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> <td>主要パラメータの他チャンネル</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最終ヒートシンクの確保 (耐圧強化バント系)</td> <td>残留熱除去系熱交換器入口温度</td> <td>耐圧強化バント系放射線モニタ</td> <td>主要パラメータの他チャンネル</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)</td> <td>(残留熱除去系熱交換器入口温度)</td> <td>残留熱除去系熱交換器入口温度</td> <td>原子炉圧力容器温度 サブプレッションプール水温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(残留熱除去系熱交換器出口温度)</td> <td>残留熱除去系熱交換器出口温度</td> <td>残留熱除去系熱交換器入口温度 原子炉補機冷却水系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>(残留熱除去系ポンプ出口流量)</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>圧力抑制室水位 残留熱除去系ポンプ出口圧力</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力高がし装置)	残留熱除去系熱交換器入口温度	フィルタ装置入口圧力 (広管域)	主要パラメータの他チャンネル	常設	残留熱除去系熱交換器出口温度	フィルタ装置出口圧力 (広管域)	ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量	フィルタ装置水流量	主要パラメータの他チャンネル	常設	—	フィルタ装置出口放射線モニタ	主要パラメータの他チャンネル	常設	最終ヒートシンクの確保 (耐圧強化バント系)	残留熱除去系熱交換器入口温度	耐圧強化バント系放射線モニタ	主要パラメータの他チャンネル	常設	残留熱除去系ポンプ出口流量	—	—	—	最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)	(残留熱除去系熱交換器入口温度)	残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉圧力容器温度 サブプレッションプール水温度	常設	(残留熱除去系熱交換器出口温度)	残留熱除去系熱交換器出口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度 原子炉補機冷却水系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	常設	—	(残留熱除去系ポンプ出口流量)	残留熱除去系ポンプ出口流量	圧力抑制室水位 残留熱除去系ポンプ出口圧力	常設	<p>(第58条) 計装設備 (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最終ヒートシンクの確保</td> <td>(原子炉格納容器圧力)</td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(原子炉補機冷却水サーージタンク水位)</td> <td>原子炉補機冷却水サーージタンク水位</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>可観型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</td> <td>主要パラメータの予備 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力</td> <td>可観型</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最終ヒートシンクの確保</td> <td>主蒸気ライン圧力*3</td> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 又は他グループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)*3</td> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(蒸気発生器水位 (広域))</td> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(補助給水流量)</td> <td>補助給水流量</td> <td>補助給水ピット水位 蒸気発生器水位 (広域) 蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	最終ヒートシンクの確保	(原子炉格納容器圧力)	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度	常設	(原子炉補機冷却水サーージタンク水位)	原子炉補機冷却水サーージタンク水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度	常設	—	—	可観型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	主要パラメータの予備 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力	可観型	最終ヒートシンクの確保	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 又は他グループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設	蒸気発生器水位 (狭域)*3	蒸気発生器水位 (狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設	(蒸気発生器水位 (広域))	蒸気発生器水位 (広域)	蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	—	常設	(補助給水流量)	補助給水流量	補助給水ピット水位 蒸気発生器水位 (広域) 蒸気発生器水位 (狭域)	—	常設											
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																											
最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力高がし装置)	残留熱除去系熱交換器入口温度	フィルタ装置入口圧力 (広管域)	主要パラメータの他チャンネル	常設																																																																																											
	残留熱除去系熱交換器出口温度	フィルタ装置出口圧力 (広管域)	ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	常設																																																																																											
	残留熱除去系ポンプ出口流量	フィルタ装置水流量	主要パラメータの他チャンネル	常設																																																																																											
	—	フィルタ装置出口放射線モニタ	主要パラメータの他チャンネル	常設																																																																																											
最終ヒートシンクの確保 (耐圧強化バント系)	残留熱除去系熱交換器入口温度	耐圧強化バント系放射線モニタ	主要パラメータの他チャンネル	常設																																																																																											
	残留熱除去系ポンプ出口流量	—	—	—																																																																																											
最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)	(残留熱除去系熱交換器入口温度)	残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉圧力容器温度 サブプレッションプール水温度	常設																																																																																											
	(残留熱除去系熱交換器出口温度)	残留熱除去系熱交換器出口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度 原子炉補機冷却水系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	常設																																																																																											
—	(残留熱除去系ポンプ出口流量)	残留熱除去系ポンプ出口流量	圧力抑制室水位 残留熱除去系ポンプ出口圧力	常設																																																																																											
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																											
最終ヒートシンクの確保	(原子炉格納容器圧力)	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度	常設																																																																																											
	(原子炉補機冷却水サーージタンク水位)	原子炉補機冷却水サーージタンク水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度	常設																																																																																											
—	—	可観型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	主要パラメータの予備 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力	可観型																																																																																											
最終ヒートシンクの確保	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 又は他グループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設																																																																																											
	蒸気発生器水位 (狭域)*3	蒸気発生器水位 (狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設																																																																																											
(蒸気発生器水位 (広域))	蒸気発生器水位 (広域)	蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	—	常設																																																																																											
(補助給水流量)	補助給水流量	補助給水ピット水位 蒸気発生器水位 (広域) 蒸気発生器水位 (狭域)	—	常設																																																																																											

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
<p>(第58条) 計装設備(8/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">格納容器パイプスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)</td> <td>(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))</td> <td>原子炉水位 (広帯域)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(原子炉圧力)</td> <td>原子炉圧力</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 (SA) 原子炉圧力 (広帯域) 原子炉圧力 (燃料域) 原子炉圧力 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>格納容器パイプスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)</td> <td>原子炉圧力</td> <td>原子炉圧力 (SA)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>格納容器パイプスの監視 (原子炉格納容器内の状態)</td> <td>ドライウェル温度*1 ドライウェル圧力*2</td> <td>ドライウェル温度 ドライウェル圧力</td> <td>主要パラメータの他抽出器 ドライウェル圧力 圧力抑制電圧力 ドライウェル温度</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>格納容器パイプスの監視 (原子炉格納容器内の状態)</td> <td>(高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力) (残留熱除去系ポンプ出口圧力)</td> <td>高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉圧力</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力)</td> <td>低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力</td> <td>原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2: () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3: 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	格納容器パイプスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))	原子炉水位 (広帯域)	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)	常設	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	常設	(原子炉圧力)	原子炉圧力	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 (SA) 原子炉圧力 (広帯域) 原子炉圧力 (燃料域) 原子炉圧力 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度	常設	格納容器パイプスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	原子炉圧力	原子炉圧力 (SA)	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度	常設	格納容器パイプスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	ドライウェル温度*1 ドライウェル圧力*2	ドライウェル温度 ドライウェル圧力	主要パラメータの他抽出器 ドライウェル圧力 圧力抑制電圧力 ドライウェル温度	常設	格納容器パイプスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	(高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力) (残留熱除去系ポンプ出口圧力)	高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉圧力	常設		(低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力)	低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)	常設	<p>(第58条) 計装設備(9/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>圧力抑制戻水水位</td> <td>復水貯蔵タンク水位</td> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系ヘッドスプレイズライン洗浄流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系と格納容器冷却ライン洗浄流量 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>圧力抑制戻水水位*2</td> <td>圧力抑制戻水水位</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 代替復水冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2: () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3: 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	水源の確保	圧力抑制戻水水位	復水貯蔵タンク水位	高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系ヘッドスプレイズライン洗浄流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系と格納容器冷却ライン洗浄流量 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域)	常設	圧力抑制戻水水位*2	圧力抑制戻水水位	主要パラメータの他チャンネル 代替復水冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量	常設	<p>(第58条) 計装設備(7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">格納容器パイプスの監視</td> <td>(蒸気発生器水位 (狭域))</td> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 主蒸気ライン圧力 補助給水流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ライン圧力*3</td> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 補助給水流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(1次冷却材圧力 (広域))</td> <td>1次冷却材圧力 (広域)</td> <td>1次冷却材圧力 (広域)</td> <td>主要パラメータの他グループ 蒸気発生器水位 (狭域) 主蒸気ライン圧力 格納容器再循環ポンプ水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2: () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3: 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	格納容器パイプスの監視	(蒸気発生器水位 (狭域))	蒸気発生器水位 (狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 主蒸気ライン圧力 補助給水流量	常設	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 補助給水流量	常設	(1次冷却材圧力 (広域))	1次冷却材圧力 (広域)	1次冷却材圧力 (広域)	主要パラメータの他グループ 蒸気発生器水位 (狭域) 主蒸気ライン圧力 格納容器再循環ポンプ水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	常設	<p>相違理由</p>
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																																																						
格納容器パイプスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	(原子炉水位 (広帯域)) (原子炉水位 (燃料域))	原子炉水位 (広帯域)	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)	常設																																																																						
	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	常設																																																																						
	(原子炉圧力)	原子炉圧力	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 (SA) 原子炉圧力 (広帯域) 原子炉圧力 (燃料域) 原子炉圧力 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度	常設																																																																						
格納容器パイプスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	原子炉圧力	原子炉圧力 (SA)	主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度	常設																																																																						
格納容器パイプスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	ドライウェル温度*1 ドライウェル圧力*2	ドライウェル温度 ドライウェル圧力	主要パラメータの他抽出器 ドライウェル圧力 圧力抑制電圧力 ドライウェル温度	常設																																																																						
格納容器パイプスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	(高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力) (残留熱除去系ポンプ出口圧力)	高圧炉心スプレイズポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉圧力	常設																																																																						
	(低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力)	低圧炉心スプレイズポンプ出口圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)	常設																																																																						
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																																																						
水源の確保	圧力抑制戻水水位	復水貯蔵タンク水位	高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系ヘッドスプレイズライン洗浄流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系と格納容器冷却ライン洗浄流量 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域)	常設																																																																						
	圧力抑制戻水水位*2	圧力抑制戻水水位	主要パラメータの他チャンネル 代替復水冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量	常設																																																																						
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																																																						
格納容器パイプスの監視	(蒸気発生器水位 (狭域))	蒸気発生器水位 (狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 主蒸気ライン圧力 補助給水流量	常設																																																																						
	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 補助給水流量	常設																																																																						
(1次冷却材圧力 (広域))	1次冷却材圧力 (広域)	1次冷却材圧力 (広域)	主要パラメータの他グループ 蒸気発生器水位 (狭域) 主蒸気ライン圧力 格納容器再循環ポンプ水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	常設																																																																						
<p>(第58条) 計装設備(6/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>圧力抑制戻水水位</td> <td>復水貯蔵タンク水位</td> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系ヘッドスプレイズライン洗浄流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系と格納容器冷却ライン洗浄流量 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>圧力抑制戻水水位*2</td> <td>圧力抑制戻水水位</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 代替復水冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2: () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3: 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	水源の確保	圧力抑制戻水水位	復水貯蔵タンク水位	高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系ヘッドスプレイズライン洗浄流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系と格納容器冷却ライン洗浄流量 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域)	常設	圧力抑制戻水水位*2	圧力抑制戻水水位	主要パラメータの他チャンネル 代替復水冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量	常設	<p>(第58条) 計装設備(8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可搬型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水源の確保</td> <td>(燃料取替用水ピット水位)</td> <td>燃料取替用水ピット水位</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ポンプ水位 (広域) 日一格納容器スプレイズ冷却器出口積算流量(BW期) 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイズポンプ出口積算流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(補助給水ピット水位)</td> <td>補助給水ピット水位</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 補助給水流量 代替格納容器スプレイズポンプ出口積算流量</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(ほう酸タンク水位)</td> <td>ほう酸タンク水位</td> <td>主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子観測域中性子束</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備がないため「-」とする。 *2: () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3: 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料1に示す。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型	水源の確保	(燃料取替用水ピット水位)	燃料取替用水ピット水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ポンプ水位 (広域) 日一格納容器スプレイズ冷却器出口積算流量(BW期) 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイズポンプ出口積算流量	常設	(補助給水ピット水位)	補助給水ピット水位	主要パラメータの他チャンネル 補助給水流量 代替格納容器スプレイズポンプ出口積算流量	常設	(ほう酸タンク水位)	ほう酸タンク水位	主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子観測域中性子束	常設	<p>相違理由</p>																																								
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																																																						
水源の確保	圧力抑制戻水水位	復水貯蔵タンク水位	高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系ヘッドスプレイズライン洗浄流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 残留熱除去系と格納容器冷却ライン洗浄流量 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水貯蔵タンク注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉水位 (SA燃料域)	常設																																																																						
	圧力抑制戻水水位*2	圧力抑制戻水水位	主要パラメータの他チャンネル 代替復水冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイズ系ポンプ出口流量	常設																																																																						
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型																																																																						
水源の確保	(燃料取替用水ピット水位)	燃料取替用水ピット水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ポンプ水位 (広域) 日一格納容器スプレイズ冷却器出口積算流量(BW期) 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイズポンプ出口積算流量	常設																																																																						
	(補助給水ピット水位)	補助給水ピット水位	主要パラメータの他チャンネル 補助給水流量 代替格納容器スプレイズポンプ出口積算流量	常設																																																																						
	(ほう酸タンク水位)	ほう酸タンク水位	主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子観測域中性子束	常設																																																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																						
<p>(第50条) 計装設備 (10/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度</td> <td>—</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>主要パラメータの他チャンネル特約船庫式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の酸素濃度</td> <td>(格納容器内雰囲気酸素濃度)</td> <td>格納容器内雰囲気酸素濃度</td> <td>主要パラメータの他チャンネル格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度</td> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) / 使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度 / 燃料貯蔵プール放射線モニタ</td> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) / 使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度</td> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度</td> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>—</td> <td>常設 (可観型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	原子炉建屋内の水素濃度	—	原子炉建屋内水素濃度	主要パラメータの他チャンネル特約船庫式水素再結合装置動作監視装置	常設	原子炉格納容器内の酸素濃度	(格納容器内雰囲気酸素濃度)	格納容器内雰囲気酸素濃度	主要パラメータの他チャンネル格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)	常設	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) / 使用済燃料プール監視カメラ	常設	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度 / 燃料貯蔵プール放射線モニタ	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) / 使用済燃料プール監視カメラ	常設	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール監視カメラ	常設	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度	使用済燃料プール監視カメラ	—	常設 (可観型)	<p>(第56条) 計装設備 (11/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所内の通信連絡</td> <td>(安全パラメータ表示システム (S P D S))</td> <td>安全パラメータ表示システム (S P D S)</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>温度、圧力、水位、注水量の計測・監視</td> <td>各計器</td> <td>可搬型計測器</td> <td>—</td> <td>可観型</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">その他*3</td> <td>(6-2C 母線電圧)</td> <td>6-2C 母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(6-2D 母線電圧)</td> <td>6-2D 母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(6-2B 母線電圧)</td> <td>6-2B 母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(4-2C 母線電圧)</td> <td>4-2C 母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(4-2D 母線電圧)</td> <td>4-2D 母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>6-2E 母線電圧</td> <td>6-2E-1 母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>6-2F 母線電圧</td> <td>6-2F-2 母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>125V 高圧主母線 2A 電圧</td> <td>125V 高圧主母線 2A 電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>125V 高圧主母線 2B 電圧</td> <td>125V 高圧主母線 2B 電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>HPCS125V 高圧主母線電圧</td> <td>HPCS125V 高圧主母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>125V 高圧主母線 2A 電圧</td> <td>125V 高圧主母線 2A-1 電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>125V 高圧主母線 2B 電圧</td> <td>125V 高圧主母線 2B-1 電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>(250V 高圧主母線電圧)</td> <td>250V 高圧主母線電圧</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力</td> <td>高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力</td> <td>代替高圧変電所ガス供給系変電所ガス供給止め弁入口圧力</td> <td>—</td> <td>常設</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：重大事故等対応設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	発電所内の通信連絡	(安全パラメータ表示システム (S P D S))	安全パラメータ表示システム (S P D S)	—	常設	温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	各計器	可搬型計測器	—	可観型	その他*3	(6-2C 母線電圧)	6-2C 母線電圧	—	常設	(6-2D 母線電圧)	6-2D 母線電圧	—	常設	(6-2B 母線電圧)	6-2B 母線電圧	—	常設	(4-2C 母線電圧)	4-2C 母線電圧	—	常設	(4-2D 母線電圧)	4-2D 母線電圧	—	常設	6-2E 母線電圧	6-2E-1 母線電圧	—	常設	6-2F 母線電圧	6-2F-2 母線電圧	—	常設	125V 高圧主母線 2A 電圧	125V 高圧主母線 2A 電圧	—	常設	125V 高圧主母線 2B 電圧	125V 高圧主母線 2B 電圧	—	常設	HPCS125V 高圧主母線電圧	HPCS125V 高圧主母線電圧	—	常設	125V 高圧主母線 2A 電圧	125V 高圧主母線 2A-1 電圧	—	常設	125V 高圧主母線 2B 電圧	125V 高圧主母線 2B-1 電圧	—	常設	(250V 高圧主母線電圧)	250V 高圧主母線電圧	—	常設	高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力	高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力	—	常設	高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力	代替高圧変電所ガス供給系変電所ガス供給止め弁入口圧力	—	常設	<p>(第58条) 計装設備 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2</th> <th>機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)</th> <th>主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ</th> <th>常設可観型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">使用済燃料ピットの監視</td> <td>使用済燃料ピット水位</td> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用)</td> <td>使用済燃料ピット水位 (可観型) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ / 使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度</td> <td>使用済燃料ピット温度 (AM用)</td> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットエリアモニタ</td> <td>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</td> <td>主要パラメータの予備 / 使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>可観型</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット温度 (AM用) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</td> <td>常設 (可観型)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット温度 (AM用) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</td> <td>常設 (可観型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：重大事故防止設備以外の重大事故等対応設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対応設備がないため「—」とする。 *2：() 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。 *3：使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は可搬型重大事故等対応設備。</p>	機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位 (AM用)	使用済燃料ピット水位 (可観型) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ / 使用済燃料ピット監視カメラ	常設	使用済燃料ピット温度	使用済燃料ピット温度 (AM用)	使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット監視カメラ	常設	使用済燃料ピットエリアモニタ	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	主要パラメータの予備 / 使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット監視カメラ	可観型	—	使用済燃料ピット監視カメラ	使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット温度 (AM用) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	常設 (可観型)	—	使用済燃料ピット監視カメラ	使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット温度 (AM用) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	常設 (可観型)	
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																																																																					
原子炉建屋内の水素濃度	—	原子炉建屋内水素濃度	主要パラメータの他チャンネル特約船庫式水素再結合装置動作監視装置	常設																																																																																																																																					
原子炉格納容器内の酸素濃度	(格納容器内雰囲気酸素濃度)	格納容器内雰囲気酸素濃度	主要パラメータの他チャンネル格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)	常設																																																																																																																																					
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) / 使用済燃料プール監視カメラ	常設																																																																																																																																					
	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度 / 燃料貯蔵プール放射線モニタ	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) / 使用済燃料プール監視カメラ	常設																																																																																																																																					
	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール水位 / 温度 (ヒートサーモ式) / 使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 使用済燃料プール監視カメラ	常設																																																																																																																																					
	使用済燃料プール水位 / 温度 (ガイドバルブ式) / 燃料貯蔵プール水位 / 燃料貯蔵プール冷却浄化系ポンプ入口流量 / 燃料貯蔵プール水温度	使用済燃料プール監視カメラ	—	常設 (可観型)																																																																																																																																					
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																																																																					
発電所内の通信連絡	(安全パラメータ表示システム (S P D S))	安全パラメータ表示システム (S P D S)	—	常設																																																																																																																																					
温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	各計器	可搬型計測器	—	可観型																																																																																																																																					
その他*3	(6-2C 母線電圧)	6-2C 母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	(6-2D 母線電圧)	6-2D 母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	(6-2B 母線電圧)	6-2B 母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	(4-2C 母線電圧)	4-2C 母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	(4-2D 母線電圧)	4-2D 母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	6-2E 母線電圧	6-2E-1 母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	6-2F 母線電圧	6-2F-2 母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	125V 高圧主母線 2A 電圧	125V 高圧主母線 2A 電圧	—	常設																																																																																																																																					
	125V 高圧主母線 2B 電圧	125V 高圧主母線 2B 電圧	—	常設																																																																																																																																					
	HPCS125V 高圧主母線電圧	HPCS125V 高圧主母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
	125V 高圧主母線 2A 電圧	125V 高圧主母線 2A-1 電圧	—	常設																																																																																																																																					
	125V 高圧主母線 2B 電圧	125V 高圧主母線 2B-1 電圧	—	常設																																																																																																																																					
	(250V 高圧主母線電圧)	250V 高圧主母線電圧	—	常設																																																																																																																																					
高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力	高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力	—	常設																																																																																																																																						
高圧変電所ガス供給系 ADS 入口圧力	代替高圧変電所ガス供給系変電所ガス供給止め弁入口圧力	—	常設																																																																																																																																						
機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対応設備等*1、*2	機能を代替する主要な重大事故等対応設備 (既設+新設)	主要設備の計画が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可観型																																																																																																																																					
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位 (AM用)	使用済燃料ピット水位 (可観型) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ / 使用済燃料ピット監視カメラ	常設																																																																																																																																					
	使用済燃料ピット温度	使用済燃料ピット温度 (AM用)	使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット監視カメラ	常設																																																																																																																																					
	使用済燃料ピットエリアモニタ	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	主要パラメータの予備 / 使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット監視カメラ	可観型																																																																																																																																					
	—	使用済燃料ピット監視カメラ	使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット温度 (AM用) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	常設 (可観型)																																																																																																																																					
	—	使用済燃料ピット監視カメラ	使用済燃料ピット水位 (AM用) / 使用済燃料ピット温度 (AM用) / 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	常設 (可観型)																																																																																																																																					

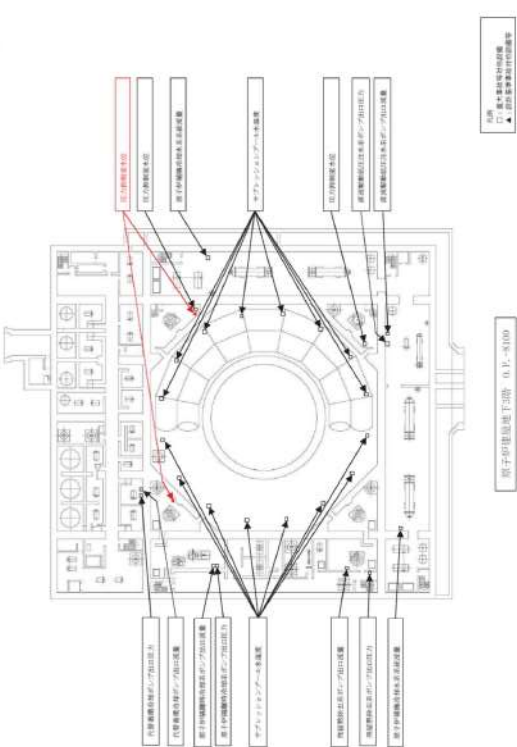
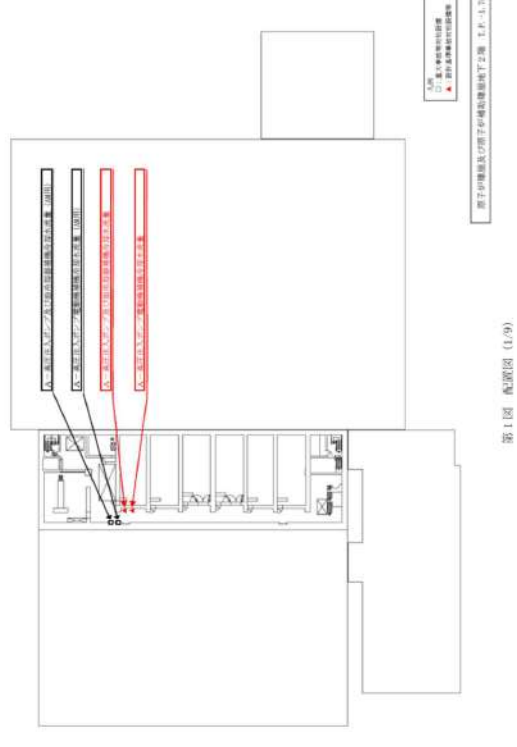
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<p style="text-align: center;">添付資料1</p> <p>設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所について</p> <p>設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所を表1及び図1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所</p> <table border="1" data-bbox="672 414 1220 861"> <thead> <tr> <th>計装設備</th> <th>個数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器温度*</td> <td>14</td> <td>原子炉格納容器内 【図1(3/7)、(4/7)、(5/7)】</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル温度</td> <td>40</td> <td>原子炉格納容器内 【図1(2/7)、(3/7)、(4/7)、(5/7)】</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル圧力</td> <td>2</td> <td>原子炉建屋地上2階 【図1(5/7)】</td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室圧力</td> <td>2</td> <td>原子炉建屋地下1階 【図1(3/7)】</td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室水位</td> <td>2</td> <td>原子炉建屋地下3階 【図1(1/7)】</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール水位</td> <td>1</td> <td>原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</td> <td>1</td> <td>原子炉建屋地上1階 【図1(4/7)】</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール水温度</td> <td>1</td> <td>原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】</td> </tr> <tr> <td>燃料交換フロア放射線モニタ</td> <td>1</td> <td>原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉排気放射線モニタ</td> <td>4</td> <td>原子炉建屋地上3階 【図1(5/7)】</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱エリア放射線モニタ</td> <td>4</td> <td>原子炉建屋地上3階 【図1(5/7)】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：一部の計装設備は異なる高さ方向に複数の検出器を設置</p>	計装設備	個数	設置場所	原子炉圧力容器温度*	14	原子炉格納容器内 【図1(3/7)、(4/7)、(5/7)】	ドライウエル温度	40	原子炉格納容器内 【図1(2/7)、(3/7)、(4/7)、(5/7)】	ドライウエル圧力	2	原子炉建屋地上2階 【図1(5/7)】	圧力抑制室圧力	2	原子炉建屋地下1階 【図1(3/7)】	圧力抑制室水位	2	原子炉建屋地下3階 【図1(1/7)】	燃料貯蔵プール水位	1	原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】	燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度	1	原子炉建屋地上1階 【図1(4/7)】	燃料貯蔵プール水温度	1	原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】	燃料交換フロア放射線モニタ	1	原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】	原子炉建屋原子炉排気放射線モニタ	4	原子炉建屋地上3階 【図1(5/7)】	燃料取扱エリア放射線モニタ	4	原子炉建屋地上3階 【図1(5/7)】	<p style="text-align: center;">添付資料1</p> <p>設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所について</p> <p>設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所を第1表及び第1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1254 399 1814 941"> <thead> <tr> <th>計装設備</th> <th>個数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量</td> <td>1</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.1.2m 【第1図(1/9)】</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量</td> <td>1</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.1.2m 【第1図(1/9)】</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量</td> <td>4</td> <td>周辺補機棟 T.P.2.3m 【第1図(2/9)】</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水供給母管流量</td> <td>2</td> <td>周辺補機棟 T.P.2.3m 【第1図(2/9)】</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>2</td> <td>原子炉格納容器内 【第1図(5/9)】</td> </tr> <tr> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>6</td> <td>周辺補機棟 T.P.33.1m 【第1図(7/9)】</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>2</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.3m 【第1図(5/9)】</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位(狭域)</td> <td>6</td> <td>原子炉格納容器内 【第1図(6/9)】</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク圧力(AH用)</td> <td>1</td> <td>周辺補機棟 T.P.43.6m 【第1図(9/9)】</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位</td> <td>2</td> <td>燃料取扱棟 【第1図(7/9)】</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度</td> <td>2</td> <td>燃料取扱棟 【第1図(7/9)】</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットエアモニタ</td> <td>1</td> <td>燃料取扱棟 【第1図(7/9)】</td> </tr> </tbody> </table>	計装設備	個数	設置場所	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量	1	原子炉補助建屋 T.P.1.2m 【第1図(1/9)】	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量	1	原子炉補助建屋 T.P.1.2m 【第1図(1/9)】	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量	4	周辺補機棟 T.P.2.3m 【第1図(2/9)】	原子炉補機冷却水供給母管流量	2	周辺補機棟 T.P.2.3m 【第1図(2/9)】	加圧器水位	2	原子炉格納容器内 【第1図(5/9)】	主蒸気ライン圧力	6	周辺補機棟 T.P.33.1m 【第1図(7/9)】	原子炉格納容器圧力	2	周辺補機棟 T.P.17.3m 【第1図(5/9)】	蒸気発生器水位(狭域)	6	原子炉格納容器内 【第1図(6/9)】	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(AH用)	1	周辺補機棟 T.P.43.6m 【第1図(9/9)】	使用済燃料ピット水位	2	燃料取扱棟 【第1図(7/9)】	使用済燃料ピット温度	2	燃料取扱棟 【第1図(7/9)】	使用済燃料ピットエアモニタ	1	燃料取扱棟 【第1図(7/9)】	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外としている。
計装設備	個数	設置場所																																																																												
原子炉圧力容器温度*	14	原子炉格納容器内 【図1(3/7)、(4/7)、(5/7)】																																																																												
ドライウエル温度	40	原子炉格納容器内 【図1(2/7)、(3/7)、(4/7)、(5/7)】																																																																												
ドライウエル圧力	2	原子炉建屋地上2階 【図1(5/7)】																																																																												
圧力抑制室圧力	2	原子炉建屋地下1階 【図1(3/7)】																																																																												
圧力抑制室水位	2	原子炉建屋地下3階 【図1(1/7)】																																																																												
燃料貯蔵プール水位	1	原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】																																																																												
燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度	1	原子炉建屋地上1階 【図1(4/7)】																																																																												
燃料貯蔵プール水温度	1	原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】																																																																												
燃料交換フロア放射線モニタ	1	原子炉建屋地上3階 【図1(6/7)】																																																																												
原子炉建屋原子炉排気放射線モニタ	4	原子炉建屋地上3階 【図1(5/7)】																																																																												
燃料取扱エリア放射線モニタ	4	原子炉建屋地上3階 【図1(5/7)】																																																																												
計装設備	個数	設置場所																																																																												
A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量	1	原子炉補助建屋 T.P.1.2m 【第1図(1/9)】																																																																												
A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量	1	原子炉補助建屋 T.P.1.2m 【第1図(1/9)】																																																																												
原子炉補機冷却水冷却器補機冷却水流量	4	周辺補機棟 T.P.2.3m 【第1図(2/9)】																																																																												
原子炉補機冷却水供給母管流量	2	周辺補機棟 T.P.2.3m 【第1図(2/9)】																																																																												
加圧器水位	2	原子炉格納容器内 【第1図(5/9)】																																																																												
主蒸気ライン圧力	6	周辺補機棟 T.P.33.1m 【第1図(7/9)】																																																																												
原子炉格納容器圧力	2	周辺補機棟 T.P.17.3m 【第1図(5/9)】																																																																												
蒸気発生器水位(狭域)	6	原子炉格納容器内 【第1図(6/9)】																																																																												
原子炉補機冷却水サージタンク圧力(AH用)	1	周辺補機棟 T.P.43.6m 【第1図(9/9)】																																																																												
使用済燃料ピット水位	2	燃料取扱棟 【第1図(7/9)】																																																																												
使用済燃料ピット温度	2	燃料取扱棟 【第1図(7/9)】																																																																												
使用済燃料ピットエアモニタ	1	燃料取扱棟 【第1図(7/9)】																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1 配置図 (1/7)</p>	 <p>図2 配置図 (1/9)</p>	<p>【女川】炉型の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRで想定される重大事故等及び対処するための監視パラメータが異なるため、比較対象外としている。以降、同図において同じ

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

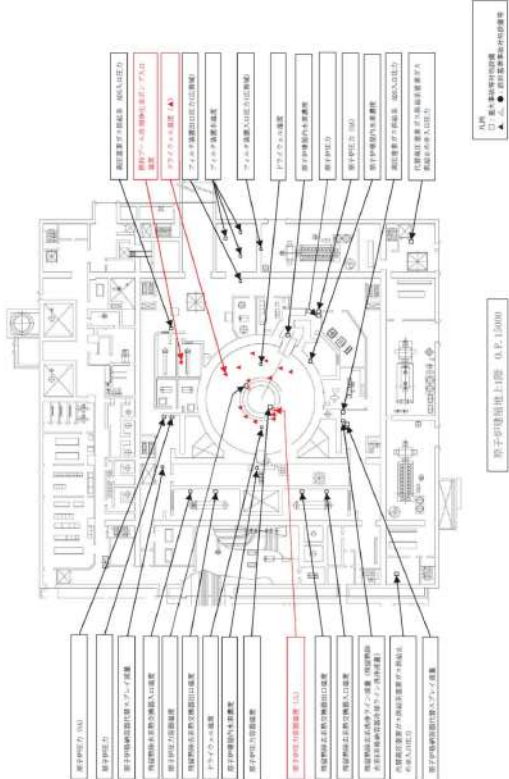
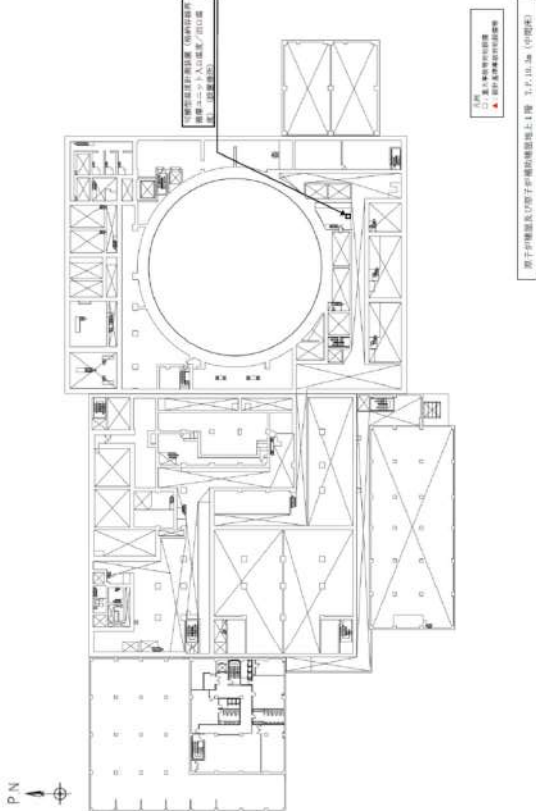
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図1 配置図 (3/7)</p>	<p>第1図 配置図 (3/9)</p>	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1 配置図(4/7) 原子炉建屋地上階 0A.P.15000</p>	 <p>第1図 配置図(4/9)</p>	

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図1 配置図 (5/7)</p>	<p>第1図 配置図 (5/9)</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図1 配置図 (6.7)</p>	<p>第1図 配置図 (6.9)</p>	

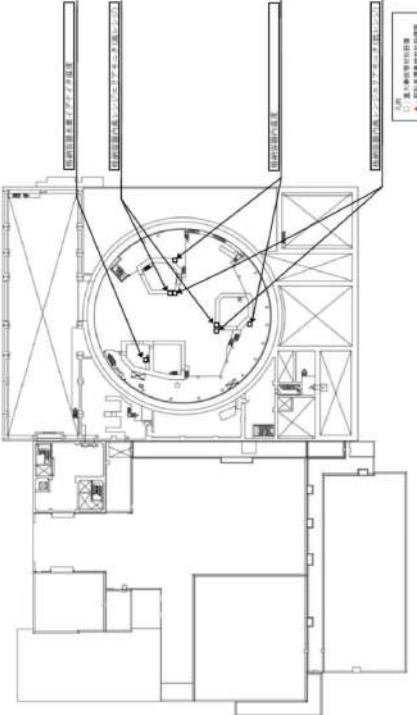
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図1 配管図 (7/7)</p>	<p>第1図 配管図 (7/9)</p>	

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第1図 配管図 (S/P)</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA59H-9 r.9.0
提出年月日	令和5年5月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

59条

令和5年5月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 原子炉制御室等（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59条 59-1 SA設備基準適合性一覧表 59-2 配置図</p> <p>59-3 アクセスルート</p> <p>59-4 試験・検査説明資料 59-5 系統図</p> <p>59-6 (欠番) 59-7 SAバウンダリ系統図(参考)</p>	<p>59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</p> <p>目次</p> <p>59-1 SA設備基準適合性一覧表 59-3 配置図 59-7 保管場所図</p> <p>59-5 試験及び検査 59-4 系統図 59-6 容量設定根拠</p>	<p>59条 59-1 SA設備基準適合性一覧表 59-2 配置図</p> <p>59-3 試験・検査説明資料 59-4 系統図 59-5 容量設定根拠</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川とは資料の順序が異なるが、内容は同等である。 大飯との資料順序も異なる。 比較のため、次ページ以降は本ページに記載の順序で掲載する。 <p>【女川】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では保管場所図を配置図に含めている。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。 <p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯では「SAバウンダリ系統図」として示しているが、内容としては泊では「系統図」として記載している内容と同等であるため、作成していない。
<p>59-8 大飯3号炉および4号炉 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について</p>	<p>59-8 原子炉制御室について（被ばく評価除く）</p>	<p>59-6 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について</p>	<p>本資料については26条と共通の内容であり、26条で比較表を作成している。</p>
<p>59-9 大飯発電所3号炉及び4号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>59-10 大飯発電所3号炉及び4号炉 原子炉制御室等について</p>	<p>59-9 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>59-2 単線結線図 59-10 非常用ガス処理系に流入するガスの水素濃度について 59-11 非常用ガス処理系の系統内における水素爆発防止について 59-12 原子炉建屋ブローアウトパネル及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置について</p>	<p>59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>59-8 単線結線図</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は59-8と59-9の補足的な事項を59-10として添付しているが、泊は女川同様59-6、59-7それぞれに添付している。 <p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの資料はBWR特有の設備についての説明資料であるため、泊では作成していない。また、これらの資料は比較表への掲載も行わない。 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(53条)でもあるアニュラス空気浄化設備の水素対策については53条で説明する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
59-1 SA設備基準適合性 一覧表	59-1 SA設備基準適合性 一覧表	59-1 SA設備 基準適合性一覧表	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

Table with 10 columns: 設備種別, 設備名称, 大飯発電所3/4号炉, 女川原子力発電所2号炉, 泊発電所3号炉, 差異理由, etc. This is a detailed comparison table for various equipment types.

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

Table with 3 columns: 設備種別, 設備名称, 相違理由. This table provides a summary of SA equipment compliance for the female Gatake nuclear power plant.

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

Table with 3 columns: 設備種別, 設備名称, 相違理由. This table provides a summary of SA equipment compliance for the Shikoku nuclear power plant.

【大飯】記載方針の相違
・大飯は1シートですべての設備について記載している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">設備名称</th> <th style="width: 10%;">規格</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号機</td> <td>保安設備-配管-圧力 / 配管の交換/ 取替</td> <td>その他(機内)</td> <td>記</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>(取替に問題を生ずる事)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>異音</td> <td>(機内を過剰しひび)</td> <td>取替済</td> </tr> <tr> <td>配管の中心位置</td> <td>(両機設置からの差違により発生し失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>配管の長さ</td> <td>(取替により機内が異なる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>配管材料</td> <td>同一配管同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手楽</td> <td>取替済</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>配管材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験-検査 (保安性、品質検査-承認入力)</td> <td>適格</td> <td>し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>配管材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>本来の用途として運用-調整手楽</td> <td>基本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>配管材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験設備 その他(取替済)</td> <td>取替済</td> <td>取替済</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>配管材料</td> <td>同一配管同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管材料</td> <td>操作手楽</td> <td>取替済</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>配管材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管の長さ</td> <td>同一配管同一の寸法を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>配管材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の部品</td> <td>(共用しない) (機内)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>配管材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安設備、自然現象、人工事故、保安、可 視</td> <td>取替済 (取替済時の共通取替設備なし)</td> <td>取替済</td> </tr> <tr> <td>ボルト締め 取替</td> <td>取替済 (ボルトなし)</td> <td>取替済</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①の相違</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	規格	備考	第1号機	保安設備-配管-圧力 / 配管の交換/ 取替	その他(機内)	記	配管	(取替に問題を生ずる事)	—	異音	(機内を過剰しひび)	取替済	配管の中心位置	(両機設置からの差違により発生し失うおそれがない)	—	配管の長さ	(取替により機内が異なる)	—	第2号機	配管材料	同一配管同		操作性	操作手楽	取替済	第3号機	配管材料	—		試験-検査 (保安性、品質検査-承認入力)	適格	し	第4号機	配管材料	—		操作性	本来の用途として運用-調整手楽	基本	第5号機	配管材料	—		試験設備 その他(取替済)	取替済	取替済	第6号機	配管材料	同一配管同		配管材料	操作手楽	取替済	第7号機	配管材料	—		配管の長さ	同一配管同一の寸法を本来の目的として設置するもの	A	第8号機	配管材料	—		共用の部品	(共用しない) (機内)	—	第9号機	配管材料	—		保安設備、自然現象、人工事故、保安、可 視	取替済 (取替済時の共通取替設備なし)	取替済	ボルト締め 取替	取替済 (ボルトなし)	取替済				①の相違		
項目	設備名称	規格	備考																																																																																			
第1号機	保安設備-配管-圧力 / 配管の交換/ 取替	その他(機内)	記																																																																																			
	配管	(取替に問題を生ずる事)	—																																																																																			
	異音	(機内を過剰しひび)	取替済																																																																																			
	配管の中心位置	(両機設置からの差違により発生し失うおそれがない)	—																																																																																			
	配管の長さ	(取替により機内が異なる)	—																																																																																			
第2号機	配管材料	同一配管同																																																																																				
	操作性	操作手楽	取替済																																																																																			
第3号機	配管材料	—																																																																																				
	試験-検査 (保安性、品質検査-承認入力)	適格	し																																																																																			
第4号機	配管材料	—																																																																																				
	操作性	本来の用途として運用-調整手楽	基本																																																																																			
第5号機	配管材料	—																																																																																				
	試験設備 その他(取替済)	取替済	取替済																																																																																			
第6号機	配管材料	同一配管同																																																																																				
	配管材料	操作手楽	取替済																																																																																			
第7号機	配管材料	—																																																																																				
	配管の長さ	同一配管同一の寸法を本来の目的として設置するもの	A																																																																																			
第8号機	配管材料	—																																																																																				
	共用の部品	(共用しない) (機内)	—																																																																																			
第9号機	配管材料	—																																																																																				
	保安設備、自然現象、人工事故、保安、可 視	取替済 (取替済時の共通取替設備なし)	取替済																																																																																			
	ボルト締め 取替	取替済 (ボルトなし)	取替済																																																																																			
			①の相違																																																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">機器設備名称（固有名）</th> <th style="width: 30%;">設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1号機</td> <td>保安設備・配管・圧力 / 管路の交換、取替</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>測定</td> <td>（特注）機器を参照する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑</td> <td>（潤滑を確保しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>絶縁層からの影響</td> <td>（取付機器からの絶縁層に上部機器を穿たず設置する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線保護管</td> <td>（電線管により保護が確保される）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急材料</td> <td>②-3 取置回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中体制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号機</td> <td>保護材料</td> <td>②-3 取置回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査性、劣化検出、再検入力）</td> <td>通信連絡設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>保護材料</td> <td>②-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>制御系統</td> <td>本来の用途として使用（制御不能）</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>保護材料</td> <td>②-4 取置回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>監視設計</td> <td>（同施設）同に監視機能</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他（機器類）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>保護材料</td> <td>②-3 取置回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中体制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>保護材料</td> <td>②-3 取置回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表計5Aの容量</td> <td>設計基準値を超過の容量及び増設の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>保護材料</td> <td>②-6 空襲防止設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用の禁止</td> <td>（使用しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8号機</td> <td>保護材料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安設備、自然現象、人為事故、浸水、火災</td> <td>防止設備（対象）（防護設備設置あり）（適切）</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>中体（中体）</td> <td>対象（中体）（並あり）（並たる監視室又は監視室）</td> <td>C4</td> </tr> <tr> <td>緊急材料</td> <td>②-2 中体監視回、②-3 取置回、②-5 取置回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	機器設備名称（固有名）	設置状況	第1号機	保安設備・配管・圧力 / 管路の交換、取替	その他の機器内	C	測定	（特注）機器を参照する。	—	潤滑	（潤滑を確保しない）	対象外	絶縁層からの影響	（取付機器からの絶縁層に上部機器を穿たず設置する）	—	電線保護管	（電線管により保護が確保される）	—	緊急材料	②-3 取置回		操作性	中体制御室操作	A	第2号機	保護材料	②-3 取置回		試験・検査 （検査性、劣化検出、再検入力）	通信連絡設備	B	保護材料	②-5 試験及び検査		第3号機	制御系統	本来の用途として使用（制御不能）	B3	保護材料	②-4 取置回		第4号機	監視設計	（同施設）同に監視機能	A4	その他（機器類）	対象外	対象外	第5号機	保護材料	②-3 取置回		設置場所	中体制御室操作	B	第6号機	保護材料	②-3 取置回		表計5Aの容量	設計基準値を超過の容量及び増設の容量等が十分	B	第7号機	保護材料	②-6 空襲防止設備		使用の禁止	（使用しない設備）	—	第8号機	保護材料	—		保安設備、自然現象、人為事故、浸水、火災	防止設備（対象）（防護設備設置あり）（適切）	A4	中体（中体）	対象（中体）（並あり）（並たる監視室又は監視室）	C4	緊急材料	②-2 中体監視回、②-3 取置回、②-5 取置回			①の相違
項目	機器設備名称（固有名）	設置状況																																																																																				
第1号機	保安設備・配管・圧力 / 管路の交換、取替	その他の機器内	C																																																																																			
	測定	（特注）機器を参照する。	—																																																																																			
	潤滑	（潤滑を確保しない）	対象外																																																																																			
	絶縁層からの影響	（取付機器からの絶縁層に上部機器を穿たず設置する）	—																																																																																			
	電線保護管	（電線管により保護が確保される）	—																																																																																			
	緊急材料	②-3 取置回																																																																																				
	操作性	中体制御室操作	A																																																																																			
第2号機	保護材料	②-3 取置回																																																																																				
	試験・検査 （検査性、劣化検出、再検入力）	通信連絡設備	B																																																																																			
	保護材料	②-5 試験及び検査																																																																																				
第3号機	制御系統	本来の用途として使用（制御不能）	B3																																																																																			
	保護材料	②-4 取置回																																																																																				
第4号機	監視設計	（同施設）同に監視機能	A4																																																																																			
	その他（機器類）	対象外	対象外																																																																																			
第5号機	保護材料	②-3 取置回																																																																																				
	設置場所	中体制御室操作	B																																																																																			
第6号機	保護材料	②-3 取置回																																																																																				
	表計5Aの容量	設計基準値を超過の容量及び増設の容量等が十分	B																																																																																			
第7号機	保護材料	②-6 空襲防止設備																																																																																				
	使用の禁止	（使用しない設備）	—																																																																																			
第8号機	保護材料	—																																																																																				
	保安設備、自然現象、人為事故、浸水、火災	防止設備（対象）（防護設備設置あり）（適切）	A4																																																																																			
	中体（中体）	対象（中体）（並あり）（並たる監視室又は監視室）	C4																																																																																			
	緊急材料	②-2 中体監視回、②-3 取置回、②-5 取置回																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																		
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備項目</th> <th>設備基準適合性（規定値）</th> <th>相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>発電設備・保安・圧力 / 降圧の圧力・圧力制御</td> <td>その他/建物内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>（有線）機器を接続する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>両方</td> <td>（両方とも満たさない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間の間の距離</td> <td>（両方の施設等からの距離により機能しない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線径の確保</td> <td>（電線径により機能が果たされない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-3 配図同</td> </tr> <tr> <td>設備関係</td> <td>中央制御室隣接</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-3 配図同</td> </tr> <tr> <td>試験・保安 （保安性、非常時法・再稼働）</td> <td>通信設備設置</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-5 試験及び保安</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>設備関係</td> <td>本館の閉鎖として使用・緊急下断</td> <td>B+</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-4 表1同</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>設備関係</td> <td>設備設計/同一系統機器</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他（実数値）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-2 配図同</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設備関係</td> <td>中央制御室隣接</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-3 配図同</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>設備関係</td> <td>設計基準計装設備の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-6 計装設定図同</td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>（両方とも満たさない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>保安設備 （保安性、自然現象、人為事故、漏洩、火）</td> <td>①-4 設備一式表（両側同時設置あり）/ 室内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>保安一時的設備</td> <td>対象（①-5-1 表あり）/ 両側同時設置及び両側</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td colspan="2">①-2 保安設備図同、①-3 配図同、①-4 表1同</td> </tr> </tbody> </table>	設備項目		設備基準適合性（規定値）	相違状況	第1項	発電設備・保安・圧力 / 降圧の圧力・圧力制御	その他/建物内	C	設備	（有線）機器を接続する	—	両方	（両方とも満たさない）	対象外	施設間の間の距離	（両方の施設等からの距離により機能しない）	—	電線径の確保	（電線径により機能が果たされない）	—	閉鎖資料	①-3 配図同		設備関係	中央制御室隣接	A	閉鎖資料	①-3 配図同		試験・保安 （保安性、非常時法・再稼働）	通信設備設置	M	閉鎖資料	①-5 試験及び保安		第2項	設備関係	本館の閉鎖として使用・緊急下断	B+	閉鎖資料	①-4 表1同		第3項	設備関係	設備設計/同一系統機器	A+	その他（実数値）	対象外	対象外	閉鎖資料	①-2 配図同		第4項	設備関係	中央制御室隣接	B	閉鎖資料	①-3 配図同		第5項	設備関係	設計基準計装設備の系統及び機器の設置等が十分	B	閉鎖資料	①-6 計装設定図同		利用の禁止	（両方とも満たさない）	—	閉鎖資料	—		第6項	保安設備 （保安性、自然現象、人為事故、漏洩、火）	①-4 設備一式表（両側同時設置あり）/ 室内	A+	保安一時的設備	対象（①-5-1 表あり）/ 両側同時設置及び両側	C+	閉鎖資料	①-2 保安設備図同、①-3 配図同、①-4 表1同			<p style="text-align: center;">①の相違</p>
設備項目		設備基準適合性（規定値）	相違状況																																																																																		
第1項	発電設備・保安・圧力 / 降圧の圧力・圧力制御	その他/建物内	C																																																																																		
	設備	（有線）機器を接続する	—																																																																																		
	両方	（両方とも満たさない）	対象外																																																																																		
	施設間の間の距離	（両方の施設等からの距離により機能しない）	—																																																																																		
	電線径の確保	（電線径により機能が果たされない）	—																																																																																		
	閉鎖資料	①-3 配図同																																																																																			
	設備関係	中央制御室隣接	A																																																																																		
	閉鎖資料	①-3 配図同																																																																																			
	試験・保安 （保安性、非常時法・再稼働）	通信設備設置	M																																																																																		
	閉鎖資料	①-5 試験及び保安																																																																																			
第2項	設備関係	本館の閉鎖として使用・緊急下断	B+																																																																																		
	閉鎖資料	①-4 表1同																																																																																			
第3項	設備関係	設備設計/同一系統機器	A+																																																																																		
	その他（実数値）	対象外	対象外																																																																																		
閉鎖資料	①-2 配図同																																																																																				
第4項	設備関係	中央制御室隣接	B																																																																																		
	閉鎖資料	①-3 配図同																																																																																			
第5項	設備関係	設計基準計装設備の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																																		
	閉鎖資料	①-6 計装設定図同																																																																																			
	利用の禁止	（両方とも満たさない）	—																																																																																		
閉鎖資料	—																																																																																				
第6項	保安設備 （保安性、自然現象、人為事故、漏洩、火）	①-4 設備一式表（両側同時設置あり）/ 室内	A+																																																																																		
	保安一時的設備	対象（①-5-1 表あり）/ 両側同時設置及び両側	C+																																																																																		
	閉鎖資料	①-2 保安設備図同、①-3 配図同、①-4 表1同																																																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																											
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>中核制御室設置</th> <th>数量比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮熱扉・扉底・柱力 / 扉底の天板 / 扉側壁</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>扉底</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扉底</td> <td>（扉底を確保しない）</td> <td>見做外</td> </tr> <tr> <td>遮熱扉の中心の扉底</td> <td>（他の機器等からの遮熱等により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路蓋</td> <td>（電線経路により機能の低下はない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護扉</td> <td>29-2 配置同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中核制御室確保</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>29-2 配置同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認識・指示 （標高性、系統構成、再読入力）</td> <td>アーン</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認識手段</td> <td>本室の機器として表示・印刷手段</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>29-4 試験同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名前設計</td> <td>知能設計及び系統構成</td> <td>A・d</td> </tr> <tr> <td>その他（機器類）</td> <td>見做外</td> <td>見做外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>29-4 試験同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護地席</td> <td>中核制御室確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>29-2 配置同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認識手段の容量</td> <td>設計基準が制御室の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扉底の閉止</td> <td>（使用しない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮熱扉、扉底、扉底の天板、扉底の側壁、扉底の柱力</td> <td>見做外（扉底側の不透熱部設置なし）</td> <td>見做外</td> </tr> <tr> <td>キーボード設置</td> <td>見做（キーボード設置）→ 異なる機種の設置は可能</td> <td>C・e</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>29-2 扉底設置同、29-3 配置同、29-4 試験同</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	中核制御室設置	数量比較	遮熱扉・扉底・柱力 / 扉底の天板 / 扉側壁	その他の機器内	C	扉底	（扉底に設置を要しない）	—	扉底	（扉底を確保しない）	見做外	遮熱扉の中心の扉底	（他の機器等からの遮熱等により機能を失うおそれがない）	—	電線経路蓋	（電線経路により機能の低下はない）	—	防護扉	29-2 配置同		操作性	中核制御室確保	A	防護資料	29-2 配置同		認識・指示 （標高性、系統構成、再読入力）	アーン	A	防護資料	29-3 試験及び検査		認識手段	本室の機器として表示・印刷手段	B	防護資料	29-4 試験同		名前設計	知能設計及び系統構成	A・d	その他（機器類）	見做外	見做外	防護資料	29-4 試験同		防護地席	中核制御室確保	B	防護資料	29-2 配置同		認識手段の容量	設計基準が制御室の系統及び機器の容量等が十分	B	防護資料	—		扉底の閉止	（使用しない）	—	防護資料	—		遮熱扉、扉底、扉底の天板、扉底の側壁、扉底の柱力	見做外（扉底側の不透熱部設置なし）	見做外	キーボード設置	見做（キーボード設置）→ 異なる機種の設置は可能	C・e	防護資料	29-2 扉底設置同、29-3 配置同、29-4 試験同		<p>泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性 一覧表（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>中核制御室設置</th> <th>数量比較</th> <th>差異理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮熱扉・扉底・柱力 / 扉底の天板 / 扉側壁</td> <td>その他の機器内 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B・d</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> </tr> <tr> <td>扉底</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扉底</td> <td>（扉底を確保しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮熱扉の中心の扉底</td> <td>（他の機器等からの遮熱等により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線経路蓋</td> <td>（電線経路により機能の低下はない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護扉</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B・d</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> </tr> <tr> <td>認識・指示 （標高性、系統構成、再読入力）</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B・d</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B・d</td> <td>（扉底に設置を要しない）</td> </tr> <tr> <td>名前設計</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（機器類）</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護地席</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認識手段の容量</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扉底の閉止</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮熱扉、扉底、扉底の天板、扉底の側壁、扉底の柱力</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キーボード設置</td> <td>【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）</td> <td>C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	中核制御室設置	数量比較	差異理由	遮熱扉・扉底・柱力 / 扉底の天板 / 扉側壁	その他の機器内 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）	扉底	（扉底に設置を要しない）	—		扉底	（扉底を確保しない）	—		遮熱扉の中心の扉底	（他の機器等からの遮熱等により機能を失うおそれがない）	—		電線経路蓋	（電線経路により機能の低下はない）	—		防護扉	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B	（扉底に設置を要しない）	操作性	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B	（扉底に設置を要しない）	防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）	認識・指示 （標高性、系統構成、再読入力）	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）	防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）	名前設計	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—		その他（機器類）	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—		防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B		防護地席	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B		防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—		認識手段の容量	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—		扉底の閉止	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—		遮熱扉、扉底、扉底の天板、扉底の側壁、扉底の柱力	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—		キーボード設置	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	C		
設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	中核制御室設置	数量比較																																																																																																																																																												
遮熱扉・扉底・柱力 / 扉底の天板 / 扉側壁	その他の機器内	C																																																																																																																																																												
扉底	（扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
扉底	（扉底を確保しない）	見做外																																																																																																																																																												
遮熱扉の中心の扉底	（他の機器等からの遮熱等により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																																																																												
電線経路蓋	（電線経路により機能の低下はない）	—																																																																																																																																																												
防護扉	29-2 配置同																																																																																																																																																													
操作性	中核制御室確保	A																																																																																																																																																												
防護資料	29-2 配置同																																																																																																																																																													
認識・指示 （標高性、系統構成、再読入力）	アーン	A																																																																																																																																																												
防護資料	29-3 試験及び検査																																																																																																																																																													
認識手段	本室の機器として表示・印刷手段	B																																																																																																																																																												
防護資料	29-4 試験同																																																																																																																																																													
名前設計	知能設計及び系統構成	A・d																																																																																																																																																												
その他（機器類）	見做外	見做外																																																																																																																																																												
防護資料	29-4 試験同																																																																																																																																																													
防護地席	中核制御室確保	B																																																																																																																																																												
防護資料	29-2 配置同																																																																																																																																																													
認識手段の容量	設計基準が制御室の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																												
防護資料	—																																																																																																																																																													
扉底の閉止	（使用しない）	—																																																																																																																																																												
防護資料	—																																																																																																																																																													
遮熱扉、扉底、扉底の天板、扉底の側壁、扉底の柱力	見做外（扉底側の不透熱部設置なし）	見做外																																																																																																																																																												
キーボード設置	見做（キーボード設置）→ 異なる機種の設置は可能	C・e																																																																																																																																																												
防護資料	29-2 扉底設置同、29-3 配置同、29-4 試験同																																																																																																																																																													
設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	中核制御室設置	数量比較	差異理由																																																																																																																																																											
遮熱扉・扉底・柱力 / 扉底の天板 / 扉側壁	その他の機器内 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）																																																																																																																																																											
扉底	（扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
扉底	（扉底を確保しない）	—																																																																																																																																																												
遮熱扉の中心の扉底	（他の機器等からの遮熱等により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																																																																												
電線経路蓋	（電線経路により機能の低下はない）	—																																																																																																																																																												
防護扉	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B	（扉底に設置を要しない）																																																																																																																																																											
操作性	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B	（扉底に設置を要しない）																																																																																																																																																											
防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）																																																																																																																																																											
認識・指示 （標高性、系統構成、再読入力）	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）																																																																																																																																																											
防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B・d	（扉底に設置を要しない）																																																																																																																																																											
名前設計	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
その他（機器類）	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B																																																																																																																																																												
防護地席	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	B																																																																																																																																																												
防護資料	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
認識手段の容量	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
扉底の閉止	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
遮熱扉、扉底、扉底の天板、扉底の側壁、扉底の柱力	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	—																																																																																																																																																												
キーボード設置	【設備の相違】 （扉底に設置を要しない）	C																																																																																																																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																			
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>中央制御室設置場所</th> <th>設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>保安設備・保安・注力 （注力制御・保安設備）</td> <td>中央制御室内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td>（自然に換気を実施する）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>（排水を確保しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>絶縁遮断の設置</td> <td>（絶縁遮断等から遮断により機器を劣化させない）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電線径の算定</td> <td>（電線径により機器が損なわれない）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>保安設備</td> <td>中央制御室設置</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>記録・検定 （検定機・記録機・再読入力）</td> <td>アラン</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4号機</td> <td>制御室の設置</td> <td>本機の隣として専用・制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>記録装置 （記録装置）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>保安設備</td> <td>中央制御室設置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>常設出入の設置</td> <td>必要事項を備えれば設置可能</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>利用の禁止</td> <td>（利用しない設備）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、火</td> <td>対象外（共通設備の考慮対象設備なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>その他（地震等）</td> <td>△</td> <td>C・△</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設備	中央制御室設置場所	設置状況	第1号機	保安設備・保安・注力 （注力制御・保安設備）	中央制御室内	○	換気	（自然に換気を実施する）	○	排水	（排水を確保しない）	対象外	絶縁遮断の設置	（絶縁遮断等から遮断により機器を劣化させない）	○	電線径の算定	（電線径により機器が損なわれない）	○	防護資料	中央制御室	○	第2号機	保安設備	中央制御室設置	△	防護資料	中央制御室	○	第3号機	記録・検定 （検定機・記録機・再読入力）	アラン	△	防護資料	中央制御室	○	第4号機	制御室の設置	本機の隣として専用・制御室	○	防護資料	中央制御室	○	第5号機	記録装置 （記録装置）	対象外	防護資料	中央制御室	○	第6号機	保安設備	中央制御室設置	○	防護資料	中央制御室	○	第7号機	常設出入の設置	必要事項を備えれば設置可能	○	防護資料	中央制御室	○	第8号機	利用の禁止	（利用しない設備）	○	防護資料	中央制御室	○	第9号機	環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、火	対象外（共通設備の考慮対象設備なし）	対象外	その他（地震等）	△	C・△	防護資料	中央制御室	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>設置場所</th> <th>設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>保安設備・保安・注力 （注力制御・保安設備）</td> <td>中央制御室内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td>（自然に換気を実施する）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>（排水を確保しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>絶縁遮断の設置</td> <td>（絶縁遮断等から遮断により機器を劣化させない）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電線径の算定</td> <td>（電線径により機器が損なわれない）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>保安設備</td> <td>中央制御室設置</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>記録・検定 （検定機・記録機・再読入力）</td> <td>アラン</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4号機</td> <td>制御室の設置</td> <td>本機の隣として専用・制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>記録装置 （記録装置）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>保安設備</td> <td>中央制御室設置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>常設出入の設置</td> <td>必要事項を備えれば設置可能</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>利用の禁止</td> <td>（利用しない）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、火</td> <td>対象外（共通設備の考慮対象設備なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>その他（地震等）</td> <td>△</td> <td>C・△</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>中央制御室</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設備	設置場所	設置状況	第1号機	保安設備・保安・注力 （注力制御・保安設備）	中央制御室内	○	換気	（自然に換気を実施する）	○	排水	（排水を確保しない）	対象外	絶縁遮断の設置	（絶縁遮断等から遮断により機器を劣化させない）	○	電線径の算定	（電線径により機器が損なわれない）	○	防護資料	中央制御室	○	第2号機	保安設備	中央制御室設置	△	防護資料	中央制御室	○	第3号機	記録・検定 （検定機・記録機・再読入力）	アラン	△	防護資料	中央制御室	○	第4号機	制御室の設置	本機の隣として専用・制御室	○	防護資料	中央制御室	○	第5号機	記録装置 （記録装置）	対象外	防護資料	中央制御室	○	第6号機	保安設備	中央制御室設置	○	防護資料	中央制御室	○	第7号機	常設出入の設置	必要事項を備えれば設置可能	○	防護資料	中央制御室	○	第8号機	利用の禁止	（利用しない）	○	防護資料	中央制御室	○	第9号機	環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、火	対象外（共通設備の考慮対象設備なし）	対象外	その他（地震等）	△	C・△	防護資料	中央制御室	○	<p>④の相違</p>
項目	設備	中央制御室設置場所	設置状況																																																																																																																																																																			
第1号機	保安設備・保安・注力 （注力制御・保安設備）	中央制御室内	○																																																																																																																																																																			
	換気	（自然に換気を実施する）	○																																																																																																																																																																			
	排水	（排水を確保しない）	対象外																																																																																																																																																																			
	絶縁遮断の設置	（絶縁遮断等から遮断により機器を劣化させない）	○																																																																																																																																																																			
	電線径の算定	（電線径により機器が損なわれない）	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
	第2号機	保安設備	中央制御室設置	△																																																																																																																																																																		
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
	第3号機	記録・検定 （検定機・記録機・再読入力）	アラン	△																																																																																																																																																																		
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第4号機	制御室の設置	本機の隣として専用・制御室	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
	第5号機	記録装置 （記録装置）	対象外																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第6号機	保安設備	中央制御室設置	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第7号機	常設出入の設置	必要事項を備えれば設置可能	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第8号機	利用の禁止	（利用しない設備）	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第9号機	環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、火	対象外（共通設備の考慮対象設備なし）	対象外																																																																																																																																																																			
	その他（地震等）	△	C・△																																																																																																																																																																			
防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																				
項目	設備	設置場所	設置状況																																																																																																																																																																			
第1号機	保安設備・保安・注力 （注力制御・保安設備）	中央制御室内	○																																																																																																																																																																			
	換気	（自然に換気を実施する）	○																																																																																																																																																																			
	排水	（排水を確保しない）	対象外																																																																																																																																																																			
	絶縁遮断の設置	（絶縁遮断等から遮断により機器を劣化させない）	○																																																																																																																																																																			
	電線径の算定	（電線径により機器が損なわれない）	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
	第2号機	保安設備	中央制御室設置	△																																																																																																																																																																		
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
	第3号機	記録・検定 （検定機・記録機・再読入力）	アラン	△																																																																																																																																																																		
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第4号機	制御室の設置	本機の隣として専用・制御室	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
	第5号機	記録装置 （記録装置）	対象外																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第6号機	保安設備	中央制御室設置	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第7号機	常設出入の設置	必要事項を備えれば設置可能	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第8号機	利用の禁止	（利用しない）	○																																																																																																																																																																			
	防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																			
第9号機	環境条件、自然現象、人為事故、嵐波、火	対象外（共通設備の考慮対象設備なし）	対象外																																																																																																																																																																			
	その他（地震等）	△	C・△																																																																																																																																																																			
防護資料	中央制御室	○																																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																				
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>中核燃料燃焼系標準設備</th> <th>類型記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼制御・監視・出力 ／燃料の分配／監視機能</td> <td>その他の機能内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>高度</td> <td>（高度に機能を実現する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>（基本を達成しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>燃焼炉からの影響</td> <td>（燃料燃焼炉からの影響により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線的障害</td> <td>（電線断により機能を損なわない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機特性</td> <td>中核燃料燃焼系</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査員、承認検査員、承認人等）</td> <td>アセス</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-3 アセスの報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計方針</td> <td>本来の用途として使用し、制御不能</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-4 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高度設計 その他の（機特性）</td> <td>機特性</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-4 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機体</td> <td>中核燃料燃焼系</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計士の資格</td> <td>設計業務経験のある設計士が構成し、検査員が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通の禁忌</td> <td>（共有しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃焼制御、自然現象、人為事故、基本、共通</td> <td>対象外（共通設計が考慮対象となる）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボーター監視</td> <td>対象（サボーター）及び（一貫した監視機能）による監視</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-2 配置図、図-3 配置図、図-4 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	中核燃料燃焼系標準設備	類型記号	燃焼制御・監視・出力 ／燃料の分配／監視機能	その他の機能内	C	高度	（高度に機能を実現する）	—	基本	（基本を達成しない）	対象外	燃焼炉からの影響	（燃料燃焼炉からの影響により機能を失うおそれがない）	—	電線的障害	（電線断により機能を損なわない）	—	関係資料	図-2 配置図		機特性	中核燃料燃焼系	A	関係資料	図-3 配置図		試験・検査 （検査員、承認検査員、承認人等）	アセス	A	関係資料	図-3 アセスの報告		設計方針	本来の用途として使用し、制御不能	B	関係資料	図-4 配置図		高度設計 その他の（機特性）	機特性	対象外	関係資料	図-4 配置図		関係機体	中核燃料燃焼系	B	関係資料	図-3 配置図		設計士の資格	設計業務経験のある設計士が構成し、検査員が十分	B	関係資料	—		共通の禁忌	（共有しない設備）	—	関係資料	—		燃焼制御、自然現象、人為事故、基本、共通	対象外（共通設計が考慮対象となる）	対象外	サボーター監視	対象（サボーター）及び（一貫した監視機能）による監視	C*	関係資料	図-2 配置図、図-3 配置図、図-4 配置図		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>中核燃料燃焼系標準設備</th> <th>類型記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼制御・監視・出力 ／燃料の分配／監視機能</td> <td>その他の機能内</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>高度</td> <td>（高度に機能を実現する）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>（基本を達成しない）</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃焼炉からの影響</td> <td>（燃料燃焼炉からの影響により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線的障害</td> <td>（電線断により機能を損なわない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機特性</td> <td>【設備内標準機能】 （基本機能（一貫した監視機能）を含む）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>アセス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査員、承認検査員、承認人等）</td> <td>【設備内標準機能】 （承認検査員による検査を含む）</td> <td>A</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>設計方針</td> <td>【設備内標準機能】 （設計業務経験のある設計士が構成し、検査員が十分）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>機特性、基本、共通、共通の禁忌</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高度設計 その他の（機特性）</td> <td>機特性</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係機体</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>設計士の資格</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>共通の禁忌</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>燃焼制御、自然現象、人為事故、基本、共通</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>B</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>サボーター監視</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>C</td> <td>（機特性）</td> </tr> <tr> <td>関係資料</td> <td>【設備内標準機能】 （機特性）</td> <td>C</td> <td>（機特性）</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	中核燃料燃焼系標準設備	類型記号	備考	燃焼制御・監視・出力 ／燃料の分配／監視機能	その他の機能内	B	（機特性）	高度	（高度に機能を実現する）	—		基本	（基本を達成しない）	対象外		燃焼炉からの影響	（燃料燃焼炉からの影響により機能を失うおそれがない）	—		電線的障害	（電線断により機能を損なわない）	—		関係資料	図-2 配置図			機特性	【設備内標準機能】 （基本機能（一貫した監視機能）を含む）	B	（機特性）	関係資料	アセス			試験・検査 （検査員、承認検査員、承認人等）	【設備内標準機能】 （承認検査員による検査を含む）	A	（機特性）	関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	設計方針	【設備内標準機能】 （設計業務経験のある設計士が構成し、検査員が十分）	B	（機特性）	関係資料	機特性、基本、共通、共通の禁忌			高度設計 その他の（機特性）	機特性	B	（機特性）	関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	関係機体	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	設計士の資格	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	共通の禁忌	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	燃焼制御、自然現象、人為事故、基本、共通	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）	サボーター監視	【設備内標準機能】 （機特性）	C	（機特性）	関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	C	（機特性）	<p>【女川】設備名称の相違</p>
設備名称	中核燃料燃焼系標準設備	類型記号																																																																																																																																																																					
燃焼制御・監視・出力 ／燃料の分配／監視機能	その他の機能内	C																																																																																																																																																																					
高度	（高度に機能を実現する）	—																																																																																																																																																																					
基本	（基本を達成しない）	対象外																																																																																																																																																																					
燃焼炉からの影響	（燃料燃焼炉からの影響により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																																																																																					
電線的障害	（電線断により機能を損なわない）	—																																																																																																																																																																					
関係資料	図-2 配置図																																																																																																																																																																						
機特性	中核燃料燃焼系	A																																																																																																																																																																					
関係資料	図-3 配置図																																																																																																																																																																						
試験・検査 （検査員、承認検査員、承認人等）	アセス	A																																																																																																																																																																					
関係資料	図-3 アセスの報告																																																																																																																																																																						
設計方針	本来の用途として使用し、制御不能	B																																																																																																																																																																					
関係資料	図-4 配置図																																																																																																																																																																						
高度設計 その他の（機特性）	機特性	対象外																																																																																																																																																																					
関係資料	図-4 配置図																																																																																																																																																																						
関係機体	中核燃料燃焼系	B																																																																																																																																																																					
関係資料	図-3 配置図																																																																																																																																																																						
設計士の資格	設計業務経験のある設計士が構成し、検査員が十分	B																																																																																																																																																																					
関係資料	—																																																																																																																																																																						
共通の禁忌	（共有しない設備）	—																																																																																																																																																																					
関係資料	—																																																																																																																																																																						
燃焼制御、自然現象、人為事故、基本、共通	対象外（共通設計が考慮対象となる）	対象外																																																																																																																																																																					
サボーター監視	対象（サボーター）及び（一貫した監視機能）による監視	C*																																																																																																																																																																					
関係資料	図-2 配置図、図-3 配置図、図-4 配置図																																																																																																																																																																						
設備名称	中核燃料燃焼系標準設備	類型記号	備考																																																																																																																																																																				
燃焼制御・監視・出力 ／燃料の分配／監視機能	その他の機能内	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
高度	（高度に機能を実現する）	—																																																																																																																																																																					
基本	（基本を達成しない）	対象外																																																																																																																																																																					
燃焼炉からの影響	（燃料燃焼炉からの影響により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																																																																																					
電線的障害	（電線断により機能を損なわない）	—																																																																																																																																																																					
関係資料	図-2 配置図																																																																																																																																																																						
機特性	【設備内標準機能】 （基本機能（一貫した監視機能）を含む）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係資料	アセス																																																																																																																																																																						
試験・検査 （検査員、承認検査員、承認人等）	【設備内標準機能】 （承認検査員による検査を含む）	A	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
設計方針	【設備内標準機能】 （設計業務経験のある設計士が構成し、検査員が十分）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係資料	機特性、基本、共通、共通の禁忌																																																																																																																																																																						
高度設計 その他の（機特性）	機特性	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係機体	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
設計士の資格	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
共通の禁忌	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
燃焼制御、自然現象、人為事故、基本、共通	【設備内標準機能】 （機特性）	B	（機特性）																																																																																																																																																																				
サボーター監視	【設備内標準機能】 （機特性）	C	（機特性）																																																																																																																																																																				
関係資料	【設備内標準機能】 （機特性）	C	（機特性）																																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																							
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</th> <th>中央制御室設置設備 ディアルタ設置</th> <th>船型化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4号炉</td> <td>監視・警報・指示・操作の体制</td> <td>その他は標準内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>監視</td> <td>（有効）標準と相違する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>両方</td> <td>（両方とも標準しない）</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>監視室からの監視</td> <td>（別の機器等からの監視等により機能喪失するおそれがある）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視室からの監視</td> <td>（監視室により機能が低下するおそれがある）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-2 監視用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手冊</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録・検出 （検出機、記録機、監視人力）</td> <td>監視ボックス</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-3 記録及び検出</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号炉</td> <td>記録資料</td> <td>本船の用途として使用一切禁止</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-4 記録用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録資料</td> <td>記録機、同様に監視機能</td> <td>A、D</td> </tr> <tr> <td>その他（検出機）</td> <td>同標準</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-4 記録用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録機</td> <td>操作手冊</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録資料</td> <td>記録資料が船型化設備の設置等により不足</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>（検出しない）記録機</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号炉</td> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>同標準（船型化設備の不足を補償する）</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>同標準（ボート車なし）</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況	第4号炉	監視・警報・指示・操作の体制	その他は標準内	C	監視	（有効）標準と相違する	—	両方	（両方とも標準しない）	相違あり	監視室からの監視	（別の機器等からの監視等により機能喪失するおそれがある）	—	監視室からの監視	（監視室により機能が低下するおそれがある）	—	監視資料	29-2 監視用	—	操作性	操作手冊	相違あり	監視資料	—	—	記録・検出 （検出機、記録機、監視人力）	監視ボックス	B	監視資料	29-3 記録及び検出	—	第3号炉	記録資料	本船の用途として使用一切禁止	該当	監視資料	29-4 記録用	—	記録資料	記録機、同様に監視機能	A、D	その他（検出機）	同標準	相違あり	監視資料	29-4 記録用	—	記録機	操作手冊	相違あり	監視資料	—	—	記録資料	記録資料が船型化設備の設置等により不足	B	監視資料	—	—	監視資料	（検出しない）記録機	—	第2号炉	監視資料	—	—	監視資料	同標準（船型化設備の不足を補償する）	相違あり	監視資料	同標準（ボート車なし）	相違あり	監視資料	—	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性 一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</th> <th>中央制御室設置設備 ディアルタ設置</th> <th>船型化状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4号炉</td> <td>監視・警報・指示・操作の体制</td> <td>その他は標準内</td> <td>C</td> <td>（船型化設備）</td> </tr> <tr> <td>監視</td> <td>（有効）標準と相違する</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>両方</td> <td>（両方とも標準しない）</td> <td>相違あり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視室からの監視</td> <td>（別の機器等からの監視等により機能喪失するおそれがある）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視室からの監視</td> <td>（監視室により機能が低下するおそれがある）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-2 監視用</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手冊</td> <td>相違あり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録・検出 （検出機、記録機、監視人力）</td> <td>監視ボックス</td> <td>B</td> <td>（船型化設備）</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-3 記録及び検出</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号炉</td> <td>記録資料</td> <td>本船の用途として使用一切禁止</td> <td>該当</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-4 記録用</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録資料</td> <td>記録機、同様に監視機能</td> <td>A、D</td> <td>（船型化設備）</td> </tr> <tr> <td>その他（検出機）</td> <td>同標準</td> <td>相違あり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>29-4 記録用</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録機</td> <td>操作手冊</td> <td>相違あり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>記録資料</td> <td>記録資料が船型化設備の設置等により不足</td> <td>B</td> <td>（船型化設備）</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>（検出しない）記録機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号炉</td> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>同標準（船型化設備の不足を補償する）</td> <td>相違あり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>同標準（ボート車なし）</td> <td>相違あり</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況	備考	第4号炉	監視・警報・指示・操作の体制	その他は標準内	C	（船型化設備）	監視	（有効）標準と相違する	—	—	両方	（両方とも標準しない）	相違あり	—	監視室からの監視	（別の機器等からの監視等により機能喪失するおそれがある）	—	—	監視室からの監視	（監視室により機能が低下するおそれがある）	—	—	監視資料	29-2 監視用	—	—	操作性	操作手冊	相違あり	—	監視資料	—	—	—	記録・検出 （検出機、記録機、監視人力）	監視ボックス	B	（船型化設備）	監視資料	29-3 記録及び検出	—	—	第3号炉	記録資料	本船の用途として使用一切禁止	該当	—	監視資料	29-4 記録用	—	—	記録資料	記録機、同様に監視機能	A、D	（船型化設備）	その他（検出機）	同標準	相違あり	—	監視資料	29-4 記録用	—	—	記録機	操作手冊	相違あり	—	監視資料	—	—	—	記録資料	記録資料が船型化設備の設置等により不足	B	（船型化設備）	監視資料	—	—	—	監視資料	（検出しない）記録機	—	—	第2号炉	監視資料	—	—	—	監視資料	同標準（船型化設備の不足を補償する）	相違あり	—	監視資料	同標準（ボート車なし）	相違あり	—	監視資料	—	—	—	<p style="text-align: center;">【女川】設備名称の相違</p>
設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況																																																																																																																																																																																							
第4号炉	監視・警報・指示・操作の体制	その他は標準内	C																																																																																																																																																																																							
	監視	（有効）標準と相違する	—																																																																																																																																																																																							
	両方	（両方とも標準しない）	相違あり																																																																																																																																																																																							
	監視室からの監視	（別の機器等からの監視等により機能喪失するおそれがある）	—																																																																																																																																																																																							
	監視室からの監視	（監視室により機能が低下するおそれがある）	—																																																																																																																																																																																							
	監視資料	29-2 監視用	—																																																																																																																																																																																							
	操作性	操作手冊	相違あり																																																																																																																																																																																							
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																							
	記録・検出 （検出機、記録機、監視人力）	監視ボックス	B																																																																																																																																																																																							
	監視資料	29-3 記録及び検出	—																																																																																																																																																																																							
第3号炉	記録資料	本船の用途として使用一切禁止	該当																																																																																																																																																																																							
	監視資料	29-4 記録用	—																																																																																																																																																																																							
	記録資料	記録機、同様に監視機能	A、D																																																																																																																																																																																							
	その他（検出機）	同標準	相違あり																																																																																																																																																																																							
	監視資料	29-4 記録用	—																																																																																																																																																																																							
	記録機	操作手冊	相違あり																																																																																																																																																																																							
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																							
	記録資料	記録資料が船型化設備の設置等により不足	B																																																																																																																																																																																							
	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																							
	監視資料	（検出しない）記録機	—																																																																																																																																																																																							
第2号炉	監視資料	—	—																																																																																																																																																																																							
	監視資料	同標準（船型化設備の不足を補償する）	相違あり																																																																																																																																																																																							
	監視資料	同標準（ボート車なし）	相違あり																																																																																																																																																																																							
監視資料	—	—																																																																																																																																																																																								
設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況	備考																																																																																																																																																																																						
第4号炉	監視・警報・指示・操作の体制	その他は標準内	C	（船型化設備）																																																																																																																																																																																						
	監視	（有効）標準と相違する	—	—																																																																																																																																																																																						
	両方	（両方とも標準しない）	相違あり	—																																																																																																																																																																																						
	監視室からの監視	（別の機器等からの監視等により機能喪失するおそれがある）	—	—																																																																																																																																																																																						
	監視室からの監視	（監視室により機能が低下するおそれがある）	—	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	29-2 監視用	—	—																																																																																																																																																																																						
	操作性	操作手冊	相違あり	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	記録・検出 （検出機、記録機、監視人力）	監視ボックス	B	（船型化設備）																																																																																																																																																																																						
	監視資料	29-3 記録及び検出	—	—																																																																																																																																																																																						
第3号炉	記録資料	本船の用途として使用一切禁止	該当	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	29-4 記録用	—	—																																																																																																																																																																																						
	記録資料	記録機、同様に監視機能	A、D	（船型化設備）																																																																																																																																																																																						
	その他（検出機）	同標準	相違あり	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	29-4 記録用	—	—																																																																																																																																																																																						
	記録機	操作手冊	相違あり	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	記録資料	記録資料が船型化設備の設置等により不足	B	（船型化設備）																																																																																																																																																																																						
	監視資料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	（検出しない）記録機	—	—																																																																																																																																																																																						
第2号炉	監視資料	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	同標準（船型化設備の不足を補償する）	相違あり	—																																																																																																																																																																																						
	監視資料	同標準（ボート車なし）	相違あり	—																																																																																																																																																																																						
監視資料	—	—	—																																																																																																																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																	
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 10%;">適合性</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設備</td> <td>監視装置・表示装置・記録装置</td> <td>中核炉の監視・表示・記録装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>中核炉の警報装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指示装置</td> <td>中核炉の指示装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>中核炉の操作装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信装置</td> <td>中核炉の通信装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>中核炉の制御装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視装置・表示装置・記録装置</td> <td>中核炉の監視・表示・記録装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>中核炉の警報装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指示装置</td> <td>中核炉の指示装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>中核炉の操作装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">運用</td> <td>監視装置・表示装置・記録装置</td> <td>中核炉の監視・表示・記録装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>中核炉の警報装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指示装置</td> <td>中核炉の指示装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>中核炉の操作装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信装置</td> <td>中核炉の通信装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>中核炉の制御装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視装置・表示装置・記録装置</td> <td>中核炉の監視・表示・記録装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>中核炉の警報装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指示装置</td> <td>中核炉の指示装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>中核炉の操作装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">体制</td> <td>監視装置・表示装置・記録装置</td> <td>中核炉の監視・表示・記録装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>中核炉の警報装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指示装置</td> <td>中核炉の指示装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>中核炉の操作装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信装置</td> <td>中核炉の通信装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御装置</td> <td>中核炉の制御装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視装置・表示装置・記録装置</td> <td>中核炉の監視・表示・記録装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>中核炉の警報装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指示装置</td> <td>中核炉の指示装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>中核炉の操作装置</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	適合性	備考	設備	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○	警報装置	中核炉の警報装置	○	指示装置	中核炉の指示装置	○	操作装置	中核炉の操作装置	○	通信装置	中核炉の通信装置	○	制御装置	中核炉の制御装置	○	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○	警報装置	中核炉の警報装置	○	指示装置	中核炉の指示装置	○	操作装置	中核炉の操作装置	○	運用	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○	警報装置	中核炉の警報装置	○	指示装置	中核炉の指示装置	○	操作装置	中核炉の操作装置	○	通信装置	中核炉の通信装置	○	制御装置	中核炉の制御装置	○	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○	警報装置	中核炉の警報装置	○	指示装置	中核炉の指示装置	○	操作装置	中核炉の操作装置	○	体制	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○	警報装置	中核炉の警報装置	○	指示装置	中核炉の指示装置	○	操作装置	中核炉の操作装置	○	通信装置	中核炉の通信装置	○	制御装置	中核炉の制御装置	○	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○	警報装置	中核炉の警報装置	○	指示装置	中核炉の指示装置	○	操作装置	中核炉の操作装置	○	<p>⑤の相違</p>
項目	内容	適合性	備考																																																																																																	
設備	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○																																																																																																	
	警報装置	中核炉の警報装置	○																																																																																																	
	指示装置	中核炉の指示装置	○																																																																																																	
	操作装置	中核炉の操作装置	○																																																																																																	
	通信装置	中核炉の通信装置	○																																																																																																	
	制御装置	中核炉の制御装置	○																																																																																																	
	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○																																																																																																	
	警報装置	中核炉の警報装置	○																																																																																																	
	指示装置	中核炉の指示装置	○																																																																																																	
	操作装置	中核炉の操作装置	○																																																																																																	
運用	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○																																																																																																	
	警報装置	中核炉の警報装置	○																																																																																																	
	指示装置	中核炉の指示装置	○																																																																																																	
	操作装置	中核炉の操作装置	○																																																																																																	
	通信装置	中核炉の通信装置	○																																																																																																	
	制御装置	中核炉の制御装置	○																																																																																																	
	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○																																																																																																	
	警報装置	中核炉の警報装置	○																																																																																																	
	指示装置	中核炉の指示装置	○																																																																																																	
	操作装置	中核炉の操作装置	○																																																																																																	
体制	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○																																																																																																	
	警報装置	中核炉の警報装置	○																																																																																																	
	指示装置	中核炉の指示装置	○																																																																																																	
	操作装置	中核炉の操作装置	○																																																																																																	
	通信装置	中核炉の通信装置	○																																																																																																	
	制御装置	中核炉の制御装置	○																																																																																																	
	監視装置・表示装置・記録装置	中核炉の監視・表示・記録装置	○																																																																																																	
	警報装置	中核炉の警報装置	○																																																																																																	
	指示装置	中核炉の指示装置	○																																																																																																	
	操作装置	中核炉の操作装置	○																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																												
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">部材名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>シート表示位置（設備名）</th> <th>相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>その他の機体内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>（炉内に機体と重複する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>（炉内と重複しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>（炉内機体等から遮断壁により機体と重複しない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>（機体により機体と重複しない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>中央制御室機体</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>機体機体設備</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>本機の機体として機体と重複する</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-4 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>その機</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>中央制御室機体</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>機体等第一の機体と本機の機体として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-6 作業状況監視</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>（機体しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号機</td> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>対象外（機体設備（又は機体として設置ではない設備） 一部（同一機体の設備なし））</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>対象（シートに表示あり）→異なる機体設備は対象外</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>炉内監視装置（炉内監視カメラ）</td> <td>39-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	部材名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		シート表示位置（設備名）	相違状況	第1号機	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	その他の機体内	C	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（炉内に機体と重複する）	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（炉内と重複しない）	対象外	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（炉内機体等から遮断壁により機体と重複しない）	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（機体により機体と重複しない）	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	中央制御室機体	A	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	機体機体設備	M	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-2 試験及び検査	—	第2号機	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	本機の機体として機体と重複する	B	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-4 配置図	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	その機	A	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	対象外	対象外	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	中央制御室機体	B	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	機体等第一の機体と本機の機体として設置するもの	A	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-6 作業状況監視	—	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（機体しない設備）	—	第3号機	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	対象外（機体設備（又は機体として設置ではない設備） 一部（同一機体の設備なし））	対象外	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	対象（シートに表示あり）→異なる機体設備は対象外	C	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-2 配置図	—		<p style="text-align: center;">①の相違</p>
部材名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		シート表示位置（設備名）	相違状況																																																																												
第1号機	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	その他の機体内	C																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（炉内に機体と重複する）	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（炉内と重複しない）	対象外																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（炉内機体等から遮断壁により機体と重複しない）	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（機体により機体と重複しない）	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	中央制御室機体	A																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	機体機体設備	M																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-2 試験及び検査	—																																																																												
第2号機	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	本機の機体として機体と重複する	B																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-4 配置図	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	その機	A																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	対象外	対象外																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	中央制御室機体	B																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-3 配置図	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	機体等第一の機体と本機の機体として設置するもの	A																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-6 作業状況監視	—																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	（機体しない設備）	—																																																																												
第3号機	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	対象外（機体設備（又は機体として設置ではない設備） 一部（同一機体の設備なし））	対象外																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	対象（シートに表示あり）→異なる機体設備は対象外	C																																																																												
	炉内監視装置（炉内監視カメラ）	39-2 配置図	—																																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																						
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設） <small>注1：赤、青、緑の文字は、本表の記載内容に相違があることを示す。</small>																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 45%;">設備名</th> <th style="width: 50%;">設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号炉</td> <td>制御室・監視・電力 / 監視の監視・監視</td> <td>その他の設備内</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常</td> <td>(常設に備えられていない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>備え</td> <td>(備えを備えていない)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>制御室からの非常</td> <td>(常設に備えられていない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視の監視</td> <td>(監視室により監視が図られている)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号炉</td> <td>監視資料</td> <td>2号炉監視室</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>操作性</td> <td>操作手帳</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td>試験・検査 (異常性、事故構成・再燃入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>2号炉試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号炉</td> <td>制御室</td> <td>本館の設備として使用（常設手帳）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>2号炉監視室</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号炉</td> <td>監視資料</td> <td>監視室からの監視</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他（機器類）</td> <td>対応済</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号炉</td> <td>監視資料</td> <td>2号炉監視室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手帳</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号炉</td> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>言語入力の容易</td> <td>重大事故発生時の対応を本館の自動として設置するもの</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号炉</td> <td>監視資料</td> <td>2号炉 重要設定監視</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の状況</td> <td>(未利用) (設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号炉</td> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監視室、自然現象、人為事故、漏洩、火災</td> <td>対応済（従前設備（2号炉でも設備ではない設備） → 対応（60-1110の設置なし））</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11号炉</td> <td>中継・伝送設備</td> <td>対応済（中継・伝送なし）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設備名	設置状況	第1号炉	制御室・監視・電力 / 監視の監視・監視	その他の設備内	○	非常	(常設に備えられていない)	—	備え	(備えを備えていない)	○	制御室からの非常	(常設に備えられていない)	—	監視の監視	(監視室により監視が図られている)	—	第2号炉	監視資料	2号炉監視室		第3号炉	操作性	操作手帳	○	監視資料	—	—	第4号炉	試験・検査 (異常性、事故構成・再燃入力)	計測制御設備	○	監視資料	2号炉試験及び検査		第5号炉	制御室	本館の設備として使用（常設手帳）	○	監視資料	2号炉監視室		第6号炉	監視資料	監視室からの監視	○	その他（機器類）	対応済	○	第7号炉	監視資料	2号炉監視室		設置場所	操作手帳	○	第8号炉	監視資料	—	—	言語入力の容易	重大事故発生時の対応を本館の自動として設置するもの	○	第9号炉	監視資料	2号炉 重要設定監視		利用の状況	(未利用) (設備)	—	第10号炉	監視資料	—	—	監視室、自然現象、人為事故、漏洩、火災	対応済（従前設備（2号炉でも設備ではない設備） → 対応（60-1110の設置なし））	○	第11号炉	中継・伝送設備	対応済（中継・伝送なし）	○	監視資料	—	—	①の相違
項目	設備名	設置状況																																																																																							
第1号炉	制御室・監視・電力 / 監視の監視・監視	その他の設備内	○																																																																																						
	非常	(常設に備えられていない)	—																																																																																						
	備え	(備えを備えていない)	○																																																																																						
	制御室からの非常	(常設に備えられていない)	—																																																																																						
	監視の監視	(監視室により監視が図られている)	—																																																																																						
第2号炉	監視資料	2号炉監視室																																																																																							
第3号炉	操作性	操作手帳	○																																																																																						
	監視資料	—	—																																																																																						
第4号炉	試験・検査 (異常性、事故構成・再燃入力)	計測制御設備	○																																																																																						
	監視資料	2号炉試験及び検査																																																																																							
第5号炉	制御室	本館の設備として使用（常設手帳）	○																																																																																						
	監視資料	2号炉監視室																																																																																							
第6号炉	監視資料	監視室からの監視	○																																																																																						
	その他（機器類）	対応済	○																																																																																						
第7号炉	監視資料	2号炉監視室																																																																																							
	設置場所	操作手帳	○																																																																																						
第8号炉	監視資料	—	—																																																																																						
	言語入力の容易	重大事故発生時の対応を本館の自動として設置するもの	○																																																																																						
第9号炉	監視資料	2号炉 重要設定監視																																																																																							
	利用の状況	(未利用) (設備)	—																																																																																						
第10号炉	監視資料	—	—																																																																																						
	監視室、自然現象、人為事故、漏洩、火災	対応済（従前設備（2号炉でも設備ではない設備） → 対応（60-1110の設置なし））	○																																																																																						
第11号炉	中継・伝送設備	対応済（中継・伝送なし）	○																																																																																						
	監視資料	—	—																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																								
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>事故発生時対応設備</th> <th>留意区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に留意を要する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>高さを減らしたい*</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td>建設費からの影響</td> <td>(両設備間から建設費により相違を及ぼす可能性がある)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線径の確保</td> <td>(電線径により機能に相違が生じる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図、29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>中央制御室設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図、29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>コアアツ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>建設方式</td> <td>本機の用途として使用・設計必要</td> <td>B/A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>29号機と同じ系統構成</td> <td>A/A</td> </tr> <tr> <td>その他 (輸送物)</td> <td>対象外</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図、29-4 系統図、29-5 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>中央制御室設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故時への留意</td> <td>設計基準に適合する系統及び機器の容量等が十分</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 系統図等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線</td> <td>対象外 (屋外設備 (2号機と同等でない設備) 一列機 (20-1) 目的の設備等とは)</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>対象 (4号機と同等) - 異なる系統間での伝達</td> <td>C/A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 系統図、29-3 配管図、29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時対応設備	留意区分	第1号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	原子炉建屋原子炉室内	B	荷重	(荷重に留意を要する)	—	高さ	高さを減らしたい*	異常発生	建設費からの影響	(両設備間から建設費により相違を及ぼす可能性がある)	—	電線径の確保	(電線径により機能に相違が生じる)	—	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図	—	設備区分	中央制御室設備	A	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図	—	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	コアアツ	A	閉鎖資料	29-3 試験及び検査	—	第2号機	建設方式	本機の用途として使用・設計必要	B/A	閉鎖資料	29-4 系統図	—	系統設計	29号機と同じ系統構成	A/A	その他 (輸送物)	対象外	異常発生	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図、29-5 試験及び検査	—	設備区分	中央制御室設備	B	閉鎖資料	29-3 配管図	—	事故時への留意	設計基準に適合する系統及び機器の容量等が十分	A	閉鎖資料	29-4 系統図等	—	設備区分	(適用しない設備)	異常発生	第3号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	対象外 (屋外設備 (2号機と同等でない設備) 一列機 (20-1) 目的の設備等とは)	異常発生	荷重	対象 (4号機と同等) - 異なる系統間での伝達	C/A	閉鎖資料	29-2 系統図、29-3 配管図、29-4 系統図	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>事故発生時対応設備</th> <th>留意区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に留意を要する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>高さを減らしたい*</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td>建設費からの影響</td> <td>(両設備間から建設費により相違を及ぼす可能性がある)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線径の確保</td> <td>(電線径により機能に相違が生じる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図、29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>中央制御室設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図、29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>コアアツ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>建設方式</td> <td>本機の用途として使用・設計必要</td> <td>B/A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>29号機と同じ系統構成</td> <td>A/A</td> </tr> <tr> <td>その他 (輸送物)</td> <td>対象外</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図、29-4 系統図、29-5 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>中央制御室設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 配管図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故時への留意</td> <td>設計基準に適合する系統及び機器の容量等が十分</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 系統図等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備区分</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線</td> <td>対象外 (屋外設備 (2号機と同等でない設備) 一列機 (20-1) 目的の設備等とは)</td> <td>異常発生</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>対象 (4号機と同等) - 異なる系統間での伝達</td> <td>C/A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 系統図、29-3 配管図、29-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時対応設備	留意区分	第1号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	原子炉建屋原子炉室内	B	荷重	(荷重に留意を要する)	—	高さ	高さを減らしたい*	異常発生	建設費からの影響	(両設備間から建設費により相違を及ぼす可能性がある)	—	電線径の確保	(電線径により機能に相違が生じる)	—	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図	—	設備区分	中央制御室設備	A	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図	—	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	コアアツ	A	閉鎖資料	29-3 試験及び検査	—	第2号機	建設方式	本機の用途として使用・設計必要	B/A	閉鎖資料	29-4 系統図	—	系統設計	29号機と同じ系統構成	A/A	その他 (輸送物)	対象外	異常発生	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図、29-5 試験及び検査	—	設備区分	中央制御室設備	B	閉鎖資料	29-3 配管図	—	事故時への留意	設計基準に適合する系統及び機器の容量等が十分	A	閉鎖資料	29-4 系統図等	—	設備区分	(適用しない設備)	異常発生	第3号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	対象外 (屋外設備 (2号機と同等でない設備) 一列機 (20-1) 目的の設備等とは)	異常発生	荷重	対象 (4号機と同等) - 異なる系統間での伝達	C/A	閉鎖資料	29-2 系統図、29-3 配管図、29-4 系統図	—	<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRにおいては、アンユラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンプを用いて排気弁を開操作する。
設備名	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時対応設備	留意区分																																																																																																																																																								
第1号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																								
	荷重	(荷重に留意を要する)	—																																																																																																																																																								
	高さ	高さを減らしたい*	異常発生																																																																																																																																																								
	建設費からの影響	(両設備間から建設費により相違を及ぼす可能性がある)	—																																																																																																																																																								
	電線径の確保	(電線径により機能に相違が生じる)	—																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	設備区分	中央制御室設備	A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	コアアツ	A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																								
第2号機	建設方式	本機の用途として使用・設計必要	B/A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	系統設計	29号機と同じ系統構成	A/A																																																																																																																																																								
	その他 (輸送物)	対象外	異常発生																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図、29-5 試験及び検査	—																																																																																																																																																								
	設備区分	中央制御室設備	B																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-3 配管図	—																																																																																																																																																								
	事故時への留意	設計基準に適合する系統及び機器の容量等が十分	A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-4 系統図等	—																																																																																																																																																								
	設備区分	(適用しない設備)	異常発生																																																																																																																																																								
第3号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	対象外 (屋外設備 (2号機と同等でない設備) 一列機 (20-1) 目的の設備等とは)	異常発生																																																																																																																																																								
	荷重	対象 (4号機と同等) - 異なる系統間での伝達	C/A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-2 系統図、29-3 配管図、29-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	設備名	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時対応設備	留意区分																																																																																																																																																							
	第1号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																							
		荷重	(荷重に留意を要する)	—																																																																																																																																																							
		高さ	高さを減らしたい*	異常発生																																																																																																																																																							
		建設費からの影響	(両設備間から建設費により相違を及ぼす可能性がある)	—																																																																																																																																																							
		電線径の確保	(電線径により機能に相違が生じる)	—																																																																																																																																																							
		閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図	—																																																																																																																																																							
設備区分		中央制御室設備	A																																																																																																																																																								
閉鎖資料		29-3 配管図、29-4 系統図	—																																																																																																																																																								
試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		コアアツ	A																																																																																																																																																								
閉鎖資料		29-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																								
第2号機	建設方式	本機の用途として使用・設計必要	B/A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	系統設計	29号機と同じ系統構成	A/A																																																																																																																																																								
	その他 (輸送物)	対象外	異常発生																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-3 配管図、29-4 系統図、29-5 試験及び検査	—																																																																																																																																																								
	設備区分	中央制御室設備	B																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-3 配管図	—																																																																																																																																																								
	事故時への留意	設計基準に適合する系統及び機器の容量等が十分	A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-4 系統図等	—																																																																																																																																																								
	設備区分	(適用しない設備)	異常発生																																																																																																																																																								
第3号機	建設方式・型式・圧力・屋外の大型放射線	対象外 (屋外設備 (2号機と同等でない設備) 一列機 (20-1) 目的の設備等とは)	異常発生																																																																																																																																																								
	荷重	対象 (4号機と同等) - 異なる系統間での伝達	C/A																																																																																																																																																								
	閉鎖資料	29-2 系統図、29-3 配管図、29-4 系統図	—																																																																																																																																																								

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目名: 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>原子炉建屋外のワークスペース内設置設備</th> <th>施設別区分</th> </tr> <tr> <td>第 1 号機</td> <td>異常・異常・圧力ノイズの発生/放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)</td> <td>B, F</td> </tr> <tr> <td>第 2 号機</td> <td>操作性 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 3 号機</td> <td>試験・検査 (保守性、完成検成・再投入力)</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>第 4 号機</td> <td>放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)</td> <td>B, F</td> </tr> <tr> <td>第 5 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 6 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 7 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 8 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 9 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 10 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 11 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 12 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 13 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 14 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 15 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 16 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 17 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 18 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 19 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 20 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 21 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 22 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 23 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 24 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 25 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 26 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 27 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 28 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 29 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 30 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 31 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 32 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 33 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 34 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 35 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 36 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 37 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 38 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 39 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 40 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> </table>	項目名: 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	原子炉建屋外のワークスペース内設置設備	施設別区分	第 1 号機	異常・異常・圧力ノイズの発生/放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F	第 2 号機	操作性 異常発生時、迅速検出	A, B	第 3 号機	試験・検査 (保守性、完成検成・再投入力)	N	第 4 号機	放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F	第 5 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 6 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 7 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 8 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 9 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 10 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 11 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 12 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 13 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 14 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 15 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 16 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 17 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 18 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 19 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 20 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 21 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 22 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 23 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 24 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 25 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 26 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 27 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 28 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 29 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 30 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 31 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 32 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 33 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 34 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 35 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 36 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 37 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 38 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 39 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 40 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	<p>泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <tr> <th>項目名: 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>原子炉建屋外のワークスペース内設置設備</th> <th>施設別区分</th> </tr> <tr> <td>第 1 号機</td> <td>異常・異常・圧力ノイズの発生/放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)</td> <td>B, F</td> </tr> <tr> <td>第 2 号機</td> <td>操作性 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 3 号機</td> <td>試験・検査 (保守性、完成検成・再投入力)</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>第 4 号機</td> <td>放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)</td> <td>B, F</td> </tr> <tr> <td>第 5 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 6 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 7 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 8 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 9 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 10 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 11 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 12 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 13 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 14 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 15 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 16 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 17 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 18 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 19 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 20 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 21 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 22 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 23 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 24 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 25 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 26 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 27 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 28 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 29 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 30 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 31 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 32 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 33 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 34 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 35 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 36 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 37 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 38 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 39 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>第 40 号機</td> <td>異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出</td> <td>A, B</td> </tr> </table>	項目名: 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	原子炉建屋外のワークスペース内設置設備	施設別区分	第 1 号機	異常・異常・圧力ノイズの発生/放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F	第 2 号機	操作性 異常発生時、迅速検出	A, B	第 3 号機	試験・検査 (保守性、完成検成・再投入力)	N	第 4 号機	放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F	第 5 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 6 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 7 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 8 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 9 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 10 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 11 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 12 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 13 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 14 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 15 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 16 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 17 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 18 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 19 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 20 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 21 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 22 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 23 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 24 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 25 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 26 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 27 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 28 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 29 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 30 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 31 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 32 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 33 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 34 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 35 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 36 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 37 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 38 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 39 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	第 40 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B	<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PWR においては、アンユラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・ また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアンユラス全量排気弁等排気可搬型窒素ガスボンベを用いて排気弁を開操作する。
項目名: 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	原子炉建屋外のワークスペース内設置設備	施設別区分																																																																																																																																																																																																																																																							
第 1 号機	異常・異常・圧力ノイズの発生/放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F																																																																																																																																																																																																																																																							
第 2 号機	操作性 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 3 号機	試験・検査 (保守性、完成検成・再投入力)	N																																																																																																																																																																																																																																																							
第 4 号機	放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F																																																																																																																																																																																																																																																							
第 5 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 6 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 7 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 8 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 9 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 10 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 11 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 12 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 13 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 14 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 15 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 16 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 17 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 18 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 19 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 20 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 21 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 22 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 23 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 24 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 25 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 26 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 27 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 28 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 29 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 30 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 31 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 32 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 33 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 34 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 35 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 36 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 37 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 38 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 39 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 40 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
項目名: 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	原子炉建屋外のワークスペース内設置設備	施設別区分																																																																																																																																																																																																																																																							
第 1 号機	異常・異常・圧力ノイズの発生/放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F																																																																																																																																																																																																																																																							
第 2 号機	操作性 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 3 号機	試験・検査 (保守性、完成検成・再投入力)	N																																																																																																																																																																																																																																																							
第 4 号機	放射線 放射線 (有害に曝露を免れる)	B, F																																																																																																																																																																																																																																																							
第 5 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 6 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 7 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 8 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 9 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 10 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 11 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 12 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 13 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 14 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 15 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 16 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 17 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 18 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 19 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 20 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 21 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 22 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 23 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 24 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 25 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 26 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 27 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 28 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 29 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 30 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 31 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 32 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 33 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 34 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 35 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 36 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 37 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 38 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 39 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							
第 40 号機	異常発生時、迅速検出 異常発生時、迅速検出	A, B																																																																																																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																	
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 65%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">対応状況</th> <th style="width: 20%;">設備資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設備</td> <td>【設備基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）</td> <td>○</td> <td>【設備資料】194-1000000</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">運用</td> <td>【運用基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">体制</td> <td>【体制基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	対応状況	設備資料	設備	【設備基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）	○	【設備資料】194-1000000	【設備基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	運用	【運用基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	体制	【体制基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○	<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR においては、アンユラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンプを用いて排気弁を開操作する。
項目	項目名	対応状況	設備資料																																																																																																	
設備	【設備基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）	○	【設備資料】194-1000000																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【設備基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
運用	【運用基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【運用基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
体制	【体制基準適合性】 炉内圧力測定装置 （炉内圧力測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内温度測定装置 （炉内温度測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	
	【体制基準適合性】 炉内中性子流量測定装置 （炉内中性子流量測定装置）	○	○																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（可搬型） 第59条：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">中央制御室外部制御設備（空気系以外）</th> <th style="width: 50%;">制御室区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>設備構成・配置・圧力・圧力の高低/制御盤</td> <td>その他の建設内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>両室</td> <td>（両方に機能を分散する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>（両室を並列にしない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>（両室機能等から必要により機能を両うおおおお）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>（機能上により機能が分散はれない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>設備構成</td> <td>中央制御室</td> <td>B.1</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3項</td> <td>試験・検査（構造性、品質検査・再臨入的）</td> <td>当該</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td>設計仕様</td> <td>本表の用途として採用一切許す</td> <td>B.2</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第5項</td> <td>設備構成</td> <td>中央制御室</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第6項</td> <td>可搬入の容量</td> <td>その他の建設</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第7項</td> <td>可搬入の制御性</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第8項</td> <td>異なる種類の可搬設備の確保</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第9項</td> <td>設備構成</td> <td>（燃料搬入の構成はなれない）（燃料搬入）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第10項</td> <td>保管場所</td> <td>室内（実施要領の考慮は別途なし）</td> <td>A.2</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第11項</td> <td>アクセスルート</td> <td>室内アクセスルートの確保</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第12項</td> <td>設備構成</td> <td>（同一目的の設備なし）（代替設備は別途なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第13項</td> <td>設備構成</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9室</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			中央制御室外部制御設備（空気系以外）	制御室区分	第1項	設備構成・配置・圧力・圧力の高低/制御盤	その他の建設内	C	両室	（両方に機能を分散する）	—	第1室	（両室を並列にしない）	対象外	第2室	（両室機能等から必要により機能を両うおおおお）	—	第3室	（機能上により機能が分散はれない）	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第2項	設備構成	中央制御室	B.1	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第3項	試験・検査（構造性、品質検査・再臨入的）	当該	C	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第4項	設計仕様	本表の用途として採用一切許す	B.2	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第5項	設備構成	中央制御室	B	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第6項	可搬入の容量	その他の建設	C	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第7項	可搬入の制御性	対象外	対象外	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第8項	異なる種類の可搬設備の確保	対象外	対象外	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第9項	設備構成	（燃料搬入の構成はなれない）（燃料搬入）	—	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第10項	保管場所	室内（実施要領の考慮は別途なし）	A.2	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第11項	アクセスルート	室内アクセスルートの確保	A	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第12項	設備構成	（同一目的の設備なし）（代替設備は別途なし）	対象外	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	第13項	設備構成	対象外	対象外	第1室	—	—	第2室	—	—	第3室	—	—	第4室	—	—	第5室	—	—	第6室	—	—	第7室	—	—	第8室	—	—	第9室	—	—	①の相違
	中央制御室外部制御設備（空気系以外）	制御室区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第1項	設備構成・配置・圧力・圧力の高低/制御盤	その他の建設内	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	両室	（両方に機能を分散する）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	（両室を並列にしない）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	（両室機能等から必要により機能を両うおおおお）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	（機能上により機能が分散はれない）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第2項	設備構成	中央制御室	B.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第3項	試験・検査（構造性、品質検査・再臨入的）	当該	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第4項	設計仕様	本表の用途として採用一切許す	B.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第5項	設備構成	中央制御室	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第6項	可搬入の容量	その他の建設	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第7項	可搬入の制御性	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第8項	異なる種類の可搬設備の確保	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第9項	設備構成	（燃料搬入の構成はなれない）（燃料搬入）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第10項	保管場所	室内（実施要領の考慮は別途なし）	A.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第11項	アクセスルート	室内アクセスルートの確保	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第12項	設備構成	（同一目的の設備なし）（代替設備は別途なし）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第13項	設備構成	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第1室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第3室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第4室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第5室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第6室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第7室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第8室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第9室	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>設備構成</th> <th>型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造</td> <td>その他設備内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>（構造に機能を兼用する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>（拘束を発生しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置場所の位置</td> <td>（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル</td> <td>（電線等による機能に及ぼす影響なし）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室専用</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>放射線防護</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>設置場所</td> <td>本来の用途として使用可能な場所</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>構造</td> <td>施設内から独立</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>その他（調整機）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室専用</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>可搬性Aの有無</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>可搬性Aの取扱い</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>可搬性Bの有無</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>設置場所</td> <td>屋内（放射線等の透過が許容範囲内）</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>設置場所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11項</td> <td>設置場所</td> <td>（アセスメント）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第14項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第15項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		設備構成	型式	第1項	構造	その他設備内	C	設置	（構造に機能を兼用する）	—	高さ	（拘束を発生しない）	対象外	設置場所の位置	（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）	—	電線・ケーブル	（電線等による機能に及ぼす影響なし）	—	保護装置	—	—	操作性	中央制御室専用	A	保護装置	—	—	試験・検査	放射線防護	K	保護装置	—	—	第2項	設置場所	本来の用途として使用可能な場所	D	保護装置	—	—	第3項	構造	施設内から独立	A	その他（調整機）	対象外	対象外	第4項	設置場所	中央制御室専用	B	保護装置	—	—	第5項	可搬性Aの有無	その他設備	C	保護装置	—	—	第6項	可搬性Aの取扱い	対象外	対象外	保護装置	—	—	第7項	可搬性Bの有無	対象外	対象外	保護装置	—	—	第8項	設置場所	（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）	—	保護装置	—	—	第9項	設置場所	屋内（放射線等の透過が許容範囲内）	A	保護装置	—	—	第10項	設置場所	—	—	保護装置	—	—	第11項	設置場所	（アセスメント）	対象外	保護装置	—	—	第12項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第13項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第14項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第15項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>設備構成</th> <th>型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造</td> <td>その他設備内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>（構造に機能を兼用する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>（拘束を発生しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置場所の位置</td> <td>（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル</td> <td>（電線等による機能に及ぼす影響なし）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室専用</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>放射線防護</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>設置場所</td> <td>本来の用途として使用可能な場所</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>構造</td> <td>施設内から独立</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>その他（調整機）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室専用</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>可搬性Aの有無</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>可搬性Aの取扱い</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>可搬性Bの有無</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>設置場所</td> <td>屋内（放射線等の透過が許容範囲内）</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>設置場所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11項</td> <td>設置場所</td> <td>（アセスメント）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第14項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第15項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		設備構成	型式	第1項	構造	その他設備内	C	設置	（構造に機能を兼用する）	—	高さ	（拘束を発生しない）	対象外	設置場所の位置	（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）	—	電線・ケーブル	（電線等による機能に及ぼす影響なし）	—	保護装置	—	—	操作性	中央制御室専用	A	保護装置	—	—	試験・検査	放射線防護	K	保護装置	—	—	第2項	設置場所	本来の用途として使用可能な場所	D	保護装置	—	—	第3項	構造	施設内から独立	A	その他（調整機）	対象外	対象外	第4項	設置場所	中央制御室専用	B	保護装置	—	—	第5項	可搬性Aの有無	その他設備	C	保護装置	—	—	第6項	可搬性Aの取扱い	対象外	対象外	保護装置	—	—	第7項	可搬性Bの有無	対象外	対象外	保護装置	—	—	第8項	設置場所	（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）	—	保護装置	—	—	第9項	設置場所	屋内（放射線等の透過が許容範囲内）	A	保護装置	—	—	第10項	設置場所	—	—	保護装置	—	—	第11項	設置場所	（アセスメント）	対象外	保護装置	—	—	第12項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第13項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第14項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第15項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>設備構成</th> <th>型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造</td> <td>その他設備内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>（構造に機能を兼用する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>（拘束を発生しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置場所の位置</td> <td>（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル</td> <td>（電線等による機能に及ぼす影響なし）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室専用</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>放射線防護</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>設置場所</td> <td>本来の用途として使用可能な場所</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>構造</td> <td>施設内から独立</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>その他（調整機）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室専用</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>可搬性Aの有無</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>可搬性Aの取扱い</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>可搬性Bの有無</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>設置場所</td> <td>屋内（放射線等の透過が許容範囲内）</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>設置場所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11項</td> <td>設置場所</td> <td>（アセスメント）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第14項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第15項</td> <td>設置場所</td> <td>（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保護装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		設備構成	型式	第1項	構造	その他設備内	C	設置	（構造に機能を兼用する）	—	高さ	（拘束を発生しない）	対象外	設置場所の位置	（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）	—	電線・ケーブル	（電線等による機能に及ぼす影響なし）	—	保護装置	—	—	操作性	中央制御室専用	A	保護装置	—	—	試験・検査	放射線防護	K	保護装置	—	—	第2項	設置場所	本来の用途として使用可能な場所	D	保護装置	—	—	第3項	構造	施設内から独立	A	その他（調整機）	対象外	対象外	第4項	設置場所	中央制御室専用	B	保護装置	—	—	第5項	可搬性Aの有無	その他設備	C	保護装置	—	—	第6項	可搬性Aの取扱い	対象外	対象外	保護装置	—	—	第7項	可搬性Bの有無	対象外	対象外	保護装置	—	—	第8項	設置場所	（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）	—	保護装置	—	—	第9項	設置場所	屋内（放射線等の透過が許容範囲内）	A	保護装置	—	—	第10項	設置場所	—	—	保護装置	—	—	第11項	設置場所	（アセスメント）	対象外	保護装置	—	—	第12項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第13項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第14項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	第15項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—	保護装置	—	—	<p>差異理由</p>
第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		設備構成	型式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第1項	構造	その他設備内	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設置	（構造に機能を兼用する）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	高さ	（拘束を発生しない）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設置場所の位置	（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	電線・ケーブル	（電線等による機能に及ぼす影響なし）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	操作性	中央制御室専用	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	試験・検査	放射線防護	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第2項	設置場所	本来の用途として使用可能な場所	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第3項	構造	施設内から独立	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	その他（調整機）	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第4項	設置場所	中央制御室専用	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第5項	可搬性Aの有無	その他設備	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第6項	可搬性Aの取扱い	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第7項	可搬性Bの有無	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第8項	設置場所	（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第9項	設置場所	屋内（放射線等の透過が許容範囲内）	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第10項	設置場所	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第11項	設置場所	（アセスメント）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第12項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第13項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第14項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第15項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		設備構成	型式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第1項	構造	その他設備内	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設置	（構造に機能を兼用する）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	高さ	（拘束を発生しない）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設置場所の位置	（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	電線・ケーブル	（電線等による機能に及ぼす影響なし）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	操作性	中央制御室専用	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	試験・検査	放射線防護	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第2項	設置場所	本来の用途として使用可能な場所	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第3項	構造	施設内から独立	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	その他（調整機）	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第4項	設置場所	中央制御室専用	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第5項	可搬性Aの有無	その他設備	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第6項	可搬性Aの取扱い	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第7項	可搬性Bの有無	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第8項	設置場所	（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第9項	設置場所	屋内（放射線等の透過が許容範囲内）	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第10項	設置場所	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第11項	設置場所	（アセスメント）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第12項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第13項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第14項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第15項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第10条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		設備構成	型式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第1項	構造	その他設備内	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設置	（構造に機能を兼用する）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	高さ	（拘束を発生しない）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設置場所の位置	（放射線等から影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	電線・ケーブル	（電線等による機能に及ぼす影響なし）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	操作性	中央制御室専用	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	試験・検査	放射線防護	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第2項	設置場所	本来の用途として使用可能な場所	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第3項	構造	施設内から独立	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	その他（調整機）	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第4項	設置場所	中央制御室専用	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第5項	可搬性Aの有無	その他設備	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第6項	可搬性Aの取扱い	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第7項	可搬性Bの有無	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第8項	設置場所	（放射線等から受ける放射線量が許容範囲内）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第9項	設置場所	屋内（放射線等の透過が許容範囲内）	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第10項	設置場所	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第11項	設置場所	（アセスメント）	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第12項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第13項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第14項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第15項	設置場所	（放射線等による影響を受けず機能を生かすことができる）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	保護装置	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">注1 備考</th> <th>二酸化炭素削減計画</th> <th>影響程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">注1 備考</td> <td>機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線</td> <td>その他(機電内)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>(有誤に補正を要する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>(根本を違非しない)</td> <td>取替等</td> </tr> <tr> <td>配管からの影響</td> <td>(同じ種類等から影響により補正を要しないものあり)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管の長さ</td> <td>(電線径により補正を要しないものあり)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図2 配管図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注2 備考</td> <td>機電設備</td> <td>中水配管設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>注3 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図2 配管図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注4 備考</td> <td>試験・検査 (検査性、汚染構成・放射入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>注5 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図9 試験進行検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">注2 備考</td> <td>制御系統</td> <td>本機の制御として他機一併行不能</td> <td>取替</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注6 備考</td> <td>送電設備</td> <td>機電設備内(機電)</td> <td>取替</td> </tr> <tr> <td>注7 備考</td> <td>その他(機電物)</td> <td>取替等</td> <td>取替等</td> </tr> <tr> <td>注8 備考</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注9 備考</td> <td>送電設備</td> <td>中水配管設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>注10 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図2 配管図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注11 備考</td> <td>可搬型Aの仕様</td> <td>その他(機電)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>注12 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図9 可搬型認定書</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注13 備考</td> <td>可搬型Aの取組</td> <td>取替等</td> <td>取替等</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">注3 備考</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注14 備考</td> <td>異なる規格の取組取付の補修</td> <td>取替等</td> <td>取替等</td> </tr> <tr> <td>注15 備考</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注16 備考</td> <td>送電設備</td> <td>燃料搬送のしくみ(放射線計測) (機電本機電)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注17 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図2 配管図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注18 備考</td> <td>保安設備</td> <td>屋内(放射線計測の考慮が施されていない)</td> <td>A/B</td> </tr> <tr> <td>注19 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図2 放射線計測</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注20 備考</td> <td>アクリルシート</td> <td>(アクリルシート)</td> <td>取替等</td> </tr> <tr> <td>注21 備考</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注22 備考</td> <td>屋外設備、自然現象、人為事故、盗火、火災</td> <td>対策等(同一目的の設備なし) (放射線計測設備なし)</td> <td>取替等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注23 備考</td> <td>放射線計測</td> <td>放射線</td> <td>取替等</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	注1 備考		二酸化炭素削減計画	影響程度	注1 備考	機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線	その他(機電内)	C	配管	(有誤に補正を要する)	-	圧力	(根本を違非しない)	取替等	配管からの影響	(同じ種類等から影響により補正を要しないものあり)	-	配管の長さ	(電線径により補正を要しないものあり)	-	関連資料	図2 配管図	-	注2 備考	機電設備	中水配管設備	A	注3 備考	関連資料	図2 配管図	-	注4 備考	試験・検査 (検査性、汚染構成・放射入力)	計測制御設備	K	注5 備考	関連資料	図9 試験進行検査	-	注2 備考	制御系統	本機の制御として他機一併行不能	取替	関連資料	-	-	注6 備考	送電設備	機電設備内(機電)	取替	注7 備考	その他(機電物)	取替等	取替等	注8 備考	関連資料	-	-	注9 備考	送電設備	中水配管設備	B	注10 備考	関連資料	図2 配管図	-	注11 備考	可搬型Aの仕様	その他(機電)	C	注12 備考	関連資料	図9 可搬型認定書	-	注13 備考	可搬型Aの取組	取替等	取替等	注3 備考	関連資料	-	-	注14 備考	異なる規格の取組取付の補修	取替等	取替等	注15 備考	関連資料	-	-	注16 備考	送電設備	燃料搬送のしくみ(放射線計測) (機電本機電)	-	注17 備考	関連資料	図2 配管図	-	注18 備考	保安設備	屋内(放射線計測の考慮が施されていない)	A/B	注19 備考	関連資料	図2 放射線計測	-	注20 備考	アクリルシート	(アクリルシート)	取替等	注21 備考	関連資料	-	-	注22 備考	屋外設備、自然現象、人為事故、盗火、火災	対策等(同一目的の設備なし) (放射線計測設備なし)	取替等	注23 備考	放射線計測	放射線	取替等	関連資料	-	-	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">注1 備考</th> <th>機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線</th> <th>影響程度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">注1 備考</td> <td>機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線</td> <td>その他(機電内)</td> <td>C</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>(有誤に補正を要する)</td> <td>-</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>(根本を違非しない)</td> <td>取替等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの影響</td> <td>(同じ種類等から影響により補正を要しないものあり)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管の長さ</td> <td>(電線径により補正を要しないものあり)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図2 配管図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注2 備考</td> <td>機電設備</td> <td>中水配管設備</td> <td>A</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注3 備考</td> <td>試験・検査 (検査性、汚染構成・放射入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注4 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図9 試験進行検査</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">注2 備考</td> <td>制御系統</td> <td>本機の制御として他機一併行不能</td> <td>取替</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注5 備考</td> <td>送電設備</td> <td>機電設備内(機電)</td> <td>取替</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注6 備考</td> <td>その他(機電物)</td> <td>取替等</td> <td>取替等</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注7 備考</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注8 備考</td> <td>送電設備</td> <td>中水配管設備</td> <td>B</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注9 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図2 配管図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注10 備考</td> <td>可搬型Aの仕様</td> <td>その他(機電)</td> <td>C</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注11 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図9 可搬型認定書</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">注3 備考</td> <td>可搬型Aの取組</td> <td>取替等</td> <td>取替等</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注12 備考</td> <td>異なる規格の取組取付の補修</td> <td>取替等</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注13 備考</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注14 備考</td> <td>送電設備</td> <td>燃料搬送のしくみ(放射線計測) (機電本機電)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注15 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図2 配管図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注16 備考</td> <td>保安設備</td> <td>屋内(放射線計測の考慮が施されていない)</td> <td>A/B</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注17 備考</td> <td>関連資料</td> <td>図2 放射線計測</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注18 備考</td> <td>アクリルシート</td> <td>(アクリルシート)</td> <td>取替等</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>注19 備考</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注20 備考</td> <td>屋外設備、自然現象、人為事故、盗火、火災</td> <td>対策等(同一目的の設備なし) (放射線計測設備なし)</td> <td>取替等</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注21 備考</td> <td>放射線計測</td> <td>放射線</td> <td>取替等</td> <td>【機電設備】(機電)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	注1 備考		機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線	影響程度	備考	注1 備考	機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線	その他(機電内)	C	【機電設備】(機電)	配管	(有誤に補正を要する)	-	【機電設備】(機電)	圧力	(根本を違非しない)	取替等	-	配管からの影響	(同じ種類等から影響により補正を要しないものあり)	-	-	配管の長さ	(電線径により補正を要しないものあり)	-	-	関連資料	図2 配管図	-	-	注2 備考	機電設備	中水配管設備	A	【機電設備】(機電)	注3 備考	試験・検査 (検査性、汚染構成・放射入力)	計測制御設備	K	【機電設備】(機電)	注4 備考	関連資料	図9 試験進行検査	-	-	注2 備考	制御系統	本機の制御として他機一併行不能	取替	【機電設備】(機電)	関連資料	-	-	-	注5 備考	送電設備	機電設備内(機電)	取替	【機電設備】(機電)	注6 備考	その他(機電物)	取替等	取替等	【機電設備】(機電)	注7 備考	関連資料	-	-	-	注8 備考	送電設備	中水配管設備	B	【機電設備】(機電)	注9 備考	関連資料	図2 配管図	-	-	注10 備考	可搬型Aの仕様	その他(機電)	C	【機電設備】(機電)	注11 備考	関連資料	図9 可搬型認定書	-	-	注3 備考	可搬型Aの取組	取替等	取替等	【機電設備】(機電)	注12 備考	異なる規格の取組取付の補修	取替等	【機電設備】(機電)	注13 備考	関連資料	-	-	-	注14 備考	送電設備	燃料搬送のしくみ(放射線計測) (機電本機電)	-	-	注15 備考	関連資料	図2 配管図	-	-	注16 備考	保安設備	屋内(放射線計測の考慮が施されていない)	A/B	【機電設備】(機電)	注17 備考	関連資料	図2 放射線計測	-	-	注18 備考	アクリルシート	(アクリルシート)	取替等	【機電設備】(機電)	注19 備考	関連資料	-	-	-	注20 備考	屋外設備、自然現象、人為事故、盗火、火災	対策等(同一目的の設備なし) (放射線計測設備なし)	取替等	【機電設備】(機電)	注21 備考	放射線計測	放射線	取替等	【機電設備】(機電)	関連資料	-	-	-	
注1 備考		二酸化炭素削減計画	影響程度																																																																																																																																																																																																																																																																																
注1 備考	機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線	その他(機電内)	C																																																																																																																																																																																																																																																																																
	配管	(有誤に補正を要する)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
	圧力	(根本を違非しない)	取替等																																																																																																																																																																																																																																																																																
	配管からの影響	(同じ種類等から影響により補正を要しないものあり)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
	配管の長さ	(電線径により補正を要しないものあり)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
	関連資料	図2 配管図	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
	注2 備考	機電設備	中水配管設備	A																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注3 備考	関連資料	図2 配管図	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注4 備考	試験・検査 (検査性、汚染構成・放射入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注5 備考	関連資料	図9 試験進行検査	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
注2 備考	制御系統	本機の制御として他機一併行不能	取替																																																																																																																																																																																																																																																																																
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
	注6 備考	送電設備	機電設備内(機電)	取替																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注7 備考	その他(機電物)	取替等	取替等																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注8 備考	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注9 備考	送電設備	中水配管設備	B																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注10 備考	関連資料	図2 配管図	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注11 備考	可搬型Aの仕様	その他(機電)	C																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注12 備考	関連資料	図9 可搬型認定書	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注13 備考	可搬型Aの取組	取替等	取替等																																																																																																																																																																																																																																																																															
注3 備考	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
	注14 備考	異なる規格の取組取付の補修	取替等	取替等																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注15 備考	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注16 備考	送電設備	燃料搬送のしくみ(放射線計測) (機電本機電)	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注17 備考	関連資料	図2 配管図	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注18 備考	保安設備	屋内(放射線計測の考慮が施されていない)	A/B																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注19 備考	関連資料	図2 放射線計測	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注20 備考	アクリルシート	(アクリルシート)	取替等																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注21 備考	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注22 備考	屋外設備、自然現象、人為事故、盗火、火災	対策等(同一目的の設備なし) (放射線計測設備なし)	取替等																																																																																																																																																																																																																																																																															
注23 備考	放射線計測	放射線	取替等																																																																																																																																																																																																																																																																																
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																
注1 備考		機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線	影響程度	備考																																																																																																																																																																																																																																																																															
注1 備考	機電設備・配管・圧力 / 屋内外天板/ 放射線	その他(機電内)	C	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																															
	配管	(有誤に補正を要する)	-	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																															
	圧力	(根本を違非しない)	取替等	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	配管からの影響	(同じ種類等から影響により補正を要しないものあり)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	配管の長さ	(電線径により補正を要しないものあり)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	関連資料	図2 配管図	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注2 備考	機電設備	中水配管設備	A	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注3 備考	試験・検査 (検査性、汚染構成・放射入力)	計測制御設備	K	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注4 備考	関連資料	図9 試験進行検査	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注2 備考	制御系統	本機の制御として他機一併行不能	取替	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
関連資料		-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															
注5 備考		送電設備	機電設備内(機電)	取替	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
注6 備考		その他(機電物)	取替等	取替等	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
注7 備考		関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
注8 備考		送電設備	中水配管設備	B	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
注9 備考		関連資料	図2 配管図	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
注10 備考		可搬型Aの仕様	その他(機電)	C	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
注11 備考		関連資料	図9 可搬型認定書	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
注3 備考		可搬型Aの取組	取替等	取替等	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注12 備考	異なる規格の取組取付の補修	取替等	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																															
	注13 備考	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注14 備考	送電設備	燃料搬送のしくみ(放射線計測) (機電本機電)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注15 備考	関連資料	図2 配管図	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注16 備考	保安設備	屋内(放射線計測の考慮が施されていない)	A/B	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注17 備考	関連資料	図2 放射線計測	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注18 備考	アクリルシート	(アクリルシート)	取替等	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注19 備考	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																														
	注20 備考	屋外設備、自然現象、人為事故、盗火、火災	対策等(同一目的の設備なし) (放射線計測設備なし)	取替等	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																														
注21 備考	放射線計測	放射線	取替等	【機電設備】(機電)																																																																																																																																																																																																																																																																															
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名・運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>可搬型設備名 (注)</th> <th>設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮熱断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線</td> <td>その他格納室内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に留意を要する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>(防水を要しない)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設計図からの変更</td> <td>(設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線配線</td> <td>(電線径により構造が異なりおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>設備の選定・設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線</td> <td>その他格納設備</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>本来の用途として使用・取替可能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線</td> <td>設計図から修正</td> <td>A/C</td> </tr> <tr> <td>その他(放射線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室隣接</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型Aの取替</td> <td>その他の設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型Aの取替性</td> <td>工事費便宜性</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮熱断熱の取替</td> <td>取替可能な取替可能な設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>採管場所</td> <td>屋内(高さ制限の考慮対象外)</td> <td>A/B</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アークアウト</td> <td>(アークアウト)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>取替可能な取替可能な設備(取替可能な設備あり)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		設備名・運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	可搬型設備名 (注)	設置状況	遮熱断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	その他格納室内	C	荷重	(荷重に留意を要する)	—	防水	(防水を要しない)	対象外	設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	—	電線配線	(電線径により構造が異なりおそれがない)	—	防護資料	設計に適合	—	操作性	設備の選定・設置	—	防護資料	設計に適合	—	遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	その他格納設備	F	防護資料	設計に適合	—	操作性	本来の用途として使用・取替可能	—	防護資料	—	—	遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	設計図から修正	A/C	その他(放射線)	対象外	対象外	防護資料	—	—	設置場所	中央制御室隣接	—	防護資料	設計に適合	—	可搬型Aの取替	その他の設備	C	防護資料	—	—	可搬型Aの取替性	工事費便宜性	C	防護資料	—	—	遮熱断熱の取替	取替可能な取替可能な設備	—	防護資料	設計に適合	—	採管場所	屋内(高さ制限の考慮対象外)	A/B	防護資料	設計に適合	—	アークアウト	(アークアウト)	対象外	防護資料	—	—	操作性	取替可能な取替可能な設備(取替可能な設備あり)	—	防護資料	対象外	対象外	防護資料	—	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名・運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>可搬型設備名 (注)</th> <th>設置状況</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮熱断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線</td> <td>(設計図から修正) (設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)</td> <td>A/C</td> <td>(設計図書等からの変更)</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に留意を要する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>(防水を要しない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設計図からの変更</td> <td>(設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線配線</td> <td>(電線径により構造が異なりおそれがない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>設備の選定・設置 (設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)</td> <td>A/B</td> <td>(設計図書等からの変更)</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線</td> <td>その他格納設備</td> <td>F</td> <td>(設計図書等からの変更)</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>本来の用途として使用・取替可能</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型Aの取替</td> <td>その他の設備</td> <td>C</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型Aの取替性</td> <td>工事費便宜性</td> <td>C</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮熱断熱の取替</td> <td>取替可能な取替可能な設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>採管場所</td> <td>屋内(高さ制限の考慮対象外)</td> <td>A/B</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アークアウト</td> <td>(アークアウト)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>取替可能な取替可能な設備(取替可能な設備あり)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		設備名・運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	可搬型設備名 (注)	設置状況	設置場所	遮熱断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	(設計図から修正) (設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	A/C	(設計図書等からの変更)	荷重	(荷重に留意を要する)	—	—	防水	(防水を要しない)	—	—	設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	—	—	電線配線	(電線径により構造が異なりおそれがない)	—	—	防護資料	設計に適合	—	—	操作性	設備の選定・設置 (設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	A/B	(設計図書等からの変更)	防護資料	設計に適合	—	—	遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	その他格納設備	F	(設計図書等からの変更)	防護資料	設計に適合	—	—	操作性	本来の用途として使用・取替可能	—	—	防護資料	—	—	—	可搬型Aの取替	その他の設備	C	—	防護資料	—	—	—	可搬型Aの取替性	工事費便宜性	C	—	防護資料	—	—	—	遮熱断熱の取替	取替可能な取替可能な設備	—	—	防護資料	設計に適合	—	—	採管場所	屋内(高さ制限の考慮対象外)	A/B	—	防護資料	設計に適合	—	—	アークアウト	(アークアウト)	対象外	—	防護資料	—	—	—	操作性	取替可能な取替可能な設備(取替可能な設備あり)	—	—	防護資料	対象外	対象外	—	防護資料	—	—	—	
設備名・運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	可搬型設備名 (注)	設置状況																																																																																																																																																																																																							
遮熱断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	その他格納室内	C																																																																																																																																																																																																							
荷重	(荷重に留意を要する)	—																																																																																																																																																																																																							
防水	(防水を要しない)	対象外																																																																																																																																																																																																							
設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	—																																																																																																																																																																																																							
電線配線	(電線径により構造が異なりおそれがない)	—																																																																																																																																																																																																							
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																							
操作性	設備の選定・設置	—																																																																																																																																																																																																							
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																							
遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	その他格納設備	F																																																																																																																																																																																																							
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																							
操作性	本来の用途として使用・取替可能	—																																																																																																																																																																																																							
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																							
遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	設計図から修正	A/C																																																																																																																																																																																																							
その他(放射線)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																							
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																							
設置場所	中央制御室隣接	—																																																																																																																																																																																																							
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																							
可搬型Aの取替	その他の設備	C																																																																																																																																																																																																							
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																							
可搬型Aの取替性	工事費便宜性	C																																																																																																																																																																																																							
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																							
遮熱断熱の取替	取替可能な取替可能な設備	—																																																																																																																																																																																																							
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																							
採管場所	屋内(高さ制限の考慮対象外)	A/B																																																																																																																																																																																																							
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																							
アークアウト	(アークアウト)	対象外																																																																																																																																																																																																							
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																							
操作性	取替可能な取替可能な設備(取替可能な設備あり)	—																																																																																																																																																																																																							
防護資料	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																							
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																							
設備名・運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	可搬型設備名 (注)	設置状況	設置場所																																																																																																																																																																																																						
遮熱断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	(設計図から修正) (設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	A/C	(設計図書等からの変更)																																																																																																																																																																																																						
荷重	(荷重に留意を要する)	—	—																																																																																																																																																																																																						
防水	(防水を要しない)	—	—																																																																																																																																																																																																						
設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	—	—																																																																																																																																																																																																						
電線配線	(電線径により構造が異なりおそれがない)	—	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	設計に適合	—	—																																																																																																																																																																																																						
操作性	設備の選定・設置 (設計図書等からの変更により機器と異なりおそれがない)	A/B	(設計図書等からの変更)																																																																																																																																																																																																						
防護資料	設計に適合	—	—																																																																																																																																																																																																						
遮熱・断熱・気化・圧力/放射の対策/放射線	その他格納設備	F	(設計図書等からの変更)																																																																																																																																																																																																						
防護資料	設計に適合	—	—																																																																																																																																																																																																						
操作性	本来の用途として使用・取替可能	—	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																						
可搬型Aの取替	その他の設備	C	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																						
可搬型Aの取替性	工事費便宜性	C	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																						
遮熱断熱の取替	取替可能な取替可能な設備	—	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	設計に適合	—	—																																																																																																																																																																																																						
採管場所	屋内(高さ制限の考慮対象外)	A/B	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	設計に適合	—	—																																																																																																																																																																																																						
アークアウト	(アークアウト)	対象外	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																						
操作性	取替可能な取替可能な設備(取替可能な設備あり)	—	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	対象外	対象外	—																																																																																																																																																																																																						
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																						

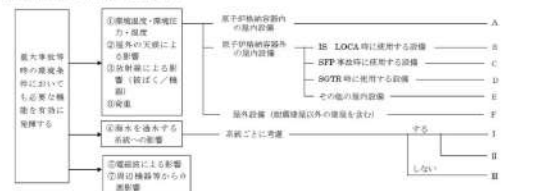

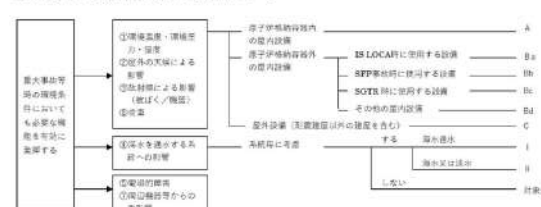

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																								
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>泊発電所3号炉</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> <th>差異理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備名</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備位置</td> <td>原子炉格納容器からアンニュラス部へ</td> <td>原子炉格納容器からアンニュラス部へ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備仕様</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の機能</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の構造</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の材質</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の設置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の運用</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の保守</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の点検</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の修理</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の廃棄</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備のその他</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td>アンニュラス空気浄化装置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由	設備名	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備位置	原子炉格納容器からアンニュラス部へ	原子炉格納容器からアンニュラス部へ		設備仕様	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の機能	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の構造	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の材質	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の設置	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の運用	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の保守	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の点検	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の修理	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備の廃棄	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		設備のその他	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置		<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR においては、アンニュラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアンニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアンニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンプを用いて排気弁を開操作する。
項目	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																								
設備名	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備位置	原子炉格納容器からアンニュラス部へ	原子炉格納容器からアンニュラス部へ																																																									
設備仕様	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の機能	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の構造	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の材質	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の設置	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の運用	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の保守	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の点検	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の修理	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備の廃棄	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									
設備のその他	アンニュラス空気浄化装置	アンニュラス空気浄化装置																																																									

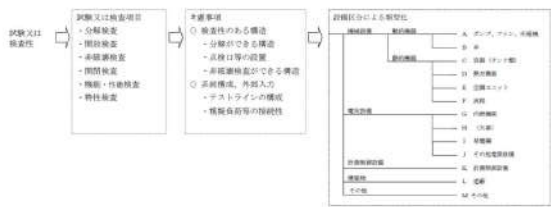

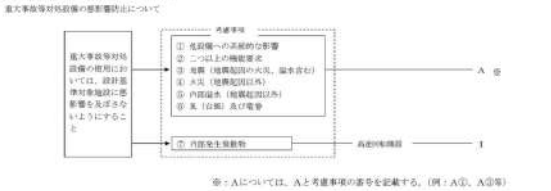
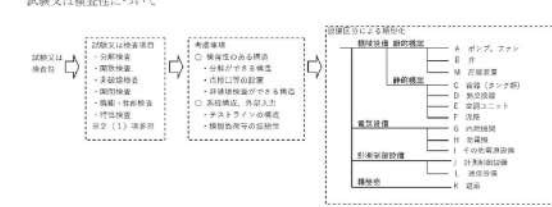
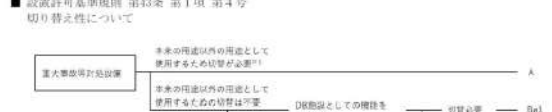

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設備許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①震度Ⅲ以上の地震による影響 ②屋外設備（設備棟屋以外の建屋を含む）</p> <p>③電線路上の影響 ④周辺機器等からの影響</p> <p>⑤洪水を発生する系統 ⑥洪水を発生しない系統で分岐する</p> <p>⑦洪水を発生する系統については、Ⅰ：通常時に洪水を発生する系統、Ⅱ：洪水又は海水から灌入できる系統、Ⅲ：洪水を発生しない系統で分岐する</p> <p>■設備許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>①地震発生（並びに影響等） ②定常運転 ③設備の修理、設置</p> <p>④作業内容 ⑤操作スイッチ操作 ⑥電源操作 ⑦その他、設備ごとの共通事項</p> <p>⑧：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 （例：A③、A⑤、A⑦等）</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設備許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①震度Ⅲ以上の地震による影響 ②屋外設備（設備棟屋以外の建屋を含む）</p> <p>③電線路上の影響 ④周辺機器等からの影響</p> <p>⑤洪水を発生する系統への影響 ⑥洪水を発生しない系統</p> <p>⑦洪水を発生する系統 ⑧洪水又は海水</p> <p>⑨洪水を発生しない系統で分岐する</p> <p>■設備許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>①地震発生（並びに影響等） ②定常運転 ③設備の修理、設置</p> <p>④作業内容 ⑤操作スイッチ操作 ⑥電源操作 ⑦その他、設備ごとの共通事項</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の影響防止について</p> 	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>注：記号の記載については、考慮事項の番号a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

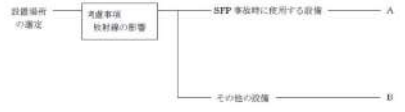



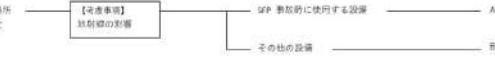
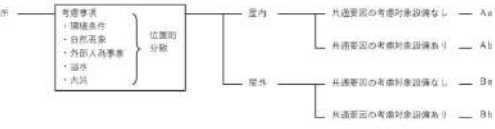

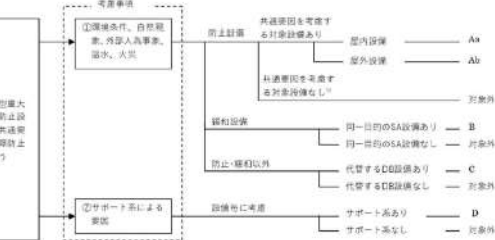
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋のホカからホカ又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型高電圧設備、可搬型パンチ、可搬型ポンプ等かどうか ③、④以外</p> <p>原子炉補助建屋のホカからホカ又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型高電圧設備、可搬型パンチ等、可搬型ポンプ等 — B ③、④以外 — C</p> <p>中継数量</p> <p>【考慮事項】 ① プラント定機中等可搬型重大事故等対応設備の機能と要求されない時刻に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（外観目視、結露・結露、メカチェック、機能確認、一式取替（取替済みの設備との取替含む）の際に、事前に監督官を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか ③、④以外</p> <p>プラント定機中等可搬型重大事故等対応設備の機能と要求されない時刻に保守点検を実施する設備 — A 保守点検中でも使用可能（外観目視、結露・結露、メカチェック、機能確認、一式取替（取替済みの設備との取替含む）の際に、事前に監督官を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — B ③、④以外 — C</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続と接続するものに係る</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル — コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C 配管 — ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに係る）</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外乱人為事象</p> <p>水・電力 — 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（窓等） — C 接続箇所なし — D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋のホカからホカ又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型パンチ及び可搬型ポンプ等かどうか ③、④以外</p> <p>原子炉補助建屋は原子炉補助建屋の外からホカ又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型パンチ及び可搬型ポンプ等 — B ③、④以外 — C</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続と接続するものに係る</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル — 原子炉のサルト・ネジによる接続 — A 通信・計装系統用電源 — 専用の接続方法による接続 — D 水・空気の配管 — 大口径等 — ボルト締フランジ接続 — B 小口径等 — より簡便な接続規格等による接続 — C 油配管、計装用配管 — 専用の接続方法による接続 — D</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに係る）</p> <p>【考慮事項】 ・放射線 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外乱人為事象</p> <p>水・電力 — 屋内（壁面含む） — A その他（窓等） — 対象外</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因取組について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+ a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因取組について</p> 	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

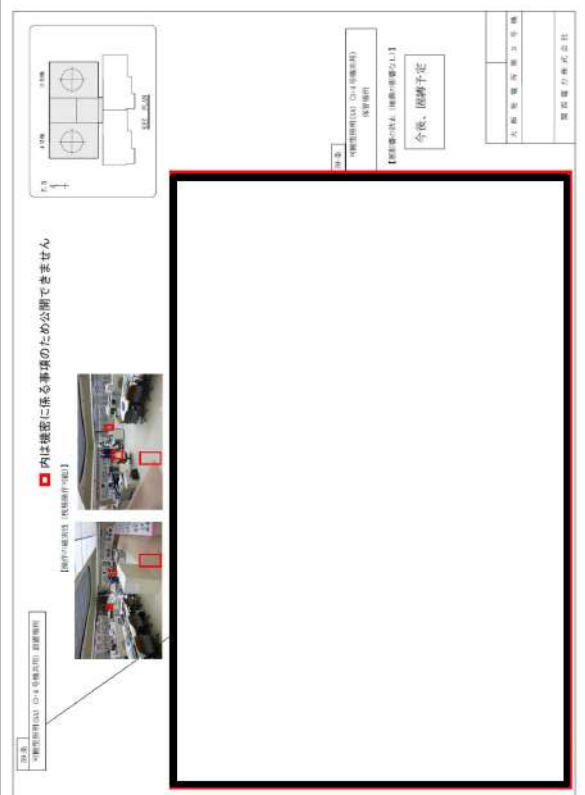
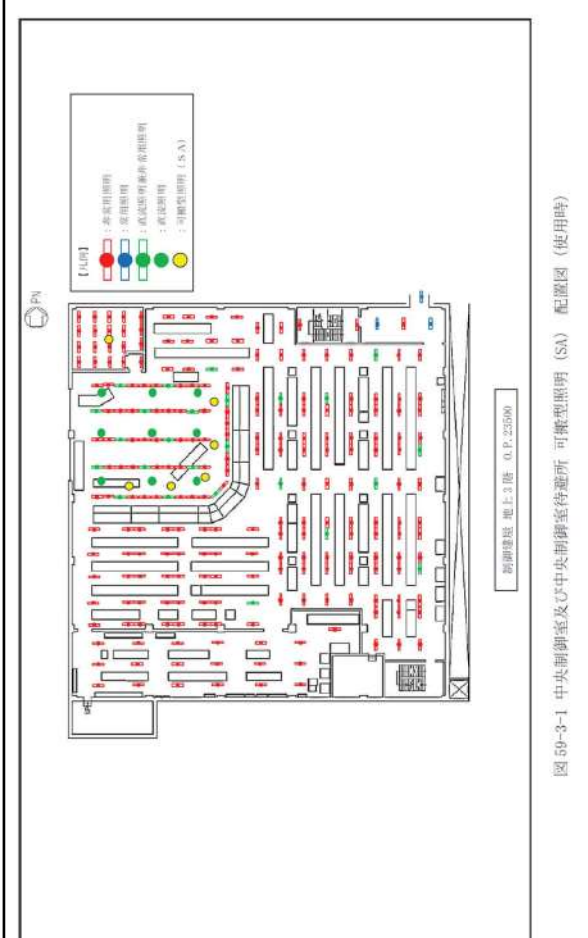
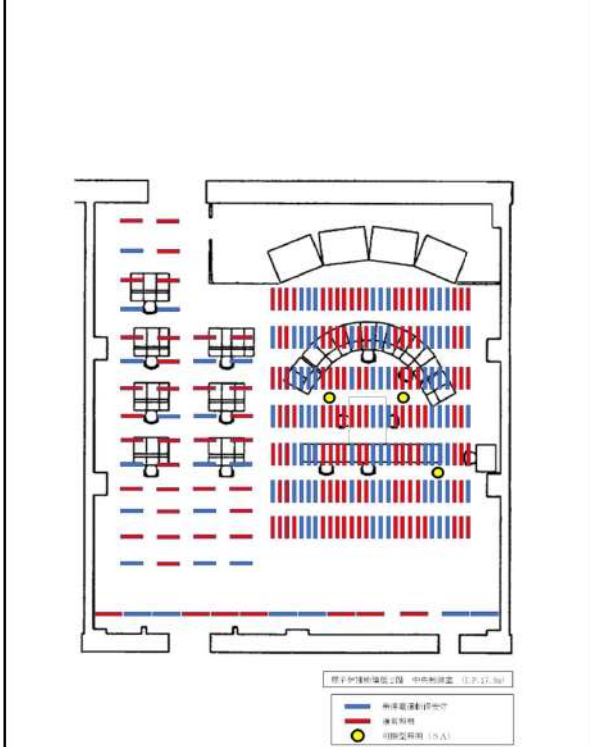
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-2 配置図</p> <p>3号炉</p>	<p>59-3 配置図</p>	<p>59-2 配置図</p> <div data-bbox="1489 973 1809 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準事故対処設備等</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置図については比較のため、大飯の掲載順を女川に合わせて再構成している。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は3号炉と4号炉を区別して記載している。 <p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は凡例を記載。

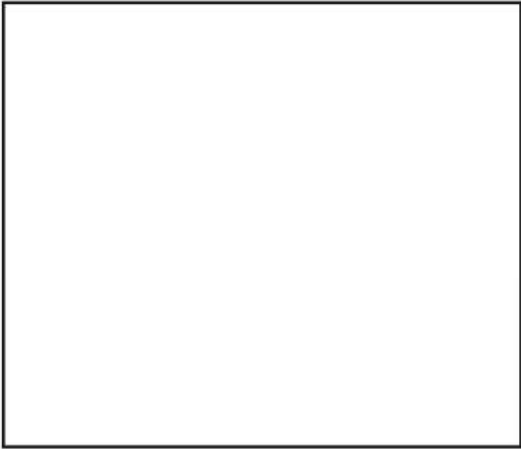
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-5を掲載】</p> 	 <p>図59-3-1 中央制御室及び中央制御室待避所 可搬型照明 (SA) 配置図 (使用時)</p>	 <p>図59-2-1 中央制御室 可搬型照明 (SA) 配置図 (使用時)</p>	

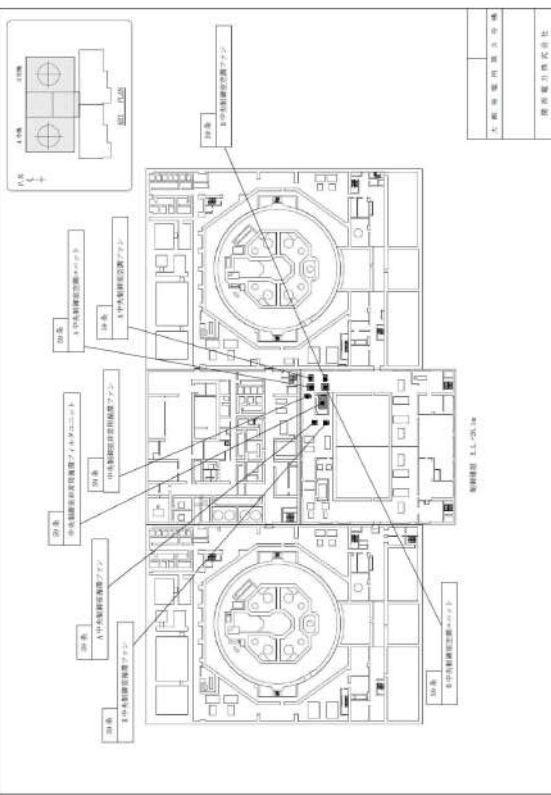
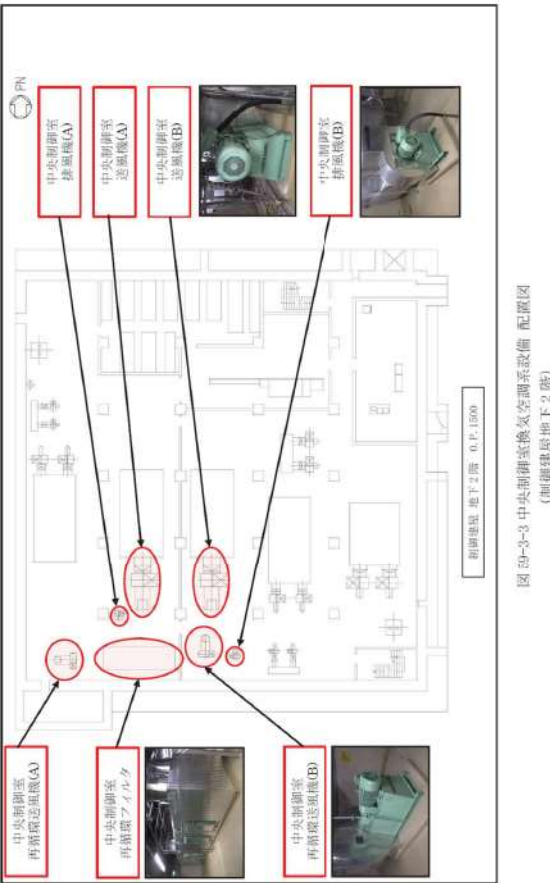
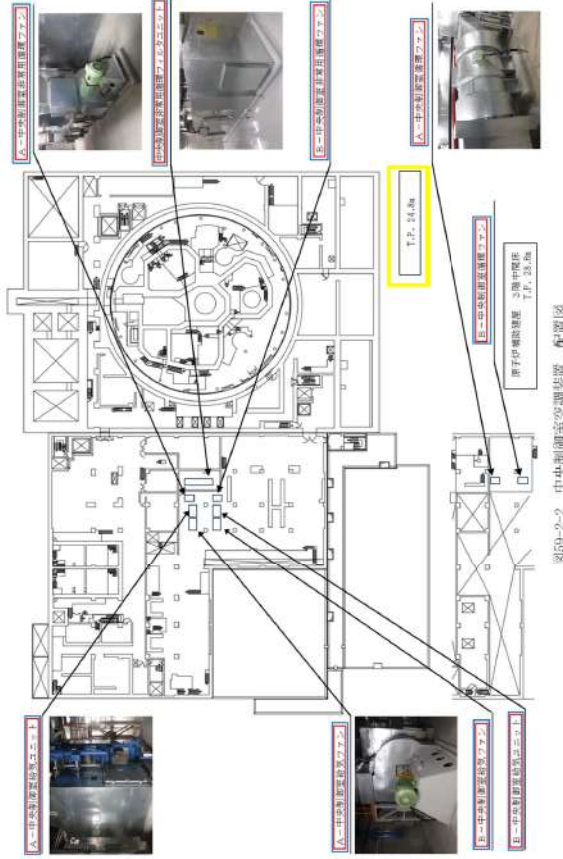
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="750 708 1102 751">図 59-3-2 中央制御室待避所正圧化バウンダリ 配置図 (制御建屋地上3階)</p> <div data-bbox="916 772 1229 799" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="920 777 1225 794">特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1834 229 1910 248">①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

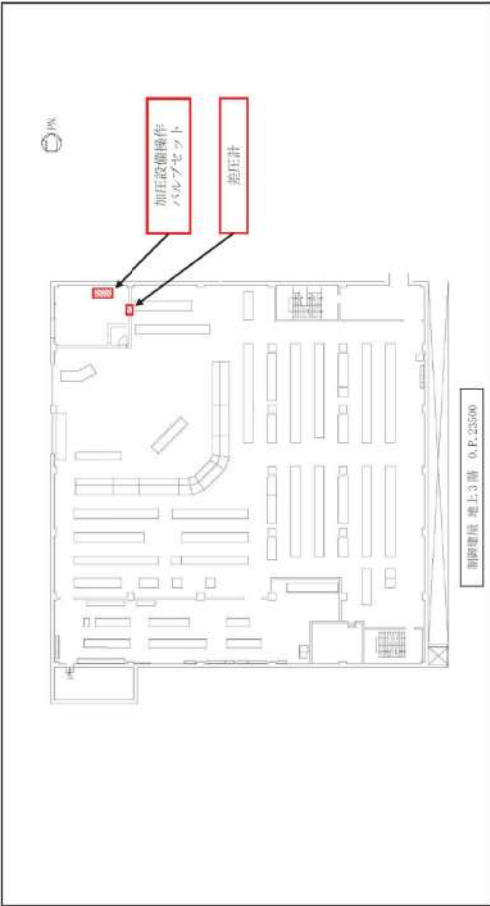
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-6を掲載】</p> 	 <p>図 59-3-3 中央制御室換気空調系設備 配置図 (制御室地下2階) 0. F. 1500</p>	 <p>図 59-2-2 中央制御室空調装置 配置図</p>	<p>差異理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>図59-3-4 中央制御室燃気空調系統給気及び排気隔離ファンハ配置図 (制御建屋地下2階)</p> <p>制御建屋 地下2階 0.F.1500</p> <p>D003 床上的1.2m (MCR 外気取入ファンハ) D004 床上的1.2m (MCR 少量外気取入ファンハ) D001A 床上的2.1m (MCR 少量外気取入ファンハ) D005B 床上的4.0m (排気用) D005A 床上的4.2m (排気用) (MCR 排気機出口ファンハ)</p>	<p>図59-2-3 中央制御室空調装置 外気遮断に用いるファンハ配置図</p> <p>T.P. 24.36 T.P. 25.66</p> <p>D01P-011 D01P-012 D01P-013</p> <p>中央制御室排気機隔離ファンハ 中央制御室外気取入ファンハ 排気機隔離 T.P. 25.66 中央制御室外気取入ファンハ</p>	

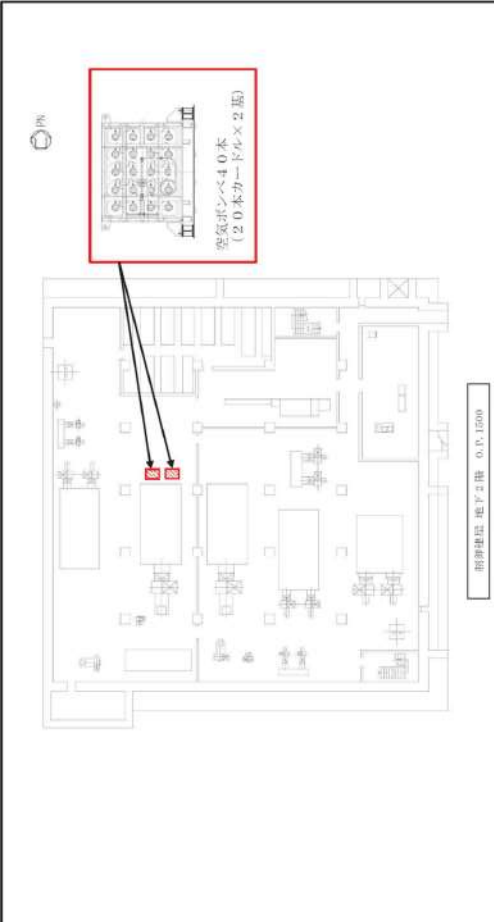
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p style="text-align: center;">制御建屋 地上3階 O.P.23500</p> <p style="text-align: center;">図 59-3-5 中央制御室待機所加圧設備 配置図 (その1) (制御建屋地上3階)</p>		<p>①の相違</p>

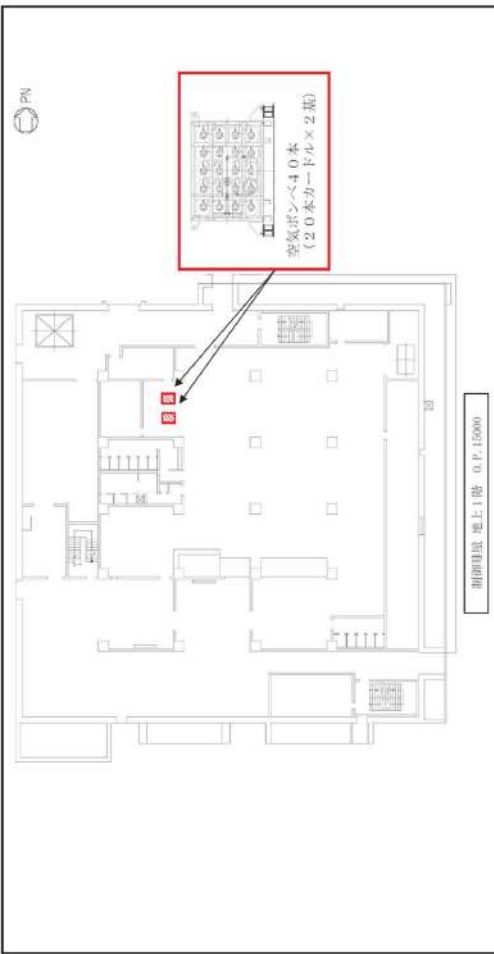
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-6 中央制御室待機所加圧設備 配置図（その2） （制御室地下2階）</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-0-7 中央制御室待機所加圧設備 配置図 (その3) (制御室屋上1階)</p>		<p>①の相違</p>

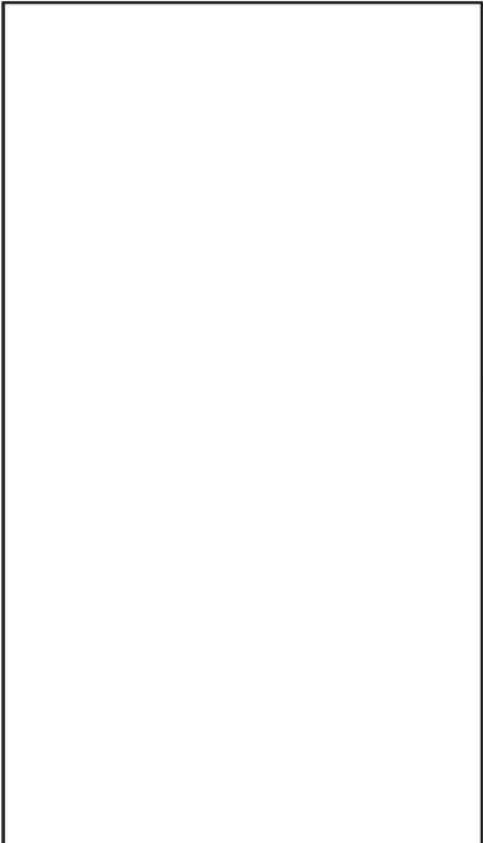
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-4を掲載】</p> <p>内は機密に係る事項のため公開できません</p>	<p>内容は防壁上の観点から公開できません。</p>	<p>図59-2-4 中央制御室 中央制御室連へ、二階化炉監視装置及び可搬型制御 (CSO) 配置図</p>	<p>【女川・大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は複数設備をまとめて記載している。 <p>①の相違</p>

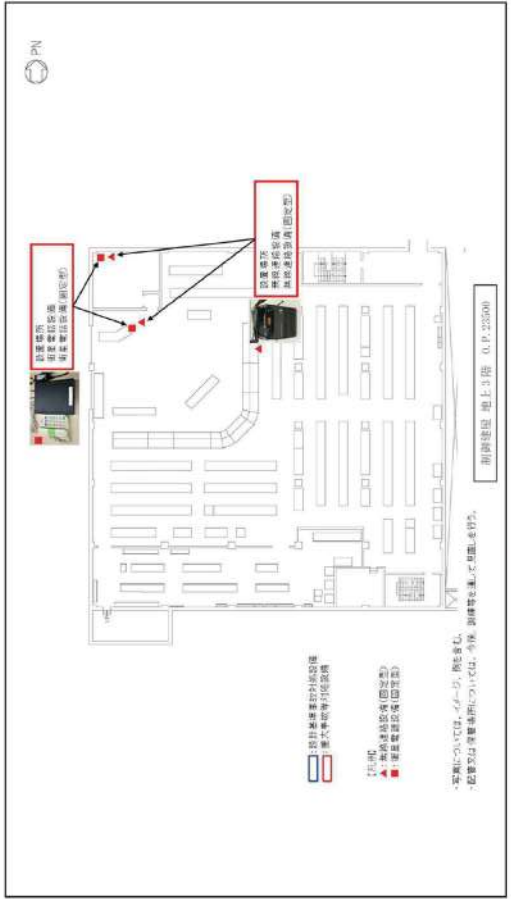
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 515px; top: 285px;">図 05F-57-9 中核制御室運転員及び中央制御室(作通所)運転員配置図(その2)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 535px; top: 150px;">内容の相違は重要機材の観点から公開できません。</p>		<p>①の相違</p>

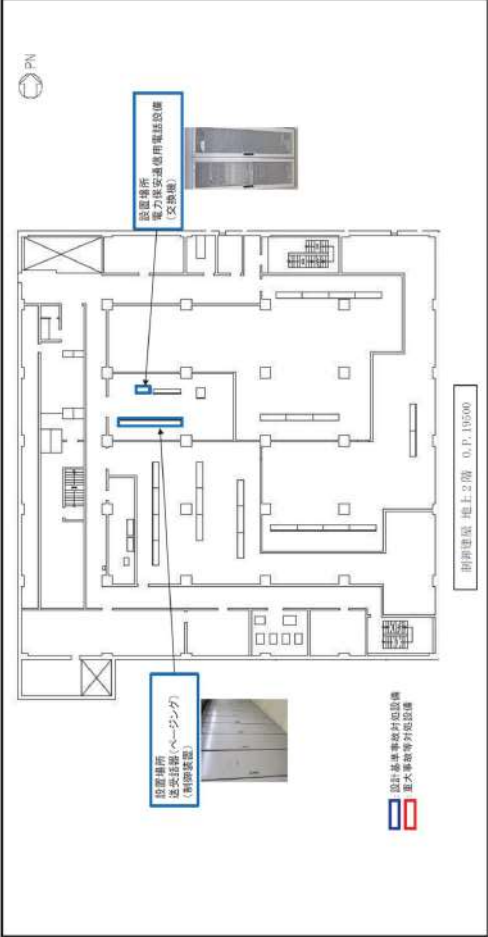
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-10 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）配置図 （制御建屋地上3階）</p>		<p>①の相違</p>

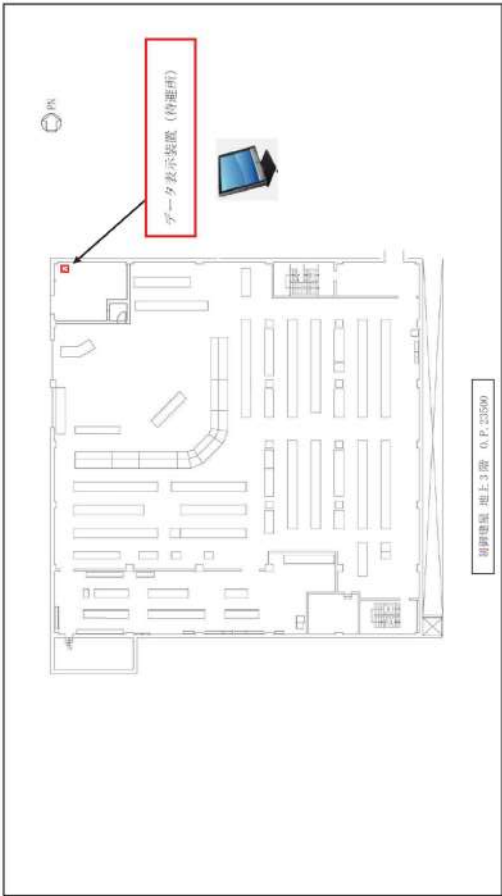
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-11 送受話器（ページング）及び電力停安通信用電話設備（交換機）配置図 （制御室地上2階）</p>		<p>①の相違</p>

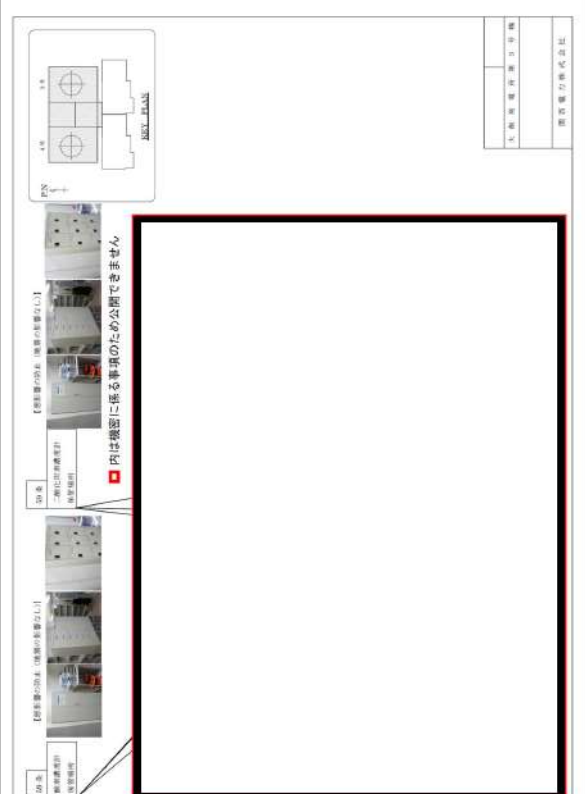

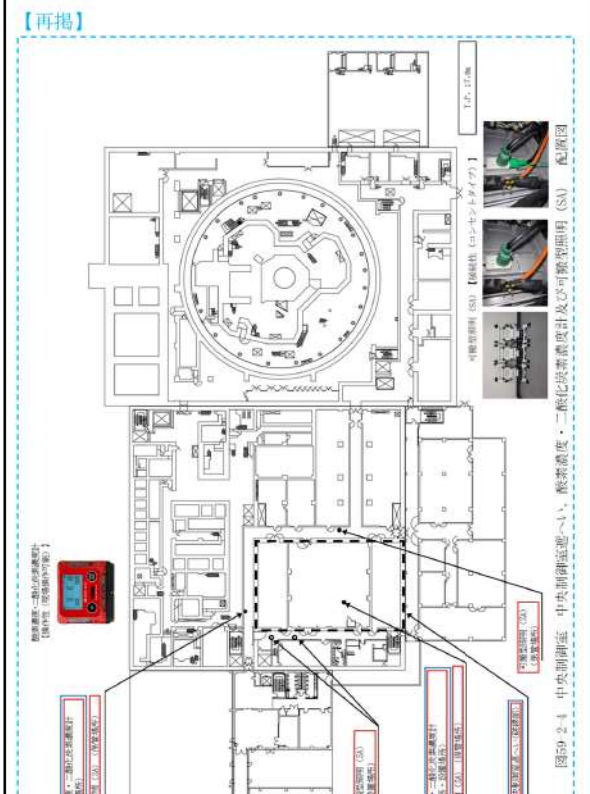
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

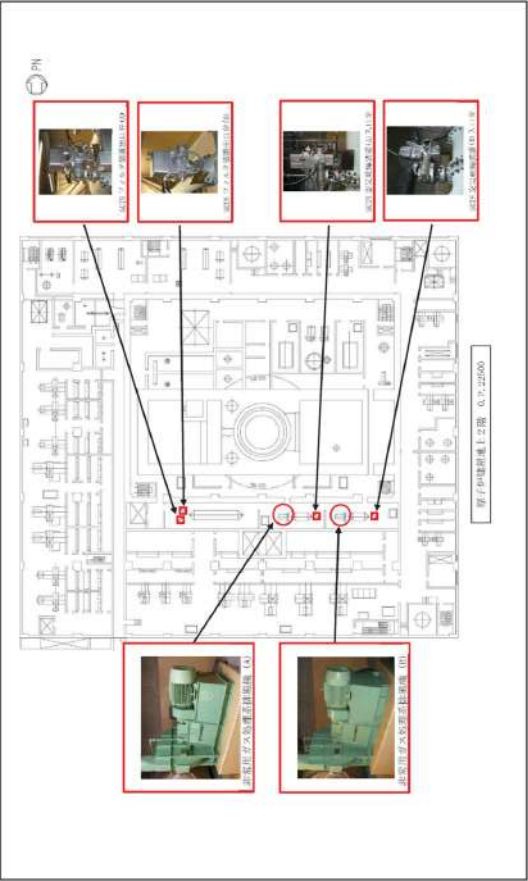
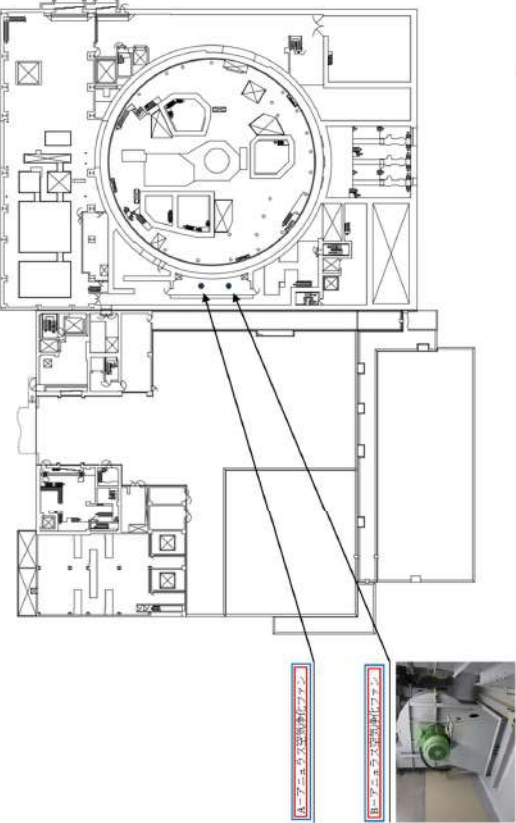
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p style="text-align: center;">図 59-3-12 データ表示装置（待避所）配置図 （制御建屋地上3階）</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

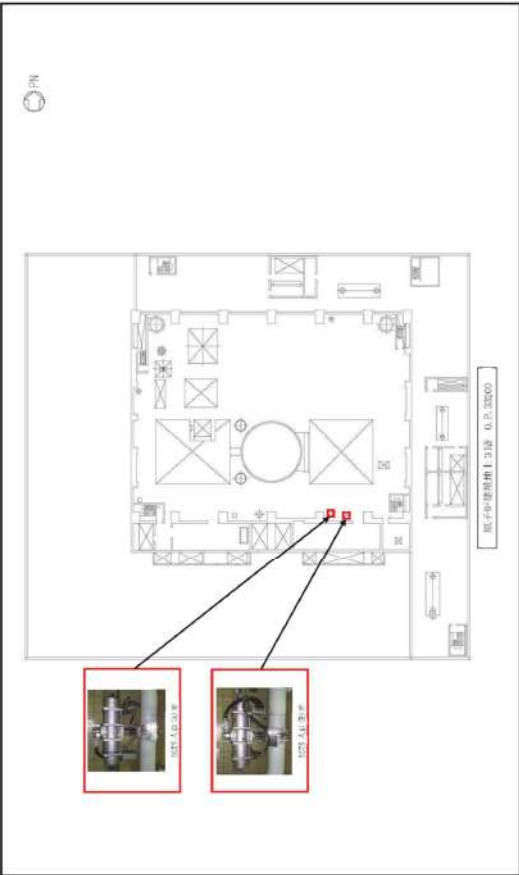
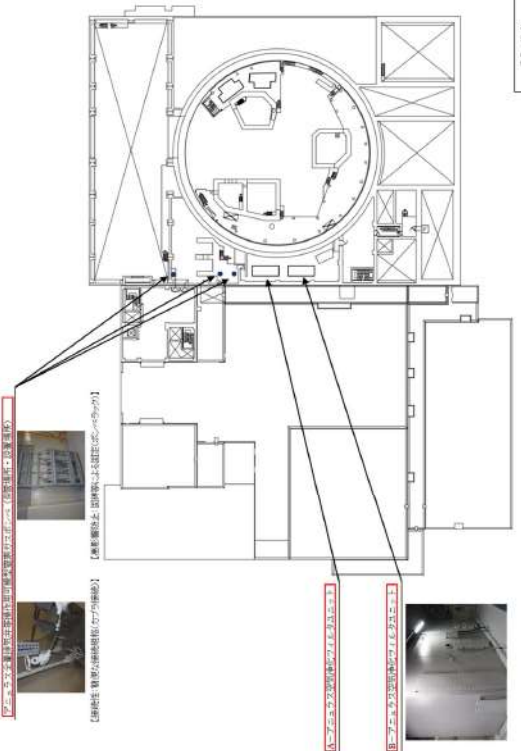
第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-3を掲載】</p> 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 59-2-13 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 配置図 (制御室地上3階)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 59-2-4 中央制御室 二酸化炭素濃度計及び酸素濃度計 (SA) 配置図</p>	<p>差異理由</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は複数設備をまとめて記載しているため、再掲して比較。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

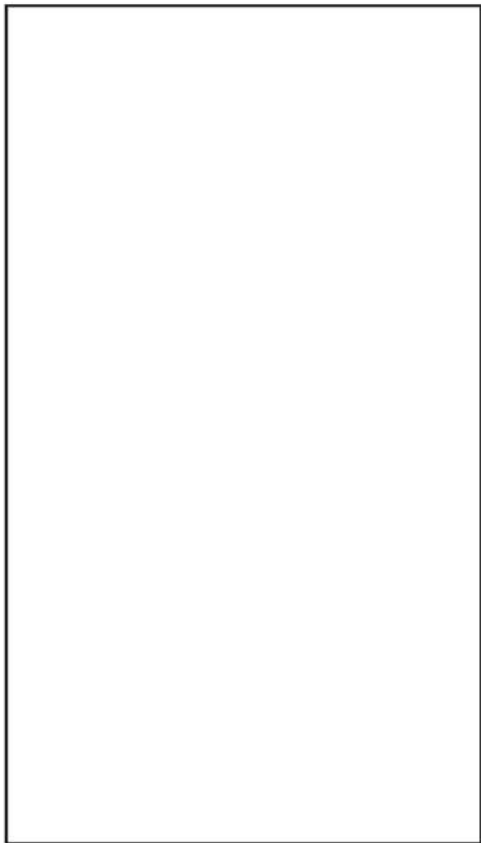
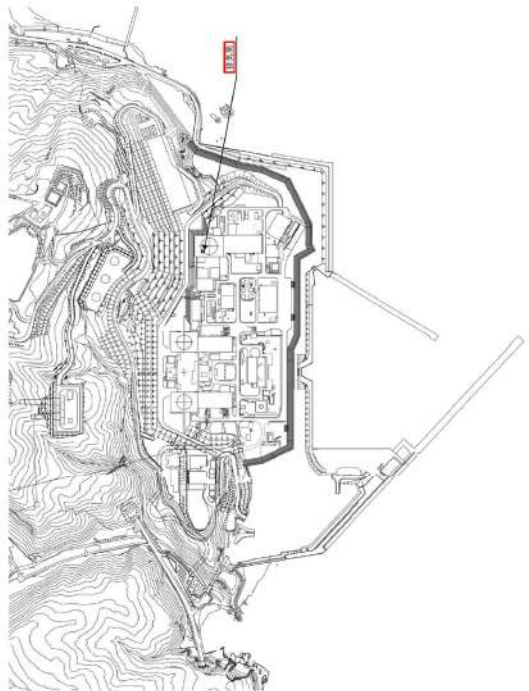
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-14 非常用ガス処理系 配置図 (原子炉建屋地上2階)</p>	 <p>図59-2-5 アニオンラッパス空気浄化ファン 配置図</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-15 非常用ガス処理系 配置図 (原子炉建屋地上3階)</p>	 <p>図59-2-6 中央制御室 アニュラス空気浄化設備 配置図</p>	<p>②の相違</p>

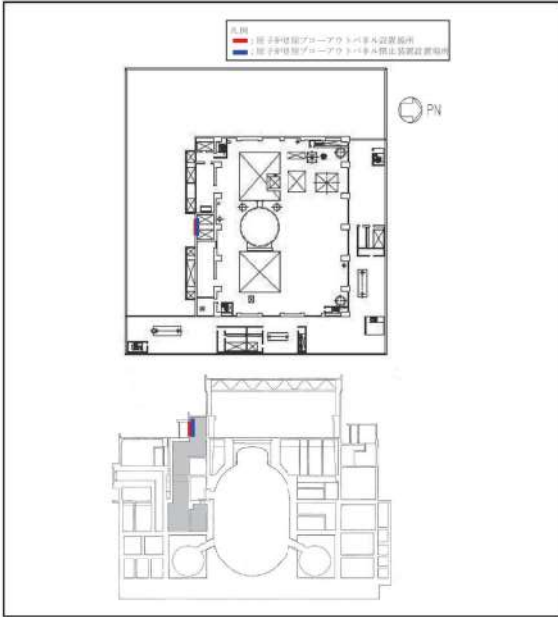
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="1153 486 1176 837">図59-3-16 非常用ガス処理系 配管図（中央制御室）</p> <p data-bbox="1198 239 1220 590">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1792 582 1814 758">図59-2-7 排気筒 配管図</p>	<p data-bbox="1836 231 1915 247">②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="734 868 1160 912">図 59-3-17 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 配置図 (原子炉建屋地上3階)</p>		<p data-bbox="1832 229 1912 252">②の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

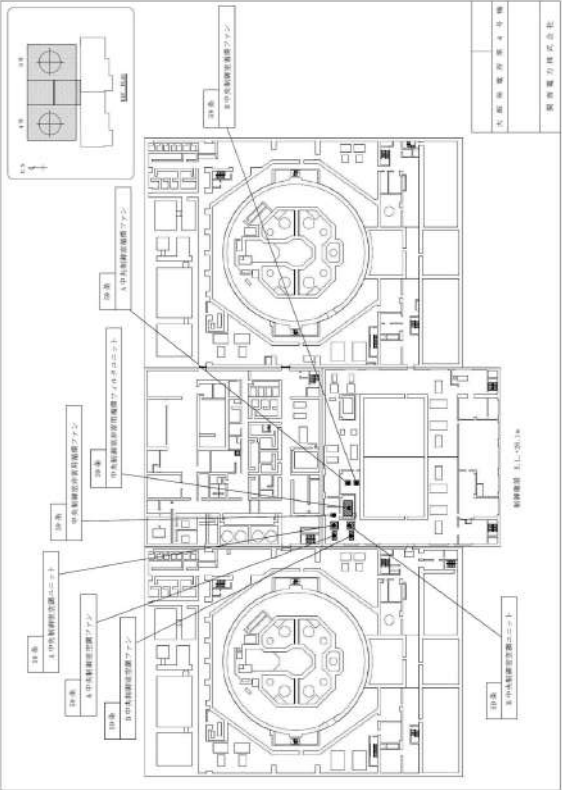
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-7を掲載】</p> <p>4号炉</p>			<p>【大飯】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-8を掲載】</p> 			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

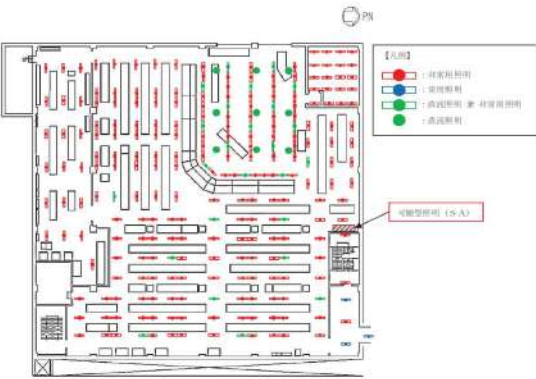
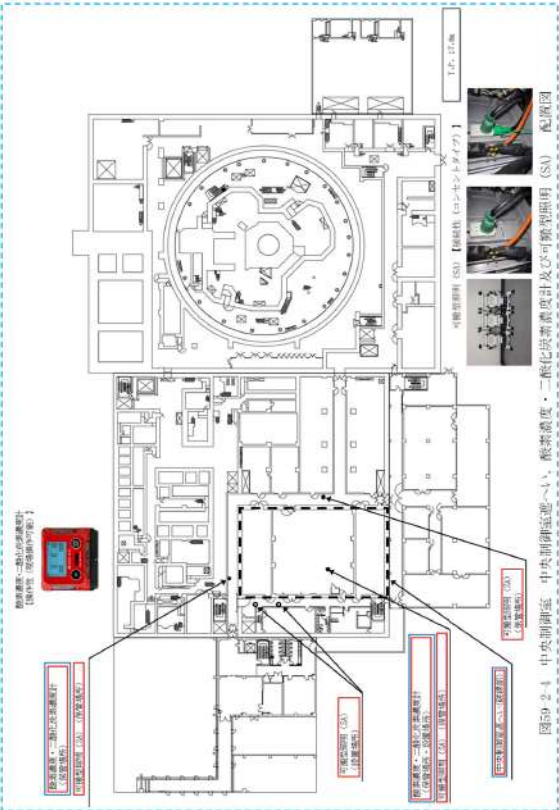
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）


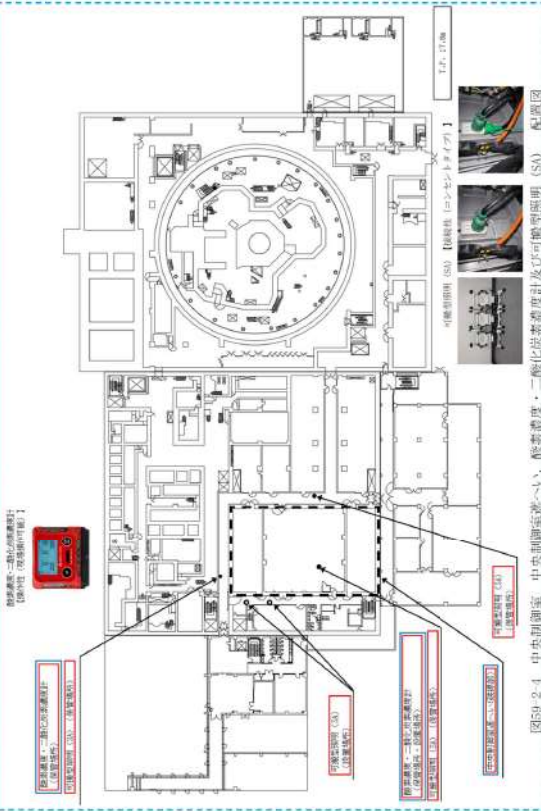
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>59-7 保管場所図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>新築建屋 地上3階 0.F. 23000</p> <p>図59-7-1 中央制御室 可換型照明 (SA) 保管場所</p>	<p>【本ページの泊欄は59-2を一部掲載して比較する。】</p> <p>【再掲】</p>  <p>図59-2-1 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-2 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-3 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-4 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-5 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-6 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-7 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-8 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-9 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-10 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-11 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-12 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-13 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-14 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-15 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-16 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-17 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-18 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-19 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-20 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-21 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-22 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-23 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-24 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-25 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-26 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-27 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-28 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-29 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-30 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-31 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-32 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-33 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-34 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-35 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-36 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-37 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-38 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-39 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-40 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-41 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-42 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-43 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-44 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-45 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-46 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-47 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-48 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-49 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-50 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-51 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-52 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-53 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-54 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-55 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-56 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-57 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-58 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-59 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-60 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-61 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-62 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-63 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-64 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-65 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-66 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-67 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-68 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-69 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-70 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-71 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-72 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-73 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-74 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-75 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-76 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-77 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-78 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-79 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-80 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-81 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-82 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-83 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-84 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-85 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-86 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-87 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-88 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-89 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-90 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-91 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-92 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-93 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-94 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-95 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-96 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-97 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-98 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-99 中央制御室 (SA) (保管場所)</p> <p>図59-2-100 中央制御室 (SA) (保管場所)</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は「59-2 配置図」に保管場所も記載しており、比較のため再掲する。

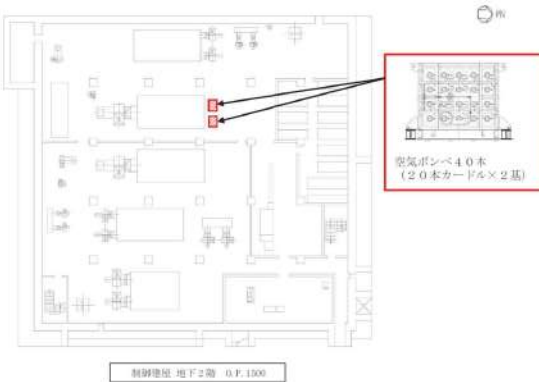
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図59-7-2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度計 保管場所</p>	<p>【本ページの泊欄は59-2を一部掲載して比較する。】</p> <p>【再掲】</p>  <p>図59-2-4 中央制御室</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は「59-2 配置図」に保管場所も記載しており、比較のため再掲する。


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="683 662 1108 702">図 59-7-3 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）保管場所（その1） （制御建屋地下2階）</p>		<p data-bbox="1836 231 1915 255">①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="672 662 1108 702">図59-7-4 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）保管場所（その2） （制御室地上1階）</p>		<p data-bbox="1827 223 1915 247">①の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-3 アクセスルート</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊では、アクセスルート図は技術的能 力1.0.2にて整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="85 239 138 335" style="float: left; margin-bottom: 10px;"> </div> <div data-bbox="85 351 138 917" style="float: left;"> <p>大飯発電所3、4号機 重大事故時アクセスルート図(第59条関連)〔屋内〕 ■ 内は機密に係る事項のため公開できません</p> </div> <div data-bbox="145 271 638 1021" style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"> </div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="85 272 129 363" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>図中の赤線は アクセスルート を指します</p> </div> <div data-bbox="107 427 129 896" style="margin-top: 10px;"> <p>大飯発電所3、4号機 重大事故等時アクセスルート図（第59条関連）〔屋内〕</p> </div> <div data-bbox="145 347 168 593" style="margin-top: 10px;"> <p>■ 内は機密に係る事項のため公開できません</p> </div> <div data-bbox="174 244 640 994" style="border: 2px solid red; height: 470px; margin-top: 10px;"> </div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="91 240 136 336" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料の範囲 図表 図 表</p> </div> <div data-bbox="85 411 107 906" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 38px; top: 258px;"> <p>大飯発電所3、4号機 重大事故時アクセスルート図(第59条関連)〔屋内〕</p> </div> <div data-bbox="107 347 129 611" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 48px; top: 218px;"> <p>■ 内は機密に係る事項のため公開できません</p> </div> <div data-bbox="141 236 645 1034" style="border: 2px solid red; height: 500px; margin-top: 10px;"> </div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="85 268 129 354" style="float: left; margin-bottom: 5px;"> </div> <div data-bbox="85 375 129 938" style="float: left; margin-bottom: 5px;"> <p>大飯発電所3、4号機 重大事故等時アクセスルート図(第59条関連)【屋内】 □ 内は機室に係る事項のため公開できません</p> </div> <div data-bbox="129 236 645 1056" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-4 試験・検査説明資料</p> <p>3号炉</p>	<p>59-5 試験及び検査</p>	<p>59-3 試験・検査説明資料</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は3号炉と4号炉を区別して記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

可搬型照明（SA）外形図



○可搬型照明（SA）の試験及び検査について

可搬型照明（SA）は、原子炉の運転中及び停止中に表59-5-1に示す試験及び検査が可能な設計とする。

表 59-5-1 可搬型照明（SA）の試験及び検査

状態	項目	試験・検査項目
運転中 又は停止中	外観確認	外観の確認
	機能・性能試験	点灯確認

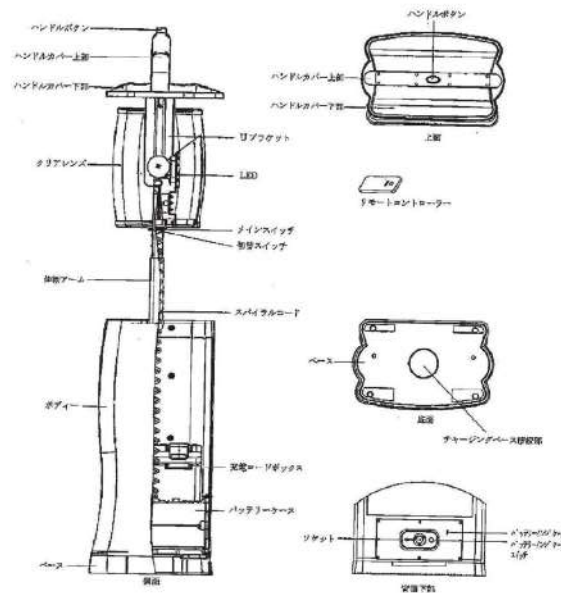


図 59-5-1 可搬型照明（SA）の概略図

○可搬型照明（SA）の試験及び検査について

可搬型照明（SA）は、原子炉の運転中及び停止中に表 59-3-1 に示す試験及び検査が可能な設計とする。

表 59-3-1 可搬型照明（SA）の試験及び検査

状態	項目	試験・検査項目
運転中又は 停止中	外観検査	外観の確認
	機能・性能確認	点灯確認

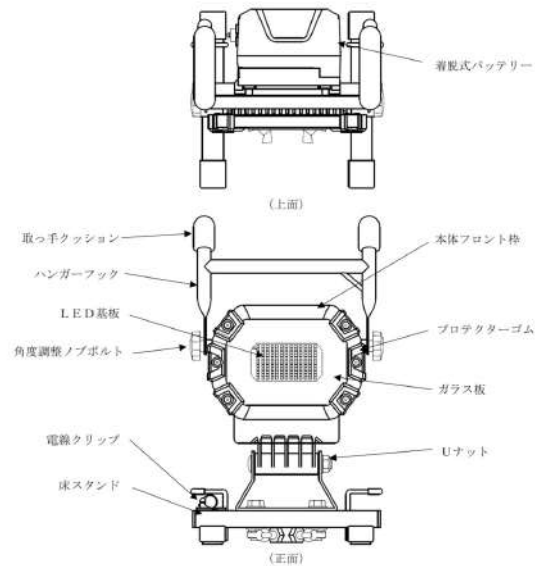


図 59-3-1 可搬型照明（SA）の概略図

【大飯】記載箇所の相違
 ・比較のため大飯を移動して掲載した。

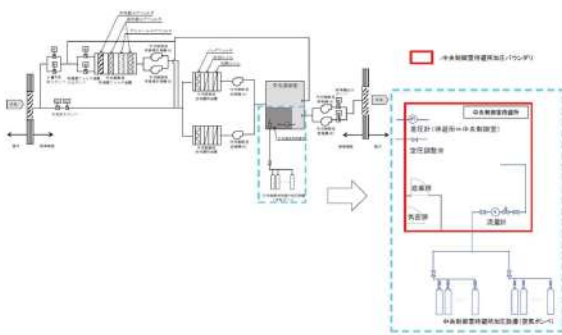
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由													
	<p>中央制御室待避所加圧設備の試験及び検査について</p> <p>中央制御室待避所加圧設備については、原子炉の運転中又は停止中に表59-5-2に示す試験・検査が可能な設計とする。</p> <p>表 59-5-2 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="696 359 1223 568"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンプ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンプ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中央制御室待避所の正圧化試験】</p> <p>(1) 概要 中央制御室待避所の気密性に関する試験・検査として、原子炉停止中において、正圧化試験を実施する。</p> <p>(2) 試験内容 中央制御室待避所加圧設備の操作対象弁を開として、中央制御室待避所を加圧し、中央制御室待避所と中央制御室で正圧化に必要な差圧を確保できることを確認する。（正圧化に必要な差圧については、(P.59-6-2)を参照） 中央制御室待避所の正圧化試験のパウダリ構成図を図59-5-2に示す。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認	外観検査	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認	停止中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認		<p>①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認														
	外観検査	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認														
停止中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験														
	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図59-5-2 中央制御室待避所の正圧化試験におけるバウンダリ構成図</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

項目	備考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50					
1. 設備概要		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2. 設備の構成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 設備の性能		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

女川原子力発電所2号炉

項目	備考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50					
1. 設備概要		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2. 設備の構成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3. 設備の性能		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

泊発電所3号炉

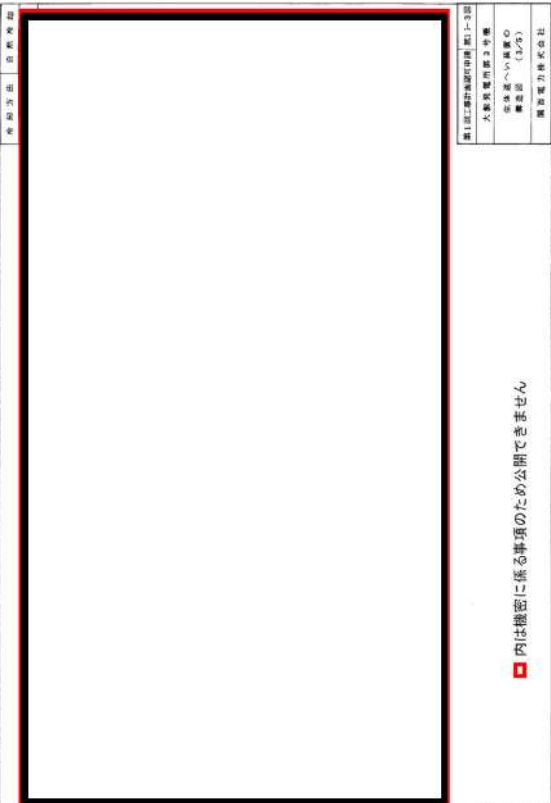
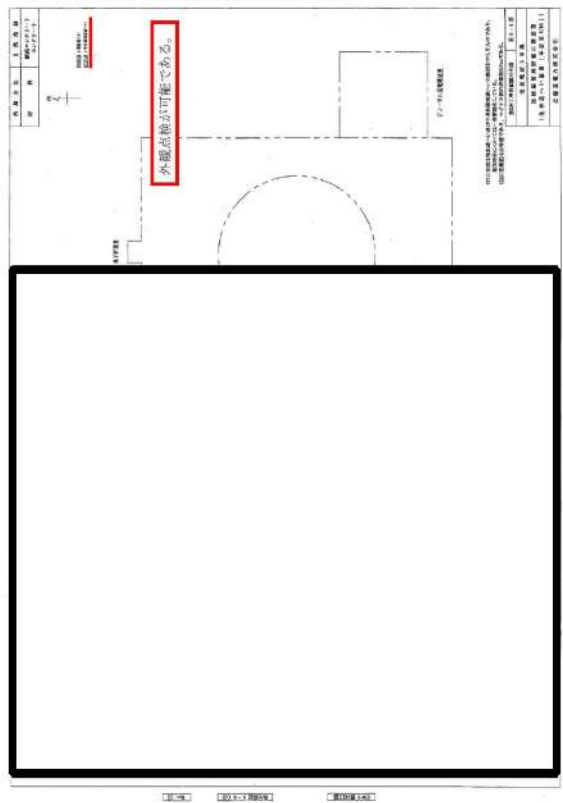
項目	備考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50					
1. 設備概要		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 設備の構成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3. 設備の性能		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

差異理由

【女川】大飯審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p style="text-align: center;">■ 内は機密に係る事項のため公開できません</p>		 <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																														
	<p>○ 中央制御室換気空調系の試験及び検査について 中央制御室換気空調系における試験及び検査は、表59-5-3のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表59-5-3 中央制御室換気空調系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="669 331 1225 539"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>機器^(*)各部の状態を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 機器とは以下のとおり： 中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	分解検査	機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認	<p>○ 中央制御室空調装置の試験及び検査について 中央制御室空調装置の試験及び検査は、表59-3-2のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表59-3-2 中央制御室空調装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1299 331 1803 539"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各機器^(*)各部の状態を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 各機器とは以下の通り： 中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニット。ただし、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは分解検査として開放点検時の目視による確認を実施。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	<p>【女川】記載表現の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認																															
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	分解検査	機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認																															
	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認																															
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																															
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認																															
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系機能検査 要領書番号：O3-16-144</p>		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：中央制御室非常用循環系機能検査 要領書番号：HT3-40</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

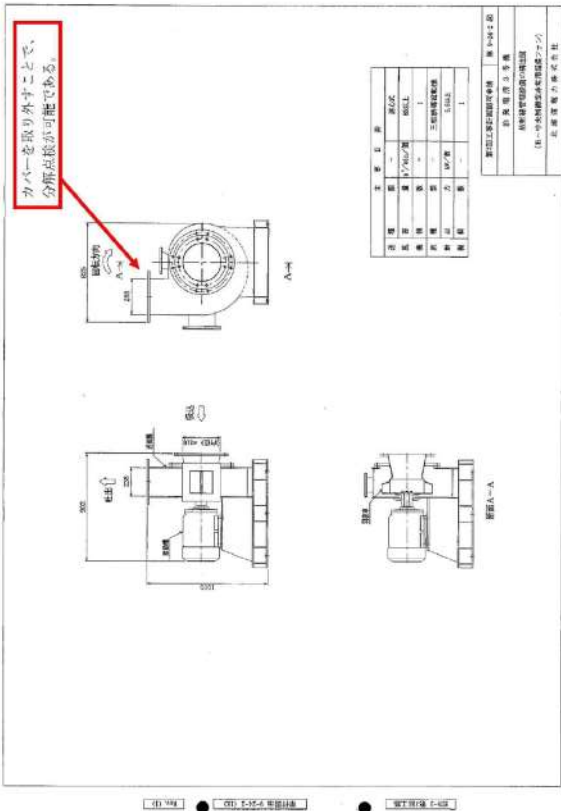
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">中央制御室換気系統図</p> <p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: right;">電圧降下検知 : 電圧降下検知 : 備用フィルター : 塵埃フィルター : 塵埃フィルター : 塵埃フィルター</p> <p>(注) 太線はIAA中央制御室非常用換気ファン稼働時のラインを示す。 ⬇️: 検査対象機器を示す</p>		<p style="text-align: center;">中央制御室非常用換気系統図</p> <p style="text-align: right;">出 ← (運転中稼働せず) → (止) ← IAA時のラインを示す (3A-10000非常用換気ファン)</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>中央制御室非常用簡便ファン</p> <p>ファンケーシングを取り外すことにより、 分解点検が可能である。</p>		<p>カバーを取り外すことで、 分解点検が可能である。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊はB系を別途記載。 【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

機器及び名称	機器名(機能)	系統及び試験の項目	適合性の検査方法及び検査	機器名	備考 (1)中は適用する 規定を記載する
3号機	A10炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A11炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A12炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A13炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A14炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A15炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A16炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A17炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A18炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A19炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A20炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A21炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A22炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A23炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	
	A24炉内循環ポンプファン電動機	運転・停止試験	高圧	1次系熱交換器循環ポンプ	

機器及び名称	機器名(機能)	系統及び試験の項目	適合性の検査方法及び検査	機器名	備考 (1)中は適用する 規定を記載する

機器及び名称	機器名(機能)	系統及び試験の項目	適合性の検査方法及び検査	機器名	備考 (1)中は適用する 規定を記載する

【女川】大飯審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 4</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O3-16-315</p>		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT3-77</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">中央制御室関係空調設備</p> <p style="text-align: center;">(凡例)</p> <p style="text-align: center;">F : ファン H/C : 加熱コイル C/W : 巻掛コイル</p>		<p style="text-align: center;">中央制御室空調、中央制御室非常用循環系系統図</p> <p style="text-align: center;">中央制御室</p> <p style="text-align: center;">注1. 本系統図は、基本図構成及びその変形は含まず。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【女川】大阪審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

差異理由

機器の区分名	実施済 (緑)	実施済 (青)	実施済 (赤)	未実施 (赤)	未実施 (青)	未実施 (赤)	未実施 (青)
運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 (補足説明資料)	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (青)	実施済 (青)	実施済 (青)	実施済 (青)	実施済 (青)	実施済 (青)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)
	機器の区分名	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)	実施済 (赤)

【大飯】記載箇所の相違
・大飯は中央制御室循環ファンと中央制御室空調ファンをまとめて記載している。
【女川】大飯審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：放射線管理設備 検 査 名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT3-77</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は中央制御室循環ファンと中央制御室空調ファンをまとめて記載している。</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は中央制御室循環ファンと中央制御室空調ファンをまとめて記載している。 <p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																												
<p>中央軸筒空気調換ファン</p> <p>ファンケーシングを取り外すことにより、分断点検が可能である。</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>φ1000×1000</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>ステンレス</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>約100kg</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>1500rpm</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>10A</td> </tr> <tr> <td>消費電力</td> <td>2000W</td> </tr> <tr> <td>製造年</td> <td>昭和50年</td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td>三菱電機</td> </tr> <tr> <td>検査年</td> <td>昭和55年</td> </tr> <tr> <td>検査所</td> <td>電力中央研究所</td> </tr> <tr> <td>検査結果</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>検査番号</td> <td>86-0712</td> </tr> <tr> <td>検査員</td> <td>中島健作</td> </tr> </table>	型式	1000	寸法	φ1000×1000	材質	ステンレス	重量	約100kg	回転数	1500rpm	電圧	200V	電流	10A	消費電力	2000W	製造年	昭和50年	製造所	三菱電機	検査年	昭和55年	検査所	電力中央研究所	検査結果	合格	検査番号	86-0712	検査員	中島健作		<p>カバーを取り外すことで、分断点検が可能である。</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>φ1000×1000</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>ステンレス</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>約100kg</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>1500rpm</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>10A</td> </tr> <tr> <td>消費電力</td> <td>2000W</td> </tr> <tr> <td>製造年</td> <td>昭和50年</td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td>三菱電機</td> </tr> <tr> <td>検査年</td> <td>昭和55年</td> </tr> <tr> <td>検査所</td> <td>電力中央研究所</td> </tr> <tr> <td>検査結果</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>検査番号</td> <td>86-0712</td> </tr> <tr> <td>検査員</td> <td>中島健作</td> </tr> </table>	型式	1000	寸法	φ1000×1000	材質	ステンレス	重量	約100kg	回転数	1500rpm	電圧	200V	電流	10A	消費電力	2000W	製造年	昭和50年	製造所	三菱電機	検査年	昭和55年	検査所	電力中央研究所	検査結果	合格	検査番号	86-0712	検査員	中島健作	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>
型式	1000																																																														
寸法	φ1000×1000																																																														
材質	ステンレス																																																														
重量	約100kg																																																														
回転数	1500rpm																																																														
電圧	200V																																																														
電流	10A																																																														
消費電力	2000W																																																														
製造年	昭和50年																																																														
製造所	三菱電機																																																														
検査年	昭和55年																																																														
検査所	電力中央研究所																																																														
検査結果	合格																																																														
検査番号	86-0712																																																														
検査員	中島健作																																																														
型式	1000																																																														
寸法	φ1000×1000																																																														
材質	ステンレス																																																														
重量	約100kg																																																														
回転数	1500rpm																																																														
電圧	200V																																																														
電流	10A																																																														
消費電力	2000W																																																														
製造年	昭和50年																																																														
製造所	三菱電機																																																														
検査年	昭和55年																																																														
検査所	電力中央研究所																																																														
検査結果	合格																																																														
検査番号	86-0712																																																														
検査員	中島健作																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>機組又は系統名</p> <p>運転数(機組名)</p> <p>品検査及び試験の項目</p> <p>品名又は構成</p> <p>検査方式</p> <p>検査名</p> <p>備考 (①内に記載する設備は別添に添付)</p> <p>3号機</p>		<p>機組又は系統名</p> <p>運転数(機組名)</p> <p>品検査及び試験の項目</p> <p>品名又は構成</p> <p>検査方式</p> <p>検査名</p> <p>備考 (①内に記載する設備は別添に添付)</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系フィルター性能検査 要領書番号：O3-16-147</p>		<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：中央制御室非常用循環系フィルター性能検査 要領書番号：HT3-41</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">中央制御室非常用循環系系統図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①：フッ素化炭素化合物ガス注入点 ②：上流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 ③：下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 F：風量測定点 EHC：電気加熱コイル 微粒フィルタ よう素フィルタ ④：Eファン使用時の下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 <p>(注) 中央制御室非常用循環ファン運転については、検査時期の状態により異なる場合がある。 本図は、3A中央制御室非常用循環ファン運転時のダンパ開閉状態を示す。</p>		<p style="text-align: center;">よう素除去効率検査装置系統図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> TIR：流量計 PIR：圧力計 FRC：流量計 MC：モーター <p>（注）本図は、検査装置の系統図を示す。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 4</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O3-16-315</p>		<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT3-77</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">(凡例)</p> <p style="text-align: center;">F : フィルタ H/C : 加熱コイル C/W : 冷却コイル</p> <p style="text-align: center;">中央制御室空調設備</p>	<p style="text-align: center;">中央制御室空調、中央制御室非常用循環系統図</p> <p style="text-align: center;">(凡例)</p> <p style="text-align: center;">F : フィルタ H/C : 加熱コイル C/W : 冷却コイル</p> <p style="text-align: center;">中央制御室空調設備</p>	<p style="text-align: center;">中央制御室空調、中央制御室非常用循環系統図</p> <p style="text-align: center;">(凡例)</p> <p style="text-align: center;">F : フィルタ H/C : 加熱コイル C/W : 冷却コイル</p> <p style="text-align: center;">中央制御室空調設備</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>中央制御室 非常用監視ファイルユニット</p> <p>アクセスドアを設けているため、開放点検が可能である。</p>		<p>点検口を設けることで、内部の構造が確認可能である。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名:放射線管理設備 検 査 名:1次系換気空調設備検査 (換気空調系の分解等) 要領書番号:HT3-93</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は空調ユニットについては表紙を個別に示していない。 【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>中央制御室空調ユニット</p> <p>アクセスドアを設けているため開放可能である。</p> <p>アクセスパネルを設けているため開放可能である。</p>		<p>中央制御室空調ユニット構造図</p> <p>粗フィルタ (9個)</p> <p>アクセスパネル (1個)</p> <p>骨組鋼材 ※1</p> <p>外板 ※1</p> <p>アクセスドア (1個)</p> <p>冷水冷却コイル (1個)</p> <p>※1 骨組・骨組鋼材および外板を称して「ユニットケーシング」とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・比較のため大飯を移動して記載した。 【女川】大飯審査実績の反映</p>

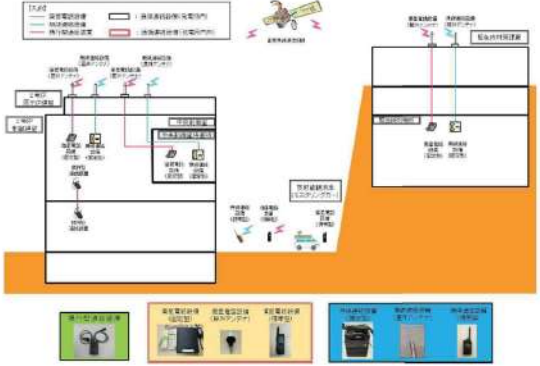
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">中央制御室空調、中央制御室非常用警報系統機器</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は空調ユニットについては系統図を個別に示していない。</p> <p>【女川】 大飯審査実績の反映</p>

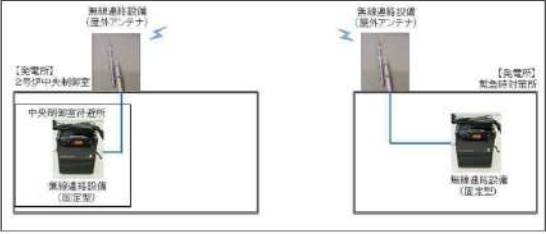
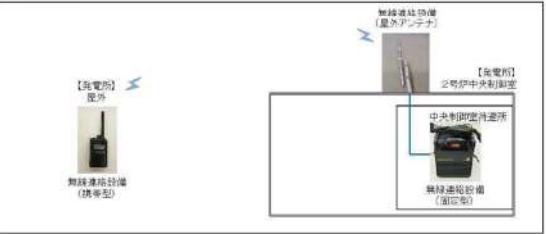
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由								
	<p>○無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の試験及び検査について</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）における試験及び検査は表59-5-5のとおりである。</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の概要を図59-5-3に示す。</p> <p>表 59-5-5 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="689 411 1227 491"> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>項目</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は停止中</td> <td>外観検査機能・ 性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 59-5-3 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の概要</p>	状態	項目	試験・検査項目	運転中 又は停止中	外観検査機能・ 性能試験	通話通信の確認	外観確認	外観の確認		<p>①の相違</p>
状態	項目	試験・検査項目									
運転中 又は停止中	外観検査機能・ 性能試験	通話通信の確認									
	外観確認	外観の確認									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>無線連絡設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※試験区間：2号炉中央制御室待避所 ～ 緊急時対策所</p> <p>図 59-5-4 無線連絡設備（固定型）試験・検査構成</p> <p>無線連絡設備（携帯型/固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※試験区間：現場（屋外） ～ 2号炉中央制御室待避所</p> <p>図 59-5-5 無線連絡設備（携帯型/固定型）試験・検査構成</p>		<p>①の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由											
	<p>衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p> <p>※ 試験区間：2号炉中央制御室待避所 ～ 緊急時対策所</p> <p>図59-5-6 衛星電話設備（固定型）試験・検査構成</p> <p>○データ表示装置（待避所）の試験及び検査について</p> <p>データ表示装置（待避所）における試験及び検査は表59-5-6のとおりである。データ表示装置（待避所）の概要を図59-5-7に示す。</p> <p>表 59-5-6 データ表示装置（待避所）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="689 837 1211 917"> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>項目</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 59-5-7 データ表示装置（待避所）の概要</p>	状態	項目	試験・検査項目	運転中 又は 停止中	外観検査	通話通信の確認	機能・性能試験			外観確認	外観の確認		<p>①の相違</p>
状態	項目	試験・検査項目												
運転中 又は 停止中	外観検査	通話通信の確認												
	機能・性能試験													
	外観確認	外観の確認												

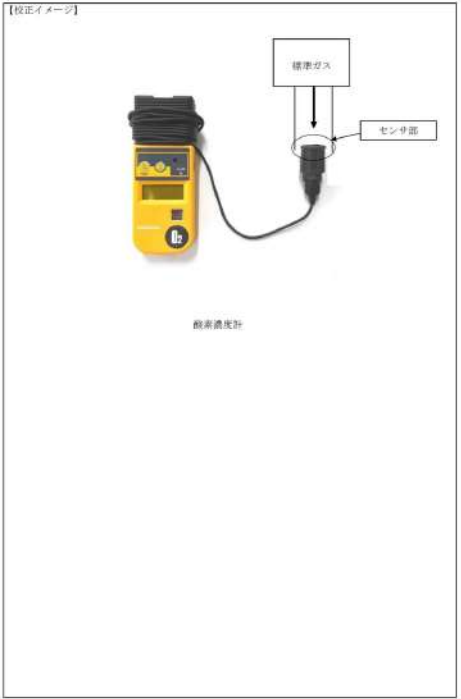




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>データ表示装置（待避所） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>図 59-5-8 データ表示装置（待避所）試験・検査構成</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【校正イメージ】</p>  <p>酸素濃度計</p> <p>【校正イメージ】</p>  <p>二酸化炭素濃度計</p>	<p>○酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計の試験及び検査について</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計は、運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計外観図を図59-5-9、二酸化炭素濃度計外観図を図59-5-10に示す。</p>  <p>図 59-5-9 酸素濃度計の外観図</p>  <p>図 59-5-10 二酸化炭素濃度計の外観図</p>	<p>○酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査について</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計外観図を以下に示す。</p>  <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

表 59-5-7 女川原子力発電所 第2号機 保全計画 (第11保全サイクル)
 (非常用ガス処理系)

設備の名称	設備の種類	設備の仕様	保守の種類	保守の頻度	保守の要否	保守の目的
非常用ガス処理系	非常用ガス処理機	型式番号	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
非常用ガス処理系	非常用ガス処理機	1. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		2. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		3. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		4. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		5. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		6. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		7. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		8. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		9. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		10. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。

点検計画

設備の名称	設備の種類	設備の仕様	保守の種類	保守の頻度	保守の要否	保守の目的
非常用ガス処理系	非常用ガス処理機	型式番号	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
非常用ガス処理系	非常用ガス処理機	1. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		2. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		3. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		4. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		5. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		6. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		7. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		8. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		9. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。
		10. 非常用ガス処理機	保守	1回/年	○	設備の正常動作を確保し、非常時に必要に応じて動作させること。

②の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>東北電力株式会社 女川原子力発電所第2号機 第11保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：非常用ガス処理系機能検査 要領書番号：O2-035</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：アニュラス循環排気系機能検査 要領書番号：HT3-38</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>図 59-5-11 非常用ガス処理系 A 系 性能検査系統図</p>	<p>アミノガス空気浄化系統図</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>図 50-5-12 非常用ガス処理系 B 系 性能検査系統図</p>	<p>図面は3A-アニューラス空気浄化ファンであるが、3B-アニューラス空気浄化ファンも同様の構造である。</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<div data-bbox="669 239 1124 1058" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1151 507 1173 813" style="text-align: center;"> 図 59-5-13 非常用ガス処理系排風機 構造図 </div> <div data-bbox="1193 239 1223 587" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特記の内容は添付機密の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="1272 239 1814 965" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>仕様</th> <th>型式</th> <th>寸法</th> <th>重量</th> <th>設置位置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1001</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1002</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1003</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1004</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1005</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1006</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1007</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1008</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1009</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1010</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1011</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1012</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1013</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1014</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1015</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1016</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1017</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1018</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1019</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1020</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1021</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1022</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1023</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1024</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1025</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1026</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1027</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1028</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1029</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1030</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1031</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1032</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1033</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1034</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1035</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1036</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1037</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1038</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1039</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1040</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1041</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1042</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1043</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1044</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1045</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1046</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1047</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1048</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1049</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> <tr> <td>1050</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>日立製作所</td> <td>φ1,000</td> <td>1,500</td> <td>制御室</td> <td>日立製作所製</td> </tr> </tbody> </table> </div>	機器名称	仕様	型式	寸法	重量	設置位置	備考	1001	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1002	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1003	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1004	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1005	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1006	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1007	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1008	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1009	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1010	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1011	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1012	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1013	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1014	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1015	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1016	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1017	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1018	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1019	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1020	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1021	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1022	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1023	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1024	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1025	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1026	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1027	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1028	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1029	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1030	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1031	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1032	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1033	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1034	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1035	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1036	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1037	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1038	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1039	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1040	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1041	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1042	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1043	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1044	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1045	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1046	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1047	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1048	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1049	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	1050	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製	<p>②の相違</p>
機器名称	仕様	型式	寸法	重量	設置位置	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1001	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1002	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1003	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1004	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1005	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1006	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1007	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1008	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1009	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1010	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1011	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1012	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1013	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1014	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1015	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1016	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1017	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1018	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1019	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1020	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1021	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1022	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1023	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1024	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1025	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1026	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1027	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1028	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1029	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1030	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1031	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1032	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1033	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1034	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1035	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1036	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1037	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1038	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1039	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1040	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1041	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1042	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1043	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1044	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1045	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1046	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1047	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1048	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1049	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1050	非常用ガス処理系排風機	日立製作所	φ1,000	1,500	制御室	日立製作所製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：アネオラス循環排気系フィルタ性能検査 要領書番号：HT3-39</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">別紙-1</p> <p style="text-align: center;">よう素除去効率検査装置系統図</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：放射線管理設備 検 査 名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT 3-77</p>	<p style="text-align: center;">②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

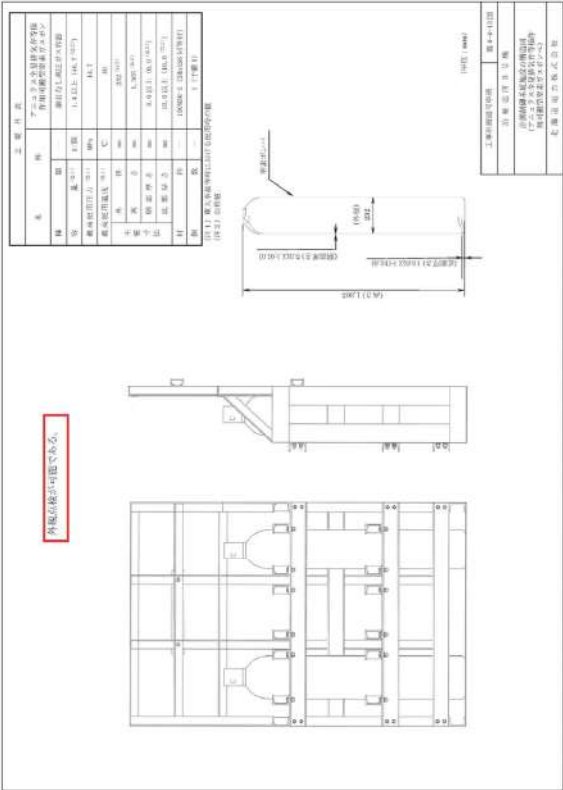
第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>②の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>②の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>The diagram illustrates the reactor system for the BWR-3. It shows the primary loop (B-1) and secondary loop (B-2) connected via steam generators. Key components include the reactor vessel, pumps, steam generators, and various safety systems like the emergency core cooling system (ECCS). A red box highlights a specific component in the secondary loop with the text "機能・性能の確認が可能である。" (Function and performance confirmation is possible).</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>規格</th> <th>型式</th> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>設置場所</th> <th>設置高さ</th> <th>設置位置</th> <th>設置角度</th> <th>設置距離</th> <th>設置方向</th> <th>設置方法</th> <th>設置時期</th> <th>設置状況</th> <th>設置履歴</th> <th>設置計画</th> <th>設置備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視用カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>監視用カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>監視用カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> <td>監視カメラ</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	規格	型式	材質	寸法	設置場所	設置高さ	設置位置	設置角度	設置距離	設置方向	設置方法	設置時期	設置状況	設置履歴	設置計画	設置備考	監視用カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視用カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視用カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	<p>②の相違</p>
機器名	規格	型式	材質	寸法	設置場所	設置高さ	設置位置	設置角度	設置距離	設置方向	設置方法	設置時期	設置状況	設置履歴	設置計画	設置備考																																																							
監視用カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ																																																							
監視用カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ																																																							
監視用カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ	監視カメラ																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																								
		<p>外観点検が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1736 239 1803 406"> <tr> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1736 486 1803 598"> <tr> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>炉内監視カメラ</td> <td>設置位置</td> </tr> </table>	炉内監視カメラ	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	設置位置	炉内監視カメラ	設置位置	<p>②の相違</p>
炉内監視カメラ	設置位置	炉内監視カメラ																									
設置位置	炉内監視カメラ	設置位置																									
設置位置	炉内監視カメラ	設置位置																									
設置位置	炉内監視カメラ	設置位置																									
炉内監視カメラ	設置位置	炉内監視カメラ																									
設置位置	炉内監視カメラ	設置位置																									
設置位置	炉内監視カメラ	設置位置																									
設置位置	炉内監視カメラ	設置位置																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																								
<p style="text-align: center; color: red;">4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機器又は名称</th> <th style="width: 25%;">実名称(機種名)</th> <th style="width: 25%;">A種及びB種の項目 (ファン、電動機、ポンプ、タンク)</th> <th style="width: 10%;">設置位置 (高さ)</th> <th style="width: 10%;">設置高さ</th> <th style="width: 15%;">機器名</th> <th style="width: 20%;">備考 (1行は適用する 機器数を示す)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="text-align: center; color: red;">4号機</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>循環機(性能試験ファン、電動機、タンク、ポンプ)</td> <td>高</td> <td>91M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>1.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>2.2方解点機</td> <td>高</td> <td>75M</td> <td>2.2方解点機</td> <td>(電動機部: 3M)</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は名称	実名称(機種名)	A種及びB種の項目 (ファン、電動機、ポンプ、タンク)	設置位置 (高さ)	設置高さ	機器名	備考 (1行は適用する 機器数を示す)	4号機	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	循環機(性能試験ファン、電動機、タンク、ポンプ)	高	91M	中央制御室非常用循環ファン(電動機)		中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1.2方解点機	高	75M	1.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)			<p style="color: red;">【大飯】 共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。
機器又は名称	実名称(機種名)	A種及びB種の項目 (ファン、電動機、ポンプ、タンク)	設置位置 (高さ)	設置高さ	機器名	備考 (1行は適用する 機器数を示す)																																																																																																					
4号機	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	循環機(性能試験ファン、電動機、タンク、ポンプ)	高	91M	中央制御室非常用循環ファン(電動機)																																																																																																						
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1.2方解点機	高	75M	1.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン(電動機)	2.2方解点機	高	75M	2.2方解点機	(電動機部: 3M)																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル</p> <p>定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系機能検査 要領書番号：O4-15-144</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">中央制御室換気系統図</p> <p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: right;">(注) 本図はA炉中核制御室非常用前送ファン機台時のラインを示す。 : 位置検知装置を示す</p> <p style="text-align: right;">凡例 : 電圧検出フィルタ : 電圧検出フィルタ : 電圧検出フィルタ : 電圧検出フィルタ</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>中央制御室非常用循環ファン</p> <p>ファンケーシングを取り外すことにより、 分解点検が可能である。</p>			<p>【大飯】 共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は設備名</th> <th>機器物(機組名)</th> <th>用途及び目的の項目</th> <th>機体の構造又は形状</th> <th>機名方式又は形状</th> <th>機名</th> <th>備考 (1)機体構造等による相違(括弧書き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用送風ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>低</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>低</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>低</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>低</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号炉制御室用再熱ファン(電動機)</td> <td>1.送風(圧電送風)</td> <td>高</td> <td>1200</td> <td>1次送風機空調送風機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2.分解乾燥ファン(電動機)</td> <td>高</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は設備名	機器物(機組名)	用途及び目的の項目	機体の構造又は形状	機名方式又は形状	機名	備考 (1)機体構造等による相違(括弧書き)		4号炉制御室用送風ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	1200					3.分解乾燥ファン(電動機)	高	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	低	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	低	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	低	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	低	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600				4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機				2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600					<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>
機器又は設備名	機器物(機組名)	用途及び目的の項目	機体の構造又は形状	機名方式又は形状	機名	備考 (1)機体構造等による相違(括弧書き)																																																																																																																																																							
	4号炉制御室用送風ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	1200																																																																																																																																																									
		3.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	低	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	低	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	低	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	低	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									
	4号炉制御室用再熱ファン(電動機)	1.送風(圧電送風)	高	1200	1次送風機空調送風機																																																																																																																																																								
		2.分解乾燥ファン(電動機)	高	600																																																																																																																																																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機組又は機名</th> <th>設備名(機組名)</th> <th>規格及び試験の項目</th> <th>検出器の種類</th> <th>検出器の構造</th> <th>検出器の名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">4号機</td> <td>高圧気体冷却システム(電機室)</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>6号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>7号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>8号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>9号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>10号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>11号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>12号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>13号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>14号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> <tr> <td>15号機</td> <td>1.運転時性能試験</td> <td>高</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.電機室性能試験 ファン</td> <td>1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン</td> </tr> </tbody> </table>	機組又は機名	設備名(機組名)	規格及び試験の項目	検出器の種類	検出器の構造	検出器の名称	備考	4号機	高圧気体冷却システム(電機室)	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	2号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	3号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	4号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	5号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	6号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	7号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	8号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	9号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	10号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	11号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	12号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	13号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	14号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン	15号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>
機組又は機名	設備名(機組名)	規格及び試験の項目	検出器の種類	検出器の構造	検出器の名称	備考																																																																																															
4号機	高圧気体冷却システム(電機室)	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	2号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	3号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	4号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	5号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	6号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	7号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	8号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	9号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	10号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	11号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	12号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	13号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	14号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															
	15号機	1.運転時性能試験	高	1.電機室性能試験 ファン	1.電機室性能試験 ファン	1.1号機性能試験 ファン 電機室性能試験 ファン																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O4-15-315</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">中央制御室関係空調設備</p> <p style="text-align: center;">(凡例) F：フィルタ H/C：加熱コイル C/W：冷却コイル</p>			<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

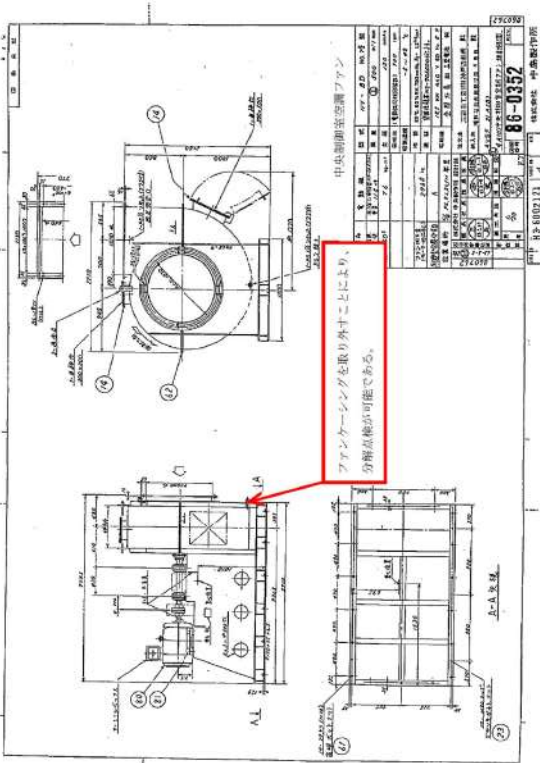
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>中央制御室循環ファン</p> <p>ファンケーシングを取り外すことで、 分解点検が可能である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>5</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>6</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>8</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>9</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>10</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>11</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>12</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>13</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>14</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>15</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>16</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>17</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>18</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>19</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>20</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>21</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>22</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>23</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>24</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>25</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>26</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>27</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>28</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>29</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>30</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>31</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>32</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>33</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>34</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>35</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>36</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>37</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>38</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>39</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>40</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>41</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>42</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>43</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>44</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>45</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>46</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>47</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>48</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>49</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>50</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>51</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>52</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>53</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>54</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>55</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>56</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>57</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>58</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>59</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>60</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>61</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>62</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>63</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>64</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>65</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>66</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>67</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>68</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>69</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>70</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>71</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>72</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>73</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>74</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>75</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>76</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>77</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>78</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>79</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>80</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>81</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>82</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>83</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>84</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>85</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>86</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>87</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>88</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>89</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>90</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>91</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>92</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>93</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>94</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>95</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>96</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>97</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>98</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>99</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>100</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	部品番号	部品名	数量	1	ファンケーシング	1	2	ファンケーシング	1	3	ファンケーシング	1	4	ファンケーシング	1	5	ファンケーシング	1	6	ファンケーシング	1	7	ファンケーシング	1	8	ファンケーシング	1	9	ファンケーシング	1	10	ファンケーシング	1	11	ファンケーシング	1	12	ファンケーシング	1	13	ファンケーシング	1	14	ファンケーシング	1	15	ファンケーシング	1	16	ファンケーシング	1	17	ファンケーシング	1	18	ファンケーシング	1	19	ファンケーシング	1	20	ファンケーシング	1	21	ファンケーシング	1	22	ファンケーシング	1	23	ファンケーシング	1	24	ファンケーシング	1	25	ファンケーシング	1	26	ファンケーシング	1	27	ファンケーシング	1	28	ファンケーシング	1	29	ファンケーシング	1	30	ファンケーシング	1	31	ファンケーシング	1	32	ファンケーシング	1	33	ファンケーシング	1	34	ファンケーシング	1	35	ファンケーシング	1	36	ファンケーシング	1	37	ファンケーシング	1	38	ファンケーシング	1	39	ファンケーシング	1	40	ファンケーシング	1	41	ファンケーシング	1	42	ファンケーシング	1	43	ファンケーシング	1	44	ファンケーシング	1	45	ファンケーシング	1	46	ファンケーシング	1	47	ファンケーシング	1	48	ファンケーシング	1	49	ファンケーシング	1	50	ファンケーシング	1	51	ファンケーシング	1	52	ファンケーシング	1	53	ファンケーシング	1	54	ファンケーシング	1	55	ファンケーシング	1	56	ファンケーシング	1	57	ファンケーシング	1	58	ファンケーシング	1	59	ファンケーシング	1	60	ファンケーシング	1	61	ファンケーシング	1	62	ファンケーシング	1	63	ファンケーシング	1	64	ファンケーシング	1	65	ファンケーシング	1	66	ファンケーシング	1	67	ファンケーシング	1	68	ファンケーシング	1	69	ファンケーシング	1	70	ファンケーシング	1	71	ファンケーシング	1	72	ファンケーシング	1	73	ファンケーシング	1	74	ファンケーシング	1	75	ファンケーシング	1	76	ファンケーシング	1	77	ファンケーシング	1	78	ファンケーシング	1	79	ファンケーシング	1	80	ファンケーシング	1	81	ファンケーシング	1	82	ファンケーシング	1	83	ファンケーシング	1	84	ファンケーシング	1	85	ファンケーシング	1	86	ファンケーシング	1	87	ファンケーシング	1	88	ファンケーシング	1	89	ファンケーシング	1	90	ファンケーシング	1	91	ファンケーシング	1	92	ファンケーシング	1	93	ファンケーシング	1	94	ファンケーシング	1	95	ファンケーシング	1	96	ファンケーシング	1	97	ファンケーシング	1	98	ファンケーシング	1	99	ファンケーシング	1	100	ファンケーシング	1			<p>【大飯】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は4号炉の設備を記載している。
部品番号	部品名	数量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
14	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
15	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
16	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
18	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
19	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
20	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
21	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
22	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
23	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
24	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
25	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
26	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
27	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
28	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
29	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
30	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
31	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
32	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
33	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
34	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
35	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
36	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
37	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
38	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
39	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
40	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
41	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
42	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
43	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
44	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
45	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
46	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
47	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
48	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
49	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
50	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
51	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
52	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
53	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
54	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
55	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
56	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
57	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
58	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
59	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
60	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
61	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
62	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
63	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
64	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
65	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
66	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
67	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
68	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
69	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
70	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
71	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
72	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
73	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
74	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
75	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
76	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
77	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
78	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
79	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
80	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
81	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
82	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
83	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
84	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
85	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
86	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
87	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
88	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
89	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
90	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
91	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
92	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
93	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
94	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
95	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
96	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
97	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
98	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
99	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
100	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>中点制御室空調ファン 86-0352 特記事項：中点制御室</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機材又は部材名</th> <th>機材(機器名)</th> <th>機材の仕様(仕様名、型式、規格、メーカー、寸法等)</th> <th>機材の寸法(高さ、幅、奥行)</th> <th>機材の設置位置(階、室、位置)</th> <th>機材の設置方法(固定、移動)</th> <th>機材の設置場所(階、室、位置)</th> <th>機材の設置方法(固定、移動)</th> <th>機材の設置場所(階、室、位置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4号機</td> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機、クハバ、ダン</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>A甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>B甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> <tr> <td>甲床制御室非常用電源ファン(電動機)</td> <td>3分解放電ファン、電動機</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> <td>高 300M</td> </tr> </tbody> </table>	機材又は部材名	機材(機器名)	機材の仕様(仕様名、型式、規格、メーカー、寸法等)	機材の寸法(高さ、幅、奥行)	機材の設置位置(階、室、位置)	機材の設置方法(固定、移動)	機材の設置場所(階、室、位置)	機材の設置方法(固定、移動)	機材の設置場所(階、室、位置)	4号機	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機、クハバ、ダン	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	A甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	B甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M			<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>
機材又は部材名	機材(機器名)	機材の仕様(仕様名、型式、規格、メーカー、寸法等)	機材の寸法(高さ、幅、奥行)	機材の設置位置(階、室、位置)	機材の設置方法(固定、移動)	機材の設置場所(階、室、位置)	機材の設置方法(固定、移動)	機材の設置場所(階、室、位置)																																																																																																																													
4号機	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機、クハバ、ダン	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	A甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	B甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
	甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																													
甲床制御室非常用電源ファン(電動機)	3分解放電ファン、電動機	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M	高 300M																																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系フィルター性能検査 要領書番号：O4-15-147</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">中央制御室非常用循環系統図</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> (FI) : フッ素化炭素化合物ガス注入点 (SI) : 上流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 (SD) : 下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 (F) : 流量測定点 BL/C : 電気加熱コイル ■ : 微粒子フィルタ ▨ : よう素フィルタ → : Bファン使用時の下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 <p>(注) 中央制御室非常用循環ファン運転については、検査時期の状態により異なる場合がある。 本図は、4号中央制御室非常用循環ファン運転時のダンパ開閉状態を示す。</p>			<p>【大飯】 共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O4-15-315</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

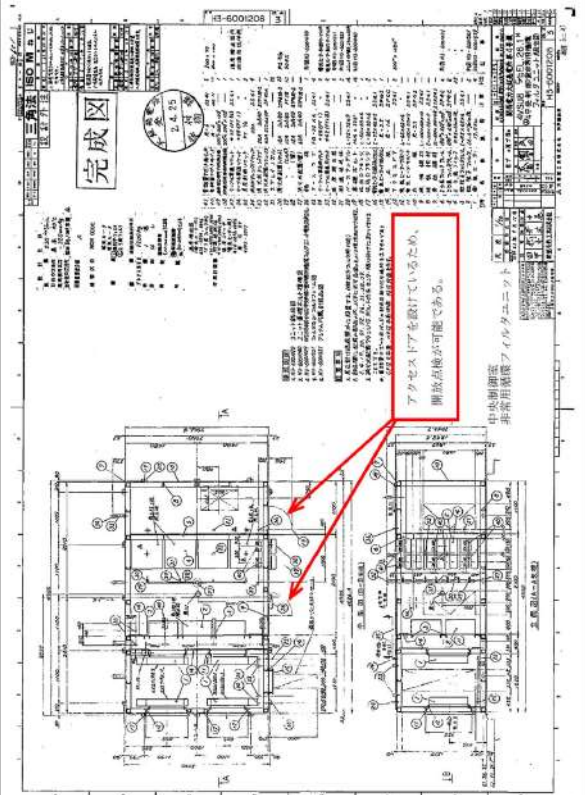
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">(凡例)</p> <p style="text-align: center;">F : フィルタ H/C : 加熱ユニット C/W : 冷却ユニット</p> <p style="text-align: center;">中央制御室関係空調設備</p>			<p>【大飯】 共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

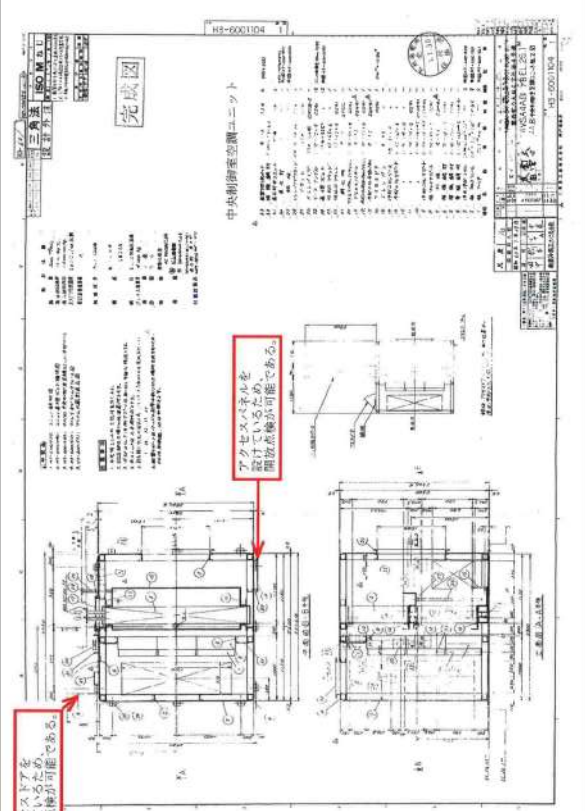
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機器又は設備名</th> <th style="width:15%;">機器(設備)名</th> <th style="width:20%;">自動及び手動の項目</th> <th style="width:10%;">操作形式</th> <th style="width:10%;">種別名</th> <th style="width:15%;">備考 ((内記号所する 電機種、電機設備名))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4号炉</td> <td>保安監視装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機</td> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視装置監視機</td> <td>常</td> <td>152M</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は設備名	機器(設備)名	自動及び手動の項目	操作形式	種別名	備考 ((内記号所する 電機種、電機設備名))	4号炉	保安監視装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M		高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M		監視装置監視機	常	152M				<p>【大飯】 共有の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>
機器又は設備名	機器(設備)名	自動及び手動の項目	操作形式	種別名	備考 ((内記号所する 電機種、電機設備名))																																																																																											
4号炉	保安監視装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
		監視装置監視機	常	152M																																																																																												
	高圧強制力圧縮装置用デジタル監視機	監視装置監視機	常	152M																																																																																												
監視装置監視機		常	152M																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	59-4 系統図	59-4 系統図	

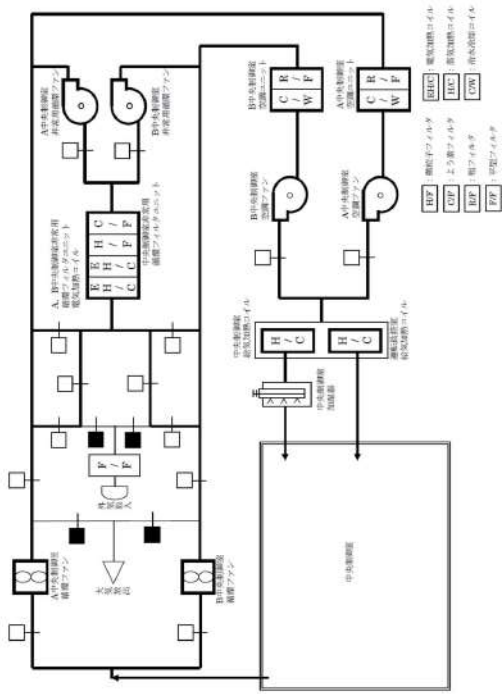
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由



原子炉制御室 概観者概図 (1)

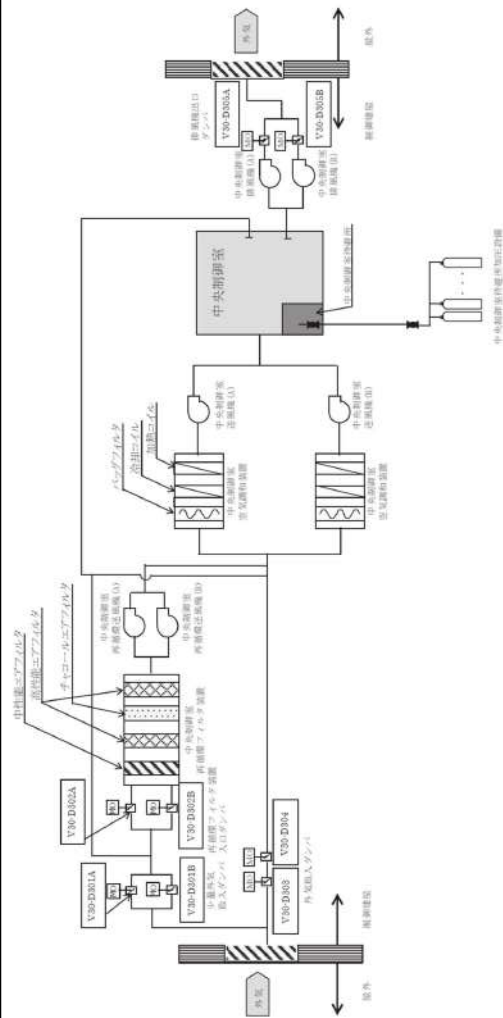


図 59-4-1 中央制御室換気空調系ダンパ系統概要図

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	B-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	交流電源
②	B-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	交流電源
③	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	交流電源
④	中央制御室排気ファン	起動→停止	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	交流電源
⑤	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
⑥	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
⑦	A-中央制御室外気取入ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
⑧	A-中央制御室排気風量調節ダンパ	調整開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
⑨	中央制御室排気第1隔離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
⑩	中央制御室排気第2隔離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P.17.8e 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気

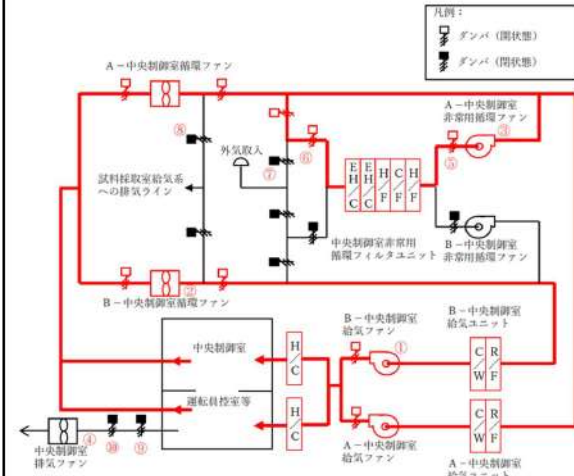


図 59-4-1 中央制御室空調装置 閉回路循環運転時 (A系列運転中・交流動力電源が正常な場合)

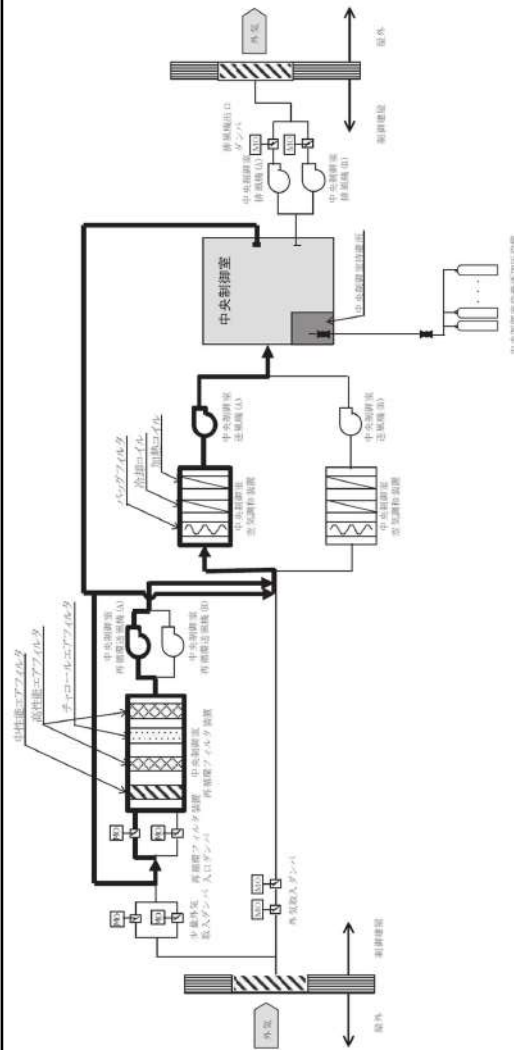
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

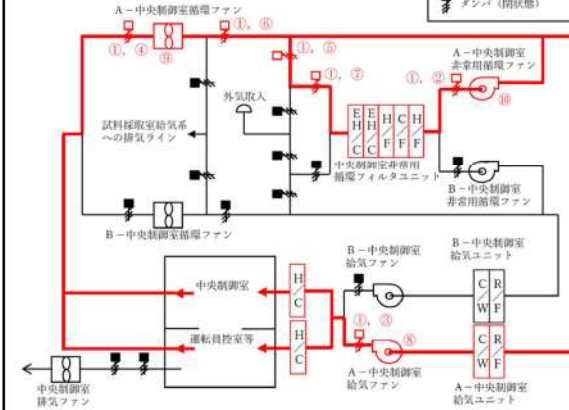
泊発電所3号炉

差異理由



No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	全開→全閉	原子伊補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	-
②	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	-
③	A-中央制御室給気ファン出口ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	-
④	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	-
⑤	A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ	全開→調整開	原子伊補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	-
⑥	A-中央制御室循環風量調節ダンパ	全開→調整開	原子伊補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	-
⑦	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 T.P.24.8a	手動操作	-
⑧	A-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子伊補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	交流電源
⑨	A-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子伊補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	交流電源
⑩	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子伊補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	交流電源

凡例：
 □ ダンパ (開状態)
 □ ダンパ (閉状態)



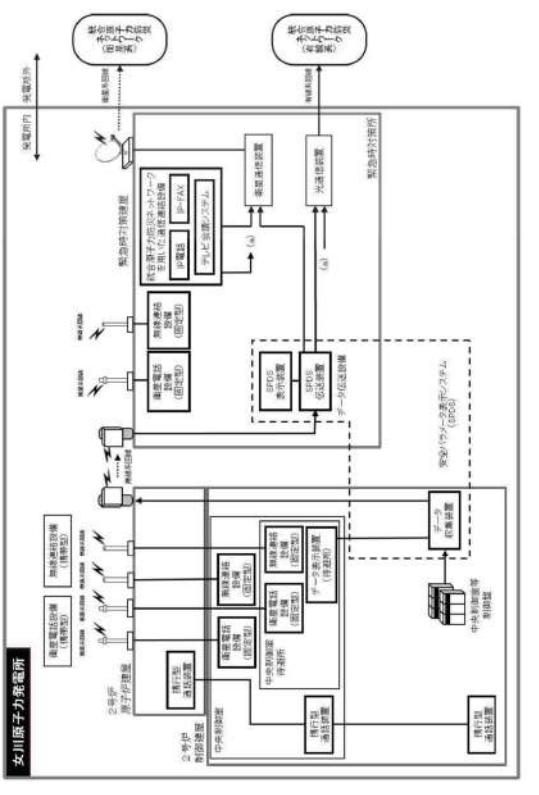
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>図 59-4-3 中央制御室待避所加圧設備 系統概要図</p>		<p>①の相違</p>

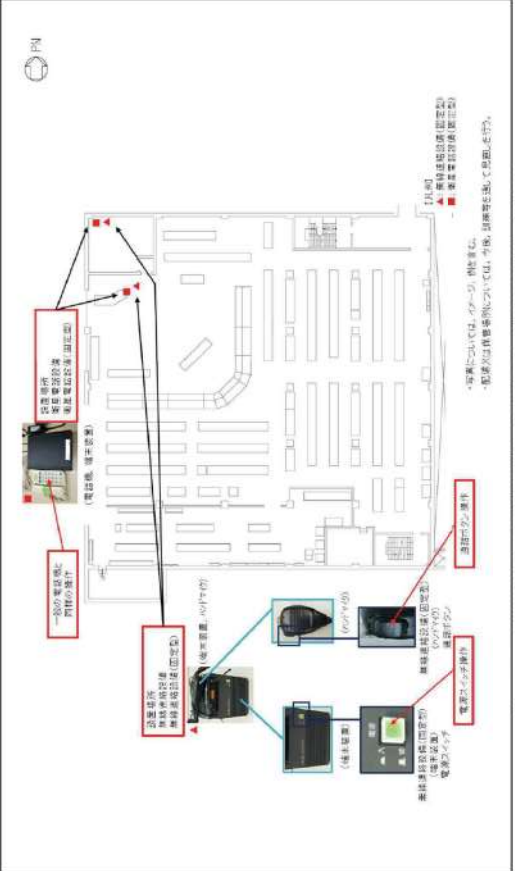
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
	<p>図 59-4-4 無線連絡設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固定型) 系統概要図</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
	 <p>図 59-4-5 データ表示装置 (待避所) 系統概要図</p>		<p>①の相違</p>

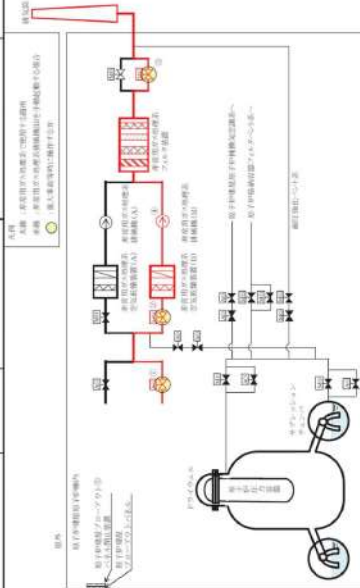
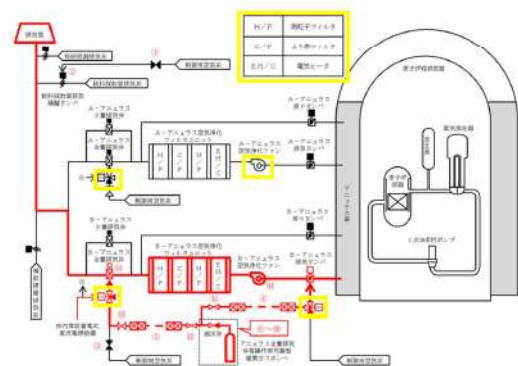
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-4-6 操作概要図 無線通信設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固定型) (制御建屋地上3階)</p>		①の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>機能名称</td> <td>状態の変化</td> <td>操作方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>非常用ガス処理系入口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> <td rowspan="5">SAS1.5系非常用ガス処理系入口弁による 運転の一括制御</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>非常用ガス処理系空気配管区画入口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>非常用ガス処理系アイソメータ配管区画入口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>非常用ガス処理系排気口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>原子炉建屋ローアウトバース停止装置</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </table>	No.	機能名称	状態の変化	操作方法	備考	①	非常用ガス処理系入口弁	全閉→全開	スイッチ操作	SAS1.5系非常用ガス処理系入口弁による 運転の一括制御	②	非常用ガス処理系空気配管区画入口弁	全閉→全開	スイッチ操作	③	非常用ガス処理系アイソメータ配管区画入口弁	全閉→全開	スイッチ操作	④	非常用ガス処理系排気口弁	全閉→全開	スイッチ操作	⑤	原子炉建屋ローアウトバース停止装置	全閉→全開	スイッチ操作	<p>図59-4-7 非常用ガス処理系 系統概要図 (非常用ガス処理系(A)を手動起動する場合)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>うち1台使用 交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-アニュラス排気ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>運動</td> <td>4系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-アニュラス排気ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>運動</td> <td>5系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-アニュラス全量排気弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>運動</td> <td>4系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B-アニュラス全量排気弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>運動</td> <td>5系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-アニュラス戻りダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>運動</td> <td>4系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>B-アニュラス戻りダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室</td> <td>運動</td> <td>5系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table> <p>図59-4-3 A-アニュラス空気浄化設備 系統概要図(全交流動力電源及び直流電源が健全である場合)</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源	②	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作		③	A-アニュラス排気ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	4系使用時 直流電源 制御用空気	④	B-アニュラス排気ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	5系使用時 直流電源 制御用空気	⑤	A-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	4系使用時 直流電源 制御用空気	⑥	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	5系使用時 直流電源 制御用空気	⑦	A-アニュラス戻りダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	4系使用時 直流電源 制御用空気	⑧	B-アニュラス戻りダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	5系使用時 直流電源 制御用空気	<p>②の相違</p>
No.	機能名称	状態の変化	操作方法	備考																																																																															
①	非常用ガス処理系入口弁	全閉→全開	スイッチ操作	SAS1.5系非常用ガス処理系入口弁による 運転の一括制御																																																																															
②	非常用ガス処理系空気配管区画入口弁	全閉→全開	スイッチ操作																																																																																
③	非常用ガス処理系アイソメータ配管区画入口弁	全閉→全開	スイッチ操作																																																																																
④	非常用ガス処理系排気口弁	全閉→全開	スイッチ操作																																																																																
⑤	原子炉建屋ローアウトバース停止装置	全閉→全開	スイッチ操作																																																																																
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																														
①	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源																																																																														
②	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	操作器操作																																																																															
③	A-アニュラス排気ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	4系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
④	B-アニュラス排気ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	5系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑤	A-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	4系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑥	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	5系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑦	A-アニュラス戻りダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	4系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑧	B-アニュラス戻りダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8a 中央制御室	運動	5系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																
<p>後継名称</p> <p>① 非常用ガス処理装置入口弁(0)</p> <p>② 非常用ガス処理装置入口弁(1)</p> <p>③ 非常用ガス処理装置入口弁(2)</p> <p>④ 非常用ガス処理装置入口弁(3)</p> <p>⑤ 原子炉建屋ブローアウトバスの閉止装置</p>	<p>備考</p> <p>⑤B系手動起動スイッチによる起動で一係起動</p> <p>操作場所</p> <p>中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室</p> <p>操作方法</p> <p>スイッチ操作 スイッチ操作 スイッチ操作 スイッチ操作</p> <p>状態の変化</p> <p>全閉→全開 全閉→調整 全閉→全開 停止→起動 全閉→全開</p> <p>図 59-4-8 非常用ガス処理系 系統概要図 (非常用ガス処理系(B)を手動起動する場合)</p> 	<p>図 59-4-4 アンユラス空気浄化設備 系統概要図 (全交流動力電源及び直流電源喪失した場合)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>D-V-S-653制御用空気供給弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>試験採取室排気隔離ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>V-V-S-102B制御用空気供給弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>接続操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>接続操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>アンユラス全量排気弁等兼作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>1系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ入口弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>アンユラス全量排気弁等兼作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>2系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ入口弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ高圧弁</td> <td>全閉→調整</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ出口弁2</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ出口弁1</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>V-V-S-102B窒素供給弁(SA対策)</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機 T.P.40.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>B-アンユラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m 中央制御室</td> <td>除存器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>B-アンユラス全量排気弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m 中央制御室</td> <td>連動</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	D-V-S-653制御用空気供給弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	手動操作	-	②	試験採取室排気隔離ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	手動操作	-	③	V-V-S-102B制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-	④	ホース	ホース接続	周辺補機機 T.P.40.3m	接続操作	-	⑤	ホース	ホース接続	周辺補機機 T.P.40.3m	接続操作	-	⑥	アンユラス全量排気弁等兼作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁1	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	1系使用時	⑦	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ入口弁1	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-	⑧	アンユラス全量排気弁等兼作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁2	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	2系使用時	⑨	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ入口弁2	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-	⑩	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ高圧弁	全閉→調整	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-	⑪	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ出口弁2	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-	⑫	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ出口弁1	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-	⑬	V-V-S-102B窒素供給弁(SA対策)	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-	⑭	B-アンユラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8m 中央制御室	除存器操作	交流電源	⑮	B-アンユラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気	<p>②の相違</p>
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																														
①	D-V-S-653制御用空気供給弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
②	試験採取室排気隔離ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
③	V-V-S-102B制御用空気供給弁	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
④	ホース	ホース接続	周辺補機機 T.P.40.3m	接続操作	-																																																																																														
⑤	ホース	ホース接続	周辺補機機 T.P.40.3m	接続操作	-																																																																																														
⑥	アンユラス全量排気弁等兼作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁1	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	1系使用時																																																																																														
⑦	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ入口弁1	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
⑧	アンユラス全量排気弁等兼作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁2	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	2系使用時																																																																																														
⑨	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ入口弁2	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
⑩	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ高圧弁	全閉→調整	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
⑪	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ出口弁2	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
⑫	アンユラス全量排気弁等兼作用窒素供給バルブ出口弁1	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
⑬	V-V-S-102B窒素供給弁(SA対策)	全閉→全開	周辺補機機 T.P.40.3m	手動操作	-																																																																																														
⑭	B-アンユラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P.17.8m 中央制御室	除存器操作	交流電源																																																																																														
⑮	B-アンユラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P.17.8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気																																																																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>59-6 容量設定根拠</p>	<p>59-5 容量設定根拠</p> <div data-bbox="1294 746 1816 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 本資料は、一部、詳細設計中のものも含まれているため、設計の進捗により変更する場合がある。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由									
	<table border="1" data-bbox="669 233 1227 944"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="678 233 871 268">名称</th> <th data-bbox="871 233 1218 268">中央制御室待避所の正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 268 815 316">中央制御室待避所 / 隣接区画の正圧化差圧</td> <td data-bbox="815 268 871 316">Pa</td> <td data-bbox="871 268 1218 316">20以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="678 316 1218 944"> <p>【設定根拠】</p> <p>中央制御室待避所加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>中央制御室待避所の加圧バウンダリ設計に際しては、炉心の著しい損傷の発生時の室内の温度を、中央制御室のある制御建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、中央制御室待避所の階層高さは最大3.3mであるため、以下のとおり約7Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = [(-4.9\text{℃の乾き空気密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気密度})] \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 3.3$ $= 0.189 \times 3.3$ $= 0.6237\text{kg/m}^3 (\approx 7\text{Pa})$ <p>このため、中央制御室待避所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称		中央制御室待避所の正圧化差圧	中央制御室待避所 / 隣接区画の正圧化差圧	Pa	20以上	<p>【設定根拠】</p> <p>中央制御室待避所加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>中央制御室待避所の加圧バウンダリ設計に際しては、炉心の著しい損傷の発生時の室内の温度を、中央制御室のある制御建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、中央制御室待避所の階層高さは最大3.3mであるため、以下のとおり約7Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = [(-4.9\text{℃の乾き空気密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気密度})] \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 3.3$ $= 0.189 \times 3.3$ $= 0.6237\text{kg/m}^3 (\approx 7\text{Pa})$ <p>このため、中央制御室待避所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>				<p>①の相違</p>
名称		中央制御室待避所の正圧化差圧										
中央制御室待避所 / 隣接区画の正圧化差圧	Pa	20以上										
<p>【設定根拠】</p> <p>中央制御室待避所加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>中央制御室待避所の加圧バウンダリ設計に際しては、炉心の著しい損傷の発生時の室内の温度を、中央制御室のある制御建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、中央制御室待避所の階層高さは最大3.3mであるため、以下のとおり約7Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = [(-4.9\text{℃の乾き空気密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気密度})] \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 3.3$ $= 0.189 \times 3.3$ $= 0.6237\text{kg/m}^3 (\approx 7\text{Pa})$ <p>このため、中央制御室待避所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>												

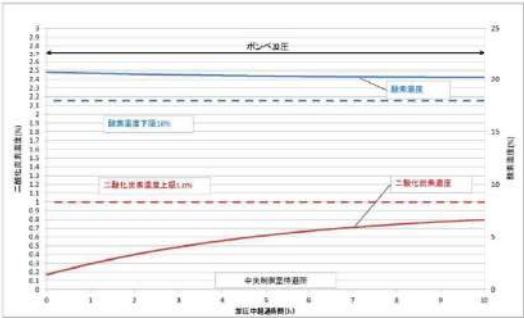
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由															
	<table border="1" data-bbox="667 231 1229 371"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>40（注1）、（80（注2））</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>19.6（35℃）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="696 373 1223 416"> 【設定根拠】 必要ポンペ本数としては、以下に示すとおり40本以上確保する設計とする。 </p> <p data-bbox="696 437 1223 568"> (1) 正圧維持に必要な空気ポンペ本数 中央制御室待避所を10時間正圧化するために必要な空気量は、中央制御室待避所の漏えい量162m³（中央制御室待避所の容積162m³に対し部屋容積比0.1回/hの漏えい量×10時間分）に余裕を考慮した300m³とする。ポンペ使用可能量を7.5m³/本とした場合（実容量約9m³/本に対し、外気温度-4.9℃での容量を保守的に評価した値）、必要ポンペ本数は下記のとおり40本となる。 </p> <ul data-bbox="748 588 1122 667" style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力 : 19.6MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積 : 46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力 : 2.0MPa ・ポンペ供給可能空気量 : 7.5m³/本 (at -4.9℃) <p data-bbox="734 691 1122 732"> 以上より、必要ポンペ本数は下記の通り40本以上となる。 $300 \text{ m}^3 \div 7.5 \text{ m}^3/\text{本} = 40 \text{ 本}$ </p> <p data-bbox="696 756 1223 999"> (2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 中央制御室待避所における加圧設備使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。中央制御室待避所への空気の流入はないものとし、放射性雲通過中に取容する人数7名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ポンペ本数は、正圧維持に必要な40本となる。現場に設置するポンペ本数については、加圧開始及び加圧停止の前後1時間の余裕分8本をカードル単位（20本/基）として切り上げた20本、及びメンテナンス予備20本を加えた合計80本確保する設計とする。 </p> <p data-bbox="696 1007 1223 1066"> なお、中央制御室待避所に対する正圧化試験を実施し10時間正圧を維持するのに十分である必要ポンペ本数を確認し、その結果を踏まえて適切な空気ポンペ本数を確保する。 </p>	名称		中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）	本数	本	40（注1）、（80（注2））	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	19.6（35℃）	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す		<p data-bbox="1834 231 1910 252">①の相違</p>
名称		中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）																
本数	本	40（注1）、（80（注2））																
容量	L/本	46.7																
充填圧力	MPa	19.6（35℃）																
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す																

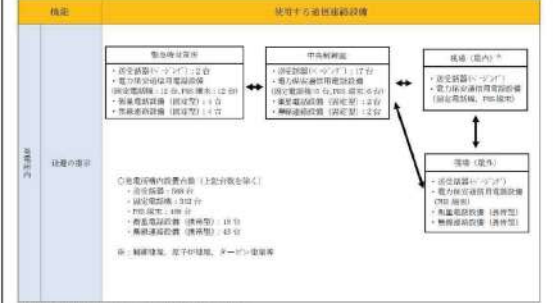
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
	<p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在室人員：12名 ・中央制御室待避所内体積：162m³ ・空気流入はないものとする。 ・許容酸素濃度：18%以上（労働安全衛生規則） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た値） ・酸素消費量：0.022m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量） ・呼吸による炭酸ガス排出量：0.022m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業強度に対する二酸化炭素吐出し量の値） ・加圧開始時酸素濃度：20.65%（中央制御室内酸素濃度） ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.100%（中央制御室内二酸化炭素濃度） ・空気ポンプ加圧時間：10時間 <p>(b) 評価結果</p> <p>10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図59-6-1に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。</p> <table border="1" data-bbox="728 667 1167 715"> <thead> <tr> <th></th> <th>酸素濃度 (%)</th> <th>二酸化炭素濃度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧10時間後</td> <td>20.16</td> <td>0.793</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図59-6-1 中央制御室待避所待避期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p>		酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)	加圧10時間後	20.16	0.793		<p>①の相違</p>
	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)							
加圧10時間後	20.16	0.793							

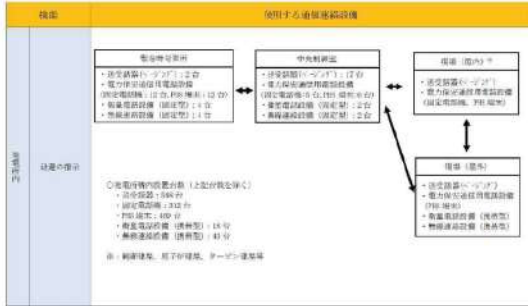
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
	<table border="1" data-bbox="672 231 1223 303"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 327 1223 438">【設定根拠】 中央制御室待避所には、炉心の著しい損傷の発生時に正圧化した中央制御室待避所に待避した場合においても、無線連絡設備（固定型）を設置することで、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。</p>  <p data-bbox="761 813 1120 837">図 59-6-2 機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所内）</p>	名称		無線連絡設備（固定型）	台数	台	1		<p data-bbox="1836 231 1904 255">①の相違</p>
名称		無線連絡設備（固定型）							
台数	台	1							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
	<table border="1" data-bbox="672 231 1227 311"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> </table> <p data-bbox="689 335 772 359">【設定根拠】</p> <p data-bbox="689 359 1227 446">中央制御室待避所には、炉心の著しい損傷の発生時に正圧化した中央制御室待避所に待避した場合においても、衛星電話設備（固定型）を設置することで、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。</p>  <p data-bbox="761 821 1131 845">図 59-6-3 機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所内）</p>	名称		衛星電話設備（固定型）	台数	台	1		<p data-bbox="1836 231 1915 255">①の相違</p>
名称		衛星電話設備（固定型）							
台数	台	1							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																			
	<table border="1" data-bbox="672 239 1223 1021"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>データ表示装置（待避所）</th> </tr> <tr> <th>台数</th> <th>台</th> <th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">データ表示装置（待避所）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避所に待避中に継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータ量を伝送及び表示が可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">表 59-6-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（1/10）</td> </tr> <tr> <th>目 的</th> <th colspan="2">対象パラメータ</th> </tr> <tr> <td rowspan="34">炉心反応度の状態確認</td> <td colspan="2">A PRMレベル（平均）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A PRM (A) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A PRM (B) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A PRM (C) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A PRM (D) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A PRM (E) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A PRM (F) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (A) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (B) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (C) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (D) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (E) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (F) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (G) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (H) 反応計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (A) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (B) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (C) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (D) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (E) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (F) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (G) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (H) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (A) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (B) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (C) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (D) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (E) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (F) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (G) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">S RNM (H) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全副群種全種入</td> </tr> </tbody> </table>	名称		データ表示装置（待避所）	台数	台	1	【設定根拠】			データ表示装置（待避所）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避所に待避中に継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータ量を伝送及び表示が可能な設計とする。			表 59-6-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（1/10）			目 的	対象パラメータ		炉心反応度の状態確認	A PRMレベル（平均）		A PRM (A) レベル		A PRM (B) レベル		A PRM (C) レベル		A PRM (D) レベル		A PRM (E) レベル		A PRM (F) レベル		S RNM (A) 反応計数率		S RNM (B) 反応計数率		S RNM (C) 反応計数率		S RNM (D) 反応計数率		S RNM (E) 反応計数率		S RNM (F) 反応計数率		S RNM (G) 反応計数率		S RNM (H) 反応計数率		S RNM (A) 計数率高値		S RNM (B) 計数率高値		S RNM (C) 計数率高値		S RNM (D) 計数率高値		S RNM (E) 計数率高値		S RNM (F) 計数率高値		S RNM (G) 計数率高値		S RNM (H) 計数率高値		S RNM (A) 線形%出力		S RNM (B) 線形%出力		S RNM (C) 線形%出力		S RNM (D) 線形%出力		S RNM (E) 線形%出力		S RNM (F) 線形%出力		S RNM (G) 線形%出力		S RNM (H) 線形%出力		全副群種全種入			<p>①の相違</p>
名称		データ表示装置（待避所）																																																																																				
台数	台	1																																																																																				
【設定根拠】																																																																																						
データ表示装置（待避所）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避所に待避中に継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータ量を伝送及び表示が可能な設計とする。																																																																																						
表 59-6-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（1/10）																																																																																						
目 的	対象パラメータ																																																																																					
炉心反応度の状態確認	A PRMレベル（平均）																																																																																					
	A PRM (A) レベル																																																																																					
	A PRM (B) レベル																																																																																					
	A PRM (C) レベル																																																																																					
	A PRM (D) レベル																																																																																					
	A PRM (E) レベル																																																																																					
	A PRM (F) レベル																																																																																					
	S RNM (A) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (B) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (C) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (D) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (E) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (F) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (G) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (H) 反応計数率																																																																																					
	S RNM (A) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (B) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (C) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (D) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (E) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (F) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (G) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (H) 計数率高値																																																																																					
	S RNM (A) 線形%出力																																																																																					
	S RNM (B) 線形%出力																																																																																					
	S RNM (C) 線形%出力																																																																																					
	S RNM (D) 線形%出力																																																																																					
	S RNM (E) 線形%出力																																																																																					
	S RNM (F) 線形%出力																																																																																					
	S RNM (G) 線形%出力																																																																																					
	S RNM (H) 線形%出力																																																																																					
	全副群種全種入																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																												
	<p>【設定根拠】 (2/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 300 1160 837"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">炉心冷却の 状態確認</td><td>原子炉圧力応答機B.V</td></tr> <tr><td>原子炉圧力応答機A</td></tr> <tr><td>原子炉圧力応答機B</td></tr> <tr><td>原子炉水位応答機P.H.V</td></tr> <tr><td>原子炉水位応答機A</td></tr> <tr><td>原子炉水位応答機B</td></tr> <tr><td>原子炉水位燃料機P.H.V</td></tr> <tr><td>原子炉水位燃料機A</td></tr> <tr><td>原子炉水位燃料機B</td></tr> <tr><td>PLRポンプ(A) 入口温度</td></tr> <tr><td>PLRポンプ(B) 入口温度</td></tr> <tr><td>S.R.V 開</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(A) 出口流量</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(B) 出口流量</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(C) 出口流量</td></tr> <tr><td>L.P.C.Sポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>H.P.C.Sポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>R.C.I.Cポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>H.P.A.Cポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>RHRヘッドスプレイン洗浄流量</td></tr> <tr><td>RHR蒸発凝縮器冷却ライン洗浄流量</td></tr> <tr><td>RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量</td></tr> <tr><td>RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量</td></tr> <tr><td>R.C.W A系 蒸気流量</td></tr> <tr><td>R.C.W B系 蒸気流量</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力応答機B.V	原子炉圧力応答機A	原子炉圧力応答機B	原子炉水位応答機P.H.V	原子炉水位応答機A	原子炉水位応答機B	原子炉水位燃料機P.H.V	原子炉水位燃料機A	原子炉水位燃料機B	PLRポンプ(A) 入口温度	PLRポンプ(B) 入口温度	S.R.V 開	RHRポンプ(A) 出口流量	RHRポンプ(B) 出口流量	RHRポンプ(C) 出口流量	L.P.C.Sポンプ出口流量	H.P.C.Sポンプ出口流量	R.C.I.Cポンプ出口流量	H.P.A.Cポンプ出口流量	RHRヘッドスプレイン洗浄流量	RHR蒸発凝縮器冷却ライン洗浄流量	RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量	RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量	R.C.W A系 蒸気流量	R.C.W B系 蒸気流量		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																														
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力応答機B.V																														
	原子炉圧力応答機A																														
	原子炉圧力応答機B																														
	原子炉水位応答機P.H.V																														
	原子炉水位応答機A																														
	原子炉水位応答機B																														
	原子炉水位燃料機P.H.V																														
	原子炉水位燃料機A																														
	原子炉水位燃料機B																														
	PLRポンプ(A) 入口温度																														
	PLRポンプ(B) 入口温度																														
	S.R.V 開																														
	RHRポンプ(A) 出口流量																														
	RHRポンプ(B) 出口流量																														
	RHRポンプ(C) 出口流量																														
	L.P.C.Sポンプ出口流量																														
	H.P.C.Sポンプ出口流量																														
	R.C.I.Cポンプ出口流量																														
	H.P.A.Cポンプ出口流量																														
	RHRヘッドスプレイン洗浄流量																														
RHR蒸発凝縮器冷却ライン洗浄流量																															
RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量																															
RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量																															
R.C.W A系 蒸気流量																															
R.C.W B系 蒸気流量																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																					
	<p>【設定供機】 (3/10)</p> <table border="1" data-bbox="736 288 1158 798"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="18">炉心冷却の 状態確認</td><td>B、9kV母線6-2A電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2B電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2C電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SA1電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SA2電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SB1電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SB2電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2C電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2D電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2H電圧</td></tr> <tr><td>D/G 2A ショート回路検出</td></tr> <tr><td>D/G 2B ショート回路検出</td></tr> <tr><td>D/G 2C ショート回路検出</td></tr> <tr><td>D/G 2D ショート回路検出</td></tr> <tr><td>D/G 2E ショート回路検出</td></tr> <tr><td>D/G 2F ショート回路検出</td></tr> <tr><td>D/G 2G ショート回路検出</td></tr> <tr><td>D/G 2H ショート回路検出</td></tr> </tbody> </table>	目 的	対象パラメータ	炉心冷却の 状態確認	B、9kV母線6-2A電圧	B、9kV母線6-2B電圧	B、9kV母線6-2C電圧	B、9kV母線6-2SA1電圧	B、9kV母線6-2SA2電圧	B、9kV母線6-2SB1電圧	B、9kV母線6-2SB2電圧	B、9kV母線6-2C電圧	B、9kV母線6-2D電圧	B、9kV母線6-2H電圧	D/G 2A ショート回路検出	D/G 2B ショート回路検出	D/G 2C ショート回路検出	D/G 2D ショート回路検出	D/G 2E ショート回路検出	D/G 2F ショート回路検出	D/G 2G ショート回路検出	D/G 2H ショート回路検出		<p>①の相違</p>
目 的	対象パラメータ																							
炉心冷却の 状態確認	B、9kV母線6-2A電圧																							
	B、9kV母線6-2B電圧																							
	B、9kV母線6-2C電圧																							
	B、9kV母線6-2SA1電圧																							
	B、9kV母線6-2SA2電圧																							
	B、9kV母線6-2SB1電圧																							
	B、9kV母線6-2SB2電圧																							
	B、9kV母線6-2C電圧																							
	B、9kV母線6-2D電圧																							
	B、9kV母線6-2H電圧																							
	D/G 2A ショート回路検出																							
	D/G 2B ショート回路検出																							
	D/G 2C ショート回路検出																							
	D/G 2D ショート回路検出																							
	D/G 2E ショート回路検出																							
	D/G 2F ショート回路検出																							
	D/G 2G ショート回路検出																							
	D/G 2H ショート回路検出																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																												
	<p>【設定機軸】 (4/10)</p> <table border="1" data-bbox="736 300 1160 922"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>ドライウェル圧力 (広帯域) (最大)</td></tr> <tr><td></td><td>ドライウェル圧力</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室圧力 (最大)</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室圧力</td></tr> <tr><td></td><td>RPMベローシール部周辺温度 (最大)</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室水位 (B.V.)</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室水位A</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室水位B</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度A</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度B</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度C</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度D</td></tr> <tr><td>格納容器内の</td><td>サブプレッションプール水温 (最大)</td></tr> <tr><td>状態確認</td><td>サブプレッションプール水温 (17°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (18°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (19°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (20°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (21°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (22°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (23°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (24°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (25°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (26°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (27°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (28°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (29°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (30°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (31°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (32°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (33°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (34°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (35°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (36°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (37°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (38°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (39°)</td></tr> <tr><td></td><td>サブプレッションプール水温 (40°)</td></tr> </tbody> </table>	目 的	対象パラメータ		ドライウェル圧力 (広帯域) (最大)		ドライウェル圧力		圧力制御室圧力 (最大)		圧力制御室圧力		RPMベローシール部周辺温度 (最大)		圧力制御室水位 (B.V.)		圧力制御室水位A		圧力制御室水位B		圧力制御室内空気温度A		圧力制御室内空気温度B		圧力制御室内空気温度C		圧力制御室内空気温度D	格納容器内の	サブプレッションプール水温 (最大)	状態確認	サブプレッションプール水温 (17°)		サブプレッションプール水温 (18°)		サブプレッションプール水温 (19°)		サブプレッションプール水温 (20°)		サブプレッションプール水温 (21°)		サブプレッションプール水温 (22°)		サブプレッションプール水温 (23°)		サブプレッションプール水温 (24°)		サブプレッションプール水温 (25°)		サブプレッションプール水温 (26°)		サブプレッションプール水温 (27°)		サブプレッションプール水温 (28°)		サブプレッションプール水温 (29°)		サブプレッションプール水温 (30°)		サブプレッションプール水温 (31°)		サブプレッションプール水温 (32°)		サブプレッションプール水温 (33°)		サブプレッションプール水温 (34°)		サブプレッションプール水温 (35°)		サブプレッションプール水温 (36°)		サブプレッションプール水温 (37°)		サブプレッションプール水温 (38°)		サブプレッションプール水温 (39°)		サブプレッションプール水温 (40°)		<p>①の相違</p>
目 的	対象パラメータ																																																																														
	ドライウェル圧力 (広帯域) (最大)																																																																														
	ドライウェル圧力																																																																														
	圧力制御室圧力 (最大)																																																																														
	圧力制御室圧力																																																																														
	RPMベローシール部周辺温度 (最大)																																																																														
	圧力制御室水位 (B.V.)																																																																														
	圧力制御室水位A																																																																														
	圧力制御室水位B																																																																														
	圧力制御室内空気温度A																																																																														
	圧力制御室内空気温度B																																																																														
	圧力制御室内空気温度C																																																																														
	圧力制御室内空気温度D																																																																														
格納容器内の	サブプレッションプール水温 (最大)																																																																														
状態確認	サブプレッションプール水温 (17°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (18°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (19°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (20°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (21°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (22°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (23°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (24°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (25°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (26°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (27°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (28°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (29°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (30°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (31°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (32°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (33°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (34°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (35°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (36°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (37°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (38°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (39°)																																																																														
	サブプレッションプール水温 (40°)																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																										
	<p>【設定根拠】 (5/10)</p> <table border="1" data-bbox="736 284 1160 858"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度A (0~3.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度B (0~3.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度A (0~1.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度B (0~1.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度A (D/W)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度A (S/C)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度B (D/W)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度B (S/C)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS酸素濃度A</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS酸素濃度B</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS (A) サンプル切替 (D/W)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS (B) サンプル切替 (D/W)</td></tr> <tr><td rowspan="12">格納容器内の 状態確認</td><td>D/W放射線モニタA</td></tr> <tr><td>D/W放射線モニタB</td></tr> <tr><td>S/C放射線モニタA</td></tr> <tr><td>S/C放射線モニタB</td></tr> <tr><td>RHR A系格納容器スプレイ隔離弁開</td></tr> <tr><td>RHR B系格納容器スプレイ隔離弁開</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(A) 出口圧力</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(B) 出口圧力</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(C) 出口圧力</td></tr> <tr><td>HFCポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>LFCポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>RCCポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>RCCポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力</td></tr> <tr><td>HFAポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>HFAポンプ入口蒸気圧力</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ		CAMS水素濃度A (0~3.0%)		CAMS水素濃度B (0~3.0%)		CAMS水素濃度A (0~1.0%)		CAMS水素濃度B (0~1.0%)		格納容器内水素濃度A (D/W)		格納容器内水素濃度A (S/C)		格納容器内水素濃度B (D/W)		格納容器内水素濃度B (S/C)		CAMS酸素濃度A		CAMS酸素濃度B		CAMS (A) サンプル切替 (D/W)		CAMS (B) サンプル切替 (D/W)	格納容器内の 状態確認	D/W放射線モニタA	D/W放射線モニタB	S/C放射線モニタA	S/C放射線モニタB	RHR A系格納容器スプレイ隔離弁開	RHR B系格納容器スプレイ隔離弁開	RHRポンプ(A) 出口圧力	RHRポンプ(B) 出口圧力	RHRポンプ(C) 出口圧力	HFCポンプ出口圧力	LFCポンプ出口圧力	RCCポンプ出口圧力	RCCポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力	HFAポンプ出口圧力	HFAポンプ入口蒸気圧力		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																																												
	CAMS水素濃度A (0~3.0%)																																												
	CAMS水素濃度B (0~3.0%)																																												
	CAMS水素濃度A (0~1.0%)																																												
	CAMS水素濃度B (0~1.0%)																																												
	格納容器内水素濃度A (D/W)																																												
	格納容器内水素濃度A (S/C)																																												
	格納容器内水素濃度B (D/W)																																												
	格納容器内水素濃度B (S/C)																																												
	CAMS酸素濃度A																																												
	CAMS酸素濃度B																																												
	CAMS (A) サンプル切替 (D/W)																																												
	CAMS (B) サンプル切替 (D/W)																																												
格納容器内の 状態確認	D/W放射線モニタA																																												
	D/W放射線モニタB																																												
	S/C放射線モニタA																																												
	S/C放射線モニタB																																												
	RHR A系格納容器スプレイ隔離弁開																																												
	RHR B系格納容器スプレイ隔離弁開																																												
	RHRポンプ(A) 出口圧力																																												
	RHRポンプ(B) 出口圧力																																												
	RHRポンプ(C) 出口圧力																																												
	HFCポンプ出口圧力																																												
	LFCポンプ出口圧力																																												
	RCCポンプ出口圧力																																												
RCCポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力																																													
HFAポンプ出口圧力																																													
HFAポンプ入口蒸気圧力																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																							
	<p>【設定根拠】 (6/10)</p> <table border="1" data-bbox="736 284 1160 991"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="33">格納容器内の状態確認</td><td>ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルアランジ部（0℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフアンジ部（180℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（SRV輸出入口上部周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（閉鎖用エアロック上部周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（電気弁室部（43℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（電気弁室部（28℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（インスタル内（90℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（インスタル内（20℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>潜水移送ポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位A（2m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位B（2m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位A（23m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位B（23m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位A（44m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位B（44m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（0.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（0.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（1.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（1.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（1.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（1.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（2.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（2.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（2.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（2.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（3.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（3.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（3.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（3.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部注水流量</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレイ流量（A）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレイ流量（B）</td></tr> </tbody> </table>	品名	対象パラメータ	格納容器内の状態確認	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルアランジ部（0℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフアンジ部（180℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（SRV輸出入口上部周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（閉鎖用エアロック上部周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（電気弁室部（43℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（電気弁室部（28℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（インスタル内（90℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（インスタル内（20℃）周辺温度）	潜水移送ポンプ出口圧力	ドライウエル水位A（2m）	ドライウエル水位B（2m）	ドライウエル水位A（23m）	ドライウエル水位B（23m）	ドライウエル水位A（44m）	ドライウエル水位B（44m）	原子炉格納容器下部水位A（0.5m）	原子炉格納容器下部水位B（0.5m）	原子炉格納容器下部水位A（1.0m）	原子炉格納容器下部水位B（1.0m）	原子炉格納容器下部水位A（1.5m）	原子炉格納容器下部水位B（1.5m）	原子炉格納容器下部水位A（2.0m）	原子炉格納容器下部水位B（2.0m）	原子炉格納容器下部水位A（2.5m）	原子炉格納容器下部水位B（2.5m）	原子炉格納容器下部水位A（3.0m）	原子炉格納容器下部水位B（3.0m）	原子炉格納容器下部水位A（3.5m）	原子炉格納容器下部水位B（3.5m）	原子炉格納容器下部注水流量	原子炉格納容器代替スプレイ流量（A）	原子炉格納容器代替スプレイ流量（B）		<p>①の相違</p>
品名	対象パラメータ																																									
格納容器内の状態確認	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルアランジ部（0℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフアンジ部（180℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（SRV輸出入口上部周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（閉鎖用エアロック上部周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（電気弁室部（43℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（電気弁室部（28℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（隔離輸出入用ハッチ下部（13℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（インスタル内（90℃）周辺温度）																																									
	ドライウエル雰囲気温度（インスタル内（20℃）周辺温度）																																									
	潜水移送ポンプ出口圧力																																									
	ドライウエル水位A（2m）																																									
	ドライウエル水位B（2m）																																									
	ドライウエル水位A（23m）																																									
	ドライウエル水位B（23m）																																									
	ドライウエル水位A（44m）																																									
	ドライウエル水位B（44m）																																									
	原子炉格納容器下部水位A（0.5m）																																									
	原子炉格納容器下部水位B（0.5m）																																									
	原子炉格納容器下部水位A（1.0m）																																									
	原子炉格納容器下部水位B（1.0m）																																									
	原子炉格納容器下部水位A（1.5m）																																									
	原子炉格納容器下部水位B（1.5m）																																									
	原子炉格納容器下部水位A（2.0m）																																									
	原子炉格納容器下部水位B（2.0m）																																									
	原子炉格納容器下部水位A（2.5m）																																									
	原子炉格納容器下部水位B（2.5m）																																									
	原子炉格納容器下部水位A（3.0m）																																									
	原子炉格納容器下部水位B（3.0m）																																									
	原子炉格納容器下部水位A（3.5m）																																									
	原子炉格納容器下部水位B（3.5m）																																									
原子炉格納容器下部注水流量																																										
原子炉格納容器代替スプレイ流量（A）																																										
原子炉格納容器代替スプレイ流量（B）																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																							
	<p>【設定拱携】 (7/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 288 1162 727"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">放射線監視の 状態確認</td><td>スタック放射線モニタ (IC) A</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ (IC) B</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ (SCIN) A</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ (SCIN) B</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高A1</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高A2</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高B1</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高B2</td></tr> <tr><td>DC1S内側隔離</td></tr> <tr><td>DC1S外側隔離</td></tr> <tr><td>MSTV (第1) 全閉閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (A) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (B) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (C) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (D) 閉</td></tr> <tr><td>MSTV (第2) 全閉閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (A) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (B) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (C) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (D) 閉</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	放射線監視の 状態確認	スタック放射線モニタ (IC) A	スタック放射線モニタ (IC) B	スタック放射線モニタ (SCIN) A	スタック放射線モニタ (SCIN) B	主蒸気管放射線高A1	主蒸気管放射線高A2	主蒸気管放射線高B1	主蒸気管放射線高B2	DC1S内側隔離	DC1S外側隔離	MSTV (第1) 全閉閉	主蒸気第1隔離弁 (A) 閉	主蒸気第1隔離弁 (B) 閉	主蒸気第1隔離弁 (C) 閉	主蒸気第1隔離弁 (D) 閉	MSTV (第2) 全閉閉	主蒸気第2隔離弁 (A) 閉	主蒸気第2隔離弁 (B) 閉	主蒸気第2隔離弁 (C) 閉	主蒸気第2隔離弁 (D) 閉		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																									
放射線監視の 状態確認	スタック放射線モニタ (IC) A																									
	スタック放射線モニタ (IC) B																									
	スタック放射線モニタ (SCIN) A																									
	スタック放射線モニタ (SCIN) B																									
	主蒸気管放射線高A1																									
	主蒸気管放射線高A2																									
	主蒸気管放射線高B1																									
	主蒸気管放射線高B2																									
	DC1S内側隔離																									
	DC1S外側隔離																									
	MSTV (第1) 全閉閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (A) 閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (B) 閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (C) 閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (D) 閉																									
	MSTV (第2) 全閉閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (A) 閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (B) 閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (C) 閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (D) 閉																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																						
	<p>【設定根拠】 (8/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 284 1160 1008"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対応パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">常時の情報確認</td><td>SGTS A系動作</td></tr> <tr><td>SGTS B系動作</td></tr> <tr><td>SGTS放射線モニタ (IC) A</td></tr> <tr><td>SGTS放射線モニタ (IC) B</td></tr> <tr><td>注水口モニタ (2号機)</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H1</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H2</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H3</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H4</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H5</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H6</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L1</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L2</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L3</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L4</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L5</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L6</td></tr> <tr><td>風向 (トヨタフューザ)</td></tr> <tr><td>風速 (露塔観測)</td></tr> <tr><td>風向 (トヨタフューザ)</td></tr> <tr><td>風速 (露塔観測)</td></tr> <tr><td>大気安定度</td></tr> <tr><td rowspan="10">非常用炉心冷却系 (RCCS) の状態等</td><td>ADS A系作動</td></tr> <tr><td>ADS B系作動</td></tr> <tr><td>KCICタービン止め弁開</td></tr> <tr><td>LPCSポンプ 運転中</td></tr> <tr><td>HPCSポンプ 運転中</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (A) 運転中</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (B) 運転中</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (C) 運転中</td></tr> <tr><td>RHR A系LPC注入設備弁開</td></tr> <tr><td>RHR B系LPC注入設備弁開</td></tr> <tr><td>RHR C系LPC注入設備弁開</td></tr> <tr><td>排給水流量</td></tr> </tbody> </table>	目的	対応パラメータ	常時の情報確認	SGTS A系動作	SGTS B系動作	SGTS放射線モニタ (IC) A	SGTS放射線モニタ (IC) B	注水口モニタ (2号機)	モニタリングポストIC線量率H1	モニタリングポストIC線量率H2	モニタリングポストIC線量率H3	モニタリングポストIC線量率H4	モニタリングポストIC線量率H5	モニタリングポストIC線量率H6	モニタリングポストNaI線量率L1	モニタリングポストNaI線量率L2	モニタリングポストNaI線量率L3	モニタリングポストNaI線量率L4	モニタリングポストNaI線量率L5	モニタリングポストNaI線量率L6	風向 (トヨタフューザ)	風速 (露塔観測)	風向 (トヨタフューザ)	風速 (露塔観測)	大気安定度	非常用炉心冷却系 (RCCS) の状態等	ADS A系作動	ADS B系作動	KCICタービン止め弁開	LPCSポンプ 運転中	HPCSポンプ 運転中	RHRポンプ (A) 運転中	RHRポンプ (B) 運転中	RHRポンプ (C) 運転中	RHR A系LPC注入設備弁開	RHR B系LPC注入設備弁開	RHR C系LPC注入設備弁開	排給水流量		<p>①の相違</p>
目的	対応パラメータ																																								
常時の情報確認	SGTS A系動作																																								
	SGTS B系動作																																								
	SGTS放射線モニタ (IC) A																																								
	SGTS放射線モニタ (IC) B																																								
	注水口モニタ (2号機)																																								
	モニタリングポストIC線量率H1																																								
	モニタリングポストIC線量率H2																																								
	モニタリングポストIC線量率H3																																								
	モニタリングポストIC線量率H4																																								
	モニタリングポストIC線量率H5																																								
	モニタリングポストIC線量率H6																																								
	モニタリングポストNaI線量率L1																																								
	モニタリングポストNaI線量率L2																																								
	モニタリングポストNaI線量率L3																																								
	モニタリングポストNaI線量率L4																																								
	モニタリングポストNaI線量率L5																																								
モニタリングポストNaI線量率L6																																									
風向 (トヨタフューザ)																																									
風速 (露塔観測)																																									
風向 (トヨタフューザ)																																									
風速 (露塔観測)																																									
大気安定度																																									
非常用炉心冷却系 (RCCS) の状態等	ADS A系作動																																								
	ADS B系作動																																								
	KCICタービン止め弁開																																								
	LPCSポンプ 運転中																																								
	HPCSポンプ 運転中																																								
	RHRポンプ (A) 運転中																																								
	RHRポンプ (B) 運転中																																								
	RHRポンプ (C) 運転中																																								
	RHR A系LPC注入設備弁開																																								
	RHR B系LPC注入設備弁開																																								
RHR C系LPC注入設備弁開																																									
排給水流量																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																										
	<p>【設定根拠】 (9/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 300 1160 960"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層57.010mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.810mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層44.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層43.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層42.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層41.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-1.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-2.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-3.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-4.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール水位（燃料クック上層-1200mm～-7200mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール上部温度〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール下部温度〕</td></tr> <tr><td></td><td>燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）</td></tr> <tr><td></td><td>燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層57.010mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.810mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層44.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層43.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層42.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層41.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-1.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-2.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-3.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-4.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕		使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）		〔使用済燃料プール水位（燃料クック上層-1200mm～-7200mm）〕		使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）		〔使用済燃料プール上部温度〕		使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）		〔使用済燃料プール下部温度〕		燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）		燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層57.010mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.810mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層44.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層43.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層42.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層41.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-1.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-2.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-3.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-4.000mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール水位（燃料クック上層-1200mm～-7200mm）〕																																																																												
	使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール上部温度〕																																																																												
	使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）																																																																												
	〔使用済燃料プール下部温度〕																																																																												
	燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）																																																																												
	燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																															
	<p>【設定根拠】 (10/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 300 1160 874"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">水素発生による格納容器の蒸気防止確認</td><td>フィルタ装置出口水素濃度 (0~3.0%)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口水素濃度 (0~1.0.0%)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (A) (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (B) (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (C) (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置入口圧力 (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口圧力 (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置温度 (A)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置温度 (B)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置温度 (C)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口放射線モニタ (A)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口放射線モニタ (B)</td></tr> <tr><td rowspan="14">水素発生による原子炉建屋の蒸気防止確認</td><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (ホールアラーム室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (再長用エアロック前室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (CRD補修室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (計装ネネトレーション室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置出口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置出口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置出口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置出口温度</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	水素発生による格納容器の蒸気防止確認	フィルタ装置出口水素濃度 (0~3.0%)	フィルタ装置出口水素濃度 (0~1.0.0%)	フィルタ装置水位 (A) (広帯域)	フィルタ装置水位 (B) (広帯域)	フィルタ装置水位 (C) (広帯域)	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	フィルタ装置温度 (A)	フィルタ装置温度 (B)	フィルタ装置温度 (C)	フィルタ装置出口放射線モニタ (A)	フィルタ装置出口放射線モニタ (B)	水素発生による原子炉建屋の蒸気防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)	原子炉建屋内水素濃度 (ホールアラーム室)	原子炉建屋内水素濃度 (再長用エアロック前室)	原子炉建屋内水素濃度 (CRD補修室)	原子炉建屋内水素濃度 (計装ネネトレーション室)	原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)	計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置出口温度	計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置出口温度	計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置出口温度	計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置出口温度		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																																	
水素発生による格納容器の蒸気防止確認	フィルタ装置出口水素濃度 (0~3.0%)																																	
	フィルタ装置出口水素濃度 (0~1.0.0%)																																	
	フィルタ装置水位 (A) (広帯域)																																	
	フィルタ装置水位 (B) (広帯域)																																	
	フィルタ装置水位 (C) (広帯域)																																	
	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)																																	
	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)																																	
	フィルタ装置温度 (A)																																	
	フィルタ装置温度 (B)																																	
	フィルタ装置温度 (C)																																	
	フィルタ装置出口放射線モニタ (A)																																	
	フィルタ装置出口放射線モニタ (B)																																	
	水素発生による原子炉建屋の蒸気防止確認	原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A)																																
		原子炉建屋内水素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B)																																
原子炉建屋内水素濃度 (ホールアラーム室)																																		
原子炉建屋内水素濃度 (再長用エアロック前室)																																		
原子炉建屋内水素濃度 (CRD補修室)																																		
原子炉建屋内水素濃度 (計装ネネトレーション室)																																		
原子炉建屋内水素濃度 (トラス室)																																		
計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置入口温度																																		
計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置出口温度																																		
計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置入口温度																																		
計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置出口温度																																		
計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置入口温度																																		
計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置出口温度																																		
計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置入口温度																																		
計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置出口温度																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																									
	<table border="1" data-bbox="672 239 1225 327"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">酸素濃度計、二酸化炭素濃度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">検知範囲</td> <td>酸素</td> <td>%</td> <td>0 ~ 100</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>%</td> <td>0.04 ~ 5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 343 1225 414"> 【設定根拠】 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。 </p> <p data-bbox="672 430 1225 502"> 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、外気から中央制御室及び中央制御室待避所への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。 </p> <p data-bbox="672 518 1225 590"> なお、保管数は、中央制御室及び中央制御室待避所にそれぞれ1台保管するための合計2台に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を保管する設計とする。 </p> <p data-bbox="672 606 1225 861"> 1. 検知範囲 1.1 酸素濃度 労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則に基づき、空気中の酸素濃度18%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、3%FSの精度を有する設計とする。 1.2 二酸化炭素濃度 労働安全衛生規則に基づき、許容炭酸ガス濃度1.5%以下であることを管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1%以下であることを検知できる設計とする。また、表示精度としては、±10%rdg又は0.01%のうち大きいほうの精度を有する設計とする。 </p>	名称		酸素濃度計、二酸化炭素濃度計		検知範囲	酸素	%	0 ~ 100	二酸化炭素	%	0.04 ~ 5.0	<table border="1" data-bbox="1256 239 1809 311"> <thead> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th colspan="2">酸素濃度・二酸化炭素濃度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">検知範囲</td> <td>酸素</td> <td>vol%</td> <td colspan="2">0 ~ 25.0</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>vol%</td> <td colspan="2">0 ~ 5.00</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 335 1809 406"> 【設定根拠】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。 </p> <p data-bbox="1256 422 1809 494"> 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。 </p> <p data-bbox="1256 510 1809 582"> 保管数は、中央制御室に保管する1台に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を加えた合計3台を保管する設計とする。 </p> <p data-bbox="1256 598 1809 829"> 1. 検知範囲 1. 1 酸素濃度 労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則及び鉱山保安法に基づき、空気中の酸素濃度19%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては±0.7%の精度を有する設計とする。 1. 2 二酸化炭素濃度 鉱山保安法に基づき、炭酸ガス含有率が1%以下であることを管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1%以下であることを検知できる設計とする。また、表示精度としては±0.25%の精度を有する設計とする。 </p>	名称			酸素濃度・二酸化炭素濃度計		検知範囲	酸素	vol%	0 ~ 25.0		二酸化炭素	vol%	0 ~ 5.00		<p data-bbox="1841 231 2150 279"> 【女川】記載表現の相違 【大飯】女川審査実績の反映 </p>
名称		酸素濃度計、二酸化炭素濃度計																										
検知範囲	酸素	%	0 ~ 100																									
	二酸化炭素	%	0.04 ~ 5.0																									
名称			酸素濃度・二酸化炭素濃度計																									
検知範囲	酸素	vol%	0 ~ 25.0																									
	二酸化炭素	vol%	0 ~ 5.00																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																								
		<table border="1" data-bbox="1256 236 1816 405"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td></td> <td>アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベ</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>ℓ/個</td> <td>—</td> <td>46.7 以上 (46.7)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td></td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td></td> <td>1以上 (2 (予備1))</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 405 1816 427">【設 定 根 拠】</p> <p data-bbox="1256 427 1816 450">・重大事故等対処設備</p> <p data-bbox="1256 450 1816 497">重大事故等時に使用するアニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベは、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="1256 523 1816 593">アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベは、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合にアニュラスの水素濃度を低減することで水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するために設置する。</p> <p data-bbox="1256 593 1816 759">系統構成は、アニュラスからの水素排出として、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第88条系統図」による。</p> <p data-bbox="1256 785 1816 855">アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するために設置する。</p> <p data-bbox="1256 855 1816 995">系統構成は、放射性物質の濃度低減として、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則</p>			変更前	変更後	名 称			アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベ	容 量	ℓ/個	—	46.7 以上 (46.7)	最高使用圧力	MPa		14.7	最高使用温度	℃		40	個 数	—		1以上 (2 (予備1))	<p data-bbox="1827 236 2168 258">②の相違</p>
		変更前	変更後																								
名 称			アニュラス全量排気弁等換作用可搬型窒素ガスボンベ																								
容 量	ℓ/個	—	46.7 以上 (46.7)																								
最高使用圧力	MPa		14.7																								
最高使用温度	℃		40																								
個 数	—		1以上 (2 (予備1))																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
		<p>第74条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>重大事故等時に使用するアンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ガスポンベを使用する。このため、当該ポンベの容量は一般汎用型の窒素ガスポンベの標準容量46.7ℓ/個以上とする。</p> <p>アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、アンユラス全量排気弁及びアンユラス排気ダンバの操作に必要な容量を満足する設計とする。</p> <p>なお、アンユラス全量排気弁及びアンユラス排気ダンバへの空気供給ラインには、窒素がリークする箇所がないため連続加圧の必要はなく、1回の加圧作業でアンユラス全量排気弁及びアンユラス排気ダンバは、「開」状態を維持する。</p> <table border="1" data-bbox="1288 478 1780 933"> <thead> <tr> <th>想定操作</th> <th>開保持1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 連続消費量：□ m³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 バッチ消費量(アンユラス全量排気弁1台分)：□ m³/回 アンユラス全量排気弁を全開にするための消費量 バッチ消費量(アンユラス排気ダンバ1台分)：□ m³/回 アンユラス排気ダンバを開放するための消費量 配管加圧消費量：約 □ m³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量：□ </td> </tr> <tr> <td>ポンベ必要個数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ポンベ充てん圧力：14.801MPa [abs] ポンベ容量：6.84Nm³/個^(RM1) 制御弁動作圧力：□ MPa [abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、□ 必要個数：□ </td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、アンユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの必要個数は□個となるため、設置個数は□個を上回る1個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ46.7ℓ/個とする。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> 連続消費量：□ m³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 バッチ消費量(アンユラス全量排気弁1台分)：□ m³/回 アンユラス全量排気弁を全開にするための消費量 バッチ消費量(アンユラス排気ダンバ1台分)：□ m³/回 アンユラス排気ダンバを開放するための消費量 配管加圧消費量：約 □ m³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量：□ 	ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> ポンベ充てん圧力：14.801MPa [abs] ポンベ容量：6.84Nm³/個^(RM1) 制御弁動作圧力：□ MPa [abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、□ 必要個数：□ 	<p>②の相違</p>
想定操作	開保持1回								
消費量	<ul style="list-style-type: none"> 連続消費量：□ m³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 バッチ消費量(アンユラス全量排気弁1台分)：□ m³/回 アンユラス全量排気弁を全開にするための消費量 バッチ消費量(アンユラス排気ダンバ1台分)：□ m³/回 アンユラス排気ダンバを開放するための消費量 配管加圧消費量：約 □ m³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量：□ 								
ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> ポンベ充てん圧力：14.801MPa [abs] ポンベ容量：6.84Nm³/個^(RM1) 制御弁動作圧力：□ MPa [abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、□ 必要個数：□ 								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>2. 最高使用圧力 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを重大事故等時において使用する 場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるポンペにて実績を有する充てん圧力である 14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを重大事故等時において使用する 場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40℃とする。</p> <p>4. 基数 可搬型設備であるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、重大事故等 対処設備としてB-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンパに窒素を供給し、B- アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンパを間操作するために必要な個数である。 1セット1個及び本設備は保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除 外時のバックアップ用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として予備1個を保管する。</p> <p>(注1) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ内の窒素量</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 6.84 \text{Nm}^3$ <p>Q：窒素ポンペ内の窒素量 (Nm³) V₁：ポンペの容量 (m³) = 46.7 × 10⁻³ P：ポンペの充てん圧力 (MPa[abs]) = 14.7 + 0.101 = 14.801</p>	<p>②の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
	<table border="1" data-bbox="669 240 1225 357"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>非常用ガス処理系排風機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>2463（注1）（2500（注2））</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>（注1）（22（注2））</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="680 360 759 378">【設定根拠】</p> <p data-bbox="672 381 1225 536">非常用ガス処理系排風機は、設計基準事故対処設備として使用する場合、放射性よう素及び粒子状放射性物質等が直接大気へ放出されることを防止し、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することを目的とし、事故時に原子炉建屋原子炉棟内のガスを吸引し、非常用ガス処理系フィルタ装置を介して排気する。また、非常用ガス処理系排風機は、工学的安全施設作動回路からの信号により、自動的に常用の換気空調系が停止されるとともに起動し、原子炉建屋原子炉棟内を水柱約6mmの負圧に維持し、原子炉建屋原子炉棟内を50%/dayで換気する能力を有する。</p> <p data-bbox="672 560 1225 667">非常用ガス処理系排風機を重大事故等対処設備として使用する場合、炉心の著しい損傷の発生時に原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質を含むガスが漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内のガスを排気筒を經由して屋外に排気することにより、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、運転員の被ばく量を低減することが可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 670 1225 756">ただし、非常用ガス処理系を使用する際は、非常用ガス処理系フィルタ装置の高性能エアフィルタ及び活性炭エアフィルタによる放射性物質の除去が期待できるが、中央制御室の居住性に係る被ばく評価にあたっては保守的に非常用ガス処理系フィルタ装置による放射性物質の除去能力には期待しないものとする。</p> <p data-bbox="672 759 1225 866">なお、炉心の著しい損傷の発生時における中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、運転員の7日間の実効線量が代替循環冷却系を用いて事象収束に成功した場合で最大約51mSv、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象収束に成功した場合で最大約51mSvとなり、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認している。</p> <p data-bbox="680 869 1171 887">（詳細は「59-9 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」参照。）</p> <div data-bbox="875 1110 1225 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>挿入みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>	名称		非常用ガス処理系排風機	容量	m ³ /h/個	2463（注1）（2500（注2））	原動機出力	kW/個	（注1）（22（注2））	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す		<p data-bbox="1832 229 1910 248">②の相違</p>
名称		非常用ガス処理系排風機													
容量	m ³ /h/個	2463（注1）（2500（注2））													
原動機出力	kW/個	（注1）（22（注2））													
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>1. 容量</p> <p>重大事故等対処設備としての非常用ガス処理系排風機の容量は、「(1) 原子炉建屋原子炉棟内の空間容積を50%/dayで処理できる容量」に「(2) 原子炉格納容器からの漏えい量」を加えたものとする。</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟内の空間容積を50%/dayで処理できる容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉棟内の空間容積：115,000m³ $115000 \times \frac{50}{100} \times \frac{1}{24} = 2395.83 \approx 2396 \text{ m}^3/\text{h}$ <p>(2) 原子炉格納容器からの漏えい量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の空間容積：13,100m³ 原子炉格納容器漏えい率：1.3 %/day (原子炉格納容器限界圧力時における想定漏えい率) 原子炉格納容器限界圧力である0.955325MPa[abs]の気体が 大気圧(0.101325MPa[abs])に開放された場合の容積比：9.43 (0.955325/0.101325 = 9.428 ≈ 9.43) $13100 \times \frac{1.3}{100} \times 9.43 \times \frac{1}{24} = 66.91 \approx 67 \text{ m}^3/\text{h}$ <p>以上より、非常用ガス処理系排風機の容量は、2396+67=2463m³/h以上とし、設計基準事故対処設備としての容量と同じ2500m³/h/個とする。</p> <p>2. 原動機出力</p> <p>非常用ガス処理系排風機の原動機出力は、非常用ガス処理系排風機の定格風量点における軸動力をもとに設定する。</p> <p>定格風量点における非常用ガス処理系排風機の風量は2,500 m³/h、静圧は750mmAqであり、その場合の必要軸動力は□ kWとなる。</p> <p>上記より、非常用ガス処理系排風機の原動機出力は、必要軸動力を上回る原動機メーカー標準出力とし、22 kW/個とする。</p>		<p>②の相違</p>

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

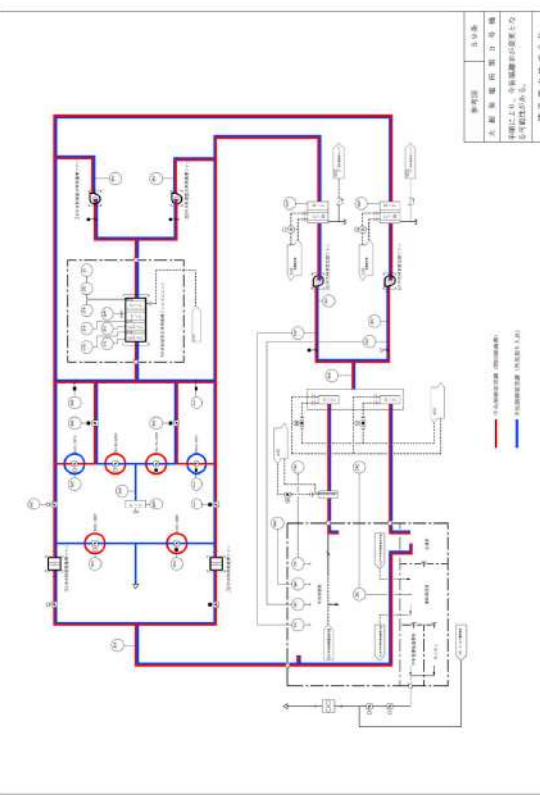
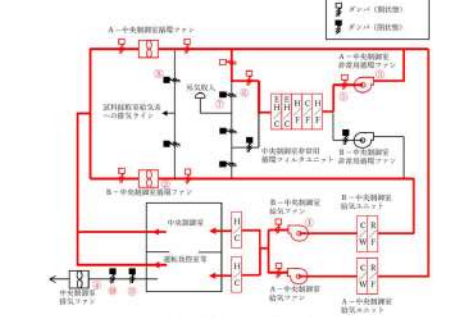
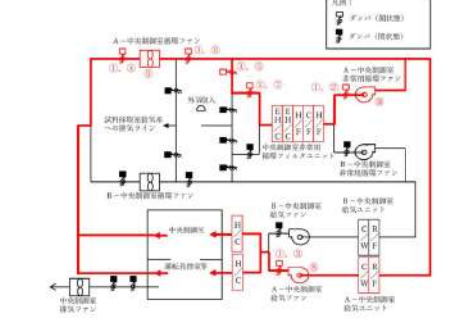
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

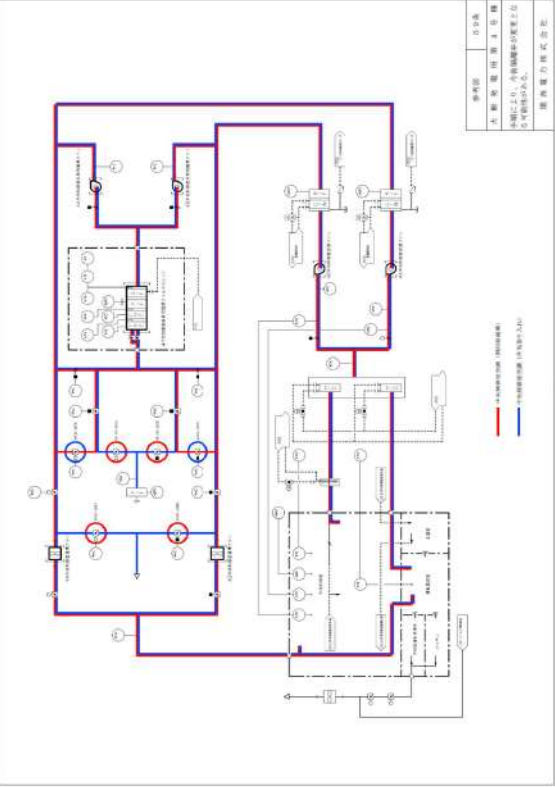
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-7 SA バウンダリ系統図（参考）</p>			<p>【大飯】資料構成の相違 ・大飯では「SA バウンダリ系統図」として示しているが、内容としては泊では「系統図」として記載している内容と同等であるため、作成していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">3号炉</p> 	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>	<p>【泊欄は59-4を一部再掲】</p> <table border="1" data-bbox="1299 159 1747 430"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>B-中央制御室結露ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-中央制御室循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-中央制御室非常用循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>中央制御室排気ファン</td> <td>起動→停止</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-中央制御室事故時外気取入ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-中央制御室排気風量調節ダンパ</td> <td>開閉→全閉</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>中央制御室排気第1調節ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>中央制御室排気第2調節ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>遠動</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 99-1-1 中央制御室空調装置 (開回路格異常運転時 (A系列運転中・交流動力電圧が正常な場合))</p> <table border="1" data-bbox="1299 798 1747 1069"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ダンパ駆動用制御装置リモコンユニット</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.14.5a</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.14.5a</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-中央制御室結露ファン出口ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.14.5a</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>A-中央制御室循環ファン入口ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.14.5a</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.14.5a</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.14.5a</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-中央制御室事故時外気取入ダンパ</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉補助建屋 T.14.5a</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-中央制御室結露ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>操作員操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A-中央制御室循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>操作員操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>A-中央制御室非常用循環ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室</td> <td>操作員操作</td> <td>交流電源</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 99-1-2 中央制御室空調装置 (開回路格異常運転時 (A系列運転中・交流動力電圧が喪失した場合))</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	B-中央制御室結露ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源	②	B-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源	③	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源	④	中央制御室排気ファン	起動→停止	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源	⑤	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気	⑥	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気	⑦	A-中央制御室事故時外気取入ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気	⑧	A-中央制御室排気風量調節ダンパ	開閉→全閉	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気	⑨	中央制御室排気第1調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気	⑩	中央制御室排気第2調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ダンパ駆動用制御装置リモコンユニット	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-	②	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-	③	A-中央制御室結露ファン出口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-	④	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-	⑤	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-	⑥	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-	⑦	A-中央制御室事故時外気取入ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-	⑧	A-中央制御室結露ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	操作員操作	交流電源	⑨	A-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	操作員操作	交流電源	⑩	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	操作員操作	交流電源	<p>【大飯】資料構成の相違 ・大飯では「SAバウンダリ系統図」として示しているが、内容としては泊では「系統図」として記載している内容と同等である。</p>
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
①	B-中央制御室結露ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源																																																																																																																																		
②	B-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源																																																																																																																																		
③	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源																																																																																																																																		
④	中央制御室排気ファン	起動→停止	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	交流電源																																																																																																																																		
⑤	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気																																																																																																																																		
⑥	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気																																																																																																																																		
⑦	A-中央制御室事故時外気取入ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気																																																																																																																																		
⑧	A-中央制御室排気風量調節ダンパ	開閉→全閉	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気																																																																																																																																		
⑨	中央制御室排気第1調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気																																																																																																																																		
⑩	中央制御室排気第2調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気																																																																																																																																		
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
①	ダンパ駆動用制御装置リモコンユニット	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-																																																																																																																																		
②	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-																																																																																																																																		
③	A-中央制御室結露ファン出口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-																																																																																																																																		
④	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-																																																																																																																																		
⑤	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-																																																																																																																																		
⑥	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-																																																																																																																																		
⑦	A-中央制御室事故時外気取入ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.14.5a	手動操作	-																																																																																																																																		
⑧	A-中央制御室結露ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	操作員操作	交流電源																																																																																																																																		
⑨	A-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	操作員操作	交流電源																																																																																																																																		
⑩	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.17.3a 中央制御室	操作員操作	交流電源																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p> 			<p>【大飯】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉についても示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 原子炉制御室等（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>59-9 大飯発電所3号炉及び4号炉原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>59-9 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>目次</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準)に係る被ばく評価について</p> <p>2. 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について</p> <p>□ = DB □ = SA</p>	<p>目次</p> <p>26条別添2参照 本資料</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について 26条別添2-1-1</p> <p>1.1 大気中への放出量の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.2 大気拡散の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4.1 中央制御室内での被ばく 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路①) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路②) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③) 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2 入退城時の被ばく 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく(経路④) 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく(経路⑤) 26条別添2-1-4</p> <p>1.5 評価結果のまとめ 26条別添2-1-5</p> <p>2. 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について 59-9-2-1</p> <p>2.1 評価事象 59-9-2-1</p> <p>2.2 大気中への放出量の評価 59-9-2-2</p> <p>2.3 大気拡散の評価 59-9-2-3</p> <p>2.4 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価 59-9-2-4</p> <p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.1 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路①) 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路②) 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路③) 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.4 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路④) 59-9-2-5</p> <p>2.4.2 入退城時の被ばく 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑥) 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑦) 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑧) 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.4 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による被ばく(経路⑨) 59-9-2-7</p> <p>2.5 評価結果のまとめ 59-9-2-7</p>	<p>目次</p> <p>26条別添2参照 本資料</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について 26条別添2-1-1</p> <p>1.1 大気中への放出量の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.2 大気拡散の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4.1 中央制御室内での被ばく 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路①) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路②) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく(経路③) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.2 入退城時の被ばく 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく(経路④) 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく(経路⑤) 26条別添2-1-4</p> <p>1.5 評価結果のまとめ 26条別添2-1-6</p> <p>2. 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について 59-7-2-1</p> <p>2.1 評価事象 59-7-2-1</p> <p>2.2 大気中への放出量の評価 59-7-2-1</p> <p>2.3 大気拡散の評価 59-7-2-2</p> <p>2.4 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価 59-7-2-3</p> <p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 59-7-2-3</p> <p>2.4.1.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路①) 59-7-2-3</p> <p>2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路②) 59-7-2-3</p> <p>2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③) 59-7-2-4</p> <p>2.4.2 入退城時の被ばく 59-7-2-4</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路④) 59-7-2-4</p> <p>2.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく(経路⑤) 59-7-2-4</p> <p>2.5 評価結果のまとめ 59-7-2-4</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 女川との評価項目の相違理由については各資料の相違理由欄を参照</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>1. 中央制御室居住性に係る被ばく評価について 大飯3、4号炉 中央制御室居住性に係る被ばく評価の評価条件等について、添付資料の一覧を以下に示す。</p> <p>添付一覧</p> <p>添付資料1-1：中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 1-1-2 原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について 1-1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 1-1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について 1-1-5 空気流入率試験結果について 1-1-6 直交代の考え方について 1-1-7 内規¹⁾との整合性について <p>添付資料1-2：中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-2-1 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価条件表 1-2-2 事故シーケンス選定の考え方について 1-2-3 原子炉格納容器への核分裂生成物の放出割合の設定について 1-2-4 よう素の化学形態の設定について 1-2-5 原子炉格納容器等への元素状よう素の沈着効果について 1-2-6 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について 1-2-7 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について 1-2-8 原子炉格納容器漏えい率の設定について 1-2-9 アンニラス空気浄化系統 空気作動ガンパの開放手順の成立性について 1-2-10 フィルタ除去効率の設定について 1-2-17 湿性沈着を考慮した地表面沈着速度の設定について <p>【目次再掲】 1-2-14 マスクによる防護係数について</p> <p>【目次再掲】 1-2-13 中央制御室換気系統の閉回路循環運転時における空気作動ガンパ強制開放手順の成立性について</p> <p>【目次再掲】 1-2-12 中央制御室の直接線、スカイシャイン線量評価方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-2-11 大気への放出放射放射線量の推移グラフについて <p>【目次再掲】 1-2-16 中央制御室のグランドシャイン線量の評価方法について</p>	<p>添付資料1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 1-2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 1-3 運転員の交替について 1-4 内規¹⁾との整合性について <p>添付資料2 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表 2-2 事象の選定の考え方について 2-3 核分裂生成物の放出割合について 2-4 放射性物質の大気放出過程について 2-5 原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果について 2-6 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について 2-7 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について 2-8 原子炉格納容器等へのエアロゾルの除去速度の設定について 2-9 エアロゾル粒子の乾性沈着速度について 2-11 有機よう素の乾性沈着速度について 2-12 マスクによる防護係数について 2-13 原子炉建屋内放射線量からのガンマ線による被ばくの評価方法について 2-14 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 2-15 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 2-16 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について 2-17 大気中に放出された放射性物質の入域時の吸入摂取による被ばくの評価方法について 2-18 原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 2-19 原子炉運転時の炉心熱出力を定格熱出力に余裕を見た出力とした場合の影響について 	<p>添付資料1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 1-2 原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について 1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について 1-5 空気流入率試験結果について 1-6 直交代の考え方について 1-7 中央制御室(設計基準事故)居住性に係る被ばく評価との適合状況 <p>添付資料2 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表 2-2 事象の選定の考え方について 2-3 居住性評価に用いる炉心選定の考え方について 2-4 核分裂生成物の放出割合について 2-5 放射性物質の大気放出過程について 2-6 よう素の化学形態の設定について 2-7 原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果について 2-8 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について 2-9 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について 2-10 アンニラス空気浄化設備 空気作動弁の開放手順の成立性について 2-11 アンニラス部の負圧達成時間について 2-12 フィルタ除去効率の設定について 2-13 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 2-14 被ばく評価に用いる大気拡散評価について 2-15 地表面への沈着速度の設定について 2-16 乾性沈着速度の設定について 2-17 マスクによる防護係数について 2-18 中央制御室空調装置の閉回路循環運転時における空気作動ガンパ強制開放手順の成立性について 2-19 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 2-20 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 2-21 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 2-22 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について 2-23 大気中に放出された放射性物質の入域時の吸入摂取による被ばくの評価方法について 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 女川との評価項目の相違理由については各資料の相違理由欄を参照</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> 1-2-12 中央制御室の直接線、スカイシャイン線評価方法について 1-2-13 中央制御室換気系統の閉回路循環運転時における空気作動ダンパ強制開放手順の成立性について 1-2-14 マスクによる防護係数について <p>【目次再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-2-8 原子炉格納容器漏えい率の設定について 1-2-15 中央制御室滞在時に飲食等のためマスクを外した場合の影響について 1-2-16 中央制御室のグランドシャイン線量の評価方法について 1-2-17 風性沈着を考慮した地表面沈着速度の設定について 1-2-18 審査ガイド[※]との適合性について 	<p>2-20 格納容器等空気直接加熱発生時の被ばく評価について 59-9-添 2-20-1</p> <p>2-21 原子炉格納容器の漏えい率の設定について 59-9-添 2-21-1</p> <p>2-22 制御建屋における気密性及び遮蔽性に関するひび割れの影響について 59-9-添 2-22-1</p> <p>2-23 原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果の設定について 59-9-添 2-23-1</p> <p>2-24 原子炉建屋原子炉棟の換気率について 59-9-添 2-24-1</p> <p>2-25 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置及び非常用ガス処理系の要否について 59-9-添 2-25-1</p> <p>2-26 審査ガイド[※]への適合状況 59-9-添 2-26-1</p>	<p>2-24 原子炉格納容器漏えい率の設定について 59-7-添 2-24-1</p> <p>2-25 原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果の設定について 59-7-添 2-25-1</p> <p>2-26 審査ガイド[※]への適合状況 59-7-添 2-26-1</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 女川及び大飯との評価項目の相違理由については各資料の相違理由欄を参照</p>
<p>*1：原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規) *2：実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p> <p>□ = DB □ = SA</p>	<p>(※1) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)</p> <p>(※2) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>(※1) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)</p> <p>(※2) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 中央制御室の居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価</p> <p>重大事故が発生した場合の中央制御室の居住性に係る被ばく評価にあたっては、「実用発電用原子炉施設に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（以下、審査ガイドという）」に基づき、評価を行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第59条より抜粋）</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規定第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>2.1. 評価事象</p> <p>評価事象については、想定する格納容器破損モードのうち、中央制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスを想定し、格納容器破損防止対策に係る有効性評価における雰囲気圧力・温度による静的負荷のうち、格納容器過圧の破損モードにおいて想定している、大破断 LOCA 時に ECCS 注入および格納容器スプレイ注入に失敗するシーケンスとする。</p> <p style="text-align: right;">= SA</p>	<p>2. 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価について</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）に基づき行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第74条抜粋）</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>評価の結果、7日間での実効線量は代替循環冷却系を用いて事故収束に成功した場合で最大約 51mSv、格納容器ペントを実施した場合で最大約 51mSv となった。なお、この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p> <p>2.1 評価事象</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、「想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス」である「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失したシーケンス」においても、格納容器ペントを実施することなく事象を収束することのできる代替循環冷却系を整備している。しかしながら、被ばく評価においては、中央制御室の居住性評価を厳しくする観点から、代替循環冷却系を使用した場合のみならず、前述の「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタペント系を経由した格納容器ペントを実施した場合も想定する。</p>	<p>2. 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価について</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下、「審査ガイド」という。）に基づき行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第59条抜粋）</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>評価の結果、7日間での実効線量は約 21mSv となった。なお、この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p> <p>2.1 評価事象</p> <p>泊発電所3号炉においては、「想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス」を想定し、格納容器破損防止対策に係る有効性評価における雰囲気圧力・温度による静的負荷のうち、格納容器過圧の破損モードにおいて想定している、「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」を想定する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違及び評価線量の相違。PWR の評価事象については「2.1 評価事象」を参照。</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p> <p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違。なお、大飯とは同様の評価事象想定である。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は有効性評価で用いている用語に統一した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
<p>2.2. 大気中への放出量の評価</p> <p>放射性物質の大気中への放出量は、従来の原子炉設置変更許可申請書添付書類十の原子炉冷却材喪失時被ばく評価と同様のプロセスにて評価する。</p> <p>また、上記評価事象が炉心損傷後の事象であることを踏まえ、原子炉格納容器内に放出された放射性物質は NUREG-1465 の原子炉格納容器内への放出割合を基に設定して評価する。</p> <p>大気中への放射性物質の放出低減機能を有する代替低圧注水ポンプによるスプレィおよびアニユラス空気浄化設備の起動時間については、全交流動力電源喪失および最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。</p> <p style="text-align: right;">□ = SA</p>	<p>2.2 大気中への放出量の評価</p> <p>大気中へ放出される放射性物質の量は、上記 2.1 で示した事故シーケンスを想定し評価した。なお、原子炉格納容器から原子炉格納容器フィルタベント系への流入量及び原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への漏えい量を MAAP 解析及びNUREG-1465 の知見を用いて評価した。ただし、MAAP コードでは、よう素の化学組成は考慮されないため、粒子状よう素、無機よう素及び有機よう素については、大気中の放出量評価条件を設定し、放出量を評価した。評価に用いた放出放射エネルギーを表1及び表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 大気中への放出放射エネルギー（7日間積算） （代替循環冷却系により事象を収束することを想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="750 566 1288 869"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 1.6×10¹⁸</td><td>約 1.6×10¹⁷</td><td></td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 2.1×10¹⁸</td><td>約 4.5×10¹⁵</td><td></td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 8.4×10¹⁷</td><td>約 2.5×10¹²</td><td></td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 6.0×10¹⁸</td><td>約 2.7×10¹²</td><td></td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 1.8×10¹⁸</td><td>約 2.9×10¹²</td><td></td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 1.8×10¹⁸</td><td>約 4.2×10¹¹</td><td></td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 5.5×10¹⁸</td><td>約 2.8×10¹¹</td><td></td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 4.1×10¹⁸</td><td>約 7.5×10¹⁰</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 大気中への放出放射エネルギー（7日間積算） （格納容器ベントの実施を想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="750 949 1288 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出</th> <th>原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 4.6×10¹⁸</td><td>約 8.9×10¹⁶</td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 3.3×10¹⁸</td><td>約 3.0×10¹⁵</td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 9.6×10¹⁷</td><td>約 2.5×10¹²</td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 6.7×10¹⁸</td><td>約 2.7×10¹²</td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 6.3×10¹⁸</td><td>約 2.9×10¹²</td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 1.3×10¹⁸</td><td>約 4.2×10¹¹</td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 7.9×10¹⁷</td><td>約 2.8×10¹¹</td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 2.0×10¹⁷</td><td>約 7.5×10¹⁰</td></tr> </tbody> </table>	核種グループ	停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)		原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出		希ガス類	約 1.6×10 ¹⁸	約 1.6×10 ¹⁷		よう素類	約 2.1×10 ¹⁸	約 4.5×10 ¹⁵		Cs 類	約 8.4×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²		Te 類	約 6.0×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²		Ba 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 2.9×10 ¹²		Ru 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 4.2×10 ¹¹		Ce 類	約 5.5×10 ¹⁸	約 2.8×10 ¹¹		La 類	約 4.1×10 ¹⁸	約 7.5×10 ¹⁰		核種グループ	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)		原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出	希ガス類	約 4.6×10 ¹⁸	約 8.9×10 ¹⁶	よう素類	約 3.3×10 ¹⁸	約 3.0×10 ¹⁵	Cs 類	約 9.6×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²	Te 類	約 6.7×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²	Ba 類	約 6.3×10 ¹⁸	約 2.9×10 ¹²	Ru 類	約 1.3×10 ¹⁸	約 4.2×10 ¹¹	Ce 類	約 7.9×10 ¹⁷	約 2.8×10 ¹¹	La 類	約 2.0×10 ¹⁷	約 7.5×10 ¹⁰	<p>2.2 大気中への放出量の評価</p> <p>大気中へ放出される放射性物質の量は、上記 2.1 で示した事故シーケンスを想定し、従来の原子炉設置変更許可申請書添付書類十の原子炉冷却材喪失時被ばく評価と同様のプロセスにて評価した。</p> <p>また、上記評価事象が炉心損傷後の事象であることを踏まえ、原子炉格納容器内に放出された放射性物質は NUREG-1465 の原子炉格納容器内への放出割合を基に設定して評価した。</p> <p>大気中への放射性物質の放出低減機能を有する代替格納容器スプレィ設備及びアニユラス空気浄化設備の起動時間については、全交流動力電源喪失及び最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。評価に用いた放出放射エネルギーを第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 大気中への放出放射エネルギー（7日間積算）*</p> <table border="1" data-bbox="1377 534 1915 885"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器からの漏えい及びアニユラス空気浄化設備による放出</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 3.0×10¹⁸</td><td>約 5.4×10¹⁶</td><td></td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 3.1×10¹⁸</td><td>約 2.3×10¹⁴</td><td></td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 1.2×10¹⁸</td><td>約 6.9×10¹²</td><td></td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 1.9×10¹⁸</td><td>約 2.5×10¹²</td><td></td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 1.8×10¹⁸</td><td>約 1.7×10¹²</td><td></td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 3.7×10¹⁸</td><td>約 2.3×10¹¹</td><td></td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 6.5×10¹⁸</td><td>約 3.4×10¹¹</td><td></td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 6.6×10¹⁸</td><td>約 2.4×10¹¹</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*：有効数字2桁で四捨五入した値</p>	核種グループ	停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)		原子炉格納容器からの漏えい及びアニユラス空気浄化設備による放出		希ガス類	約 3.0×10 ¹⁸	約 5.4×10 ¹⁶		よう素類	約 3.1×10 ¹⁸	約 2.3×10 ¹⁴		Cs 類	約 1.2×10 ¹⁸	約 6.9×10 ¹²		Te 類	約 1.9×10 ¹⁸	約 2.5×10 ¹²		Ba 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 1.7×10 ¹²		Ru 類	約 3.7×10 ¹⁸	約 2.3×10 ¹¹		Ce 類	約 6.5×10 ¹⁸	約 3.4×10 ¹¹		La 類	約 6.6×10 ¹⁸	約 2.4×10 ¹¹		<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り上げている内容が異なるが、いずれもソースタームの考え方を記載している。なお、大飯とは評価条件は同様である。 【女川】型式の相違 ・PWR では格納容器ベントを用いない。 <p>【女川】型式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR では格納容器ベントを用いない。
核種グループ	停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)			放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)																																																																																																								
		原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																										
希ガス類	約 1.6×10 ¹⁸	約 1.6×10 ¹⁷																																																																																																										
よう素類	約 2.1×10 ¹⁸	約 4.5×10 ¹⁵																																																																																																										
Cs 類	約 8.4×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²																																																																																																										
Te 類	約 6.0×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²																																																																																																										
Ba 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 2.9×10 ¹²																																																																																																										
Ru 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 4.2×10 ¹¹																																																																																																										
Ce 類	約 5.5×10 ¹⁸	約 2.8×10 ¹¹																																																																																																										
La 類	約 4.1×10 ¹⁸	約 7.5×10 ¹⁰																																																																																																										
核種グループ	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)																																																																																																											
	原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																										
希ガス類	約 4.6×10 ¹⁸	約 8.9×10 ¹⁶																																																																																																										
よう素類	約 3.3×10 ¹⁸	約 3.0×10 ¹⁵																																																																																																										
Cs 類	約 9.6×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²																																																																																																										
Te 類	約 6.7×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²																																																																																																										
Ba 類	約 6.3×10 ¹⁸	約 2.9×10 ¹²																																																																																																										
Ru 類	約 1.3×10 ¹⁸	約 4.2×10 ¹¹																																																																																																										
Ce 類	約 7.9×10 ¹⁷	約 2.8×10 ¹¹																																																																																																										
La 類	約 2.0×10 ¹⁷	約 7.5×10 ¹⁰																																																																																																										
核種グループ	停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)																																																																																																										
		原子炉格納容器からの漏えい及びアニユラス空気浄化設備による放出																																																																																																										
希ガス類	約 3.0×10 ¹⁸	約 5.4×10 ¹⁶																																																																																																										
よう素類	約 3.1×10 ¹⁸	約 2.3×10 ¹⁴																																																																																																										
Cs 類	約 1.2×10 ¹⁸	約 6.9×10 ¹²																																																																																																										
Te 類	約 1.9×10 ¹⁸	約 2.5×10 ¹²																																																																																																										
Ba 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 1.7×10 ¹²																																																																																																										
Ru 類	約 3.7×10 ¹⁸	約 2.3×10 ¹¹																																																																																																										
Ce 類	約 6.5×10 ¹⁸	約 3.4×10 ¹¹																																																																																																										
La 類	約 6.6×10 ¹⁸	約 2.4×10 ¹¹																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
<p>2.3. 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、2010年1月～2010年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>なお、当該データの使用に当たっては、風向風速データが不良標本の棄却検定により、最近10年間の気象状態と比較して特に異常でないことを確認している。</p> <p>2.4. 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価</p> <p>建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による運転員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。直接ガンマ線はQADコード、スカイシャインガンマ線はSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>2.5. 中央制御室居住性に係る被ばく評価</p> <p>被ばく評価に当たって考慮している被ばく経路(①～⑤)は、第2.1図に示すとおりである。それぞれの経路における評価方法および評価条件は以下に示すとおりである。</p> <p style="text-align: right;">□ = SA</p>	<p>2.3 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、女川原子力発電所敷地内において観測した2012年1月～2012年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>相対濃度及び相対線量の評価結果を表3に示す。</p> <p style="text-align: center;">表3 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="772 630 1265 1093"> <thead> <tr> <th>放出源及び放出源高さ</th> <th>評価点</th> <th>着目方位</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>相対線量 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器 フィルタメント 系統気管 (地上36m)</td> <td>中央制御室 換気空調系統気口</td> <td>SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> <td>4.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室中心</td> <td>ESE, E, SSE, SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>8.6×10⁻⁴</td> <td>6.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理所</td> <td>SSW, SW, WSW, W</td> <td>5.0×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>制御建屋出入口</td> <td>SSE, S, SSW, SW, WSW, W</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>5.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉建屋ブローアウトパネル (地上6m)</td> <td>中央制御室 換気空調系統気口</td> <td>SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>1.3×10⁻⁴</td> <td>5.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室中心</td> <td>ESE, SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>1.6×10⁻⁴</td> <td>6.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理所</td> <td>SSW, SW, WSW, W</td> <td>9.9×10⁻⁴</td> <td>4.4×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>制御建屋出入口</td> <td>SSE, S, SSW, SW, WSW, W</td> <td>1.5×10⁻⁴</td> <td>6.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">排気筒 (地上89m)</td> <td>中央制御室 換気空調系統気口</td> <td>ESE</td> <td>2.8×10⁻⁴</td> <td>1.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室中心</td> <td>ESE</td> <td>2.8×10⁻⁴</td> <td>1.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理所</td> <td>SE</td> <td>4.0×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>制御建屋出入口</td> <td>ESE</td> <td>2.8×10⁻⁴</td> <td>1.0×10⁻¹⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※放出源高さは放出エネルギーによる影響は未考慮</p> <p>2.4 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価</p> <p>被ばく評価に当たっては、評価期間を事故発生後7日間とし、運転員が交替（5直3交替）するものとして実効線量を評価した。運転員の直交替サイクルを表4に、交替スケジュール例を表5に示す。</p>	放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	原子炉格納容器 フィルタメント 系統気管 (地上36m)	中央制御室 換気空調系統気口	SE, SSE, S, SSW, SW	5.8×10 ⁻⁴	4.6×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	ESE, E, SSE, SE, SSE, S, SSW, SW	8.6×10 ⁻⁴	6.6×10 ⁻¹⁸	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	5.0×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻¹⁸	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	7.1×10 ⁻⁴	5.6×10 ⁻¹⁸	原子炉建屋ブローアウトパネル (地上6m)	中央制御室 換気空調系統気口	SE, SSE, S, SSW, SW	1.3×10 ⁻⁴	5.0×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	ESE, SE, SSE, S, SSW, SW	1.6×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻¹⁸	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	9.9×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻¹⁸	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	1.5×10 ⁻⁴	6.0×10 ⁻¹⁸	排気筒 (地上89m)	中央制御室 換気空調系統気口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸	出入管理所	SE	4.0×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻¹⁸	制御建屋出入口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸	<p>2.3 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、泊発電所敷地内において観測した1997年1月～1997年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>なお、当該データの使用に当たっては、風向風速データが不良標本の棄却検定により、1998年1月～2007年12月の気象状態と比較して特に異常でないことを確認している。</p> <p>相対濃度及び相対線量の評価結果を第2表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2表 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="1344 630 1948 885"> <thead> <tr> <th>放出源及び放出源高さ</th> <th>評価点</th> <th>着目方位</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>相対線量 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地上 (地上0m)</td> <td>中央制御室中心</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N</td> <td>約5.6×10⁻⁴</td> <td>約2.4×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理建屋入口</td> <td>WNW, NW, NNW</td> <td>約3.8×10⁻⁴</td> <td>約1.8×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室入口</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N, NNE</td> <td>約5.7×10⁻⁴</td> <td>約2.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">排気筒 (地上73.1m)</td> <td>中央制御室中心</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N</td> <td>約2.8×10⁻⁴</td> <td>約4.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理建屋入口</td> <td>WNW, NW, NNW</td> <td>約1.9×10⁻⁴</td> <td>約3.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室入口</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N, NNE</td> <td>約2.8×10⁻⁴</td> <td>約4.7×10⁻¹⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p>【女川・大飯】気象データ対象年の相違 ・気象データの代表性については、「2-13 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について」を参照。 【女川】記載充実（大飯実績反映） 【大飯】気象データ対象年の相違</p> <p>【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・次項で比較</p> <p>【大飯】女川審査実績の反映</p>	放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	地上 (地上0m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約5.6×10 ⁻⁴	約2.4×10 ⁻¹⁸	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約3.8×10 ⁻⁴	約1.8×10 ⁻¹⁸	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約5.7×10 ⁻⁴	約2.3×10 ⁻¹⁸	排気筒 (地上73.1m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約2.8×10 ⁻⁴	約4.6×10 ⁻¹⁸	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約1.9×10 ⁻⁴	約3.3×10 ⁻¹⁸	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約2.8×10 ⁻⁴	約4.7×10 ⁻¹⁸
放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]																																																																																					
原子炉格納容器 フィルタメント 系統気管 (地上36m)	中央制御室 換気空調系統気口	SE, SSE, S, SSW, SW	5.8×10 ⁻⁴	4.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室中心	ESE, E, SSE, SE, SSE, S, SSW, SW	8.6×10 ⁻⁴	6.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	5.0×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	7.1×10 ⁻⁴	5.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
原子炉建屋ブローアウトパネル (地上6m)	中央制御室 換気空調系統気口	SE, SSE, S, SSW, SW	1.3×10 ⁻⁴	5.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室中心	ESE, SE, SSE, S, SSW, SW	1.6×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	9.9×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	1.5×10 ⁻⁴	6.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
排気筒 (地上89m)	中央制御室 換気空調系統気口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室中心	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理所	SE	4.0×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	制御建屋出入口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]																																																																																					
地上 (地上0m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約5.6×10 ⁻⁴	約2.4×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約3.8×10 ⁻⁴	約1.8×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約5.7×10 ⁻⁴	約2.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
排気筒 (地上73.1m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約2.8×10 ⁻⁴	約4.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約1.9×10 ⁻⁴	約3.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約2.8×10 ⁻⁴	約4.7×10 ⁻¹⁸																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																						
<p>中央制御室等の運転員に係る被ばく評価期間は事象発生後7日間とした。運転員の勤務形態としては5直2.5交代とし、7日間の評価期間において最も中央制御室の滞在期間が長く入退域回数が多い運転員を対象として、7日間の積算線量を滞在期間および入退域に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。</p>	<p>また、評価で想定した運転員の入退域及び中央制御室滞在の開始及び終了の時間並びに空調起動や格納容器ベント実施の時間の前後関係を参考図に示す。なお、本評価においては、1直（1日目）の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定した。</p> <p>被ばく評価に当たって考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図1及び図2に示す。また、中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件を表9に、被ばく評価に係る換気空調設備の概略図を図3に示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表4 直交代サイクル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務</th> <th colspan="2">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1直</td> <td>21時30分～9時00分</td> <td>11時間30分</td> </tr> <tr> <td>2直</td> <td>8時40分～16時50分</td> <td>8時間10分</td> </tr> <tr> <td>3直</td> <td>16時30分～21時50分</td> <td>5時間20分</td> </tr> <tr> <td>2・3直</td> <td>8時40分～21時50分</td> <td>13時間10分</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5 直交替スケジュール例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>滞在時間</th> <th>入退域回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>/</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>休</td> <td>49:40</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>3</td> <td>/</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>休</td> <td>休</td> <td>2</td> <td>36:30</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">日勤</td> <td>0:00</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>休</td> <td>休</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>49:40</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>休</td> <td>休</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>/</td> <td>1</td> <td>38:10</td> <td>8回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1直、2：2直、3：3直、23：2・3直、休：休日、日勤：事務所勤務日</p> </div>	勤務	勤務時間		1直	21時30分～9時00分	11時間30分	2直	8時40分～16時50分	8時間10分	3直	16時30分～21時50分	5時間20分	2・3直	8時40分～21時50分	13時間10分		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	滞在時間	入退域回数	A班	2	23	3	/	1	1	休	49:40	10回	B班	3	/	1	1	休	休	2	36:30	8回	C班	日勤							0:00	0回	D班	1	1	休	休	2	23	3	49:40	10回	E班	休	休	2	23	3	/	1	38:10	8回	<p>なお、本評価においては、3直（1日目）の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定した。</p> <p>被ばく評価に当たって考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを第1図及び第2図に示す。また、中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件を表8表に、被ばく評価に係る中央制御室空調装置の概略図を第3図に示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>第3表 直交代サイクル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務</th> <th>勤務時刻</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1直</td> <td>22:00～8:10</td> <td>10時間10分</td> </tr> <tr> <td>2直</td> <td>8:10～15:20</td> <td>7時間20分</td> </tr> <tr> <td>3直</td> <td>15:00～22:10</td> <td>7時間10分</td> </tr> <tr> <td>連直</td> <td>8:00～22:10</td> <td>14時間10分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表 勤務スケジュール例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>滞在時間</th> <th>入退域回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>3直</td> <td>連直</td> <td>2直</td> <td>1直</td> <td>1直</td> <td></td> <td></td> <td>49:00</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">日勤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td></td> <td></td> <td>3直</td> <td>連直</td> <td>2直</td> <td></td> <td>1直</td> <td>38:50</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>1直</td> <td>1直</td> <td></td> <td></td> <td>3直</td> <td>連直</td> <td>2直</td> <td>49:00</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>2直</td> <td></td> <td>1直</td> <td>1直</td> <td></td> <td></td> <td>3直</td> <td>34:50</td> <td>8回</td> </tr> </tbody> </table> </div>	勤務	勤務時刻	勤務時間	1直	22:00～8:10	10時間10分	2直	8:10～15:20	7時間20分	3直	15:00～22:10	7時間10分	連直	8:00～22:10	14時間10分		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	滞在時間	入退域回数	A班	3直	連直	2直	1直	1直			49:00	10回	B班	日勤									C班			3直	連直	2直		1直	38:50	8回	D班	1直	1直			3直	連直	2直	49:00	10回	E班	2直		1直	1直			3直	34:50	8回	<p>【大飯】 女川実績の反映 ・⑨の相違</p> <p>【女川】運用の相違 ・交代スケジュールの相違による選定条件の相違 ・女川の1直は泊の1直より勤務時間が長く、女川の2直から23直までの期間は、泊の3直から連直までの期間より長い。</p>
勤務	勤務時間																																																																																																																																																								
1直	21時30分～9時00分	11時間30分																																																																																																																																																							
2直	8時40分～16時50分	8時間10分																																																																																																																																																							
3直	16時30分～21時50分	5時間20分																																																																																																																																																							
2・3直	8時40分～21時50分	13時間10分																																																																																																																																																							
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	滞在時間	入退域回数																																																																																																																																																
A班	2	23	3	/	1	1	休	49:40	10回																																																																																																																																																
B班	3	/	1	1	休	休	2	36:30	8回																																																																																																																																																
C班	日勤							0:00	0回																																																																																																																																																
D班	1	1	休	休	2	23	3	49:40	10回																																																																																																																																																
E班	休	休	2	23	3	/	1	38:10	8回																																																																																																																																																
勤務	勤務時刻	勤務時間																																																																																																																																																							
1直	22:00～8:10	10時間10分																																																																																																																																																							
2直	8:10～15:20	7時間20分																																																																																																																																																							
3直	15:00～22:10	7時間10分																																																																																																																																																							
連直	8:00～22:10	14時間10分																																																																																																																																																							
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	滞在時間	入退域回数																																																																																																																																																
A班	3直	連直	2直	1直	1直			49:00	10回																																																																																																																																																
B班	日勤																																																																																																																																																								
C班			3直	連直	2直		1直	38:50	8回																																																																																																																																																
D班	1直	1直			3直	連直	2直	49:00	10回																																																																																																																																																
E班	2直		1直	1直			3直	34:50	8回																																																																																																																																																
<p>2.5.1 中央制御室内での被ばく 2.5.1.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による中央制御室内での運転員の外部被ばくは、上記2.4.の方法で実効線量を評価した。</p>	<p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 2.4.1.1 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に原子炉建屋原子炉棟内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置は、原子炉建屋原子炉棟内に設置しているため、原子炉建屋の躯体により遮蔽されるため影響はない。</p>	<p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 2.4.1.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、原子炉格納容器内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p>	<p>【女川・大飯】記載表現の相違 ・泊はガイドにおける被ばく経路の表現と同様とした。 ・鋼製CVである泊では具体的には原子炉格納容器内の線源を考慮するため、文章後段では「原子炉格納容器」とした。</p> <p>【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。</p>																																																																																																																																																						

□ = SA

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>2.4. 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による運転員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。直接ガンマ線はQADコード、スカイシャインガンマ線はSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>2.5.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（経路②） 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に大気拡散効果と中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて運転員の実効線量を評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p>  <p>第2.1回 事故時における中央制御室等の運転員の被ばく経路 = SA</p>	<p>原子炉建屋原子炉棟内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線については、QAD-CGGP2Rコードを用い、スカイシャインガンマ線についてはANISNコード及びG33-GP2Rコードを用いて評価した。</p> <p>2.4.1.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②） 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p>	<p>原子炉格納容器内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線については、QAD-CGGP2Rコードを用い、スカイシャインガンマ線についてはSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②） 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による中央制御室での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計等の相違 ・BWRでは、ANISNコードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2Rコードによりスカイシャイン線の評価するが、PWRのSCATTERINGコードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャイン線量を評価可能であるため、BWRのように2つのコードを用いる必要はない。なお、大飯とは評価方法は同様である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川の経路②、③を、泊では経路②としてまとめている。なお、大飯とは評価条件は同様である。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 （女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.5.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）</p> <p>事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は外気から中央制御室内に取り込まれる。中央制御室内に取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばくおよび吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算にあたっては、運転員はマスクを着用しているとして評価した。また、(1)、(2)に示す中央制御室換気設備の効果を考慮した。</p> <p>なお、中央制御室換気設備の起動時間については、全交流動力電源喪失および最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。</p> <p>(1)事故時運転モード</p> <p>中央制御室換気設備の事故時運転モードは、通常開いている外気取り込みダンパを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減する運転モードで、具体的な系統構成は第 2.2 図に示すとおりである。</p> <p>【再掲】</p> <p>なお、中央制御室換気設備の起動時間については、全交流動力電源喪失および最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。</p> <p>なお、大飯発電所3号炉と4号炉の中央制御室はそれぞれ共有している。</p> <p style="text-align: right;">= SA</p>	<p>2.4.1.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路③）</p> <p>地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p> <p>2.4.1.4 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路④）</p> <p>外気から中央制御室内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、中央制御室内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。</p> <p>なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用による防護効果を考慮した。</p> <p>また、格納容器ベントの際には運転員は図 4 に示す中央制御室待避所内に滞在するとして評価した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算は、以下の(1)から(3)に示す効果を考慮した。被ばく評価で想定する空調運用等のタイムチャートを図 5 に示す。</p> <p>(1) 事故時運転モード（少量外気取入）：中央制御室換気空調系</p> <p>中央制御室換気空調系の事故時運転モード（少量外気取入）は、通常開いている外気取り入れダンパを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減し、フィルタを通した外気を少量取入れる運転モードである。具体的な系統構成を図 3 に示す。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度は事故時運転モード（少量外気取入）で評価している。</p> <p>なお、中央制御室換気空調系の事故時運転モード（少量外気取入）への切り換え時間については、運転操作や全交流動力電源喪失を想定した遅れを考慮し、有効性評価で設定した 30 分を起動遅れ時間として考慮した。</p> <p>(2) 中央制御室待避所加圧設備による中央制御室待避所の加圧</p> <p>中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（以下、「加圧設備」という。）により正圧を維持することで、外気の流入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）</p> <p>外気から中央制御室内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、中央制御室内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。</p> <p>なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用による防護効果を考慮した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算は、以下の(1)、(2)に示す効果を考慮した。</p> <p>(1) 閉回路循環運転：中央制御室空調装置</p> <p>中央制御室空調装置の閉回路循環運転は、通常開いている外気取り入れダンパを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減する運転モードである。具体的な系統構成を第 3 図に示す。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度は閉回路循環運転で評価している。</p> <p>なお、中央制御室空調装置の起動時間については、全交流動力電源喪失及び最終ヒートシンク喪失を想定した遅れを考慮し、300分を起動遅れ時間として考慮した。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】 記載方針の相違 ・女川の経路②、③を、泊では経路②としてまとめている。なお、大飯とは評価条件は同様である。</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 2.5.1.3 (1)にて再掲 【女川】 記載方針の相違 ・泊では中央制御室待避所の加圧を行わないため、タイムチャートは記載していない。</p> <p>【大飯】 ・プラント条件の相違 泊は3号炉のみのため中央制御室の共有はない。 ②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)フィルタを通らない空気流入量 大飯発電所3、4号炉中央制御室へのフィルタを通らない空気流入量は、空気流入率測定試験結果を踏まえて保守的に換気率換算で0.5回/hを仮定して評価した。</p> <p>2.5.2 入退城時の被ばく 【再掲】 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から中央制御室入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は、入退城の経路に沿って、正門、事務所入口および中央制御室入口として評価した。</p> <p>2.5.2.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路④） 事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による入退城時の運転員の外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は、「2.5.1.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から中央制御室入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は、入退城の経路に沿って、正門、事務所入口および中央制御室入口として評価した。</p>  <p>図5.2.10 中央制御室換気設備の概要図() = SA</p>	<p>(3) 中央制御室への外気の直接流入率 中央制御室へのフィルタを通らない空気流入量は、保守的に換気率換算で1.0回/hを仮定して評価した。</p> <p>2.4.2 入退城時の被ばく 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から制御建屋中央制御室出入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は出入管理所と制御建屋出入口の2箇所とし、入退城ごとに各々の評価点に7分間及び5分間滞在するとして評価した。なお、原子炉格納容器フィルタベント系の屋外配管に付着した放射性物質からの影響についても、上記と同様の評価点及び滞在時間として評価した。</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路⑤） 事故期間中に原子炉建屋原子炉棟内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による入退城時の運転員の外部被ばくは、評価点を屋外とすること以外は「2.4.1.1 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>また、原子炉格納容器フィルタベント系の排気管内に付着した放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばくも上記と同様な手法で実効線量を評価した。</p>	<p>(2) 中央制御室への外気の直接流入率 中央制御室へのフィルタを通らない空気流入量は、保守的に換気率換算で0.5回/hを仮定して評価した。</p> <p>2.4.2 入退城時の被ばく 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から中央制御室入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は出入管理建屋入口及び中央制御室入口の2箇所とし、入退城ごとに各々の評価点に10分間及び5分間滞在するとして評価した。</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路④） 事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による入退城時の運転員の外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は、「2.4.1.1 原子炉建屋内からのガンマ線による被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】評価条件の相違 ・泊は大飯と同じ流入率。 【女川・大飯】評価条件の相違 ・具体的な代表点、滞在時間は異なる。 【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。 【大飯】 記載箇所の相違 【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.5.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく（経路⑥）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時について、外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.5.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（経路②）」と同様な手法で、内部被ばくは、空調設備効果を期待しないこと以外は「2.5.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）」と同様な手法で放射性物質からのガンマ線による外部被ばくおよび吸入摂取による内部被ばくの和として運転員の実効線量を評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p> <p>入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、上記 2.5.2.1 の仮定に同じである。</p> <p>2.6. 評価結果のまとめ</p> <p>3号炉、4号炉事故発生時の中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、第2.1表に示すとおり、実効線量が7日間でそれぞれ約7.2mSv、約4.3mSvである。また、3号炉事故発生時および4号炉事故発生時の合算値は約12mSvである。</p> <p>したがって、評価結果は、「判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。評価結果の内訳を第2.2表～第2.3表に示す。</p> <p>なお、マスク着用を考慮しない場合の3号炉、4号炉事故発生時の中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、実効線量が7日間でそれぞれ約66mSv、約49mSvであり、3号炉事故発生時および4号炉事故発生時の合算値は約120mSvである。</p> <p style="text-align: right;">□ = SA</p> <p>なお、参考として原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない（DF=1）場合の評価結果について表6-3及び表6-4に示す。</p>	<p>2.4.2.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路⑥）</p> <p>中央制御室の壁等によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.4.1.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>2.4.2.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路⑦）</p> <p>中央制御室の壁等によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.4.1.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路③）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>2.4.2.4 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による被ばく（経路⑧）</p> <p>入退域時の内部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量及び大気拡散効果を踏まえ評価した。なお、評価に当たってはマスクの着用による防護効果を考慮した。</p> <p>2.5 評価結果のまとめ</p> <p>代替循環冷却系を用いて事象収束に成功した場合の評価結果を表6-1-1及び表6-1-2に示す。また、格納容器ペントを実施した場合の評価結果を表6-2-1及び表6-2-2に示す。さらに、各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい班の評価結果の内訳を表7-1-1から表7-2-2に、被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価結果の内訳を表8-1-1から表8-2-2に示す。</p> <p>評価の結果、7日間での実効線量は代替循環冷却系を用いて事象収束に成功した場合で最大約51mSv、格納容器ペントを実施した場合で最大約51mSvとなった。この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p> <p>なお、参考として原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない（DF=1）場合の評価結果について表6-3及び表6-4に示す。</p>	<p>2.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく（経路⑥）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時について、外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②）」と同様な手法で、内部被ばくは、空調設備効果を期待しないこと以外は「2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）」と同様な手法で放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばくの和として運転員の実効線量を評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p> <p>入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、上記 2.4.2.1 の仮定に同じである。</p> <p>2.5 評価結果のまとめ</p> <p>評価結果を第5-1表及び第5-2表に示す。さらに、被ばく線量の合計が最も大きい班の評価結果の内訳を第6-1表及び第6-2表に、被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価結果の内訳を第7-1表及び第7-2表に示す。</p> <p>評価の結果、7日間での実効線量は約21mSvとなった。この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p> <p>なお、参考として原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない（DF=1）の評価結果について、第5-3表に示す。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川の経路⑥、⑦、⑧を、泊では経路⑥としてまとめている。なお、大阪とは評価方法は同様である。</p> <p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定との相違。なお、大阪とは同様の評価事象想定である。</p> <p>【女川、大阪】個別解析の相違 【大阪】女川実績の反映 ・ただし、評価結果の値は個別解析の相違</p> <p>【大阪】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<p>表6-1-1 各勤務サイクルでの被ばく線量 (代替換換気系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 215 1234 379"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約6.2^{※1)}</td> <td>約2.7</td> <td>約1.4</td> <td>約1.3</td> <td>約1.3</td> <td>約1.2</td> <td>約1.3</td> <td>約13</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約5.2^{※1)}</td> <td>約1.9</td> <td>約1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約0.87</td> <td>-</td> <td>約9.5</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約46^{※1)}</td> <td>約2.9</td> <td>-</td> <td>約1.1</td> <td>約1.2</td> <td>約0.47^{※1)}</td> <td>-</td> <td>約51</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>約1.5</td> <td>約1.5</td> <td>約0.92</td> <td>-</td> <td>約1.3^{※1)}</td> <td>約5.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (IP-00) の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク (IP-00) の着用を考慮。8時間当たり1時間外のものとして評価 ※3 遮蔽ケプセル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退室時において事故後1日目のみマスク (IP-1,000) の着用を考慮。中央制御室内は8時間当たり15分間外のものとして評価 ※5 本評価において想定した交代スケジュールでは、7日目3日の被ばく線量が中央制御室内中に、交際のたために入城する1週間前(7日目1日の被ばく線量)が入城を伴った場合として評価 ※6 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1日の被ばく線量に加えて整理。7日目3日の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量を示している。</p> <p>表6-1-2 各勤務サイクルでの被ばく線量 (代替換換気系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 582 1234 746"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約7.1^{※1)}</td> <td>約4.8</td> <td>約2.3</td> <td>約3.2</td> <td>約2.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約21</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約6.0^{※1)}</td> <td>約3.8</td> <td>約3.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.0</td> <td>-</td> <td>約16</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約520^{※1)}</td> <td>約4.6</td> <td>約2.4</td> <td>約3.1</td> <td>約1.2^{※1)}</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約530</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>約3.0</td> <td>約3.8</td> <td>約1.8</td> <td>-</td> <td>約2.9^{※1)}</td> <td>約12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (IP-00) の着用を考慮 ※2 遮蔽ケプセル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※3 入退室時において事故後1日目のみマスク (IP-1,000) の着用を考慮 ※4 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1日の被ばく線量に加えて整理。7日目3日の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の※5を参照)</p> <p>表6-2-1 各勤務サイクルでの被ばく線量 (原子炉格納容器フィルターシステムを用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 869 1234 1034"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約6.2^{※1)}</td> <td>約2.1</td> <td>約1.4</td> <td>約1.1</td> <td>約0.84</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約13</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約5.2^{※1)}</td> <td>約1.8</td> <td>約1.4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約0.65</td> <td>-</td> <td>約9.0</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約46^{※1)}</td> <td>約2.9</td> <td>約0.88</td> <td>約0.84</td> <td>約0.34^{※1)}</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約51</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>約1.5</td> <td>約1.3</td> <td>約0.79</td> <td>-</td> <td>約0.86^{※1)}</td> <td>約4.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (IP-00) の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク (IP-00) の着用を考慮。8時間当たり1時間外のものとして評価 ※3 遮蔽ケプセル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退室時において事故後1日目のみマスク (IP-1,000) の着用を考慮。中央制御室内は8時間当たり15分間外のものとして評価 ※5 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1日の被ばく線量に加えて整理。7日目3日の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の※5を参照)</p> <p>表6-2-2 各勤務サイクルでの被ばく線量 (原子炉格納容器フィルターシステムを用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 1204 1234 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約7.1^{※1)}</td> <td>約2.5</td> <td>約2.0</td> <td>約1.6</td> <td>約1.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約27</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約6.0^{※1)}</td> <td>約3.0</td> <td>約2.4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約0.75</td> <td>-</td> <td>約13</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約520^{※1)}</td> <td>約4.7</td> <td>約1.2</td> <td>約1.1</td> <td>約0.39^{※1)}</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約520</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>約2.7</td> <td>約2.2</td> <td>約0.97</td> <td>-</td> <td>約1.2^{※1)}</td> <td>約7.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (IP-00) の着用を考慮 ※2 遮蔽ケプセル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※3 入退室時において事故後1日目のみマスク (IP-1,000) の着用を考慮 ※4 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1日の被ばく線量に加えて整理。7日目3日の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の※5を参照)</p>		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約6.2 ^{※1)}	約2.7	約1.4	約1.3	約1.3	約1.2	約1.3	約13	B班	約5.2 ^{※1)}	約1.9	約1.5	-	-	約0.87	-	約9.5	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約46 ^{※1)}	約2.9	-	約1.1	約1.2	約0.47 ^{※1)}	-	約51	E班	-	約1.5	約1.5	約0.92	-	約1.3 ^{※1)}	約5.3			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約7.1 ^{※1)}	約4.8	約2.3	約3.2	約2.9	-	-	約21	B班	約6.0 ^{※1)}	約3.8	約3.5	-	-	約2.0	-	約16	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約520 ^{※1)}	約4.6	約2.4	約3.1	約1.2 ^{※1)}	-	-	約530	E班	-	約3.0	約3.8	約1.8	-	約2.9 ^{※1)}	約12			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約6.2 ^{※1)}	約2.1	約1.4	約1.1	約0.84	-	-	約13	B班	約5.2 ^{※1)}	約1.8	約1.4	-	-	約0.65	-	約9.0	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約46 ^{※1)}	約2.9	約0.88	約0.84	約0.34 ^{※1)}	-	-	約51	E班	-	約1.5	約1.3	約0.79	-	約0.86 ^{※1)}	約4.6			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約7.1 ^{※1)}	約2.5	約2.0	約1.6	約1.2	-	-	約27	B班	約6.0 ^{※1)}	約3.0	約2.4	-	-	約0.75	-	約13	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約520 ^{※1)}	約4.7	約1.2	約1.1	約0.39 ^{※1)}	-	-	約520	E班	-	約2.7	約2.2	約0.97	-	約1.2 ^{※1)}	約7.0		<p>第5-1表 各勤務サイクルでの被ばく線量 (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)※3)}</p> <table border="1" data-bbox="1440 207 1854 371"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日目</th> <th>2日目</th> <th>3日目</th> <th>4日目</th> <th>5日目</th> <th>6日目</th> <th>7日目</th> <th>8日目</th> <th>合計^{※4)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約5.4</td> <td>約4.9</td> <td>約3.0</td> <td>約2.2</td> <td>約1.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約21</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.8</td> <td>約2.6</td> <td>約1.9</td> <td>約1.6</td> <td>約1.4</td> <td>約1.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約6.7</td> <td>-</td> <td>約1.8</td> <td>約1.9</td> <td>約1.4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約12</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>約3.6</td> <td>約2.7</td> <td>-</td> <td>約1.3</td> <td>約0.7</td> <td>約0.4</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 3度 (1日目) の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定するため、評価期間が7日以内であることから8日目の途中まで考慮 ※2 入退室時においてマスク (IP-00) の着用を考慮 ※3 中央制御室内でマスク (IP-00) の着用を考慮。1日目は6時間当たり18分間、2日目は6時間当たり1時間外のものとして評価 ※4 遮蔽ケプセル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※5 合計線量は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値 ※6 事象発生のため、評価対象外 ※7 本評価において想定した交代スケジュールでは、8日目連日の途中で評価期間終了となることから、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う線量を示している。</p> <p>第5-2表 各勤務サイクルでの被ばく線量 (中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)※3)}</p> <table border="1" data-bbox="1440 574 1854 738"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日目</th> <th>2日目</th> <th>3日目</th> <th>4日目</th> <th>5日目</th> <th>6日目</th> <th>7日目</th> <th>8日目</th> <th>合計^{※4)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約8.1</td> <td>約4.4</td> <td>約3.8</td> <td>約2.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約22</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>約4.1</td> <td>約5.0</td> <td>約3.1</td> <td>約2.9</td> <td>約2.6</td> <td>約1.8</td> <td>約1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約9.8</td> <td>-</td> <td>約2.9</td> <td>約3.8</td> <td>約2.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約19</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>約6.7</td> <td>約4.5</td> <td>-</td> <td>約2.2</td> <td>約1.5</td> <td>約1.1</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 3度 (1日目) の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定するため、評価期間が7日以内であることから8日目の途中まで考慮 ※2 入退室時においてマスク (IP-00) の着用を考慮 ※3 遮蔽ケプセル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 合計線量は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値 ※5 事象発生のため、評価対象外 ※6 本評価において想定した交代スケジュールでは、8日目連日の途中で評価期間終了となることから、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う線量を示している。</p>		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	合計 ^{※4)}	A班	約5.4	約4.9	約3.0	約2.2	約1.9	-	-	-	約21	B班	-	-	-	-	-	-	-	-	0	C班	-	-	約2.8	約2.6	約1.9	約1.6	約1.4	約1.1		D班	約6.7	-	約1.8	約1.9	約1.4	-	-	-	約12	E班	-	約3.6	約2.7	-	約1.3	約0.7	約0.4	-			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	合計 ^{※4)}	A班	約8.1	約4.4	約3.8	約2.3	-	-	-	-	約22	B班	-	-	-	-	-	-	-	-	0	C班	-	約4.1	約5.0	約3.1	約2.9	約2.6	約1.8	約1.6		D班	約9.8	-	約2.9	約3.8	約2.3	-	-	-	約19	E班	-	約6.7	約4.5	-	約2.2	約1.5	約1.1	-		<p>【女川】 個別解析の相違</p> <p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違により評価ケース 数が異なる。</p>
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
A班	約6.2 ^{※1)}	約2.7	約1.4	約1.3	約1.3	約1.2	約1.3	約13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
B班	約5.2 ^{※1)}	約1.9	約1.5	-	-	約0.87	-	約9.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
D班	約46 ^{※1)}	約2.9	-	約1.1	約1.2	約0.47 ^{※1)}	-	約51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
E班	-	約1.5	約1.5	約0.92	-	約1.3 ^{※1)}	約5.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
A班	約7.1 ^{※1)}	約4.8	約2.3	約3.2	約2.9	-	-	約21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
B班	約6.0 ^{※1)}	約3.8	約3.5	-	-	約2.0	-	約16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
D班	約520 ^{※1)}	約4.6	約2.4	約3.1	約1.2 ^{※1)}	-	-	約530																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
E班	-	約3.0	約3.8	約1.8	-	約2.9 ^{※1)}	約12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
A班	約6.2 ^{※1)}	約2.1	約1.4	約1.1	約0.84	-	-	約13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
B班	約5.2 ^{※1)}	約1.8	約1.4	-	-	約0.65	-	約9.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
D班	約46 ^{※1)}	約2.9	約0.88	約0.84	約0.34 ^{※1)}	-	-	約51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
E班	-	約1.5	約1.3	約0.79	-	約0.86 ^{※1)}	約4.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
A班	約7.1 ^{※1)}	約2.5	約2.0	約1.6	約1.2	-	-	約27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
B班	約6.0 ^{※1)}	約3.0	約2.4	-	-	約0.75	-	約13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
D班	約520 ^{※1)}	約4.7	約1.2	約1.1	約0.39 ^{※1)}	-	-	約520																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
E班	-	約2.7	約2.2	約0.97	-	約1.2 ^{※1)}	約7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	合計 ^{※4)}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
A班	約5.4	約4.9	約3.0	約2.2	約1.9	-	-	-	約21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B班	-	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C班	-	-	約2.8	約2.6	約1.9	約1.6	約1.4	約1.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
D班	約6.7	-	約1.8	約1.9	約1.4	-	-	-	約12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
E班	-	約3.6	約2.7	-	約1.3	約0.7	約0.4	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	合計 ^{※4)}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
A班	約8.1	約4.4	約3.8	約2.3	-	-	-	-	約22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B班	-	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C班	-	約4.1	約5.0	約3.1	約2.9	約2.6	約1.8	約1.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
D班	約9.8	-	約2.9	約3.8	約2.3	-	-	-	約19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
E班	-	約6.7	約4.5	-	約2.2	約1.5	約1.1	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																								
	<p>表6-3 各勤務サイクルでの被ばく線量（参考） （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合） （原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果をDF=1とした場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合）（単位：mSv）^{※1)※2)※3)}</p> <table border="1" data-bbox="712 260 1308 480"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約8.7^{※4)}</td> <td>約5.2</td> <td>約3.0</td> <td>-</td> <td>約3.1</td> <td>約2.8</td> <td>-</td> <td>約23</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約7.5^{※4)}</td> <td>-</td> <td>約4.0</td> <td>約3.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.2</td> <td>約17</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約55^{※4)}</td> <td>約5.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.6</td> <td>約2.9</td> <td>約1.2^{※6)}</td> <td>約66</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約3.4</td> <td>約3.6</td> <td>約2.3</td> <td>-</td> <td>約3.3^{※6)}</td> <td>約13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退城時においてマスク（PF=50）の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク（PF=60）の着用を考慮。6時間当たり1時間外すものとして評価 ※3 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退城時において事故後1日のみマスク（PF=1,000）の着用を考慮。中央制御室内は6時間当たり18分間外すものとして評価 ※5 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理。7日目3直の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在（評価期間終了まで）に伴う被ばく線量（表6-1-1の※5を参照）</p> <p>表6-4 各勤務サイクルでの被ばく線量（参考） （原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合） （原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果をDF=1とした場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合）（単位：mSv）^{※1)※2)※3)}</p> <table border="1" data-bbox="712 722 1308 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約8.7^{※4)}</td> <td>約24</td> <td>約3.0</td> <td>-</td> <td>約2.8</td> <td>約2.5</td> <td>-</td> <td>約41</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約7.5^{※4)}</td> <td>-</td> <td>約3.3</td> <td>約3.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.0</td> <td>約16</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約55^{※4)}</td> <td>約5.4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.4</td> <td>約2.6</td> <td>約1.1^{※6)}</td> <td>約66</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約3.5</td> <td>約3.3</td> <td>約2.2</td> <td>-</td> <td>約3.0^{※6)}</td> <td>約12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退城時においてマスク（PF=50）の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク（PF=60）の着用を考慮。6時間当たり1時間外すものとして評価 ※3 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退城時において事故後1日のみマスク（PF=1,000）の着用を考慮。中央制御室内は6時間当たり18分間外すものとして評価 ※5 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理。7日目3直の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在（評価期間終了まで）に伴う被ばく線量（表6-1-1の※5を参照）</p>		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約8.7 ^{※4)}	約5.2	約3.0	-	約3.1	約2.8	-	約23	B班	約7.5 ^{※4)}	-	約4.0	約3.5	-	-	約2.2	約17	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約55 ^{※4)}	約5.3	-	-	約2.6	約2.9	約1.2 ^{※6)}	約66	E班	-	-	約3.4	約3.6	約2.3	-	約3.3 ^{※6)}	約13		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約8.7 ^{※4)}	約24	約3.0	-	約2.8	約2.5	-	約41	B班	約7.5 ^{※4)}	-	約3.3	約3.3	-	-	約2.0	約16	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約55 ^{※4)}	約5.4	-	-	約2.4	約2.6	約1.1 ^{※6)}	約66	E班	-	-	約3.5	約3.3	約2.2	-	約3.0 ^{※6)}	約12	<p>第5-3表 各勤務サイクルでの被ばく線量（参考） （原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果をDF=1とした場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合）（単位：mSv）^{※1)※2)※3)}</p> <table border="1" data-bbox="1379 248 1912 469"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日目</th> <th>2日目</th> <th>3日目</th> <th>4日目</th> <th>5日目</th> <th>6日目</th> <th>7日目</th> <th>8日目</th> <th>合計^{※4)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約14</td> <td>約5.3</td> <td>約3.2</td> <td>-</td> <td>約2.4</td> <td>約2.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約27</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約3.0</td> <td>約2.9</td> <td>約2.1</td> <td>-</td> <td>約1.8</td> <td>約1.5</td> <td>約12</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約7.8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.0</td> <td>約2.1</td> <td>約1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約14</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約3.8</td> <td>約2.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約1.5</td> <td>約0.8</td> <td>約9.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 3直（1日目）の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定するため。評価期間が7日+168時間であることから8日目の途中まで考慮 ※2 入退城時においてマスク（PF=60）の着用を考慮 ※3 中央制御室内でマスク（DF=50）の着用を考慮。1日目は6時間当たり18分間、2日以降は6時間当たり1時間外すものとして評価 ※4 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※5 合計線量は、有効線量3桁目を切り上げて2桁に丸めた値 ※6 事象発生前のため、評価対象外 ※7 本評価において想定した直交代スケジュールでは、8日目直前の途中で評価期間終了となることから、入城及び中央制御室滞在（評価期間終了まで）に伴う線量を示している。</p>		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	合計 ^{※4)}	A班	約14	約5.3	約3.2	-	約2.4	約2.0	-	-	約27	B班	-	-	-	-	-	-	-	-	0	C班	-	-	約3.0	約2.9	約2.1	-	約1.8	約1.5	約12	D班	約7.8	-	-	約2.0	約2.1	約1.5	-	-	約14	E班	-	-	約3.8	約2.9	-	-	約1.5	約0.8	約9.1	<p>【女川】 個別解析の相違</p> <p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違により評価ケース数が異なる。</p>
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																			
A班	約8.7 ^{※4)}	約5.2	約3.0	-	約3.1	約2.8	-	約23																																																																																																																																																																			
B班	約7.5 ^{※4)}	-	約4.0	約3.5	-	-	約2.2	約17																																																																																																																																																																			
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																			
D班	約55 ^{※4)}	約5.3	-	-	約2.6	約2.9	約1.2 ^{※6)}	約66																																																																																																																																																																			
E班	-	-	約3.4	約3.6	約2.3	-	約3.3 ^{※6)}	約13																																																																																																																																																																			
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																			
A班	約8.7 ^{※4)}	約24	約3.0	-	約2.8	約2.5	-	約41																																																																																																																																																																			
B班	約7.5 ^{※4)}	-	約3.3	約3.3	-	-	約2.0	約16																																																																																																																																																																			
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																			
D班	約55 ^{※4)}	約5.4	-	-	約2.4	約2.6	約1.1 ^{※6)}	約66																																																																																																																																																																			
E班	-	-	約3.5	約3.3	約2.2	-	約3.0 ^{※6)}	約12																																																																																																																																																																			
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	合計 ^{※4)}																																																																																																																																																																		
A班	約14	約5.3	約3.2	-	約2.4	約2.0	-	-	約27																																																																																																																																																																		
B班	-	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																		
C班	-	-	約3.0	約2.9	約2.1	-	約1.8	約1.5	約12																																																																																																																																																																		
D班	約7.8	-	-	約2.0	約2.1	約1.5	-	-	約14																																																																																																																																																																		
E班	-	-	約3.8	約2.9	-	-	約1.5	約0.8	約9.1																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																										
<p>第2.1表 中央制御室居住性 (重大事故対策) に係る被ばく評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="2">7日間の実効線量 (mSv) **</th> </tr> <tr> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>約 4.0×10²</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>約 5.2×10²</td> </tr> <tr> <td>③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 3.0×10⁰</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 3.1×10³</td> <td>約 2.4×10³</td> </tr> <tr> <td>④建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.7×10⁰</td> <td>約 1.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.4×10⁰</td> <td>約 7.6×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 4.1×10⁰</td> <td>約 1.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 7.2⁺</td> <td>約 4.3⁺</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>第2.2表 中央制御室居住性 (重大事故対策) に係る被ばく評価結果内訳 (3号炉)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) **</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10²</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10²</td> </tr> <tr> <td>③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 1.1×10⁰</td> <td>約 3.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.9×10³</td> <td>約 1.1×10⁰</td> <td>約 3.1×10³</td> </tr> <tr> <td>④建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.7×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 2.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.4×10⁰</td> <td>約 7.3×10⁻¹</td> <td>約 1.4×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 4.0×10⁰</td> <td>約 7.3×10⁻¹</td> <td>約 4.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 6.0</td> <td>約 1.2</td> <td>約 7.2⁺</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>第2.3表 (中央制御室居住性 (重大事故対策) に係る被ばく評価結果内訳 (4号炉)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) **</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10²</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 3.2×10²</td> <td>—</td> <td>約 3.2×10²</td> </tr> <tr> <td>③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.5×10⁰</td> <td>約 8.7×10⁻¹</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.5×10³</td> <td>約 8.7×10⁻¹</td> <td>約 2.3×10³</td> </tr> <tr> <td>④建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.2×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 1.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 7.3×10⁻¹</td> <td>約 3.8×10⁻¹</td> <td>約 1.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 3.8×10⁻¹</td> <td>約 1.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 3.4</td> <td>約 0.9</td> <td>約 4.3⁺</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **		3号炉	4号炉	①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	約 4.0×10 ²	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	約 5.2×10 ²	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 3.0×10 ⁰	約 2.3×10 ⁰	小計 (①+②+③)	約 3.1×10 ³	約 2.4×10 ³	④建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	約 1.2×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 7.6×10 ⁻¹	小計 (④+⑤)	約 4.1×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 7.2 ⁺	約 4.3 ⁺	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.1×10 ⁰	約 3.0×10 ⁰	小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ³	約 1.1×10 ⁰	約 3.1×10 ³	④建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻¹	約 1.4×10 ⁰	小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻¹	約 4.1×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 1.2	約 7.2 ⁺	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 8.7×10 ⁻¹	約 2.3×10 ⁰	小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ³	約 8.7×10 ⁻¹	約 2.3×10 ³	④建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.8×10 ⁻¹	約 1.0×10 ⁰	小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 0.9	約 4.3 ⁺	<p>表 7-1-1 評価結果の内訳 (被ばく線量が最大となる班 (D班) の合計) (代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合) (単位：mSv)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>7日間の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 4.1×10²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 6.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく (内訳) 内部被ばく (約 2.7×10⁰) 外部被ばく (約 5.6×10⁰)</td> <td>約 3.2×10¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 4.6×10³</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 1.4×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 2.5×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく</td> <td>約 1.2×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.1×10³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}	① 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10 ²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく (内訳) 内部被ばく (約 2.7×10 ⁰) 外部被ばく (約 5.6×10 ⁰)	約 3.2×10 ¹	小計 (①+②+③+④)	約 4.6×10 ³	⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.4×10 ⁻¹	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.5×10 ⁻²	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.1×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 1.2×10 ⁻²	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.1×10 ³	<p>第6-1表 評価結果の内訳 (被ばく線量が最大となる班 (A班) の合計) (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位：mSv)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) ^{※1※2※3}</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 3.3×10²</td> <td>—</td> <td>約 3.3×10²</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.1×10²</td> <td>—</td> <td>約 2.1×10²</td> </tr> <tr> <td>③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.7×10⁰</td> <td>約 6.2×10⁰</td> <td>約 7.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.8×10³</td> <td>約 6.2×10⁰</td> <td>約 8.0×10³</td> </tr> <tr> <td>④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.2×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 1.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 7.3×10⁻¹</td> <td>約 3.0×10⁻²</td> <td>約 7.6×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 1.2×10⁰</td> <td>約 3.0×10⁻²</td> <td>約 1.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 14</td> <td>約 6.2</td> <td>約 21^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中央制御室内でマスク (BF=50) の着用を考慮。1日目は6時間当たり18分間、2日以降は6時間当たり1時間外すものとして評価 ※2 入退城時においてマスク (BF=50) の着用を考慮 ※3 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 ※4 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) ^{※1※2※3}			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 3.3×10 ²	—	約 3.3×10 ²	②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.1×10 ²	—	約 2.1×10 ²	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.7×10 ⁰	約 6.2×10 ⁰	約 7.9×10 ⁰	小計 (①+②+③)	約 1.8×10 ³	約 6.2×10 ⁰	約 8.0×10 ³	④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.0×10 ⁻²	約 7.6×10 ⁻¹	小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ⁰	約 3.0×10 ⁻²	約 1.2×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 14	約 6.2	約 21 ^{※4}	<p>【女川・大阪】個別解析による相違 ・各社、マスクの着用を考慮する場合は、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することに相違なし。</p> <p>【大阪】設計の相違 ・大阪は複数号炉の運転を考慮し、3号炉及び4号炉についてそれぞれ記載している。</p>
被ばく経路		7日間の実効線量 (mSv) **																																																																																																																																																																											
	3号炉	4号炉																																																																																																																																																																											
①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	約 4.0×10 ²																																																																																																																																																																											
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	約 5.2×10 ²																																																																																																																																																																											
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 3.0×10 ⁰	約 2.3×10 ⁰																																																																																																																																																																											
小計 (①+②+③)	約 3.1×10 ³	約 2.4×10 ³																																																																																																																																																																											
④建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	約 1.2×10 ⁰																																																																																																																																																																											
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 7.6×10 ⁻¹																																																																																																																																																																											
小計 (④+⑤)	約 4.1×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰																																																																																																																																																																											
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 7.2 ⁺	約 4.3 ⁺																																																																																																																																																																											
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **																																																																																																																																																																												
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																																																										
①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²																																																																																																																																																																										
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²																																																																																																																																																																										
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.1×10 ⁰	約 3.0×10 ⁰																																																																																																																																																																										
小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ³	約 1.1×10 ⁰	約 3.1×10 ³																																																																																																																																																																										
④建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰																																																																																																																																																																										
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻¹	約 1.4×10 ⁰																																																																																																																																																																										
小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻¹	約 4.1×10 ⁰																																																																																																																																																																										
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 1.2	約 7.2 ⁺																																																																																																																																																																										
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **																																																																																																																																																																												
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																																																										
①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²																																																																																																																																																																										
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²																																																																																																																																																																										
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 8.7×10 ⁻¹	約 2.3×10 ⁰																																																																																																																																																																										
小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ³	約 8.7×10 ⁻¹	約 2.3×10 ³																																																																																																																																																																										
④建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰																																																																																																																																																																										
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.8×10 ⁻¹	約 1.0×10 ⁰																																																																																																																																																																										
小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰																																																																																																																																																																										
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 0.9	約 4.3 ⁺																																																																																																																																																																										
被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}																																																																																																																																																																												
① 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10 ²																																																																																																																																																																												
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																																																																																																																																												
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰																																																																																																																																																																												
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく (内訳) 内部被ばく (約 2.7×10 ⁰) 外部被ばく (約 5.6×10 ⁰)	約 3.2×10 ¹																																																																																																																																																																												
小計 (①+②+③+④)	約 4.6×10 ³																																																																																																																																																																												
⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.4×10 ⁻¹																																																																																																																																																																												
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.5×10 ⁻²																																																																																																																																																																												
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.1×10 ⁰																																																																																																																																																																												
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 1.2×10 ⁻²																																																																																																																																																																												
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ⁰																																																																																																																																																																												
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.1×10 ³																																																																																																																																																																												
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) ^{※1※2※3}																																																																																																																																																																												
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																																																										
①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 3.3×10 ²	—	約 3.3×10 ²																																																																																																																																																																										
②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.1×10 ²	—	約 2.1×10 ²																																																																																																																																																																										
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.7×10 ⁰	約 6.2×10 ⁰	約 7.9×10 ⁰																																																																																																																																																																										
小計 (①+②+③)	約 1.8×10 ³	約 6.2×10 ⁰	約 8.0×10 ³																																																																																																																																																																										
④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰																																																																																																																																																																										
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.0×10 ⁻²	約 7.6×10 ⁻¹																																																																																																																																																																										
小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ⁰	約 3.0×10 ⁻²	約 1.2×10 ⁰																																																																																																																																																																										
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 14	約 6.2	約 21 ^{※4}																																																																																																																																																																										

SA

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																
<p>【再掲】</p> <p>第2.7表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（3号炉）（マスクなし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) *1</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 4.0×10³</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10³</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10²</td> </tr> <tr> <td>③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 5.6×10¹</td> <td>約 5.8×10¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 5.6×10¹</td> <td>約 5.8×10¹</td> </tr> <tr> <td>④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.7×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 2.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.4×10⁰</td> <td>約 3.7×10⁰</td> <td>約 5.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 4.0×10⁰</td> <td>約 3.7×10⁰</td> <td>約 7.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 6.0</td> <td>約 60</td> <td>約 66**</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>第2.8表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（4号炉）（マスクなし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) *1</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 4.0×10³</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10³</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 3.2×10²</td> <td>—</td> <td>約 3.2×10²</td> </tr> <tr> <td>③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 1.5×10⁰</td> <td>約 4.3×10¹</td> <td>約 4.5×10¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.5×10⁰</td> <td>約 4.3×10¹</td> <td>約 4.5×10¹</td> </tr> <tr> <td>④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.2×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 1.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 7.3×10⁻¹</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 2.6×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 3.8×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 3.4</td> <td>約 45</td> <td>約 49**</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³	②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²	③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹	小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹	④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 5.0×10 ⁰	小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 7.7×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 60	約 66**	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³	②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²	③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹	小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹	④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰	約 2.6×10 ⁰	小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 45	約 49**	<p>表7-1-2 評価結果の内訳（被ばく線量が最大となる班（D班）の合計） （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th rowspan="2">7日間の実効線量*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 4.1×10²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 6.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.1×10²</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく</td> <td>(約 5.0×10²)</td> </tr> <tr> <td>外部被ばく</td> <td>(約 5.6×10⁰)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 5.2×10²</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 1.4×10¹</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 2.5×10²</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 5.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく</td> <td>約 1.2×10²</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.3×10²</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>	被ばく経路	7日間の実効線量*1	約 4.1×10 ²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.1×10 ²	(内訳) 内部被ばく	(約 5.0×10 ²)	外部被ばく	(約 5.6×10 ⁰)	小計 (①+②+③+④)	約 5.2×10 ²	⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 1.4×10 ¹	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 2.5×10 ²	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 5.1×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく	約 1.2×10 ²	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ²	<p>第6-2表 評価結果の内訳（被ばく線量が最大となる班（A班）の合計） （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：μSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) *1②</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 3.3×10²</td> <td>—</td> <td>約 3.3×10²</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.1×10²</td> <td>—</td> <td>約 2.1×10²</td> </tr> <tr> <td>③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.7×10⁰</td> <td>約 7.4×10¹</td> <td>約 7.6×10¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.8×10²</td> <td>約 7.4×10¹</td> <td>約 7.6×10¹</td> </tr> <tr> <td>④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.2×10¹</td> <td>—</td> <td>約 1.2×10¹</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 7.3×10⁻¹</td> <td>約 3.0×10⁻²</td> <td>約 7.6×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 1.2×10¹</td> <td>約 3.0×10⁻²</td> <td>約 1.2×10¹</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 14</td> <td>約 74</td> <td>約 89③</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 入退域時においてマスク (DP=50) の着用を考慮 *2 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *3 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1②			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 3.3×10 ²	—	約 3.3×10 ²	②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.1×10 ²	—	約 2.1×10 ²	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.7×10 ⁰	約 7.4×10 ¹	約 7.6×10 ¹	小計 (①+②+③)	約 1.8×10 ²	約 7.4×10 ¹	約 7.6×10 ¹	④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ¹	—	約 1.2×10 ¹	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.0×10 ⁻²	約 7.6×10 ⁻¹	小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ¹	約 3.0×10 ⁻²	約 1.2×10 ¹	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 14	約 74	約 89③	<p>【女川】 個別解析の相違</p> <p>【大飯】設計の相違 ・大飯は複数号炉の運転を考慮し、3号炉及び4号炉についてそれぞれ記載している。</p>
被ばく経路		7日間の実効線量 (mSv) *1																																																																																																																																																	
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																																
①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³																																																																																																																																																
②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²																																																																																																																																																
③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹																																																																																																																																																
小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹																																																																																																																																																
④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰																																																																																																																																																
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 5.0×10 ⁰																																																																																																																																																
小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 7.7×10 ⁰																																																																																																																																																
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 60	約 66**																																																																																																																																																
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1																																																																																																																																																		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																																
①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³																																																																																																																																																
②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²																																																																																																																																																
③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹																																																																																																																																																
小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹																																																																																																																																																
④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰																																																																																																																																																
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰	約 2.6×10 ⁰																																																																																																																																																
小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁰																																																																																																																																																
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 45	約 49**																																																																																																																																																
被ばく経路	7日間の実効線量*1																																																																																																																																																		
		約 4.1×10 ²																																																																																																																																																	
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																																																																																																																		
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰																																																																																																																																																		
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.1×10 ²																																																																																																																																																		
(内訳) 内部被ばく	(約 5.0×10 ²)																																																																																																																																																		
外部被ばく	(約 5.6×10 ⁰)																																																																																																																																																		
小計 (①+②+③+④)	約 5.2×10 ²																																																																																																																																																		
⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 1.4×10 ¹																																																																																																																																																		
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 2.5×10 ²																																																																																																																																																		
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 5.1×10 ⁰																																																																																																																																																		
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく	約 1.2×10 ²																																																																																																																																																		
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ⁰																																																																																																																																																		
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ²																																																																																																																																																		
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1②																																																																																																																																																		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																																
①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 3.3×10 ²	—	約 3.3×10 ²																																																																																																																																																
②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.1×10 ²	—	約 2.1×10 ²																																																																																																																																																
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.7×10 ⁰	約 7.4×10 ¹	約 7.6×10 ¹																																																																																																																																																
小計 (①+②+③)	約 1.8×10 ²	約 7.4×10 ¹	約 7.6×10 ¹																																																																																																																																																
④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ¹	—	約 1.2×10 ¹																																																																																																																																																
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.0×10 ⁻²	約 7.6×10 ⁻¹																																																																																																																																																
小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ¹	約 3.0×10 ⁻²	約 1.2×10 ¹																																																																																																																																																
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 14	約 74	約 89③																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>表7-2-1 評価結果の内訳 (被ばく線量が最大となる班 (D班) の合計) (原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合) (単位: mSv)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>7日間の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">中央制御室滞在時</td> <td>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 4.1×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10^0</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 6.7×10^0</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.2×10^1</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 2.6×10^1) (約 5.6×10^0)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 4.5×10^1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">入退城時</td> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 1.2×10^{-1}</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 1.6×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.2×10^0</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.7×10^{-9}</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.4×10^0</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.1×10^1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p> <p>表7-2-2 評価結果の内訳 (被ばく線量が最大となる班 (D班) の合計) (原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合) (単位: mSv)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>7日間の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">中央制御室滞在時</td> <td>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 4.1×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10^0</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 6.7×10^0</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.0×10^1</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 5.0×10^1) (約 5.6×10^0)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 5.2×10^1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">入退城時</td> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 1.2×10^{-1}</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 1.6×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.2×10^0</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.7×10^{-9}</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.4×10^0</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.2×10^1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}	中央制御室滞在時	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10^{-2}	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10^0	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10^0	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.2×10^1	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.6×10^1) (約 5.6×10^0)	小計 (①+②+③+④)	約 4.5×10^1	入退城時	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.2×10^{-1}	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.6×10^{-2}	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.2×10^0	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.7×10^{-9}	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.4×10^0	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.1×10^1	被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}	中央制御室滞在時	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10^{-2}	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10^0	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10^0	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10^1	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 5.0×10^1) (約 5.6×10^0)	小計 (①+②+③+④)	約 5.2×10^1	入退城時	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.2×10^{-1}	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.6×10^{-2}	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.2×10^0	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.7×10^{-9}	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.4×10^0	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10^1		<p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違により評価ケース 数が異なる。</p>
被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}																																																										
中央制御室滞在時	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10^{-2}																																																									
	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10^0																																																									
	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10^0																																																									
	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.2×10^1																																																									
	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.6×10^1) (約 5.6×10^0)																																																									
小計 (①+②+③+④)	約 4.5×10^1																																																										
入退城時	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.2×10^{-1}																																																									
	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.6×10^{-2}																																																									
	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.2×10^0																																																									
	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.7×10^{-9}																																																									
	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.4×10^0																																																									
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.1×10^1																																																										
被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}																																																										
中央制御室滞在時	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10^{-2}																																																									
	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10^0																																																									
	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10^0																																																									
	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10^1																																																									
	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 5.0×10^1) (約 5.6×10^0)																																																									
小計 (①+②+③+④)	約 5.2×10^1																																																										
入退城時	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.2×10^{-1}																																																									
	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.6×10^{-2}																																																									
	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.2×10^0																																																									
	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.7×10^{-9}																																																									
	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.4×10^0																																																									
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10^1																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																		
	<p>表 8-1-1 評価結果の内訳（D班の1日目） （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>D班の1日目の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.5×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.1×10¹</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 2.5×10¹) (約 5.6×10⁰)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 4.3×10¹</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 3.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 4.6×10¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p> <p>表 8-1-2 評価結果の内訳（D班の1日目） （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>D班の1日目の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.5×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.0×10¹</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 5.0×10¹) (約 5.6×10⁰)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 5.1×10²</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 3.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.2×10²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>	被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.1×10 ¹	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.5×10 ¹) (約 5.6×10 ⁰)	小計 (①+②+③+④)	約 4.3×10 ¹	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 4.6×10 ¹	被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ¹	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 5.0×10 ¹) (約 5.6×10 ⁰)	小計 (①+②+③+④)	約 5.1×10 ²	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ²	<p>表 7-1 評価結果の内訳（A班の1日目） （中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">1日目の実効線量 (mSv) ^{※1※2}</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.4×10⁻²</td> <td>—</td> <td>約 2.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.4×10⁻²</td> <td>—</td> <td>約 1.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 7.6×10⁻¹</td> <td>約 4.5×10⁰</td> <td>約 5.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 7.9×10⁻¹</td> <td>約 4.5×10⁰</td> <td>約 5.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.9×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 2.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.9×10⁻¹</td> <td>約 6.4×10⁻²</td> <td>約 2.0×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 3.1×10⁻¹</td> <td>約 6.4×10⁻²</td> <td>約 3.1×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 3.9</td> <td>約 4.5</td> <td>約 8.4^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中央制御室内でマスク (DE=50) の着用を考慮。1日目は6時間当たり18分間外すものとして評価 ※2 入退城時においてマスク (DE=50) の着用を考慮 ※3 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 ※4 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>表 7-2 評価結果の内訳（A班の1日目） （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">1日目の実効線量 (mSv) ^{※1※2}</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.4×10⁻²</td> <td>—</td> <td>約 2.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.4×10⁻²</td> <td>—</td> <td>約 1.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 7.6×10⁻¹</td> <td>約 6.5×10⁰</td> <td>約 6.6×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 7.9×10⁻¹</td> <td>約 6.5×10⁰</td> <td>約 6.6×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.9×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 2.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.9×10⁻¹</td> <td>約 6.4×10⁻²</td> <td>約 2.0×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 3.1×10⁻¹</td> <td>約 6.4×10⁻²</td> <td>約 3.1×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 3.9</td> <td>約 6.5</td> <td>約 6.9^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退城時においてマスク (DE=50) の着用を考慮 ※2 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 ※3 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p>	被ばく経路	1日目の実効線量 (mSv) ^{※1※2}			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.4×10 ⁻²	—	約 2.4×10 ⁻²	② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.4×10 ⁻²	—	約 1.4×10 ⁻²	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 7.6×10 ⁻¹	約 4.5×10 ⁰	約 5.2×10 ⁰	小計 (①+②+③)	約 7.9×10 ⁻¹	約 4.5×10 ⁰	約 5.3×10 ⁰	④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.9×10 ⁰	—	約 2.9×10 ⁰	⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 2.0×10 ⁻¹	小計 (④+⑤)	約 3.1×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 3.1×10 ⁻¹	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.9	約 4.5	約 8.4 ^{※3}	被ばく経路	1日目の実効線量 (mSv) ^{※1※2}			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.4×10 ⁻²	—	約 2.4×10 ⁻²	② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.4×10 ⁻²	—	約 1.4×10 ⁻²	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 7.6×10 ⁻¹	約 6.5×10 ⁰	約 6.6×10 ⁰	小計 (①+②+③)	約 7.9×10 ⁻¹	約 6.5×10 ⁰	約 6.6×10 ⁰	④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.9×10 ⁰	—	約 2.9×10 ⁰	⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 2.0×10 ⁻¹	小計 (④+⑤)	約 3.1×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 3.1×10 ⁻¹	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.9	約 6.5	約 6.9 ^{※3}	<p>【大飯】女川実績の反映 ・泊、女川は各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価を実施。 【女川】個別解析の相違</p>
被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}																																																																																																																																				
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²																																																																																																																																				
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																																																																																																				
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰																																																																																																																																				
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.1×10 ¹																																																																																																																																				
(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.5×10 ¹) (約 5.6×10 ⁰)																																																																																																																																				
小計 (①+②+③+④)	約 4.3×10 ¹																																																																																																																																				
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²																																																																																																																																				
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³																																																																																																																																				
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰																																																																																																																																				
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴																																																																																																																																				
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰																																																																																																																																				
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 4.6×10 ¹																																																																																																																																				
被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}																																																																																																																																				
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²																																																																																																																																				
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																																																																																																				
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰																																																																																																																																				
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ¹																																																																																																																																				
(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 5.0×10 ¹) (約 5.6×10 ⁰)																																																																																																																																				
小計 (①+②+③+④)	約 5.1×10 ²																																																																																																																																				
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²																																																																																																																																				
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³																																																																																																																																				
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰																																																																																																																																				
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴																																																																																																																																				
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰																																																																																																																																				
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ²																																																																																																																																				
被ばく経路	1日目の実効線量 (mSv) ^{※1※2}																																																																																																																																				
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																		
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.4×10 ⁻²	—	約 2.4×10 ⁻²																																																																																																																																		
② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.4×10 ⁻²	—	約 1.4×10 ⁻²																																																																																																																																		
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 7.6×10 ⁻¹	約 4.5×10 ⁰	約 5.2×10 ⁰																																																																																																																																		
小計 (①+②+③)	約 7.9×10 ⁻¹	約 4.5×10 ⁰	約 5.3×10 ⁰																																																																																																																																		
④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.9×10 ⁰	—	約 2.9×10 ⁰																																																																																																																																		
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 2.0×10 ⁻¹																																																																																																																																		
小計 (④+⑤)	約 3.1×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 3.1×10 ⁻¹																																																																																																																																		
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.9	約 4.5	約 8.4 ^{※3}																																																																																																																																		
被ばく経路	1日目の実効線量 (mSv) ^{※1※2}																																																																																																																																				
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																																																																		
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.4×10 ⁻²	—	約 2.4×10 ⁻²																																																																																																																																		
② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.4×10 ⁻²	—	約 1.4×10 ⁻²																																																																																																																																		
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 7.6×10 ⁻¹	約 6.5×10 ⁰	約 6.6×10 ⁰																																																																																																																																		
小計 (①+②+③)	約 7.9×10 ⁻¹	約 6.5×10 ⁰	約 6.6×10 ⁰																																																																																																																																		
④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.9×10 ⁰	—	約 2.9×10 ⁰																																																																																																																																		
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 2.0×10 ⁻¹																																																																																																																																		
小計 (④+⑤)	約 3.1×10 ⁻¹	約 6.4×10 ⁻²	約 3.1×10 ⁻¹																																																																																																																																		
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.9	約 6.5	約 6.9 ^{※3}																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>表 8-2-1 評価結果の内訳（D班の1日目） （原子伊格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>D班の1日目の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子伊格納容器原子炉内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.5×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 2.5×10⁰) (約 5.6×10⁰)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 4.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子伊格納容器原子炉内等の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 5.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 3.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく</td> <td>約 5.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 4.6×10⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p> <p>表 8-2-2 評価結果の内訳（D班の1日目） （原子伊格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>D班の1日目の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子伊格納容器原子炉内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.5×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 4.9×10⁰) (約 5.6×10⁰)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 5.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子伊格納容器原子炉内等の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 5.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 3.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく</td> <td>約 5.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.2×10⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>	被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}	① 原子伊格納容器原子炉内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.1×10 ⁰	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.5×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)	小計 (①+②+③+④)	約 4.3×10 ⁰	⑤ 原子伊格納容器原子炉内等の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 2.3×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 4.6×10 ⁰	被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}	① 原子伊格納容器原子炉内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ⁰	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 4.9×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)	小計 (①+②+③+④)	約 5.1×10 ⁰	⑤ 原子伊格納容器原子炉内等の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 2.3×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ⁰		<p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違により評価ケース 数が異なる。</p>
被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}																																																						
① 原子伊格納容器原子炉内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²																																																						
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																						
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰																																																						
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.1×10 ⁰																																																						
(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.5×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)																																																						
小計 (①+②+③+④)	約 4.3×10 ⁰																																																						
⑤ 原子伊格納容器原子炉内等の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²																																																						
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³																																																						
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 2.3×10 ⁰																																																						
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴																																																						
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰																																																						
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 4.6×10 ⁰																																																						
被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}																																																						
① 原子伊格納容器原子炉内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²																																																						
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																						
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰																																																						
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ⁰																																																						
(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 4.9×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)																																																						
小計 (①+②+③+④)	約 5.1×10 ⁰																																																						
⑤ 原子伊格納容器原子炉内等の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²																																																						
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³																																																						
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく	約 2.3×10 ⁰																																																						
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退域時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴																																																						
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰																																																						
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ⁰																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>【参考】マスク着用期間を限定した線量評価について</p> <p>中央制御室の居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価においては、評価期間中マスクの着用を考慮している。一方、事故発生時には、事象の進展及び中央制御室内の放射性物質濃度に応じ、放射線管理を踏まえてマスク着用の運用を行う。</p> <p>今回の選定した事故シーケンス及び居住性に係る被ばく評価手法を用い、マスク着用期間を事故発生直後に限定した場合の被ばく評価を以下に示す。</p> <p>ここで、選定した事故シーケンスでは、全交流動力電源喪失を想定し、評価上、中央制御室非常用循環設備の起動遅れ時間を300分（5時間）としている。</p> <p>中央制御室非常用循環設備の起動後は、よう素フィルタ及び微粒子フィルタにより室内に取り込まれた放射性物質は低減される。</p> <p>このため、ここでは中央制御室非常用循環設備起動後の室内の放射性物質低減を考慮して、第2.4表のとおり事故発生後5時間までマスクを着用するとした。</p> <p>なお、評価上、屋外においては、室内より放射性物質濃度が高いため、入退域時にマスクを着用するとして評価した。</p> <p>マスク着用期間を限定した線量評価における中央制御室等の運転員の被ばく評価結果を第2.5表及び第2.6表に示す。マスクなしの結果を第2.7表及び第2.8表に示す。</p> <p>第2.4表 中央制御室非常用循環設備の作動状態及びマスク着用時間</p> <table border="1" data-bbox="71 805 698 925"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>0～5h</th> <th>5～168h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備</td> <td>—</td> <td>作動（フィルタによる放射性物質の低減）</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>着用</td> <td>—※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※入退域時のみ着用</p> <p style="text-align: right;">☐ = SA</p>	時間	0～5h	5～168h	中央制御室非常用循環設備	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）	マスク	着用	—※			<p>【大飯】</p> <p>女川実績の反映</p> <p>・大飯では参考としてマスク着用期間を限定した評価を行っている。泊では女川実績を反映し、適合性を示すための評価においてもマスク着用期間を限定した評価を行っているため、本評価は実施していない。</p>
時間	0～5h	5～168h										
中央制御室非常用循環設備	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）										
マスク	着用	—※										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
<p>第2.5表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（3号炉）（5時間までマスク考慮、5時間以降マスクなし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) **</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10³</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10³</td> <td rowspan="3">【大飯】 女川実績の反映 ・大飯では参考としてマスク着用期間を限定した評価を行っている。泊では女川実績を反映し、適合性を示すための評価においてもマスク着用期間を限定した評価を行っているため、本評価は実施していない。</td> </tr> <tr> <td>② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10²</td> </tr> <tr> <td>③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 1.8×10¹</td> <td>約 2.0×10¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 1.8×10¹</td> <td>約 2.0×10¹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.7×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 2.7×10⁰</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1</td> <td>約 1.4×10⁰</td> <td>約 7.3×10¹</td> <td>約 1.4×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 4.0×10⁰</td> <td>約 7.3×10¹</td> <td>約 4.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 6.0</td> <td>約 18</td> <td>約 24*3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：入退域時については常にマスクを着用とした。 *2：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *3：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>第2.6表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（4号炉）（5時間までマスク考慮、5時間以降マスクなし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) **</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10³</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10³</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 3.2×10²</td> <td>—</td> <td>約 3.2×10²</td> </tr> <tr> <td>③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.5×10⁰</td> <td>約 1.4×10¹</td> <td>約 1.5×10¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 1.5×10⁰</td> <td>約 1.4×10¹</td> <td>約 1.5×10¹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.2×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 1.2×10⁰</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1</td> <td>約 7.3×10¹</td> <td>約 3.8×10²</td> <td>約 7.6×10¹</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 3.8×10²</td> <td>約 1.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 3.4</td> <td>約 14</td> <td>約 18*3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：入退域時については常にマスクを着用とした。 *2：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *3：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p style="text-align: right;">□ = SA</p>						被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³	【大飯】 女川実績の反映 ・大飯では参考としてマスク着用期間を限定した評価を行っている。泊では女川実績を反映し、適合性を示すための評価においてもマスク着用期間を限定した評価を行っているため、本評価は実施していない。	② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹	小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹		④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰		⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 1.4×10 ⁰	小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 4.1×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 18	約 24*3		被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³		② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹	小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹		④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰		⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 7.3×10 ¹	約 3.8×10 ²	約 7.6×10 ¹	小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ²	約 1.9×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 14	約 18*3	
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **																																																																																										
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																								
① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³	【大飯】 女川実績の反映 ・大飯では参考としてマスク着用期間を限定した評価を行っている。泊では女川実績を反映し、適合性を示すための評価においてもマスク着用期間を限定した評価を行っているため、本評価は実施していない。																																																																																							
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²																																																																																								
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹																																																																																								
小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹																																																																																								
④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰																																																																																								
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 1.4×10 ⁰																																																																																								
小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 4.1×10 ⁰																																																																																								
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 18	約 24*3																																																																																								
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **																																																																																										
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																								
① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³																																																																																								
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²																																																																																								
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹																																																																																								
小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹																																																																																								
④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰																																																																																								
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 7.3×10 ¹	約 3.8×10 ²	約 7.6×10 ¹																																																																																								
小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ²	約 1.9×10 ⁰																																																																																								
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 14	約 18*3																																																																																								


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
第2.7表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果 （3号炉）（マスクなし）							
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1						
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計				
室内作業時 ①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく ②大気中へ放出された放射性物質による被ばく ③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく 小計（①+②+③）	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³			【大飯】 女川実績の反映 ・大飯では参考としてマスク着用期間を限定した評価を行っている。泊では女川実績を反映し、適合性を示すための評価においてもマスク着用期間を限定した評価を行っているため、本評価は実施していない。 ・ただし、マスクを着用しない評価については第6-2表で示しており、大飯を再掲している。	
	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²				
	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹				
	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹				
入退室時 ④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく 小計（④+⑤）	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰				
	約 1.4×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 5.0×10 ⁰				
	約 4.0×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 7.7×10 ⁰				
合計（①+②+③+④+⑤）	約 6.0	約 60	約 66*2				
*1：表における「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値							
第2.8表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果 （4号炉）（マスクなし）							
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1						
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計				
室内作業時 ①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく ②大気中へ放出された放射性物質による被ばく ③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく 小計（①+②+③）	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³				
	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²				
	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹				
	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹				
入退室時 ④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく 小計（④+⑤）	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰				
	約 7.3×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰	約 2.6×10 ⁰				
	約 1.9×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁰				
合計（①+②+③+④+⑤）	約 3.4	約 45	約 49*2				
*1：表における「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値							
□ = SA							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<p>中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく経路イメージ</p> <table border="1" data-bbox="129 207 309 1114"> <tr> <td data-bbox="129 207 241 1114">中央制御室内での被ばく</td> <td data-bbox="241 207 309 1114"> ①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく） ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 970 241 1114">入退域での被ばく</td> <td data-bbox="241 970 309 1114"></td> </tr> </table> 	中央制御室内での被ばく	①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく） ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく）	入退域での被ばく				<p>【大飯】 記載箇所の相違</p>
中央制御室内での被ばく	①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく） ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく）						
入退域での被ばく							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

中央制御室居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価の主要条件(1/3)

大項目	中項目	主要条件
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	原子炉熱出力	定格出力(3411MWt)の102%
	原子炉運転時間	最高40,000時間
原子炉格納容器内での低減効果	核分裂生成物割合	NUREG 1465に基づいて設定
	代替低圧注水ポンプによるエアロソルのスプレイ除去効果	SRP6.5.2の評価式*1に基づき算出した除去速度に より低減
環境への放出	原子炉格納容器等へのエアロソルの沈着効果	重力沈降速度を用いた評価式*2に基づき算出した沈着率により低減
	原子炉格納容器等への無機放射性物質の沈着効果	CSE実験に基づき沈着率により低減 0.16%/day(事故期間中一定)

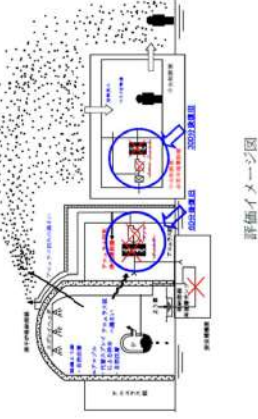
*1: スプレイによるエアロソルの除去速度を以下の式により算出 *2: エアロソルの原子炉格納容器等への沈着率を以下の式により算出

$$A_3 = \frac{3A_2 E}{2V_2 D}$$

λs: スプレイ除去速度 h: スプレイ液滴落下高さ
Vs: スプレイ領域の体積 F: スプレイ流量
E: 捕集効率 D: スプレイ管直径
PR: を模擬したNPEC実験によりスプレイ効率(E/D)を7と設定

$$A_1 = V_1 \frac{A_2}{V_2}$$

λd: 自然沈着率
AF: 格納容器床面積
Vg: 格納容器自由体積
= SA



評価イメージ図

表9 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価の主要条件(1/4)

項目	評価条件	
発災プラント	2号炉	
評価事象	大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗 +全交流動力電源喪失	
炉心熱出力	2,436MWt	
原子炉運転時間	1サイクル: 10,000h (約416日) 2サイクル: 20,000h 3サイクル: 30,000h 4サイクル: 40,000h 5サイクル: 50,000h	
取替炉心の燃料装荷割合	1サイクル: 0.229 2サイクル: 0.229 3サイクル: 0.229 4サイクル: 0.229 5サイクル: 0.084	
気象資料	女川原子力発電所における1年間の気象データ (2012年1月~2012年12月) (地上約10m, 地上約71m)	
実効放出継続時間	全放出源: 1時間	
建屋巻き込み	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 考慮する 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 考慮する 【排気筒】 巻き込みの影響はないため考慮しない	
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	
放出源及び放出源高さ	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 地上36m 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 地上0m 【排気筒】 地上80m ^{※1}	
着目方位	中央制御室滞在時	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 中央制御室換気空調系の給気口: 5方位 中央制御室中心: 8方位 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 中央制御室換気空調系の給気口: 5方位 中央制御室中心: 6方位 【排気筒】 中央制御室換気空調系の給気口: 1方位 中央制御室中心: 1方位
	入退城時	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 出入管理所: 4方位 制御建屋出入口: 6方位 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 出入管理所: 4方位 制御建屋出入口: 6方位 【排気筒】 出入管理所: 1方位 制御建屋出入口: 1方位

※1 排気筒の放出源高さは、敷地境界における有効高さを使用

表8 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価の主要条件(1/3)

項目	評価条件	
発災プラント	3号炉	
評価事象	大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	
炉心熱出力	2,705MWt	
原子炉運転時間	ウラン燃料 1サイクル: 10,000h (約416日) 2サイクル: 20,000h 3サイクル: 30,000h 4サイクル: 40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 1サイクル: 10,000h (約416日) 2サイクル: 20,000h 3サイクル: 30,000h	
取替炉心の燃料装荷割合	装荷割合は ウラン燃料: 約3/4 (117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料: 約1/4 (40体/157体) サイクル数(バッチ数)は ウラン燃料: 4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料: 3	
気象資料	泊発電所における1年間の気象データ (1997年1月~1997年12月) (地上約10m)	
実効放出継続時間	全放出源: 1時間	
建屋巻き込み	考慮する	
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	
放出源及び放出源高さ	地上: 地上0m 排気筒: 地上73.1m	
着目方位	中央制御室滞在時	【地上, 排気筒】 中央制御室中心: 5方位
	入退城時	【地上, 排気筒】 出入管理建屋入口: 3方位 中央制御室入口: 6方位

【大飯】
女川審査実績の反映

【女川】
評価条件の相違
【女川】型式の相違
・型式の相違により、
記載事項が異なる。

【大飯】評価条件の相違
・大飯との比較では、
熱出力等の評価条件の
相違はあるが、大きな
差異はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

表 事故直後の炉心内蓄積量*1

La 類	Ce 類	Ru 類	Ba 類	Ti 類	Cs 類	ヨウ素類	希ガス類	炉心内蓄積量 (Bq)
約 8.8×10 ¹⁰	約 8.6×10 ¹⁰	約 4.5×10 ¹⁰	約 2.0×10 ¹⁰	約 2.0×10 ¹⁰	約 1.7×10 ¹⁰	約 4.0×10 ¹⁰	約 4.0×10 ¹⁰	約 4.3×10 ¹⁷ (*)

*1 ORIGEN2を用いて算出 *2 Cs-137の炉心内蓄積量

表 原子炉格納容器への放出割合、放出時間 (NUREG-1465, Table 3.13)

項目	Early In-Vessel	Ex-Vessel	Late In-Vessel
Duration (hours)	0.5	1.3	2.0
Noble Gases**	0.05	0.05	0
Halogens	0.05	0.35	0.35
Actin Metals	0.05	0.35	0.35
Tellurium group	0	0.05	0.35
Barium, Strontium	0	0.02	0.1
Noble Metals	0	0.0025	0
Cerium group	0	0.005	0
Lanthanides	0	0.002	0

* Values shown are fractions of core inventory.
 ** See Table 3.8 for a listing of the elements in each group.
 *** Cap retention is 5 percent if long-term fuel cooling is maintained.

各フューエーzの継続時間
 Cs-137の各フューエーzの放出割合

事象進展の各フューエーzは大きく以下のよう整理されている。
 ・ Gap Release/Early In-Vessel
 燃料核覆管損傷後のギャップからの放出 (Gap Release) と、燃料の溶解に伴う原子炉容器損傷までの炉心からの放出 (Early In-Vessel) を想定。
 ・ Ex-Vessel/Late In-Vessel
 原子炉容器損傷後、炉外の溶解炉心からの放出 (Ex-Vessel) 及び1次系に沈着した核分裂生成物生成物の放出 (Late In-Vessel) を想定。

表9 中央制御室の居住性 (炉心の著しい損傷) に係る被ばく評価の主要条件 (2/4)

項目	評価条件
原子炉格納容器の漏えい開始時刻	事故発生直後 (なお、放射性物質は、MAAP 解析に基づき事故発生約5分後から漏えい)
原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉機への漏えい率	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP 解析上で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 IPd 以下 : 1.0Pd で 0.9%/日 1~1.5Pd : 1.5Pd で 1.1%/日 1.5~2Pd : 2.0Pd で 1.3%/日 に相当する開口面積
原子炉圧力容器から原子炉格納容器に放出されるよう素の形態	粒子状よう素 : 5% 無機よう素 : 91% 有機よう素 : 4%
原子炉格納容器内の pH 制御の効果	未考慮
原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効果 (DF)	希ガス : 1 エアロゾル粒子 : 10 無機よう素 : 1 有機よう素 : 1
原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	未考慮
原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	・格納容器スプレーによる除去効果 ・自然沈着による除去効果 ・サブプレッションチェンバのプール水でのスクラビングによる除去効果 上記を MAAP 解析で評価
原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果	9.0×10 ⁻³ [1/s] (上限 DF=200)
サブプレッションチェンバのプール水でのスクラビングによる無機よう素の除去係数	無機よう素 : 5
原子炉格納容器からベントラインへの流入割合	停止時炉内蔵量に対して、 希ガス類 : 約 9.5×10 ⁻¹ よう素類 : 約 3.0×10 ⁻² Cs 類 : 約 1.2×10 ⁻¹ Te 類 : 約 2.4×10 ⁻¹ Ba 類 : 約 9.4×10 ⁻² Ru 類 : 約 1.2×10 ⁻² La 類 : 約 9.4×10 ⁻¹⁰ Ce 類 : 約 2.4×10 ⁻⁸

表8 中央制御室の居住性 (炉心の著しい損傷) に係る被ばく評価の主要条件 (2/3)

項目	評価条件
原子炉格納容器の漏えい開始時刻	0秒
原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day
原子炉格納容器からの漏えい割合	アニュラス部 : 97% アニュラス部以外 : 3%
原子炉格納容器に放出されるよう素の形態	粒子状よう素 : 5% 無機よう素 : 91% 有機よう素 : 4%
原子炉格納容器内の pH 制御の効果	未考慮
原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効果 (DF)	希ガス : 1 エアロゾル粒子 : 10 無機よう素 : 1 有機よう素 : 1
原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	未考慮
原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	・代替格納容器スプレーによる除去効果 ・自然沈着による除去効果
原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果	9.0×10 ⁻⁴ [1/s]
原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果	6.65×10 ⁻² [1/h]
代替格納容器スプレーによるスプレー効果開始時間	60分
代替格納容器スプレーによるエアロゾルのスプレー除去効果	SRP6.5.2 ^{*)} に示された評価式に基づく
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	炉心内蔵量に対して、 希ガス類 : 1.0×10 ⁰ よう素類 : 7.5×10 ⁻¹ Cs 類 : 7.5×10 ⁻¹ Te 類 : 3.05×10 ⁻¹ Ba 類 : 1.2×10 ⁻¹ Ru 類 : 5.0×10 ⁻² La 類 : 5.2×10 ⁻⁹ Ce 類 : 5.5×10 ⁻⁸

*) 米国 Standard Review Plan 6.5.2 "Containment Spray as a Fission Product Cleanup System"

相違理由

【大飯】
 女川審査実績の反映

【女川】型式の相違
 ・型式の相違により、記載事項が異なる。

【大飯】
 女川実績反映
 ・原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効率 (DF) は女川実績を反映し、最確条件となるよう 10 として評価した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

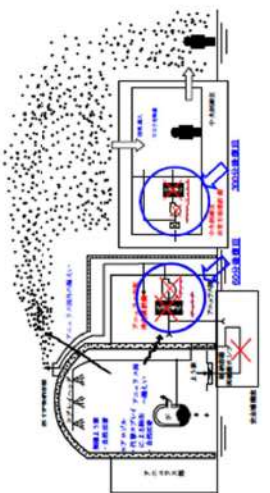


表9 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/4）

項目	評価条件
原子炉格納容器から 原子炉建屋原子炉棟への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時が内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-3} Ba類：約 2.5×10^{-2} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Ce類：約 6.3×10^{-9}
代替循環冷却系を用いて事象を収束することを 想定する場合： 停止時が内蔵量に対して、 希ガス類：約 6.0×10^{-2} よう素類：約 2.2×10^{-3} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.2×10^{-3} Ba類：約 2.5×10^{-2} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Ce類：約 6.2×10^{-9}	
格納容器ベント開始時間	事故発生から約45時間後
原子炉格納容器フィルタベント系 フィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1,000 無機よう素：500 有機よう素：50
原子炉建屋原子炉棟からの漏えい開始 時刻	事故発生直後
非常用ガス処理系起動時間	事故発生から60分後
非常用ガス処理系排風機風量	2,500m ³ /h
原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から70分後
原子炉建屋原子炉棟の換気率	・事故発生から70分後～168時間後： 0.5[回/日]で屋外に放出 （非常用ガス処理系による放出） ・上記以外の期間： 無限大[回/日]（原子炉建屋原子炉棟からの 漏えい）
非常用ガス処理系の フィルタ装置の除去効果	未考慮

被ばく評価結果

号炉	7日間の実効線量
3号炉	約7.2mSv
4号炉	約4.3mSv
3号炉+4号炉	約12mSv

【大飯】
 女川審査実績の反映
 【女川】型式の相違
 ・型式の相違により、
 記載事項が異なる。

女川原子力発電所2号炉

表9 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/4）

項目	評価条件
原子炉格納容器から 原子炉建屋原子炉棟への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時が内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-3} Ba類：約 2.5×10^{-2} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Ce類：約 6.3×10^{-9}
代替循環冷却系を用いて事象を収束することを 想定する場合： 停止時が内蔵量に対して、 希ガス類：約 6.0×10^{-2} よう素類：約 2.2×10^{-3} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.2×10^{-3} Ba類：約 2.5×10^{-2} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Ce類：約 6.2×10^{-9}	
格納容器ベント開始時間	事故発生から約45時間後
原子炉格納容器フィルタベント系 フィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1,000 無機よう素：500 有機よう素：50
原子炉建屋原子炉棟からの漏えい開始 時刻	事故発生直後
非常用ガス処理系起動時間	事故発生から60分後
非常用ガス処理系排風機風量	2,500m ³ /h
原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から70分後
原子炉建屋原子炉棟の換気率	・事故発生から70分後～168時間後： 0.5[回/日]で屋外に放出 （非常用ガス処理系による放出） ・上記以外の期間： 無限大[回/日]（原子炉建屋原子炉棟からの 漏えい）
非常用ガス処理系の フィルタ装置の除去効果	未考慮

被ばく評価結果

号炉	7日間の実効線量
3号炉	約7.2mSv
4号炉	約4.3mSv
3号炉+4号炉	約12mSv

【大飯】
 女川審査実績の反映
 【女川】型式の相違
 ・型式の相違により、
 記載事項が異なる。

泊発電所3号炉

表8 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/3）

項目	評価条件
アニュラス部体積	7860m ³
アニュラス空気浄化設備 ファン流量 （ただし60分後起動）	1.86×10 ⁴ m ³ /h
アニュラス負圧達成時間	78分
アニュラス空気浄化設備 よう素フィルタによる除去効率	0～78分：0%
アニュラス空気浄化設備 微粒子フィルタによる除去効率	78分～：95%
中央制御室非常用循環系統 （風量、フィルタ除去効率及び 起動遅れ時間）	【風量】 事故発生から0～300分後：0 m ³ /h 事故発生から300分～7日：5.1×10 ⁴ m ³ /h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：99% 【起動遅れ時間】 300分
中央制御室バウンダリへの 外気の直接流入率	0.5回/h
マスク防護係数	入退城：50 中央制御室潜在時：50
ヨウ素剤の服用	未考慮
交代要員体制の考慮	考慮する
直接ガンマ線及びスカイシャイ ンガンマ線の評価コード	直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード
地表面への沈着速度	希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s
事故の評価期間	7日間

相違理由

【大飯】
 女川審査実績の反映
 【女川】型式の相違
 ・型式の相違により、
 記載事項が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

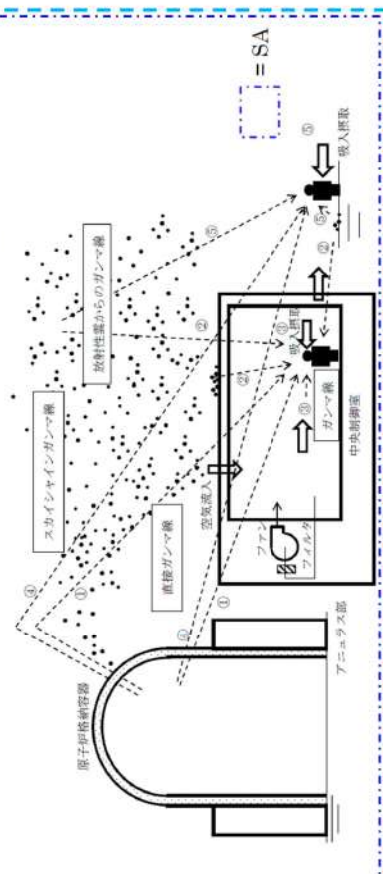
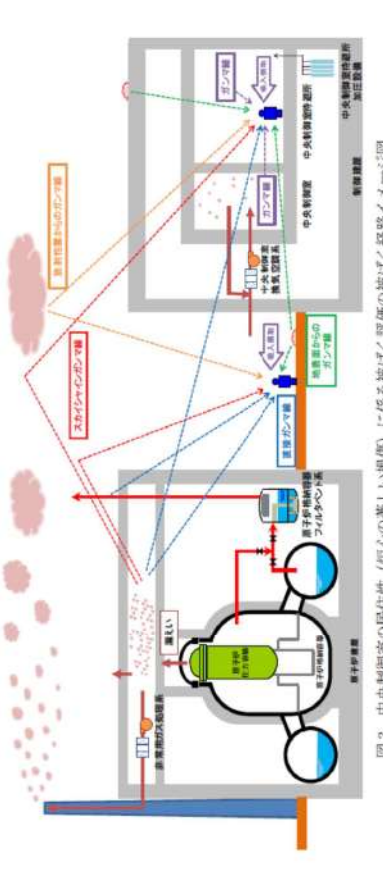
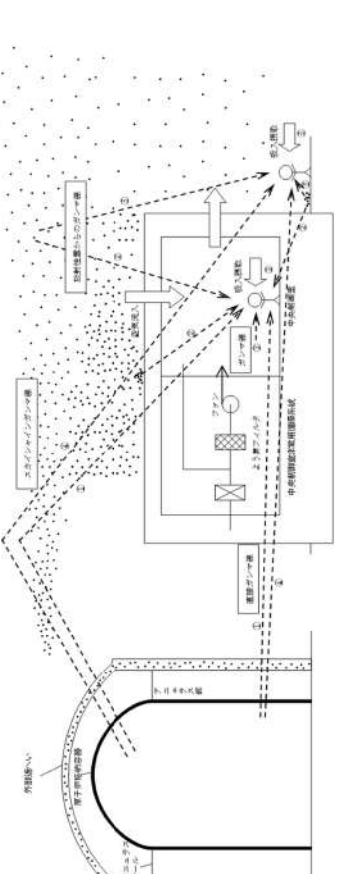
第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>表9 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（4/4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主要条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室機気空調系再循環送風機及び再循環フィルタ装置（風量、フィルタ除去効率及び起動遅れ時間）</td> <td> 【風量】 事故発生から0～0.5時間後：0m³/h 事故発生から0.5～158時間後：8,000m³/h （外気取込500m³/hを含む） 【チャコールフィルタ除去効率】 希ガス、粒子状放射性物質：0% 無機よう素、有機よう素：90% 【高性能エアフィルタ除去効率】 希ガス、無機よう素、有機よう素：0% 粒子状放射性物質：99.9% 【起動遅れ時間】 0.5時間 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室バウンダリへの外気の直接流入率</td> <td>1.0回/h</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所加圧設備の空気供給量</td> <td>事故発生から0～45時間後：0m³/h 事故発生から45～55時間後：30m³/h^{※1} 事故発生から55～168時間後：0m³/h</td> </tr> <tr> <td>マスク防護係数</td> <td>入退城時：50（1日目のみ1,000） 中央制御室滞在時：50（1日目のみ1,000）</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤の服用</td> <td>未考慮</td> </tr> <tr> <td>交代要員体制の考慮</td> <td>考慮する</td> </tr> <tr> <td>直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価コード</td> <td> 【原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード ・スカイシャインガンマ線：AN1SNコード、G33-GP2Rコード 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード </td> </tr> <tr> <td>地表面への沈着速度</td> <td>エアロゾル粒子：1.2cm/s 無機よう素：1.2cm/s 有機よう素：4.0×10⁻³cm/s 希ガス：沈着なし</td> </tr> <tr> <td>評価期間</td> <td>7日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 代替循環冷却系により事象収束する場合は加圧設備の効果を考慮しない</p>	項目	主要条件	中央制御室機気空調系再循環送風機及び再循環フィルタ装置（風量、フィルタ除去効率及び起動遅れ時間）	【風量】 事故発生から0～0.5時間後：0m ³ /h 事故発生から0.5～158時間後：8,000m ³ /h （外気取込500m ³ /hを含む） 【チャコールフィルタ除去効率】 希ガス、粒子状放射性物質：0% 無機よう素、有機よう素：90% 【高性能エアフィルタ除去効率】 希ガス、無機よう素、有機よう素：0% 粒子状放射性物質：99.9% 【起動遅れ時間】 0.5時間	中央制御室バウンダリへの外気の直接流入率	1.0回/h	中央制御室待避所加圧設備の空気供給量	事故発生から0～45時間後：0m ³ /h 事故発生から45～55時間後：30m ³ /h ^{※1} 事故発生から55～168時間後：0m ³ /h	マスク防護係数	入退城時：50（1日目のみ1,000） 中央制御室滞在時：50（1日目のみ1,000）	ヨウ素剤の服用	未考慮	交代要員体制の考慮	考慮する	直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価コード	【原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード ・スカイシャインガンマ線：AN1SNコード、G33-GP2Rコード 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード	地表面への沈着速度	エアロゾル粒子：1.2cm/s 無機よう素：1.2cm/s 有機よう素：4.0×10 ⁻³ cm/s 希ガス：沈着なし	評価期間	7日間	<p>【前頁より再掲】</p> <p>第8表 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境への放出</td> <td> アニュラス部体積：7860m³ アニュラス空気浄化設備：1.86×10⁴m³/h ファン流量（ただし60分後起動） アニュラス負圧達成時間：78分 アニュラス空気浄化設備：0～78分：0% よう素フィルタによる除去効率：78分～：95% アニュラス空気浄化設備：0～78分：0% 微粒子フィルタによる除去効率：78分～：99% </td> </tr> <tr> <td>運転員の被ばく評価</td> <td> 【風量】 事故発生から0～300分後：0m³/h 事故発生から300分～7日：5.1×10⁷m³/h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：99% 【起動遅れ時間】 300分 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室バウンダリへの外気の直接流入率</td> <td>0.5回/h</td> </tr> <tr> <td>マスク防護係数</td> <td>入退城：50 中央制御室滞在時：50</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤の服用</td> <td>未考慮</td> </tr> <tr> <td>交代要員体制の考慮</td> <td>考慮する</td> </tr> <tr> <td>直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価コード</td> <td>直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード</td> </tr> <tr> <td>地表面への沈着速度</td> <td>希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	環境への放出	アニュラス部体積：7860m ³ アニュラス空気浄化設備：1.86×10 ⁴ m ³ /h ファン流量（ただし60分後起動） アニュラス負圧達成時間：78分 アニュラス空気浄化設備：0～78分：0% よう素フィルタによる除去効率：78分～：95% アニュラス空気浄化設備：0～78分：0% 微粒子フィルタによる除去効率：78分～：99%	運転員の被ばく評価	【風量】 事故発生から0～300分後：0m ³ /h 事故発生から300分～7日：5.1×10 ⁷ m ³ /h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：99% 【起動遅れ時間】 300分	中央制御室バウンダリへの外気の直接流入率	0.5回/h	マスク防護係数	入退城：50 中央制御室滞在時：50	ヨウ素剤の服用	未考慮	交代要員体制の考慮	考慮する	直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価コード	直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード	地表面への沈着速度	希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s	事故の評価期間	7日間	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】型式の相違・型式の相違により、記載事項が異なる。</p>
項目	主要条件																																										
中央制御室機気空調系再循環送風機及び再循環フィルタ装置（風量、フィルタ除去効率及び起動遅れ時間）	【風量】 事故発生から0～0.5時間後：0m ³ /h 事故発生から0.5～158時間後：8,000m ³ /h （外気取込500m ³ /hを含む） 【チャコールフィルタ除去効率】 希ガス、粒子状放射性物質：0% 無機よう素、有機よう素：90% 【高性能エアフィルタ除去効率】 希ガス、無機よう素、有機よう素：0% 粒子状放射性物質：99.9% 【起動遅れ時間】 0.5時間																																										
中央制御室バウンダリへの外気の直接流入率	1.0回/h																																										
中央制御室待避所加圧設備の空気供給量	事故発生から0～45時間後：0m ³ /h 事故発生から45～55時間後：30m ³ /h ^{※1} 事故発生から55～168時間後：0m ³ /h																																										
マスク防護係数	入退城時：50（1日目のみ1,000） 中央制御室滞在時：50（1日目のみ1,000）																																										
ヨウ素剤の服用	未考慮																																										
交代要員体制の考慮	考慮する																																										
直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価コード	【原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード ・スカイシャインガンマ線：AN1SNコード、G33-GP2Rコード 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード																																										
地表面への沈着速度	エアロゾル粒子：1.2cm/s 無機よう素：1.2cm/s 有機よう素：4.0×10 ⁻³ cm/s 希ガス：沈着なし																																										
評価期間	7日間																																										
項目	評価条件																																										
環境への放出	アニュラス部体積：7860m ³ アニュラス空気浄化設備：1.86×10 ⁴ m ³ /h ファン流量（ただし60分後起動） アニュラス負圧達成時間：78分 アニュラス空気浄化設備：0～78分：0% よう素フィルタによる除去効率：78分～：95% アニュラス空気浄化設備：0～78分：0% 微粒子フィルタによる除去効率：78分～：99%																																										
運転員の被ばく評価	【風量】 事故発生から0～300分後：0m ³ /h 事故発生から300分～7日：5.1×10 ⁷ m ³ /h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：99% 【起動遅れ時間】 300分																																										
中央制御室バウンダリへの外気の直接流入率	0.5回/h																																										
マスク防護係数	入退城：50 中央制御室滞在時：50																																										
ヨウ素剤の服用	未考慮																																										
交代要員体制の考慮	考慮する																																										
直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価コード	直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード																																										
地表面への沈着速度	希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s																																										
事故の評価期間	7日間																																										

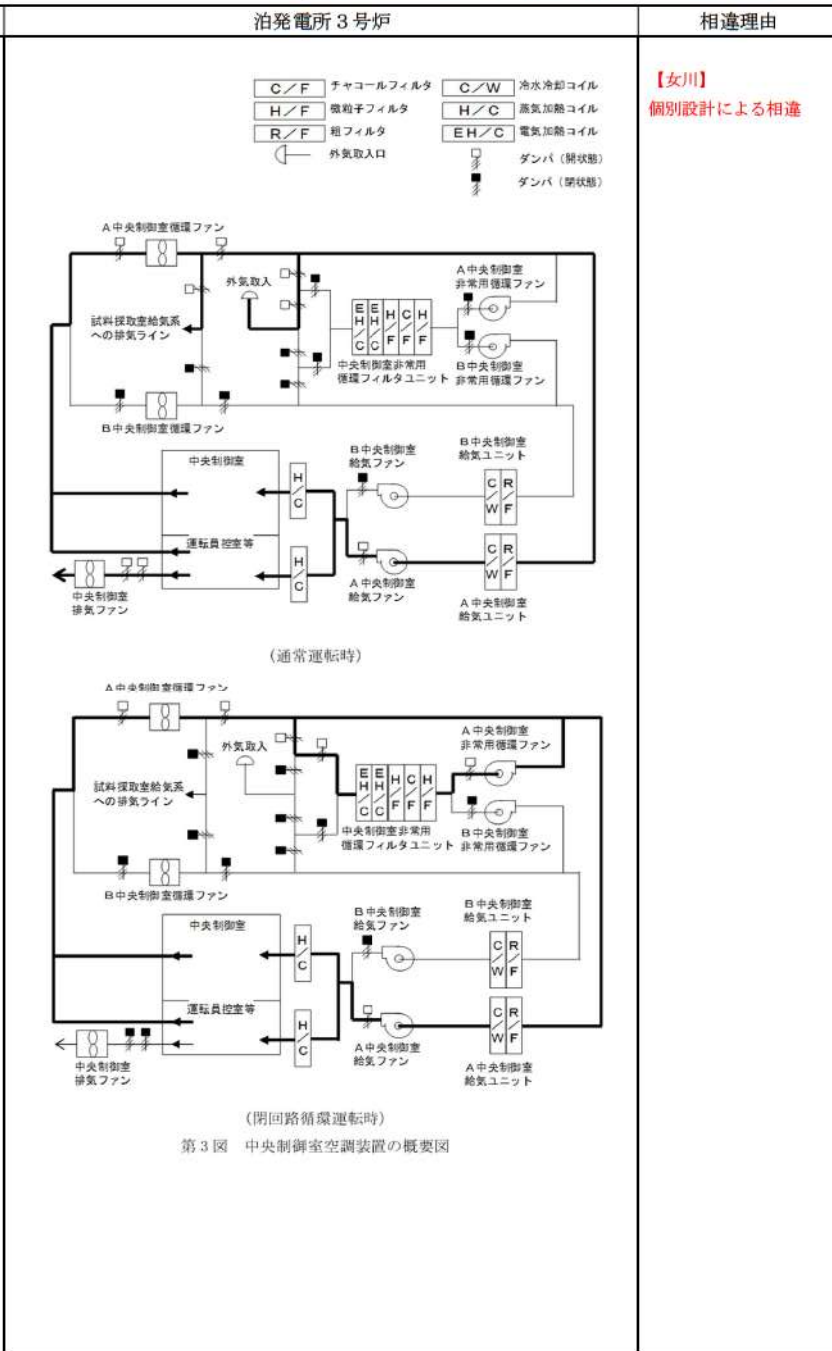
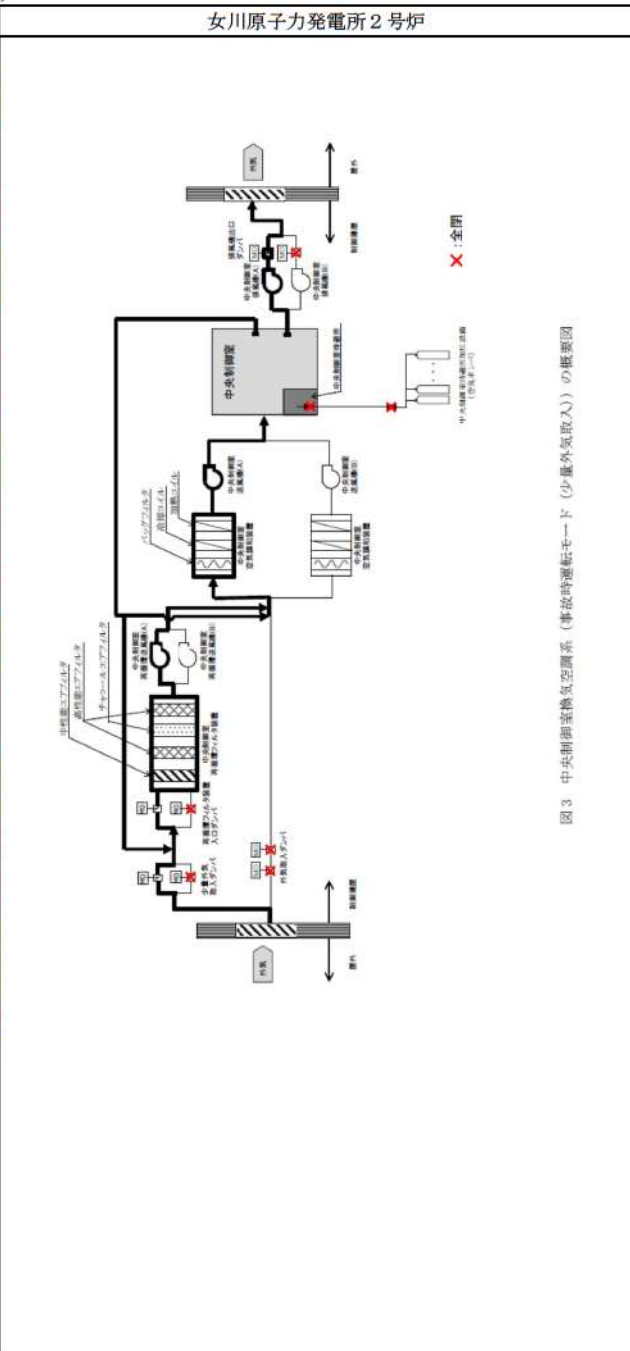
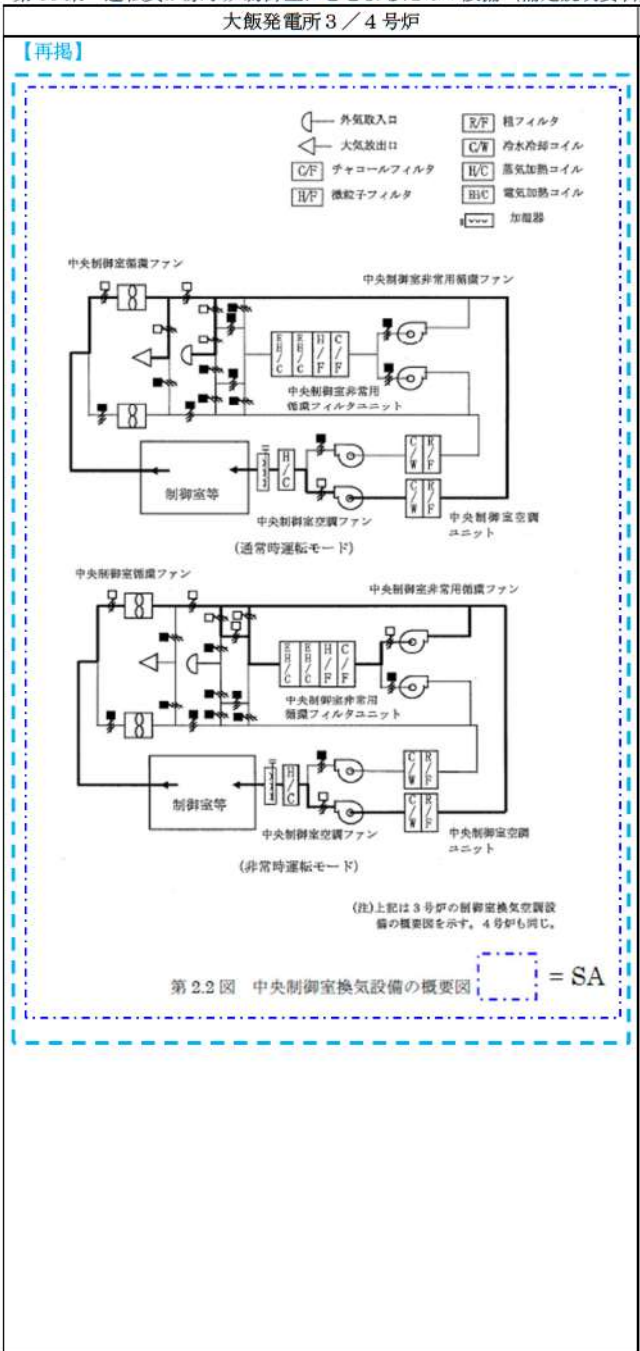
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>第2.1図 事故時における中央制御室等の運転員の被ばく経路 = SA</p>	<p>図1 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価において考慮する被ばく経路</p>	<p>第1図 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価において考慮する被ばく経路</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は「放射性雲中の放射性物質からのガンマ線」と「地表面の放射性物質からのガンマ線」を分けているが、泊ではどちらも「放射性物質のガンマ線」としている。</p> <p>経路の対応 【女川】 【泊】 ① — ① ②③ — ②③ ④ — ④ ⑤ — ⑤ ⑥⑦⑧ — ⑥</p> <p>なお、泊と大飯の①～⑤の分類は審査ガイドの分類に合わせた記載となっている。</p>

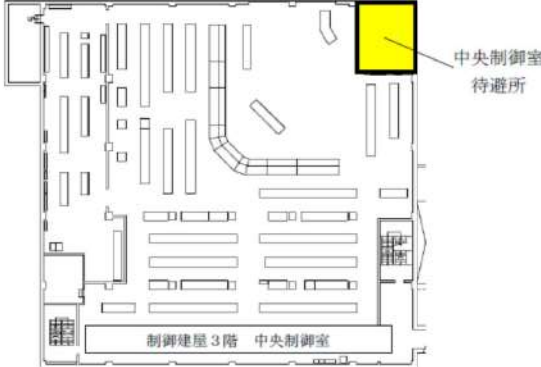
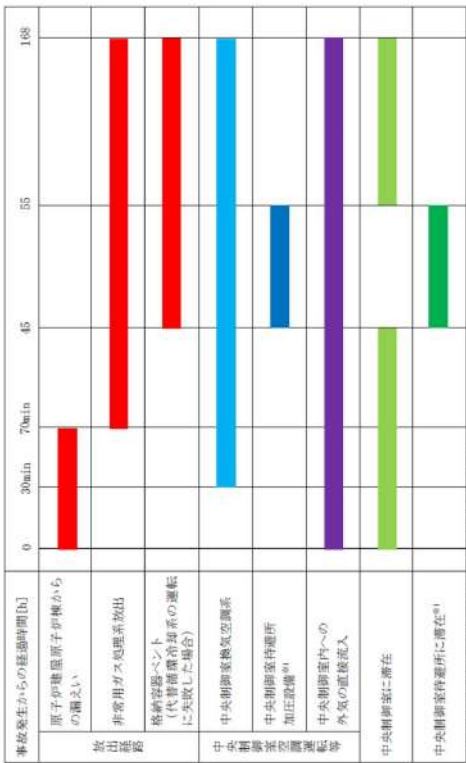
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく経路イメージ</p>  <p>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） (クラウドシヤイン及びグラウンドシヤインによる外部被ばく) ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく (スカイシャインガンマ線による外部被ばく) ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく (吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく) ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく (クラウドシヤイン及びグラウンドシヤインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく)</p> <p>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（クラウドシヤインガンマ線による外部被ばく） ③ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（グラウンドシヤインガンマ線による外部被ばく） ④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ⑤ 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑥ 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（クラウドシヤインガンマ線による外部被ばく） ⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（グラウンドシヤインガンマ線による外部被ばく） ⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による被ばく（吸入摂取による内部被ばく）</p>	<p>中央制御室居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の被ばく経路イメージ</p>  <p>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） (クラウドシヤイン及びグラウンドシヤインによる外部被ばく) ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく (スカイシャインガンマ線による外部被ばく) ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく (吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく) ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく (クラウドシヤイン及びグラウンドシヤインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく)</p> <p>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（クラウドシヤインガンマ線による外部被ばく） ③ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（グラウンドシヤインガンマ線による外部被ばく） ④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ⑤ 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑥ 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（クラウドシヤインガンマ線による外部被ばく） ⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（グラウンドシヤインガンマ線による外部被ばく） ⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による被ばく（吸入摂取による内部被ばく）</p>	<p>中央制御室居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の被ばく経路イメージ</p>  <p>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） (クラウドシヤイン及びグラウンドシヤインによる外部被ばく) ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく (スカイシャインガンマ線による外部被ばく) ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく (吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく) ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく (クラウドシヤイン及びグラウンドシヤインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく)</p> <p>① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接ガンマ線による被ばく） (クラウドシヤインガンマ線及びグラウンドシヤインによる外部被ばく) ② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく (スカイシャインガンマ線による外部被ばく) ③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく (吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく) ④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接ガンマ線による外部被ばく） ⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく (クラウドシヤインガンマ線及びグラウンドシヤインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載方針の相違 経路の対応</p> <p>【女川】 [泊]</p> <p>① - ① ②③ - ② ④ - ③ ⑤ - ④ ⑥⑦⑧ - ⑤</p> <p>なお、泊と大阪の①～⑤の分類は審査ガイドの分類に合わせた記載となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>中央制御室待避所</p> <p>制御建屋3階 中央制御室</p> <p>図4 中央制御室待避所の設置場所</p>  <p>事故発生からの経過時間 [分]</p> <p>原子炉建屋原子炉棟からの漏えい</p> <p>放出設備</p> <p>非常用ガス処理系放出</p> <p>格納容器ベント (非常用ガス処理系との運転に失敗した場合)</p> <p>中央制御室換気空調系</p> <p>中央制御室待避所 加圧設備*</p> <p>中央制御室内への外気の直接流入</p> <p>中央制御室に滞在</p> <p>中央制御室待避所に滞在*</p> <p>※1 代用換気設備を用いて事故を収束する場合は考慮しない 図5 概ねばく算で想定する空調運用等タイムチャート</p>		<p>①の相違</p> <p>①の相違 記載方針の相違 ・泊では中央制御室の加圧を行わないため、タイムチャートは記載していない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>59-10 大飯発電所3号炉および4号炉原子炉制御室等について</p>			<p>【大飯】 資料構成の相違 ・大飯は補足的な事項を別資料として整理しているが、泊は女川実績の反映として女川と同様の資料構成としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>目次</p> <p>1. 中央制御室居住性に係る被ばく評価について</p> <p>2. 中央制御室の放射線管理用資機材について</p> <p>3. 中央制御室への汚染の持ちこみを防止する機能（チェンジングエリア）について（緊急時対策所と共通）</p> <p>4. バス等の汚染確認方法について</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について</p> <p>6. 酸素濃度、炭酸濃度を踏まえた対応について</p> <p>7. 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて</p>	<p>26条別添1の比較表で比較</p>		<p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>・大飯は補足的な事項を別資料として整理しているが、泊は女川実績の反映として女川と同様の資料構成としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 中央制御室居住性に係る被ばく評価について 大飯3、4号炉 中央制御室居住性に係る被ばく評価の評価条件等について、添付資料の一覧を以下に示す。 添付一覧</p> <p>添付資料1-1：中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-1-2 原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について ・ 1-1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について ・ 1-1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について ・ 1-1-5 空気流入率試験結果について SAの内容を含む ・ 1-1-6 直交代の考え方について ・ 1-1-7 内規*1との整合性について <p>添付資料1-2：中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-2-2 事故シーケンス選定の考え方について ・ 1-2-3 原子炉格納容器への核分裂生成物の放出割合の設定について ・ 1-2-4 よう素の化学形態の設定について ・ 1-2-5 原子炉格納容器等への元素状よう素の沈着効果について ・ 1-2-6 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について ・ 1-2-7 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について ・ 1-2-8 原子炉格納容器漏えい率の設定について ・ 1-2-9 アンユラス空気浄化系統 空気作動ダンパの開放手順の成立性について ・ 1-2-10 フィルタ除去効率の設定について ・ 1-2-11 大気への放出放射放射量の推移グラフについて ・ 1-2-12 中央制御室の直接線、スカイシャイン線評価方法について ・ 1-2-13 中央制御室換気系統の閉回路循環運転時における空気作動ダンパ強制開放手順の成立性について ・ 1-2-14 マスクによる防護係数について ・ 1-2-15 中央制御室滞在時に飲食等のためマスクを外した場合の影響について ・ 1-2-16 中央制御室のグランドシャイン線量の評価方法について ・ 1-2-17 湿性沈着を考慮した地表面沈着速度の設定について ・ 1-2-18 審査ガイド*2との適合性について <p>*1：原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規） *2：実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p> <p style="text-align: center;"> = DB = SA </p>			<p>【大飯】 資料構成の相違 p59-補足-167 に再掲し比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	大破断LOCA+ECSCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗	炉心損傷が早く、また、格納容器内の圧力が高く維持される事象であること、かつ、炉心制御室の運転員が最も厳しくなる事故シナリオとして選定(添付1-2-2参照)	4.3(1)a.原子炉格納容器への放射性物質の放出割合は、4.1(2)a.原子炉制御室の運転員の被ばく寸量から結果が最も厳しくなる事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。
全交流動力電源喪失	考慮する	評価が厳しくなるように設定	同上
最終ヒートシンク喪失	考慮する	評価が厳しくなるように設定	同上
炉心熱出力	定格出力(3,411MWt)の102%	定格値に定常誤差(+2%)を考慮。	同上
原子炉運転時間	最高40,000時間	燃料を1/4ずつ取り替えていく場合の平均炉心を考慮し、最高時間を設定	同上
サイクル数(バッチ数)	4	燃料を1/4ずつ取り替えていく場合の平均炉心を考慮し、最高時間を設定	同上
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量、放出時間	Xe類：100%、I類：75% Cs類：75%、Te類：30.5% Ba類：12%、Ra類：0.5% Ce類：0.55%、La類：0.52% 放出時間もNUREG-1465に基づき	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、核分裂生成物放出量が大きくなる低圧シナリオ(大破断LOCA+ECSCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗シナリオを含む)を代表するNUREG-1465に記載の放出割合(総覆管破損放出~晩期圧力容器内放出)を考慮(添付1-2-3参照)	4.3(1)a.飛散ガス類、ヨウ素類、Cs類、Te類、Ba類、Ra類、Ce類及びLa類を考慮する。
よう素の形態	粒子状より素：5% 元素状より素：91% 有機より素：4%	既設格納容器スプレイ失敗を想定するために、pH>7となることと限らないため、pHに依らず有機より素割合を保守的に設定するために、R.G.1.195のよう素割合に基づき設定(添付1-2-4参照)	4.3(1)a.原子炉格納容器内への放出割合の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。

女川原子力発電所2号炉

添付資料2 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について

2-1 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表

表 2-1-1 大気中への放出放射能評価条件(1/5)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
飛灰プラント	2号炉	運転号炉を想定	4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。
評価事象	大破断LOCA+HPCS失敗+低圧ECSCS失敗+全交流動力電源喪失	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定(添付資料2-2.2.2-20参照)	4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオ(この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。
炉心熱出力	2,436MWt	定格熱出力	—
運転時間	1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h 4サイクル：40,000h 5サイクル：50,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	1サイクル：0.229 2サイクル：0.229 3サイクル：0.229 4サイクル：0.229 5サイクル：0.084	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

泊発電所3号炉

添付資料2 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について

2-1 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表

第2-1-1表 大気中への放出放射能評価条件(1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
飛灰プラント	3号炉	運転号炉を想定	4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。
評価事象	大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定(添付資料2-2.2参照)	4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオ(この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。
炉心熱出力	2,705MWt	定格値(2,852MWt)に定常誤差(+2%)を考慮	—
運転時間	ウラン燃料 1サイクル：10,000h(約410日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h 4サイクル：40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	装荷割合は ウラン燃料：約3/4(117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料：約1/4(40体/157体) サイクル数(バッチ数)は ウラン燃料：4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料：8	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

相違理由

【女川】
 評価条件による相違
 ・想定する炉心熱出力について、泊では定常誤差を考慮して102%として評価している。

【大飯】設計による相違
 ・個別設計条件による相違はあるが概ね同等の内容
 ・泊ではウラン燃料での評価条件とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料での評価条件を記載している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
審査ガイドでの記載	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)で選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	4.3(3)b. 原子炉格納容器スプレイトの作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。	4.3(3)c. 原子炉格納容器スプレイトの作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。	4.3(3)d. 原子炉格納容器内の自然沈着率については、実験等から得られた適切なモデルを基に設定する。	同上	4.3(3)e. 原子炉格納容器スプレイトの作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。	4.3(3)f. 原子炉格納容器スプレイトの作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。
選定理由	選定した事故シナリオのソースターム解析結果のNUREG-1465記載の値を設定。	CSE AB実験に基づき設定。（添付12-5参照）	重力沈着速度を用いたモデルを基に設定。 $A_d = k_p \frac{A}{V}$ （添付12-6参照）	選定した事故シナリオに基づき、全交差運動力動量損失+最終シートシンク喪失を考慮した起動遅延時間を見込んだ値として設定。	SRP6.5.2に示された評価式等に基づき設定（添付12-7参照）	有効性評価で想定する事故収束に成功した事故シナリオのうち、格納容器内の放射性物質の除去率を考慮し、格納容器内圧力に依存した除去率に余裕を見ながら設定（添付12-8参照）	部分十般化評価と同じ記号として設定。
使用値	0秒	9.0×10 ⁻⁴ (1/a)	重力沈着速度を用いた自然沈着率の評価式に基づく	54分	SRP6.5.2 ^{a)} に示された評価式に基づく	0.16%/day	7ニュウラス部外 97% 3%
使用条件	放出開始時刻	原子炉格納容器等への蒸気状（無煙）よう素の沈着効果	原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果	代替低圧注水ポンプによるスプレイト効果開始時間	代替低圧注水ポンプによるエアロゾルのスプレイト除去効果	原子炉格納容器からの漏えい率	原子炉格納容器からの漏えい割合 7ニュウラス部外
評価条件	放出開始時刻	原子炉格納容器等への蒸気状（無煙）よう素の沈着効果	原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果	代替低圧注水ポンプによるスプレイト効果開始時間	代替低圧注水ポンプによるエアロゾルのスプレイト除去効果	原子炉格納容器からの漏えい率	原子炉格納容器からの漏えい割合 7ニュウラス部外
項目	0秒	9.0×10 ⁻⁴ (1/a)	重力沈着速度を用いた自然沈着率の評価式に基づく	54分	SRP6.5.2 ^{a)} に示された評価式に基づく	0.16%/day	7ニュウラス部外 97% 3%
項目	原子炉格納容器からの漏えい率	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP解析で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 1Pd以下：1.0Pdで0.9%/日 1～1.5Pd：1.5Pdで1.1%/日 1.5～2Pd：2.0Pdで1.3%/日に相当する開口面積	原子炉格納容器からの漏えい率	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP解析で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 1Pd以下：1.0Pdで0.9%/日 1～1.5Pd：1.5Pdで1.1%/日 1.5～2Pd：2.0Pdで1.3%/日に相当する開口面積	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP解析で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 1Pd以下：1.0Pdで0.9%/日 1～1.5Pd：1.5Pdで1.1%/日 1.5～2Pd：2.0Pdで1.3%/日に相当する開口面積	原子炉格納容器からの漏えい率	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP解析で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 1Pd以下：1.0Pdで0.9%/日 1～1.5Pd：1.5Pdで1.1%/日 1.5～2Pd：2.0Pdで1.3%/日に相当する開口面積

表2-1-1 大気中への放出放射線評価条件(2/5)		第2-1-1表 大気中への放出放射線評価条件(2/3)	
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出開始時刻	原子炉格納容器漏えい：事故発生直後（なお、放射性物質は、MAAP解析に基づき事故発生約5分後から漏えい） 格納容器ベント：事故発生から約45時間後 原子炉建屋原子炉棟漏えい：事故発生直後 非常用ガス処理系による放出：事故発生から70分後	原子炉格納容器漏えい：MAAP解析に基づく 格納容器ベント：MAAP解析に基づく 原子炉建屋原子炉棟漏えい：原子炉建屋原子炉棟の負圧が解消している期間 非常用ガス処理系による放出：原子炉建屋原子炉棟の負圧達成時間を参照（添付資料2-2-6参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。
原子炉格納容器内のpH制御の効果	未考慮	原子炉格納容器内のpH制御設備は、重大事故等并発設備と位置付けていないため考慮しない	—
原子炉圧力容器から原子炉格納容器に放出されるよう素の形態	粒子状よう素：5% 無機よう素：91% 有機よう素：4%	原子炉格納容器内のpH制御の効果に期待しないため、R.G.1.195に基づき設定	4.3(1)a. 原子炉格納容器内への放出割合の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
原子炉格納容器からの漏えい率	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP解析で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 1Pd以下：1.0Pdで0.9%/日 1～1.5Pd：1.5Pdで1.1%/日 1.5～2Pd：2.0Pdで1.3%/日に相当する開口面積	AEC式に基づき設定	4.3(3)e. 原子炉格納容器漏えい率は、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。
原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	未考慮	保守的に考慮しないものとした	—
原子炉格納容器内での自然沈着率	9.0×10 ⁻⁴ [1/a]	CSE実験に基づき設定（添付資料2-2-7参照）	4.3(3)d. 原子炉格納容器内の自然沈着率については、実験値から得られた適切なモデルを基に設定する。

第2-1-1表 大気中への放出放射線評価条件(2/3)		【女川】型式の相違・想定する事故シナリオ及びソースタームの相違	
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオのソースターム解析結果のNUREG-1465記載の値を設定	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。
原子炉格納容器内のpH制御の効果	未考慮	既設の格納容器スプレイト失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため	—
原子炉容器から原子炉格納容器に放出されるよう素の形態	粒子状よう素：5% 無機よう素：91% 有機よう素：4%	原子炉格納容器内のpH制御の効果に期待しないため、R.G.1.195に基づき設定（添付資料2-2-6参照）	4.3(1)a. 原子炉格納容器内への放出割合の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day	有効性評価で想定する事故収束に成功した事故シナリオのうち、原子炉格納容器内圧力が高く推移する対事故シナリオの原子炉格納容器内圧力に忠じた漏えい率に余裕をみながら設定（添付資料2-2-4参照）	4.3(3)e. 原子炉格納容器漏えい率は、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。
原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効率(0%)	希ガス：1 エアロゾル粒子：10 無機よう素：1 有機よう素：1	粒子状物質に対しては、原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効果を考慮（添付資料2-2-25参照）	—
原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	・代替格納容器スプレイトによる除去効果 ・自然沈着 次ページで女川と比較 去効果	選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。	4.3(3)e. 原子炉格納容器スプレイトの作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。
原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	未考慮	保守的に考慮しないものとした	—
原子炉格納容器内での自然沈着率	9.0×10 ⁻⁴ [1/a]	CSE実験に基づき設定（添付資料2-2-7参照）	4.3(3)d. 原子炉格納容器内の自然沈着率については、実験値から得られた適切なモデルを基に設定する。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
第1表(3/3) 大気中への放出量評価条件(3号、4号共通)	第2-1-1表 大気中への放出放射能評価条件(3/5)	第2-1-1表 大気中への放出放射能評価条件(2/3)											
評価条件	使用値	理由	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
アニユラヌ空気浄化設備 ファン容量	9.36×10 ⁴ m ³ /h (ただし、60分後起動)	ファン1台の起動を想定。 選定した事故シナリオに基づき、全 交差動力電源喪失+最終ヒートシンク喪 失を想定した起動遅延時間を見込む。	9.36×10 ⁴ (1/s) (上限DF=200)	粒子状物質に対して は、原子炉格納容器から の漏えいに関する捕 集効率 (DF)	—	放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオ のフースターム解析 結果のNUREG-1465記載 の値を設定	4.3(4)a. 放射性物質の大気 中への放出開始時刻及び放 出継続時間は、4.1(2)a で選定した事故シナリオ のフースターム解析結果を 基に設定する。	放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオ のフースターム解析 結果のNUREG-1465記載 の値を設定	4.3(4)a. 放射性物質の大気 中への放出開始時刻及び放 出継続時間は、4.1(2)a で選定した事故シナリオ のフースターム解析結果を 基に設定する。
アニユラヌ空気浄化設備 ファン容量	62分	選定した事故シナリオに基づき、全交差 動力電源喪失+最終ヒートシンク喪失を 想定した起動遅延時間を見込む(起動 遅延時間60分+起動後負圧達成時間2分 (事件+遅延)を評価に同じ)	0~62分: 0% 62分~: 95%	原子炉格納容器内での 粒子状放射性物質 の除去効果	—	原子炉格納容器内 のpH制御の効果	未考慮	既設の格納容器スプレ イ失敗を想定して、pH 調整ができず、pH7と なると限らないため	—	原子炉格納容器内 のpH制御の効果	未考慮	既設の格納容器スプレ イ失敗を想定して、pH 調整ができず、pH7と なると限らないため	—
アニユラヌ空気浄化設備 ファン容量	0~62分: 0% 62分~: 95%	使用条件での設計値を基に設定。 試験による確認値であり、事故期間中に 保てられる除去効率であるため、設計値を 評価条件として設定 (添付1-2、10参照)	0~62分: 0% 62分~: 95%	原子炉格納容器内での 有機よう素の除去 効果	—	原子炉格納容器から 原子炉格納容器に放 出されるよう素の 割合	0.16%/day	有効性評価で想定する 事故進展に成功した事 故シナリオのうち、 原子炉格納容器内圧力 が高く推移する対急事 故シナリオの原子炉 格納容器内圧力に応じ た漏えい率に余裕をみ た値を設定 (添付資料 2-2-21参照)	4.3(3)c. 原子炉格納容器漏 えい率は、4.1(2)aで選定 した事故シナリオの事故 進展解析結果を基に設定す る。	原子炉格納容器から 原子炉格納容器に放 出されるよう素の 割合	0.16%/day	有効性評価で想定する 事故進展に成功した事 故シナリオのうち、 原子炉格納容器内圧力 が高く推移する対急事 故シナリオの原子炉 格納容器内圧力に応じ た漏えい率に余裕をみ た値を設定 (添付資料 2-2-21参照)	4.3(3)c. 原子炉格納容器漏 えい率は、4.1(2)aで選定 した事故シナリオの事故 進展解析結果を基に設定す る。
アニユラヌ空気浄化設備 ファン容量	7日	使用条件での設計値を基に設定。 試験による確認値であり、事故期間中に 保てられる除去効率であるため、設計値を 評価条件として設定 (添付1-2、10参照)	7日	原子炉格納容器内 の有機よう素の除去 効果	—	原子炉格納容器から の漏えいに関する 捕集効率(DF)	希ガス: 1 エアロゾル粒子: 10 無機よう素: 1 有機よう素: 1	4.3(3)d. 原子炉格納 容器内の自然沈着率 については、実験等か ら得られた適切なモ デルを基に設定する。	—	原子炉格納容器から の漏えいに関する 捕集効率(DF)	希ガス: 1 エアロゾル粒子: 10 無機よう素: 1 有機よう素: 1	4.3(3)d. 原子炉格納 容器内の自然沈着率 については、実験等か ら得られた適切なモ デルを基に設定する。	—
アニユラヌ空気浄化設備 ファン容量	設計値	設計値	設計値	原子炉格納容器内 の有機よう素の除去 効果	—	原子炉格納容器内 での有機よう素の 除去効果	未考慮	保守的に考慮しないも のとした	—	原子炉格納容器内 での有機よう素の 除去効果	未考慮	保守的に考慮しないも のとした	—
アニユラヌ空気浄化設備 ファン容量	設計値	設計値	設計値	原子炉格納容器内 の有機よう素の除去 効果	—	原子炉格納容器内 での有機よう素の 除去効果	9.0×10 ⁻⁴ [1/s] (添付資料 2-2-7参 照)	CSE 実験に基づき設定 (添付資料 2-2-7参 照)	4.3(3)d. 原子炉格納容器内 の自然沈着率については、 実験等から得られた適切な モデルを基に設定する。	原子炉格納容器内 での有機よう素の 除去効果	9.0×10 ⁻⁴ [1/s] (添付資料 2-2-7参 照)	CSE 実験に基づき設定 (添付資料 2-2-7参 照)	4.3(3)d. 原子炉格納容器内 の自然沈着率については、 実験等から得られた適切な モデルを基に設定する。

【女川】型式の相違
・型式の相違により、
記載事項が異なる。
【大飯】女川実績反映
・原子炉格納容器から
の漏えいに関する捕集
効率(DF)は女川実績を
反映し、最悪条件とな
るよう10として評価し
た。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表2-1-1 大気中への放出放射能評価条件(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器から、ベントラインへの流入割合</td> <td>停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約9.5×10^{-4} よう素類：約3.0×10^{-2} Cs類：約1.2×10^{-6} Te類：約2.4×10^{-1} Ba類：約9.4×10^{-6} Ru類：約1.2×10^{-6} La類：約9.4×10^{-10} Co類：約2.4×10^{-6}</td> <td>MAAP解析結果及びNUREG-1465の知見に基づき設定（添付資料2-2-3参照） よう素類については、よう素の化学形態に応じた原子炉格納容器内での除去のされかたの違いを考慮</td> <td>4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器から、原子炉建屋原子炉棟への流入割合</td> <td>格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約2.2×10^{-2} よう素類：約8.3×10^{-4} Cs類：約3.1×10^{-6} Te類：約6.3×10^{-1} Ba類：約2.5×10^{-6} Ru類：約3.1×10^{-6} La類：約2.5×10^{-9} Co類：約6.3×10^{-6} 代替循環冷却器を用いて事象を収束することを想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約6.0×10^{-2} よう素類：約2.2×10^{-3} Cs類：約3.1×10^{-6} Te類：約6.2×10^{-1} Ba類：約2.5×10^{-6} Ru類：約3.1×10^{-6} La類：約2.5×10^{-9} Co類：約6.2×10^{-6}</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器から、ベントラインへの流入割合	停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 9.5×10^{-4} よう素類：約 3.0×10^{-2} Cs類：約 1.2×10^{-6} Te類：約 2.4×10^{-1} Ba類：約 9.4×10^{-6} Ru類：約 1.2×10^{-6} La類：約 9.4×10^{-10} Co類：約 2.4×10^{-6}	MAAP解析結果及びNUREG-1465の知見に基づき設定（添付資料2-2-3参照） よう素類については、よう素の化学形態に応じた原子炉格納容器内での除去のされかたの違いを考慮	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器から、原子炉建屋原子炉棟への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.3×10^{-6} 代替循環冷却器を用いて事象を収束することを想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 6.0×10^{-2} よう素類：約 2.2×10^{-3} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.2×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.2×10^{-6}	同上	同上	<p>第2-1-1表 大気中への放出放射能評価条件(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器からの漏えい割合</td> <td>アニユラス部：97% アニユラス部以外：3%</td> <td>内規に示されたとおり設定</td> <td>解説4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアニユラス部で生じ、残り3%はアニユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合</td> <td>炉心内内蔵量に対して、 希ガス類：1.0×10^0 よう素類：7.5×10^{-1} Cs類：7.5×10^{-1} Te類：3.05×10^{-1} Ba類：1.2×10^{-1} Ru類：5.0×10^{-2} La類：5.2×10^{-3} Co類：5.5×10^{-3}</td> <td>評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、核分裂生成物放出量が大きくなる低圧シナリオ（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NUREG-1465記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料2-2-4参照）</td> <td>4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アニユラス空気浄化設備起動時間</td> <td>事故発生から60分後</td> <td>運用を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アニユラス空気浄化設備ファン流量</td> <td>$1.86 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>設計値としてファン1台の起動を想定。</td> <td>4.3(3)a. アニユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アニユラス空気浄化設備よう素フィルタによる除去効率</td> <td>0~78分：0% 78分～：95%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>4.3(3)b. アニユラス空気浄化設備フィルタ効率よう素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アニユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率</td> <td>0~78分：— 78分～：99%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アニユラス負圧達成時間</td> <td>事故発生から78分後</td> <td>設計値を基に設定（添付資料2-2-11参照）</td> <td>4.3(3)a. アニユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>審査ガイドに示された通り評価期間を設定</td> <td>3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器からの漏えい割合	アニユラス部：97% アニユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアニユラス部で生じ、残り3%はアニユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。	原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	炉心内内蔵量に対して、 希ガス類： 1.0×10^0 よう素類： 7.5×10^{-1} Cs類： 7.5×10^{-1} Te類： 3.05×10^{-1} Ba類： 1.2×10^{-1} Ru類： 5.0×10^{-2} La類： 5.2×10^{-3} Co類： 5.5×10^{-3}	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、核分裂生成物放出量が大きくなる低圧シナリオ（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NUREG-1465記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料2-2-4参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	アニユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から60分後	運用を基に設定	—	アニユラス空気浄化設備ファン流量	$1.86 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{h}$	設計値としてファン1台の起動を想定。	4.3(3)a. アニユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。	アニユラス空気浄化設備よう素フィルタによる除去効率	0~78分：0% 78分～：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アニユラス空気浄化設備フィルタ効率よう素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。	アニユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78分：— 78分～：99%	設計値を基に設定	—	アニユラス負圧達成時間	事故発生から78分後	設計値を基に設定（添付資料2-2-11参照）	4.3(3)a. アニユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。	事故の評価期間	7日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	<p>型式の相違</p> <p>評価条件による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定する事故シナリオ及びソースタームの相違
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																
原子炉格納容器から、ベントラインへの流入割合	停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 9.5×10^{-4} よう素類：約 3.0×10^{-2} Cs類：約 1.2×10^{-6} Te類：約 2.4×10^{-1} Ba類：約 9.4×10^{-6} Ru類：約 1.2×10^{-6} La類：約 9.4×10^{-10} Co類：約 2.4×10^{-6}	MAAP解析結果及びNUREG-1465の知見に基づき設定（添付資料2-2-3参照） よう素類については、よう素の化学形態に応じた原子炉格納容器内での除去のされかたの違いを考慮	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。																																																
原子炉格納容器から、原子炉建屋原子炉棟への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.3×10^{-6} 代替循環冷却器を用いて事象を収束することを想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 6.0×10^{-2} よう素類：約 2.2×10^{-3} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.2×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.2×10^{-6}	同上	同上																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																
原子炉格納容器からの漏えい割合	アニユラス部：97% アニユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアニユラス部で生じ、残り3%はアニユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。																																																
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	炉心内内蔵量に対して、 希ガス類： 1.0×10^0 よう素類： 7.5×10^{-1} Cs類： 7.5×10^{-1} Te類： 3.05×10^{-1} Ba類： 1.2×10^{-1} Ru類： 5.0×10^{-2} La類： 5.2×10^{-3} Co類： 5.5×10^{-3}	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、核分裂生成物放出量が大きくなる低圧シナリオ（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NUREG-1465記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料2-2-4参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。																																																
アニユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から60分後	運用を基に設定	—																																																
アニユラス空気浄化設備ファン流量	$1.86 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{h}$	設計値としてファン1台の起動を想定。	4.3(3)a. アニユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。																																																
アニユラス空気浄化設備よう素フィルタによる除去効率	0~78分：0% 78分～：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アニユラス空気浄化設備フィルタ効率よう素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。																																																
アニユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78分：— 78分～：99%	設計値を基に設定	—																																																
アニユラス負圧達成時間	事故発生から78分後	設計値を基に設定（添付資料2-2-11参照）	4.3(3)a. アニユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。																																																
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。																																																
次ページで女川と比較																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p>表 2-1-1 大気中への放出放射線量評価条件(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟の換気率</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間以外：無限大[回/日] 原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間：非常用ガス処理系を用いた場合の設計換気率 0.5[回/日]により屋外に放出。 </td> <td>非常用ガス処理系により負圧維持していない期間は原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質が保持されないものとした。非常用ガス処理系により負圧維持している期間は非常用ガス処理系を用いている場合の設計換気率を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系起動時間</td> <td>事故発生から 60 分後</td> <td>運用を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排気機風量</td> <td>2,500m³/h</td> <td>非常用ガス処理系の設計値を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系のフィルタ装置による除去係数</td> <td>希ガス：1 粒子状放射性物質：1 無機より素：1 有機より素：1</td> <td>保守的に考慮しないものとした</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間</td> <td>事故発生から 70 分後</td> <td>非常用ガス処理系起動時間及び排気風量並びに原子炉建屋原子炉棟の設計気密度を基に評価し設定（添付資料 2-2-6 を参照）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7 日</td> <td>審査ガイドに示されたとおり評価期間を設定</td> <td>3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉建屋原子炉棟の換気率	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間以外：無限大[回/日] 原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間：非常用ガス処理系を用いた場合の設計換気率 0.5[回/日]により屋外に放出。 	非常用ガス処理系により負圧維持していない期間は原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質が保持されないものとした。非常用ガス処理系により負圧維持している期間は非常用ガス処理系を用いている場合の設計換気率を基に設定	—	非常用ガス処理系起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—	非常用ガス処理系排気機風量	2,500m ³ /h	非常用ガス処理系の設計値を基に設定	—	非常用ガス処理系のフィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1 無機より素：1 有機より素：1	保守的に考慮しないものとした	—	原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から 70 分後	非常用ガス処理系起動時間及び排気風量並びに原子炉建屋原子炉棟の設計気密度を基に評価し設定（添付資料 2-2-6 を参照）	—	事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示されたとおり評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	<p>第 2-1-1 表 大気中への放出放射線量評価条件 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器からの漏えい割合</td> <td> アンユラス部：97% アンユラス部以外：3% </td> <td>内規に示されたとおり設定</td> <td>解説 4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合</td> <td> 前ページで女川と比較 前ページで女川と比較 前ページで女川と比較 希ガス類：1.0×10⁻¹ 希ガス類：7.5×10⁻¹ Cs 類：7.5×10⁻¹ Te 類：3.05×10⁻¹ Ia 類：1.2×10⁻¹ Ib 類：5.0×10⁻² La 類：5.2×10⁻² Ce 類：5.3×10⁻² </td> <td>評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、炉心内蔵量に対して、希ガス類：1.0×10⁻¹、希ガス類：7.5×10⁻¹、Cs 類：7.5×10⁻¹、Te 類：3.05×10⁻¹、Ia 類：1.2×10⁻¹、Ib 類：5.0×10⁻²、La 類：5.2×10⁻²、Ce 類：5.3×10⁻² となる低圧シーケンス（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NREG-1465 記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料 2-2-4 参照）</td> <td>4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスのゾースターム解析結果を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備起動時間</td> <td>事故発生から 60 分後</td> <td>運用を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備ファン流量</td> <td>1.86×10⁴ m³/h</td> <td>設計値としてファン1台の起動を想定。</td> <td>4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備より素フィルタによる除去効率</td> <td>0~78 分：0% 78 分～：95%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率より素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率</td> <td>0~78 分：0% 78 分～：99%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンユラス負圧達成時間</td> <td>事故発生から 78 分後</td> <td>設計値を基に設定（添付資料 2-2-11 参照）</td> <td>4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7 日</td> <td>審査ガイドに示された通り評価期間を設定</td> <td>3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器からの漏えい割合	アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説 4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。	原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	前ページで女川と比較 前ページで女川と比較 前ページで女川と比較 希ガス類：1.0×10 ⁻¹ 希ガス類：7.5×10 ⁻¹ Cs 類：7.5×10 ⁻¹ Te 類：3.05×10 ⁻¹ Ia 類：1.2×10 ⁻¹ Ib 類：5.0×10 ⁻² La 類：5.2×10 ⁻² Ce 類：5.3×10 ⁻²	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、炉心内蔵量に対して、希ガス類：1.0×10 ⁻¹ 、希ガス類：7.5×10 ⁻¹ 、Cs 類：7.5×10 ⁻¹ 、Te 類：3.05×10 ⁻¹ 、Ia 類：1.2×10 ⁻¹ 、Ib 類：5.0×10 ⁻² 、La 類：5.2×10 ⁻² 、Ce 類：5.3×10 ⁻² となる低圧シーケンス（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NREG-1465 記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料 2-2-4 参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスのゾースターム解析結果を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—	アンユラス空気浄化設備ファン流量	1.86×10 ⁴ m ³ /h	設計値としてファン1台の起動を想定。	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備より素フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率より素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：99%	設計値を基に設定	—	アンユラス負圧達成時間	事故発生から 78 分後	設計値を基に設定（添付資料 2-2-11 参照）	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。	事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	<p>②の相違</p>
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																
原子炉建屋原子炉棟の換気率	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間以外：無限大[回/日] 原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間：非常用ガス処理系を用いた場合の設計換気率 0.5[回/日]により屋外に放出。 	非常用ガス処理系により負圧維持していない期間は原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質が保持されないものとした。非常用ガス処理系により負圧維持している期間は非常用ガス処理系を用いている場合の設計換気率を基に設定	—																																																																
非常用ガス処理系起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—																																																																
非常用ガス処理系排気機風量	2,500m ³ /h	非常用ガス処理系の設計値を基に設定	—																																																																
非常用ガス処理系のフィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1 無機より素：1 有機より素：1	保守的に考慮しないものとした	—																																																																
原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から 70 分後	非常用ガス処理系起動時間及び排気風量並びに原子炉建屋原子炉棟の設計気密度を基に評価し設定（添付資料 2-2-6 を参照）	—																																																																
事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示されたとおり評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。																																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																
原子炉格納容器からの漏えい割合	アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説 4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。																																																																
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	前ページで女川と比較 前ページで女川と比較 前ページで女川と比較 希ガス類：1.0×10 ⁻¹ 希ガス類：7.5×10 ⁻¹ Cs 類：7.5×10 ⁻¹ Te 類：3.05×10 ⁻¹ Ia 類：1.2×10 ⁻¹ Ib 類：5.0×10 ⁻² La 類：5.2×10 ⁻² Ce 類：5.3×10 ⁻²	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、炉心内蔵量に対して、希ガス類：1.0×10 ⁻¹ 、希ガス類：7.5×10 ⁻¹ 、Cs 類：7.5×10 ⁻¹ 、Te 類：3.05×10 ⁻¹ 、Ia 類：1.2×10 ⁻¹ 、Ib 類：5.0×10 ⁻² 、La 類：5.2×10 ⁻² 、Ce 類：5.3×10 ⁻² となる低圧シーケンス（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NREG-1465 記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料 2-2-4 参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスのゾースターム解析結果を基に設定する。																																																																
アンユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—																																																																
アンユラス空気浄化設備ファン流量	1.86×10 ⁴ m ³ /h	設計値としてファン1台の起動を想定。	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。																																																																
アンユラス空気浄化設備より素フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率より素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。																																																																
アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：99%	設計値を基に設定	—																																																																
アンユラス負圧達成時間	事故発生から 78 分後	設計値を基に設定（添付資料 2-2-11 参照）	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。																																																																
事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載 単位：Bq（GROSS値）</p> <p>第1-1図 希ガスの大気放出過程</p> <p>アニュラス負圧達成時期(02分)までは直接大気に放出するとして評価</p>	<p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載 単位：Bq（GROSS値）</p> <p>第1-2図 よう素の大気放出過程</p> <p>アニュラス負圧達成時期(02分)までは直接大気に放出するとして評価</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【大飯】 記載箇所の相違 女川実績の反映 （泊資料2-5にて比較）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1-3図 セシウムの大気放出過程</p> <p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載</p> <p>単位：Bq (GROSS 値)</p> <p>セシウム放出量：約 3.4×10^{10} Bq</p> <p>大気へ</p> <p>アユラス部以外</p> <p>アユラス</p> <p>97%</p> <p>3%</p> <p>原子炉格納容器からの漏えい：0.16%/d</p> <p>原子炉格納容器内のセシウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替圧注水ポンプのスプレイによる削減 80%、5.2の評価式に基づく除去速度 ・原子炉格納容器内での沈着による削減 ・重力沈降速度を用いた評価式に基づく除去速度 <p>(NRSB-1465に基づく放出割合)</p> <p>長時間運転した場合のセシウムの炉心内蓄積量 約 7.8×10^{10} Bq</p> <p>アユラス負圧達成時間(62分)までは直接大気に放出するとして評価</p>	<p>第1-4図 その他核種の大気放出過程</p> <p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載</p> <p>単位：Bq (GROSS 値)</p> <p>その他核種放出量：約 7.6×10^9 Bq</p> <p>大気へ</p> <p>アユラス部以外</p> <p>アユラス</p> <p>97%</p> <p>3%</p> <p>原子炉格納容器からの漏えい：0.16%/d</p> <p>原子炉格納容器内のその他核種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替圧注水ポンプのスプレイによる削減 80%、5.2の評価式に基づく除去速度 ・原子炉格納容器内での沈着による削減 ・重力沈降速度を用いた評価式に基づく除去速度 <p>(NRSB-1465に基づく放出割合)</p> <p>長時間運転した場合のその他核種の炉心内蓄積量 約 2.8×10^{10} Bq</p> <p>アユラス負圧達成時間(62分)までは直接大気に放出するとして評価</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違 女川実績の反映</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
<p>第2表 大気中への放出放射能評価結果（3号、4号共通） （7日積算）</p> <table border="1" data-bbox="85 225 687 515"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価結果^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">希ガス</td> <td>Gross値</td> <td>約6.7×10^{16}Bq</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エネルギー 0.5MeV換算値</td> <td>約1.0×10^{16}Bq</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">よう素</td> <td>Gross値</td> <td>約2.3×10^{14}Bq</td> </tr> <tr> <td>I-131等価量 (成人実効線量係数換算)</td> <td>約7.7×10^{13}Bq</td> </tr> <tr> <td>セシウム</td> <td>Gross値</td> <td>約3.4×10^{13} Bq</td> </tr> <tr> <td>上記以外の核種</td> <td>Gross値</td> <td>約7.6×10^{13}Bq</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 放出放射能量の推移グラフは添付1-2-11に示すとおりである</p>	評価項目	評価結果 ^{※1}	希ガス	Gross値	約 6.7×10^{16} Bq	ガンマ線エネルギー 0.5MeV換算値	約 1.0×10^{16} Bq	よう素	Gross値	約 2.3×10^{14} Bq	I-131等価量 (成人実効線量係数換算)	約 7.7×10^{13} Bq	セシウム	Gross値	約 3.4×10^{13} Bq	上記以外の核種	Gross値	約 7.6×10^{13} Bq	<p>表2-1-2 大気中への放出放射能（7日間積算値） （代替循環冷却系により事象を収束することを想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="728 220 1310 579"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス類</td> <td>約1.6×10^{19}</td> <td colspan="2">約1.6×10^{17}</td> </tr> <tr> <td>よう素類</td> <td>約2.1×10^{19}</td> <td colspan="2">約4.5×10^{15}</td> </tr> <tr> <td>Cs類</td> <td>約8.4×10^{17}</td> <td colspan="2">約2.5×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Te類</td> <td>約6.0×10^{16}</td> <td colspan="2">約2.7×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Ba類</td> <td>約1.8×10^{19}</td> <td colspan="2">約2.9×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Ru類</td> <td>約1.8×10^{19}</td> <td colspan="2">約4.2×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>Ce類</td> <td>約5.5×10^{19}</td> <td colspan="2">約2.8×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>La類</td> <td>約4.1×10^{19}</td> <td colspan="2">約7.5×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-1-3 大気中への放出放射能（7日間積算値） （格納容器ベントの実施を想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="728 671 1310 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出</th> <th>原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス類</td> <td>約1.6×10^{19}</td> <td>約4.6×10^{18}</td> <td>約8.9×10^{18}</td> </tr> <tr> <td>よう素類</td> <td>約2.1×10^{19}</td> <td>約3.3×10^{12}</td> <td>約3.0×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Cs類</td> <td>約8.4×10^{17}</td> <td>約9.6×10^7</td> <td>約2.5×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Te類</td> <td>約6.0×10^{16}</td> <td>約6.7×10^7</td> <td>約2.7×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Ba類</td> <td>約1.8×10^{19}</td> <td>約6.3×10^7</td> <td>約2.9×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Ru類</td> <td>約1.8×10^{19}</td> <td>約1.3×10^7</td> <td>約4.2×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>Ce類</td> <td>約5.5×10^{19}</td> <td>約7.9×10^7</td> <td>約2.8×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>La類</td> <td>約4.1×10^{19}</td> <td>約2.0×10^7</td> <td>約7.5×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table>	核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)		原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出		希ガス類	約 1.6×10^{19}	約 1.6×10^{17}		よう素類	約 2.1×10^{19}	約 4.5×10^{15}		Cs類	約 8.4×10^{17}	約 2.5×10^{12}		Te類	約 6.0×10^{16}	約 2.7×10^{12}		Ba類	約 1.8×10^{19}	約 2.9×10^{12}		Ru類	約 1.8×10^{19}	約 4.2×10^{11}		Ce類	約 5.5×10^{19}	約 2.8×10^{11}		La類	約 4.1×10^{19}	約 7.5×10^{10}		核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)		原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出	希ガス類	約 1.6×10^{19}	約 4.6×10^{18}	約 8.9×10^{18}	よう素類	約 2.1×10^{19}	約 3.3×10^{12}	約 3.0×10^{12}	Cs類	約 8.4×10^{17}	約 9.6×10^7	約 2.5×10^{12}	Te類	約 6.0×10^{16}	約 6.7×10^7	約 2.7×10^{12}	Ba類	約 1.8×10^{19}	約 6.3×10^7	約 2.9×10^{12}	Ru類	約 1.8×10^{19}	約 1.3×10^7	約 4.2×10^{11}	Ce類	約 5.5×10^{19}	約 7.9×10^7	約 2.8×10^{11}	La類	約 4.1×10^{19}	約 2.0×10^7	約 7.5×10^{10}	<p>第2-1-2表 大気中への放出放射能（7日間積算値）*</p> <table border="1" data-bbox="1355 204 1946 592"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉心内蓄積量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射能 [Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器からの漏えい及び アニュラス空気浄化設備による放出</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス類</td> <td>約3.0×10^{18}</td> <td colspan="2">約5.4×10^{16}</td> </tr> <tr> <td>よう素類</td> <td>約3.1×10^{18}</td> <td colspan="2">約2.3×10^{14}</td> </tr> <tr> <td>Cs類</td> <td>約1.2×10^{18}</td> <td colspan="2">約5.0×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Te類</td> <td>約1.9×10^{18}</td> <td colspan="2">約2.5×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Ba類</td> <td>約1.8×10^{18}</td> <td colspan="2">約1.7×10^{12}</td> </tr> <tr> <td>Ru類</td> <td>約3.7×10^{18}</td> <td colspan="2">約2.3×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>Ce類</td> <td>約6.5×10^{18}</td> <td colspan="2">約3.4×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>La類</td> <td>約6.6×10^{18}</td> <td colspan="2">約2.4×10^{11}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：有効数字2桁で四捨五入した値</p>	核種グループ	停止時炉心内蓄積量 [Bq] (gross 値)	放出放射能 [Bq] (gross 値)		原子炉格納容器からの漏えい及び アニュラス空気浄化設備による放出		希ガス類	約 3.0×10^{18}	約 5.4×10^{16}		よう素類	約 3.1×10^{18}	約 2.3×10^{14}		Cs類	約 1.2×10^{18}	約 5.0×10^{12}		Te類	約 1.9×10^{18}	約 2.5×10^{12}		Ba類	約 1.8×10^{18}	約 1.7×10^{12}		Ru類	約 3.7×10^{18}	約 2.3×10^{11}		Ce類	約 6.5×10^{18}	約 3.4×10^{11}		La類	約 6.6×10^{18}	約 2.4×10^{11}		<p>評価条件による相違</p> <p>型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。</p>
評価項目	評価結果 ^{※1}																																																																																																																																						
希ガス	Gross値	約 6.7×10^{16} Bq																																																																																																																																					
	ガンマ線エネルギー 0.5MeV換算値	約 1.0×10^{16} Bq																																																																																																																																					
よう素	Gross値	約 2.3×10^{14} Bq																																																																																																																																					
	I-131等価量 (成人実効線量係数換算)	約 7.7×10^{13} Bq																																																																																																																																					
セシウム	Gross値	約 3.4×10^{13} Bq																																																																																																																																					
上記以外の核種	Gross値	約 7.6×10^{13} Bq																																																																																																																																					
核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																																																																					
		原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																																																					
希ガス類	約 1.6×10^{19}	約 1.6×10^{17}																																																																																																																																					
よう素類	約 2.1×10^{19}	約 4.5×10^{15}																																																																																																																																					
Cs類	約 8.4×10^{17}	約 2.5×10^{12}																																																																																																																																					
Te類	約 6.0×10^{16}	約 2.7×10^{12}																																																																																																																																					
Ba類	約 1.8×10^{19}	約 2.9×10^{12}																																																																																																																																					
Ru類	約 1.8×10^{19}	約 4.2×10^{11}																																																																																																																																					
Ce類	約 5.5×10^{19}	約 2.8×10^{11}																																																																																																																																					
La類	約 4.1×10^{19}	約 7.5×10^{10}																																																																																																																																					
核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																																																																					
		原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																																																				
希ガス類	約 1.6×10^{19}	約 4.6×10^{18}	約 8.9×10^{18}																																																																																																																																				
よう素類	約 2.1×10^{19}	約 3.3×10^{12}	約 3.0×10^{12}																																																																																																																																				
Cs類	約 8.4×10^{17}	約 9.6×10^7	約 2.5×10^{12}																																																																																																																																				
Te類	約 6.0×10^{16}	約 6.7×10^7	約 2.7×10^{12}																																																																																																																																				
Ba類	約 1.8×10^{19}	約 6.3×10^7	約 2.9×10^{12}																																																																																																																																				
Ru類	約 1.8×10^{19}	約 1.3×10^7	約 4.2×10^{11}																																																																																																																																				
Ce類	約 5.5×10^{19}	約 7.9×10^7	約 2.8×10^{11}																																																																																																																																				
La類	約 4.1×10^{19}	約 2.0×10^7	約 7.5×10^{10}																																																																																																																																				
核種グループ	停止時炉心内蓄積量 [Bq] (gross 値)	放出放射能 [Bq] (gross 値)																																																																																																																																					
		原子炉格納容器からの漏えい及び アニュラス空気浄化設備による放出																																																																																																																																					
希ガス類	約 3.0×10^{18}	約 5.4×10^{16}																																																																																																																																					
よう素類	約 3.1×10^{18}	約 2.3×10^{14}																																																																																																																																					
Cs類	約 1.2×10^{18}	約 5.0×10^{12}																																																																																																																																					
Te類	約 1.9×10^{18}	約 2.5×10^{12}																																																																																																																																					
Ba類	約 1.8×10^{18}	約 1.7×10^{12}																																																																																																																																					
Ru類	約 3.7×10^{18}	約 2.3×10^{11}																																																																																																																																					
Ce類	約 6.5×10^{18}	約 3.4×10^{11}																																																																																																																																					
La類	約 6.6×10^{18}	約 2.4×10^{11}																																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載	項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載	項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載	
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	
気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料(2010.1~2010.12) (地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり大飯発電所において観測された1年間の気象資料を使用(添付1-3参照)	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	気象データ	【排気筒】 女川原子力発電所における1年間の気象データ(2012年1月~2012年12月)(地上71m)	【排気筒】 排気筒と同じ高さの高所風(地上約71m)の気象データを使用 また、審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象データを使用(添付資料2-2-7を参照)	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 女川原子力発電所における1年間の気象データ(2012年1月~2012年12月)(地上約10m)	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用	気象データ	【排気筒】 排気筒と同じ高さの高所風(地上約71m)の気象データを使用 また、審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象データを使用(添付資料2-2-7を参照)	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	
実効放出継続時間	全稼働：1時間	保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	実効放出継続時間	全放出源：1時間	保守的に1時間と設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	実効放出継続時間	全放出源：1時間	保守的に1時間と設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	
放出源及び放出源高さ	地上0m		4.3(4)b. 放出源高さは、4.1(2)aで選定した事故シナリオに応じた放出出口からの放出を仮定する。4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に、放出エネルギーを考慮してもよい。	放出源及び放出源高さ	・原子炉格納容器フィルタベント系排気管：地上30m ・原子炉建屋ブローアウトパネル：地上0m ・排気筒：地上80m	審査ガイドに示されたとおり設定 ただし、放出エネルギーによる影響は未考慮 なお、建屋巻込みの影響を受けない排気筒の放出源高さは、敷地境界における有効高さを使用	4.3(4)b. 放出源高さは、4.1(2)aで選定した事故シナリオに応じた放出出口からの放出を仮定する。4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に、放出エネルギーを考慮してもよい。	放出源及び放出源高さ	地上：地上0m 排気筒：地上73.1m	審査ガイドに示されたとおり設定 ただし、放出エネルギーによる影響は未考慮	4.3(4)b. 放出源高さは、4.1(2)aで選定した事故シナリオに応じた放出出口からの放出を仮定する。4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に、放出エネルギーを考慮してもよい。	

評価条件の相違
 ・泊は放出源毎に気象データを使い分けず、保守的に全て地上風を使用している
 【大飯】
 ・評価条件による相違はあるが概ね同等の内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	審査ガイドでの記載	表 2-1-4 大気拡散条件(2/4)		第 2-1-3 表 大気拡散条件 (2/3)		
	審査ガイドでの記載	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	
累積出現頻度	4.2.(2)c 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積したとき、その累積出現頻度が97%に相当する値とする。	累積出現頻度	小さい方から累積して97%	審査ガイドに示されたとおり設定 (添付資料 2-2-8 を参照)	4.2.(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。	<p>評価条件による相違</p> <p>・女川は排気筒が周囲の建屋の2.5倍以上の高さにあるため、建屋巻き込みを考慮しない。</p>
建屋の影響	4.2.(2)a 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所居住性の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散パラメータを用いる。	建屋巻き込み	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器フィルタベント系統排気管：考慮する 原子炉建屋フロアアウトパネル：考慮する 排気筒：考慮しない 	4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮。排気筒については高さが周囲の建屋の2.5倍以上あるため巻き込みの影響を受けない。	4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	
建屋の影響	4.2.(2)b 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考慮される一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。	巻き込みを生じる代表建屋	原子炉建屋	巻き込みの影響が最も大きい建屋として設定	4.2.(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考慮される一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。	
建屋の影響	4.2.(2)b 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考慮される一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。	放射性物質濃度の評価点	<ul style="list-style-type: none"> 【中央制御室滞在時】 ・中央制御室換気空調系給気口 ・中央制御室中心 【入退城時】 ・出入管理所 ・制御建屋出入口 	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2.(2)b. 2) 1) 評価期間中も給気口から外気を取り入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室が属する建屋の表面とする。 4.2.(2)b. 3) 1) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の属する建屋表面での濃度は風下距離の依存性は小さくほぼ一律と考慮されるので、評価点は厳密に定める必要はない。 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。	
累積出現頻度	審査ガイドに示されたとおり設定	放射性物質濃度の評価点	【中央制御室滞在時】 ・中央制御室換気空調系給気口 ・中央制御室中心	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2.(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積したとき、その累積出現頻度が97%に相当する値とする。	
建屋の影響	放出点(排気筒)から近距離の建屋(原子炉格納容器)の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	放射性物質濃度の評価点	【中央制御室滞在時】 ・中央制御室換気空調系給気口 ・中央制御室中心	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮。排気筒については高さが周囲の建屋の2.5倍以上あるため巻き込みの影響を受けない。	
建屋の影響	放出源(排気筒)から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	放射性物質濃度の評価点	【入退城時】 ・出入管理所 ・制御建屋出入口	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2.(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考慮される一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。	
建屋の影響	巻き込みを生じる代表建屋	放射性物質濃度の評価点	【中央制御室滞在時】 ・中央制御室換気空調系給気口 ・中央制御室中心	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2.(2)b. 2) 1) 評価期間中も給気口から外気を取り入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室が属する建屋の表面とする。 4.2.(2)b. 3) 1) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の属する建屋表面での濃度は風下距離の依存性は小さくほぼ一律と考慮されるので、評価点は厳密に定める必要はない。 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由								
<p>第3表(3/3) 大気拡散条件 (3号、4号共通)</p> <p>項目</p> <p>放射線物質濃度の評価点</p> <p>着目方位</p> <p>建屋投影面積</p> <p>形状係数</p>	<p>【中央制御室内】 中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口</p>	<p>【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定</p>	<p>【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定</p>	<p>【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定</p>	<p>【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定</p>	<p>評価条件による相違</p>								
	<p>3号機 中央制御室 正門 事務所入口 中央制御室入口</p> <p>4号機 中央制御室 正門 事務所入口 中央制御室入口</p> <p>原子炉格納容器の垂直な投影面積(2.8×10³ m²)</p>	<p>4.2.(2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。</p> <p>4.2.(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。</p>	<p>表2-1-4 大気拡散条件(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着目方位</td> <td>【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 中央制御室換気空調系 給気口：5方位 (SE, SSE, S, SSW, SW) 中央制御室中心：8方位 (ENE, E, ESE, SE, SSE, S, SSW, SW)</td> <td rowspan="2">審査ガイドに示された評価方法(ESB) 中央制御室中心：1方位(ESB)</td> <td rowspan="2">4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>【原子炉建屋ブローアウトパネル】 中央制御室換気空調系 給気口：5方位 (SE, SSE, S, SSW, SW) 中央制御室中心：6方位 (ENE, SE, SSE, S, SSW, SW)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件		選定理由	審査ガイドでの記載	着目方位	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 中央制御室換気空調系 給気口：5方位 (SE, SSE, S, SSW, SW) 中央制御室中心：8方位 (ENE, E, ESE, SE, SSE, S, SSW, SW)	審査ガイドに示された評価方法(ESB) 中央制御室中心：1方位(ESB)	4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。	【原子炉建屋ブローアウトパネル】 中央制御室換気空調系 給気口：5方位 (SE, SSE, S, SSW, SW) 中央制御室中心：6方位 (ENE, SE, SSE, S, SSW, SW)	<p>【中央制御室内】 中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口</p>
	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載										
	着目方位	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 中央制御室換気空調系 給気口：5方位 (SE, SSE, S, SSW, SW) 中央制御室中心：8方位 (ENE, E, ESE, SE, SSE, S, SSW, SW)	審査ガイドに示された評価方法(ESB) 中央制御室中心：1方位(ESB)	4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。										
【原子炉建屋ブローアウトパネル】 中央制御室換気空調系 給気口：5方位 (SE, SSE, S, SSW, SW) 中央制御室中心：6方位 (ENE, SE, SSE, S, SSW, SW)														
<p>中央制御室 正門 事務所入口 中央制御室入口</p>	<p>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(添付資料1・4参照)</p>	<p>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(添付資料2・8を参照)</p>	<p>【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 出入管理所：4方位 (SSW, SW, WSW, W) 制御建屋出入口：6方位 (SSE, S, SSW, SW, WSW, W)</p> <p>【原子炉建屋ブローアウトパネル】 出入管理所：4方位 (SSW, SW, WSW, W) 制御建屋出入口：6方位 (SSE, S, SSW, SW, WSW, W)</p> <p>【排気筒】 出入管理所：1方位 (SE) 制御建屋出入口：1方位 (ESE)</p>	<p>審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定</p>	<p>審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定</p>	<p>審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定</p>								
<p>1/2</p>	<p>1/2</p>	<p>1/2</p>	<p>1/2</p>	<p>1/2</p>	<p>1/2</p>									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉							女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由											
第4表 相対濃度及び相対線量	3号	号機	評価対象	評価点	評価距離*	着目方位	評価方位	相対濃度 X/Q (s/m ³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)	表 2-1-5 相対濃度 (X/Q) 及び相対線量 (D/Q)	放出源及び 放出源高さ*	評価点	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	第 2-1-4 表 相対濃度 (X/Q) 及び相対線量 (D/Q)	放出源及び 放出源高さ	評価点	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	評価条件の相違 ・ 評価点数の相違は放出源数と評価地点数が異なることによる。 ・ 放出源数の相違 (女川3箇所、泊2箇所) は、フィルタベントの相違による。 ・ 評価地点数の相違 (女川4箇所、泊3箇所) は事故時に給気口からの外気取り入れを前提とするかどうかの相違による。 【大飯】 ・ 大飯とは入退城時に設定している評価点数および号機数が異なる。						
		室内作業時	中央制御室中心	60 m	5	SSE,S,SSW,SW,WSW	地上放出: 7.1×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 3.6×10 ⁻⁴	地上放出: 3.3×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 5.4×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口												5.8×10 ⁻⁴	4.6×10 ⁻¹⁹	地上 (地上0m)	中央制御室中心	約 5.6×10 ⁻⁴	約 2.4×10 ⁻¹⁸
		入退城時	正門	280 m	2	SSE,S	地上放出: 2.2×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.1×10 ⁻⁴	地上放出: 1.3×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 7.2×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口												8.6×10 ⁻⁴	6.6×10 ⁻¹⁹	中央制御室中心	約 3.8×10 ⁻⁴	約 1.8×10 ⁻¹⁸	
			事務所入口	140 m	3	E,ESE,SE	地上放出: 3.1×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.6×10 ⁻⁴	地上放出: 1.6×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 3.5×10 ⁻¹⁹	出入管理所												5.0×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻¹⁹	中央制御室入口	約 5.7×10 ⁻⁴	約 2.3×10 ⁻¹⁸	
		入退城時	中央制御室入口	70 m	5	SE,SSE,S,SSW,SW	地上放出: 7.3×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 3.7×10 ⁻⁴	地上放出: 3.3×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 7.7×10 ⁻¹⁹	制御建屋出入口												7.1×10 ⁻⁴	5.6×10 ⁻¹⁹	中央制御室中心	約 2.8×10 ⁻⁴	約 4.6×10 ⁻¹⁹	
			中央制御室入口	85 m	5	ESE,E,ENE,NE,NNE	地上放出: 5.6×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 2.8×10 ⁻⁴	地上放出: 2.5×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 4.4×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口												1.3×10 ⁻³	5.0×10 ⁻¹⁸	出入管理建屋入口	約 1.9×10 ⁻⁴	約 3.3×10 ⁻¹⁹	
	4号	室内作業時	正門	260 m	1	SE	地上放出: 1.0×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 5.2×10 ⁻⁵	地上放出: 6.3×10 ⁻¹⁹ 排気筒放出: 3.4×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口	1.6×10 ⁻³	6.3×10 ⁻¹⁸	地上放出: 1.2×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	約 2.8×10 ⁻⁴							約 1.0×10 ⁻¹⁹					
			事務所入口	230 m	2	ENE,E	地上放出: 2.1×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.0×10 ⁻⁴	地上放出: 3.0×10 ⁻¹⁹ 排気筒放出: 3.0×10 ⁻¹⁹	出入管理所	9.9×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻¹⁸	地上放出: 1.7×10 ⁻¹⁸	中央制御室入口	約 2.8×10 ⁻⁴							約 4.7×10 ⁻¹⁹					
		入退城時	中央制御室入口	110 m	3	ENE,E,ESE	地上放出: 3.7×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.8×10 ⁻⁴	地上放出: 4.4×10 ⁻¹⁹ 排気筒放出: 4.4×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口	2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁹	地上放出: 1.7×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	約 2.8×10 ⁻⁴							約 1.0×10 ⁻¹⁹					
			中央制御室入口	110 m	3	ENE,E,ESE	地上放出: 3.7×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.8×10 ⁻⁴	地上放出: 4.4×10 ⁻¹⁹ 排気筒放出: 4.4×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口	2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁹	地上放出: 1.7×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	約 2.8×10 ⁻⁴							約 1.0×10 ⁻¹⁹					
		入退城時	事務所入口	230 m	2	ENE,E	地上放出: 2.1×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.0×10 ⁻⁴	地上放出: 3.0×10 ⁻¹⁹ 排気筒放出: 3.0×10 ⁻¹⁹	出入管理所	9.9×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻¹⁸	地上放出: 1.2×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	約 2.8×10 ⁻⁴							約 1.0×10 ⁻¹⁹					
			中央制御室入口	110 m	3	ENE,E,ESE	地上放出: 3.7×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.8×10 ⁻⁴	地上放出: 4.4×10 ⁻¹⁹ 排気筒放出: 4.4×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口	2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁹	地上放出: 1.2×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	約 2.8×10 ⁻⁴							約 1.0×10 ⁻¹⁹					
* 放出源から評価点までの水平距離																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>第5表(1/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件 (3号、4号共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>根拠</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内線源強度分布</td> <td>原子炉格納容器内に設置された結晶生成物が均一に分布</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度も計算する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器遮蔽厚さ</td> <td>PCCVドーム部 PCCV円筒部</td> <td>原子炉格納容器(外部遮蔽)の厚さは、PCCVドーム部、円筒部、及び天井部(天井部は、完全閉鎖シーム部)の厚さを、それぞれPCCVの厚さをモデル化(図2-1-2参照)して計算する。</td> <td>4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮蔽構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス壁厚さ</td> <td>アニュラス上部：考慮しない アニュラス下部： 施工誤差については、5mmを考慮する</td> <td>設計値に施工誤差(5mm)を考慮</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">□内は図表に添付する事項のみの記載です。</p>	評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器内線源強度分布	原子炉格納容器内に設置された結晶生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度も計算する。	事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	同上	原子炉格納容器遮蔽厚さ	PCCVドーム部 PCCV円筒部	原子炉格納容器(外部遮蔽)の厚さは、PCCVドーム部、円筒部、及び天井部(天井部は、完全閉鎖シーム部)の厚さを、それぞれPCCVの厚さをモデル化(図2-1-2参照)して計算する。	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮蔽構造及び地形条件から計算する。	アニュラス壁厚さ	アニュラス上部：考慮しない アニュラス下部： 施工誤差については、5mmを考慮する	設計値に施工誤差(5mm)を考慮	同上	<p>表2-1-6 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源強度</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内線源強度分布</td> <td>運転員の交替を考慮した場合の評価をより適切に行えるように設定</td> <td>4.3 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>計算モデル</td> <td>原子炉建屋遮蔽厚さ</td> <td>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定)</td> <td>4.3 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央制御室遮蔽厚さ</td> <td>(評価点高さ) 床面上1.2m</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>評価点</td> <td>中央制御室及び中央制御室待避所において、最も線量の高い箇所を選定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	線源強度	原子炉建屋原子炉棟内線源強度分布	運転員の交替を考慮した場合の評価をより適切に行えるように設定	4.3 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度を計算する。	計算モデル	原子炉建屋遮蔽厚さ	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定)	4.3 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。		中央制御室遮蔽厚さ	(評価点高さ) 床面上1.2m	同上		評価点	中央制御室及び中央制御室待避所において、最も線量の高い箇所を選定	—	<p>第2-1-5表 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源強度</td> <td>原子炉格納容器内線源強度分布</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>計算モデル</td> <td>外部遮へい厚さ</td> <td>ドーム部： 円筒部： 天井部： マイナス側許容差については、-5mmを考慮する</td> <td>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央制御室遮へい厚さ</td> <td>壁： 天井： マイナス側許容差については、-5mmを考慮する</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定。</td> </tr> <tr> <td>評価コード</td> <td>直接ガンマ線量評価： QAD-CGGP2Rコード (QAD-CGGP2R Ver.1.04) スカイシャインガンマ線量評価： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.09a)</td> <td>—</td> <td>QAD-CGGP2R及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	線源強度	原子炉格納容器内線源強度分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度を計算する。	計算モデル	外部遮へい厚さ	ドーム部： 円筒部： 天井部： マイナス側許容差については、-5mmを考慮する	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定)		中央制御室遮へい厚さ	壁： 天井： マイナス側許容差については、-5mmを考慮する	審査ガイドに示されたとおり設定。	評価コード	直接ガンマ線量評価： QAD-CGGP2Rコード (QAD-CGGP2R Ver.1.04) スカイシャインガンマ線量評価： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.09a)	—	QAD-CGGP2R及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。	<p>【女川】型式による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BWRでは、ANISNコードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2Rコードによりスカイシャイン線の評価するが、PWRのSCATTERINGコードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャイン線量を評価可能であるため、BWRのように2つのコードを用いる必要はない <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯はPCCVのため、アニュラスが外部遮蔽の外にあり、アニュラス部を線源とした直接線及びスカイシャイン線の評価において、アニュラス壁の遮蔽を別途評価している。 ・泊は鋼製CVの先行実績である高浜3、4号炉と同様の条件である。
評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載																																																												
原子炉格納容器内線源強度分布	原子炉格納容器内に設置された結晶生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度も計算する。																																																												
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	同上																																																												
原子炉格納容器遮蔽厚さ	PCCVドーム部 PCCV円筒部	原子炉格納容器(外部遮蔽)の厚さは、PCCVドーム部、円筒部、及び天井部(天井部は、完全閉鎖シーム部)の厚さを、それぞれPCCVの厚さをモデル化(図2-1-2参照)して計算する。	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮蔽構造及び地形条件から計算する。																																																												
アニュラス壁厚さ	アニュラス上部：考慮しない アニュラス下部： 施工誤差については、5mmを考慮する	設計値に施工誤差(5mm)を考慮	同上																																																												
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																												
線源強度	原子炉建屋原子炉棟内線源強度分布	運転員の交替を考慮した場合の評価をより適切に行えるように設定	4.3 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度を計算する。																																																												
計算モデル	原子炉建屋遮蔽厚さ	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定)	4.3 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。																																																												
	中央制御室遮蔽厚さ	(評価点高さ) 床面上1.2m	同上																																																												
	評価点	中央制御室及び中央制御室待避所において、最も線量の高い箇所を選定	—																																																												
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																												
線源強度	原子炉格納容器内線源強度分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事後7日間の積算線源強度を計算する。																																																												
計算モデル	外部遮へい厚さ	ドーム部： 円筒部： 天井部： マイナス側許容差については、-5mmを考慮する	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定)																																																												
	中央制御室遮へい厚さ	壁： 天井： マイナス側許容差については、-5mmを考慮する	審査ガイドに示されたとおり設定。																																																												
評価コード	直接ガンマ線量評価： QAD-CGGP2Rコード (QAD-CGGP2R Ver.1.04) スカイシャインガンマ線量評価： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.09a)	—	QAD-CGGP2R及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。																																																												
<p>第5表(2/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件 (3号、4号共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>根拠</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室遮蔽厚さ</td> <td>壁 天井</td> <td>設計値に施工誤差(5mm)を考慮(図2-1-2参照)して、-5mmを考慮する</td> <td>4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮蔽構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>直接線量評価コード</td> <td>QAD-CGGP2R Ver.1.04 SCATTERING Ver.09a</td> <td>QAD及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。</td> <td>4.1② 実験等を基に検証され、遮へい範囲の適切なモデルを用いる。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">□内は図表に添付する事項のみの記載です。</p>	評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載	中央制御室遮蔽厚さ	壁 天井	設計値に施工誤差(5mm)を考慮(図2-1-2参照)して、-5mmを考慮する	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮蔽構造及び地形条件から計算する。	直接線量評価コード	QAD-CGGP2R Ver.1.04 SCATTERING Ver.09a	QAD及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。	4.1② 実験等を基に検証され、遮へい範囲の適切なモデルを用いる。	<p>評価コード</p> <p>直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード</p> <p>スカイシャインガンマ線： ANISNコード、G33-GP2Rコード</p> <p>(参考) 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 直接ガンマ線： QAD-CGGP2Rコード</p>	<p>評価コード</p> <p>直接ガンマ線量評価： QAD-CGGP2Rコード (QAD-CGGP2R Ver.1.04)</p> <p>スカイシャインガンマ線量評価： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.09a)</p>	<p>□内は図表に添付する事項のみの記載です。</p>																																																
評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載																																																												
中央制御室遮蔽厚さ	壁 天井	設計値に施工誤差(5mm)を考慮(図2-1-2参照)して、-5mmを考慮する	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部遮蔽の線量は、積算線源強度、施設的位置、遮蔽構造及び地形条件から計算する。																																																												
直接線量評価コード	QAD-CGGP2R Ver.1.04 SCATTERING Ver.09a	QAD及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。	4.1② 実験等を基に検証され、遮へい範囲の適切なモデルを用いる。																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉			相違理由	
第6表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる 建屋内の積算線源強度 (3号、4号共通) (7日積算)				表2-1-7 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる原子炉建屋原子 伊種内の積算線源強度 (1/2) (代替電機冷却系を用いて車庫を取替する場合)										第2-1-6表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる 原子炉格納容器内の積算線源強度			評価条件による相違 ・評価コードが異なる ため、エネルギーの区 分が異なる。	
代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)	アニュラス内 積算線源強度 (MeV)	線源強度 (photons) ⁹⁾										代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)		
下層	上層 (代表 エネルギー)	24時間後 時点	48時間後 時点	72時間後 時点	96時間後 時点	120時間 後時点	144時間 後時点	168時間 後時点	24時間後 時点	48時間後 時点	72時間後 時点	96時間後 時点	120時間 後時点	144時間 後時点	168時間 後時点	24時間後 時点		48時間後 時点
0.1	$E \leq 0.1$	2.2×10^{22}	2.3×10^{19}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	0.1	$E \leq 0.1$	1.7×10^{23}
0.125	$0.1 < E \leq 0.15$	2.1×10^{22}	2.3×10^{17}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	0.125	$0.1 < E \leq 0.15$	1.6×10^{22}
0.225	$0.15 < E \leq 0.3$	2.4×10^{23}	1.1×10^{19}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	0.225	$0.15 < E \leq 0.3$	1.9×10^{23}
0.375	$0.3 < E \leq 0.45$	4.1×10^{23}	2.0×10^{18}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	0.375	$0.3 < E \leq 0.45$	3.3×10^{23}
0.575	$0.45 < E \leq 0.7$	1.9×10^{24}	9.9×10^{18}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	0.575	$0.45 < E \leq 0.7$	1.4×10^{24}
0.85	$0.7 < E \leq 1$	1.8×10^{24}	7.2×10^{18}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	0.85	$0.7 < E \leq 1$	1.3×10^{24}
1.25	$1 < E \leq 1.5$	6.4×10^{23}	3.4×10^{18}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.25	$1 < E \leq 1.5$	5.0×10^{23}
1.75	$1.5 < E \leq 2$	1.5×10^{23}	1.5×10^{18}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.75	$1.5 < E \leq 2$	1.2×10^{23}
2.25	$2 < E \leq 2.5$	9.7×10^{22}	3.9×10^{18}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	2.25	$2 < E \leq 2.5$	7.2×10^{22}
2.75	$2.5 < E \leq 3$	7.9×10^{21}	2.5×10^{17}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	2.75	$2.5 < E \leq 3$	5.8×10^{21}
3.5	$3 < E \leq 4$	8.1×10^{20}	2.3×10^{16}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	3.5	$3 < E \leq 4$	5.8×10^{20}
5	$4 < E \leq 6$	1.5×10^{20}	4.0×10^{15}	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	5	$4 < E \leq 6$	1.1×10^{20}
7	$6 < E \leq 8$	1.0×10^{13}	2.5×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	7	$6 < E \leq 8$	2.6×10^{13}
9.5	$8 < E$	1.6×10^{12}	3.8×10^6	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	1.00×10^7	9.5	$8 < E$	4.0×10^{12}

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>原子炉格納容器 原子炉格納容器モデル化概略図 線源領域2 線源領域1 アニュラス部モデル化概念図 中央制御室 × 評価点</p> <p>内は機密に係る事項のため公開できません</p>	<p>図2-1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル (1/2)</p> <p>評価点の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>図2-1-2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル (2/2)</p> <p>評価点(入込域時 出入管理用) 評価点(入込域時 制御建屋出入口) 評価点(中央制御室待機所滞在時) 評価点(中央制御室滞在時)</p> <p>● 評価点 単位: mm</p>	<p>図2-1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル (1/2)</p> <p>評価点の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>図2-1-2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル (2/2)</p> <p>評価点(中央制御室待機所滞在時) 評価点(中央制御室滞在時) 評価点(スクリーン後上階滞在中)</p> <p>● 評価点 単位: mm</p>	<p>型式の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 女川実績の反映</p>
		<p>(直接ガンマ線の評価モデル)</p> <p>図2-1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル</p> <p>(スカイシャインガンマ線の評価モデル)</p> <p>第2-1-1図 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の計算モデル</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第7表(1/2) 中央制御室換気設備条件 (3号、4号共通)

項目	使用値	設定理由	審査ガイドとの関係性
事故時における外気取り込み	評価において考慮せず	評価期間中は外気を遮断することを前提としているため、中央制御室内には放射性物質が外気から直接流入することのみを考慮。	4.2(2)e 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。 一 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に直接流入すること (空気流入)
中央制御室/バウンダリ体積 (容積)	$5.1 \times 10^3 \text{ m}^3$	空調機器の体積を含む中央制御室/バウンダリ体積として設定。	4.2(2)e 原子炉制御室内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/バウンダリ体積 (容積) を用いて計算する。
外部ガンマ線による全身に対する線量評価時の自由体積	$4.9 \times 10^3 \text{ m}^3$	事故時運転員が立ち入る可能性がある同フロアのエアリヤ体積を設定	同上
空気流入率	0.5 回/h	空気流入率測定試験結果 (0.17 回/h) を基に余裕を見込んだ値として設定 (添付1-1-5参照)	4.2(1)b 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表2-1-9 防護装置の設備条件(1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
中央制御室換気空調系再循環ファン流量	事故発生から 0分～30分: $0 \text{ m}^3/\text{h}$ 30分～168時間: $8,000 \text{ m}^3/\text{h}$	中心の新しい相違が発生した場合には既設の中央制御室換気空調系のチャコールフィルタ及び活性炭ユニットにより放射性物質を捕捉	4.2(2)c 原子炉制御室内への外気取り込みによる放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に基づいて計算する。
中央制御室換気空調系非常用電源の起動遅れ時間	30分	選定した事故シーケンスに基づき、非常用電源の復旧を見込んだ作動時間	4.3(3) 原子炉制御室の非常用換気空調設備の作動については、非常用電源の復旧を見込んだ作動時間に基づいて設定する。
事故時における外気取り込み	事故時運転モード (少量外気取り込み) $500 \text{ m}^3/\text{h}$	審査ガイドに従って非常用換気空調系から室内に取り入れることを考慮	4.2(2)e 原子炉制御室の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。 一 原子炉制御室/緊急時対策所内に直接流入すること (換気)
中央制御室換気空調系再循環の空気供給量	事故発生から0～45時間後: $0 \text{ m}^3/\text{h}$ 事故発生から45～55時間後: $300 \text{ m}^3/\text{h}$ 事故発生から55～168時間後: $0 \text{ m}^3/\text{h}$	運用を基に設定。なお、代替換気設備を用いて事故を収束する段階からの影響に対しては、追加設備の必要性を考慮したものとした。	4.2(1)b 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。

表2-1-8 防護装置の設備条件(2/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
中央制御室換気空調系再循環フィルタ装置高性能エアフィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 0% 有機よう素: 99.9%	設計値を基に設定	4.2(1)c ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率上、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の選定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
中央制御室換気空調系再循環フィルタ装置チャコールフィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 90% 有機よう素: 90%	同上	同上
中央制御室/バウンダリへの外気直接流入率	1.0 回/h	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る概ね評価手法について (内報)」に基づき、1.2号炉の中央制御室 (空間容積: $14,000 \text{ m}^3$) について空気流入率試験を実施した結果、最大で0.21回/hであり、空気流入率換算では $0.94 \text{ m}^3/\text{h}$ であった。仮に2号炉中央制御室 (空間容積: $8,000 \text{ m}^3$) のみへの空気流入量を $2,910 \text{ m}^3/\text{h}$ と設定すると、換気率換算で0.33回/hとなるため、概ね評価においては保守的に1.0回/hとして設定した。	4.2(1)c 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。

第2-1-7表 防護措置の設備条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
中央制御室空調装置非常用循環ファン流量	事故発生から 0分～300分: $0 \text{ m}^3/\text{h}$ 300分～7日: $5.1 \times 10^3 \text{ m}^3/\text{h}$	審査ガイドに示されたとおり作動開始時間については、選定した事故シーケンスに基づき、時間遅れを考慮。流量は設計値を基に設定。	4.2(2)e 原子炉制御室内への外気取り込みによる放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に基づいて計算する。
中央制御室空調装置の起動遅れ時間	300分	選定した事故シーケンスに基づき、非常用電源の復旧を見込んだ作動時間	4.3(3) 原子炉制御室の非常用換気空調設備の作動については、非常用電源の作動状態を基に設定する。
中央制御室空調装置微粒子フィルタによる除去効率	希ガス : 0% 無機よう素 : 0% 有機よう素 : 0% 粒子状放射性物質 : 99%	審査ガイドに示されたとおり使用条件での設計値を基に設定。(添付資料2-2-12参照)	4.3(3)c ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率上、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
中央制御室空調装置よう素フィルタによる除去効率	希ガス : 0% 無機よう素 : 95% 有機よう素 : 95% 粒子状放射性物質 : 0%	審査ガイドに示されたとおり使用条件での設計値を基に設定。(添付資料2-2-12参照)	同上
中央制御室/バウンダリへの外気直接流入量	0.5 回/h	空気流入率測定試験結果 (0.14 回/h) を基に余裕を見込んだ値として設定。	4.2(1)b 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に値を設定する。

評価条件による相違
①の相違

【大飯】
・評価条件による相違はあるが概ね同等の内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																										
<p>審査ガイドとの関係性</p> <p>4.3 Da. ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の設計に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。</p> <p>同上</p> <p>4.3.3a. 原子炉制御室の非常用換気空調設備の稼働については、非常用電源の稼働状態を基に設定する。</p> <p>4.2.2a. 原子炉制御室への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に基づいて計算する。</p> <p>4.2.3a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時制御室内でマスク着用を考慮する。</p> <p>ただし、マスクの除染係数について記載なし。</p>	<p>設定理由</p> <p>設計上期待できる値を設定し、試験による確認値であり、事故期間中に稼働できる除去効率であるため、設計値を評価条件として設定（添付1-2-10参照）</p> <p>設計上期待できる値を設定し、試験による確認値であり、事故期間中に稼働できる除去効率であるため、設計値を評価条件として設定（添付1-2-11参照）</p> <p>想定した事故シナリオに基づき、全電源喪失+最終ヒートシンク運転による放射性物質の移行を考慮し、運転員が制御室に滞在する時間を算出した。</p> <p>想定した事故シナリオに基づき、作動時間については、交差動力損失+最終ヒートシンク運転を考慮</p> <p>性能上期待できる値（添付1-2-14、添付1-2-15参照）</p>	<p>使用値</p> <p>0~300分：0% 300分~7日：95%</p> <p>0~300分：0% 300分~7日：99%</p> <p>300分</p> <p>1.38×10⁴ m³/h (ただし、300分後に起動)</p> <p>50 《評価期間中マスク着用》</p>	<p>項目</p> <p>中央制御室非常用換気設備エアロゾルフィルタによる除去効率</p> <p>中央制御室非常用換気設備放射能エアロゾルフィルタによる除去効率</p> <p>中央制御室非常用換気設備放射能エアロゾルフィルタによる除去効率</p> <p>中央制御室非常用換気設備ファン流量</p> <p>マスクによる除染係数</p>	<p>表 2-1-8 防護装置の設備条件 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室の空調バウンダリ体積</td> <td>中央制御室バウンダリ：8,900m³ 中央制御室内待避所：148m³</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>4.2(2)g. 原子炉制御室に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質のガンマ線による外部被ばくに係る容積</td> <td>中央制御室バウンダリ：8,900m³ 中央制御室内待避所：148m³</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>マスクの防護係数</td> <td>入退城時：50 (1日目のみ1,000) 中央制御室滞在時：50 (1日目のみ1,000)</td> <td>性能上期待できる値（添付資料2-2-12参照）。入退城時及び中央制御室滞在時ともにマスクの着用を考慮した。</td> <td>②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤の服用</td> <td>未考慮</td> <td>保守的に考慮しないものとした</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>要員の交代</td> <td>考慮する</td> <td>運用を基に設定</td> <td>③交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>入退城に要する時間</td> <td>入城及び退城でそれぞれ1回当たり、 ・出入管理所に7分とどまるものとする ・制御建屋出入口に5分とどまるものとする</td> <td>実測値に余裕を持たせ設定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	中央制御室の空調バウンダリ体積	中央制御室バウンダリ：8,900m ³ 中央制御室内待避所：148m ³	設計値を基に設定	4.2(2)g. 原子炉制御室に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。	放射性物質のガンマ線による外部被ばくに係る容積	中央制御室バウンダリ：8,900m ³ 中央制御室内待避所：148m ³	同上	同上	マスクの防護係数	入退城時：50 (1日目のみ1,000) 中央制御室滞在時：50 (1日目のみ1,000)	性能上期待できる値（添付資料2-2-12参照）。入退城時及び中央制御室滞在時ともにマスクの着用を考慮した。	②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	ヨウ素剤の服用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	—	要員の交代	考慮する	運用を基に設定	③交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	入退城に要する時間	入城及び退城でそれぞれ1回当たり、 ・出入管理所に7分とどまるものとする ・制御建屋出入口に5分とどまるものとする	実測値に余裕を持たせ設定	—	<p>第2-1-7表 防護措置の設備条件 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室の空調バウンダリ体積</td> <td>4,000 m³</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>4.2(2)g. 原子炉制御室内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質のガンマ線による外部被ばくに係る容積</td> <td>3,800 m³</td> <td>事故時運転員が立ち入る可能性がある中央制御室と同フロアのエリア体積を設定。</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>マスクの防護係数</td> <td>50</td> <td>性能上期待できる値入退城時及び中央制御室滞在時ともにマスクの着用を考慮した。（添付資料2-2-17参照）</td> <td>②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤の服用</td> <td>未考慮</td> <td>保守的に考慮しないものとした</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>要員の交代</td> <td>考慮する</td> <td>運用を基に設定</td> <td>③交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>入退城に要する時間</td> <td>入退及び退城でそれぞれ1回当たり、 ・出入管理建屋入口に10分間とどまるものとする ・中央制御室入口に5分間とどまるものとする。</td> <td>—</td> <td>・周辺監視区域境界から出入管理建屋までの車での移動を考慮して、出入管理建屋入口に10分間滞在するものとし評価する。 ・出入管理建屋入口から中央制御室入口までの徒歩での移動を考慮して、中央制御室入口に5分間滞在するものとし評価する。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	中央制御室の空調バウンダリ体積	4,000 m ³	設計値を基に設定	4.2(2)g. 原子炉制御室内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。	放射性物質のガンマ線による外部被ばくに係る容積	3,800 m ³	事故時運転員が立ち入る可能性がある中央制御室と同フロアのエリア体積を設定。	同上	マスクの防護係数	50	性能上期待できる値入退城時及び中央制御室滞在時ともにマスクの着用を考慮した。（添付資料2-2-17参照）	②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	ヨウ素剤の服用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	—	要員の交代	考慮する	運用を基に設定	③交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	入退城に要する時間	入退及び退城でそれぞれ1回当たり、 ・出入管理建屋入口に10分間とどまるものとする ・中央制御室入口に5分間とどまるものとする。	—	・周辺監視区域境界から出入管理建屋までの車での移動を考慮して、出入管理建屋入口に10分間滞在するものとし評価する。 ・出入管理建屋入口から中央制御室入口までの徒歩での移動を考慮して、中央制御室入口に5分間滞在するものとし評価する。	<p>評価条件の相違</p> <p>評価条件による相違 ・女川は電動ファン付き全面マスクを用いることで一部期間において防護係数を1000として評価している。</p> <p>【大飯】 ・評価条件による相違はあるが概ね同等の内容</p>
				項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																									
				中央制御室の空調バウンダリ体積	中央制御室バウンダリ：8,900m ³ 中央制御室内待避所：148m ³	設計値を基に設定	4.2(2)g. 原子炉制御室に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。																																																									
				放射性物質のガンマ線による外部被ばくに係る容積	中央制御室バウンダリ：8,900m ³ 中央制御室内待避所：148m ³	同上	同上																																																									
マスクの防護係数	入退城時：50 (1日目のみ1,000) 中央制御室滞在時：50 (1日目のみ1,000)	性能上期待できる値（添付資料2-2-12参照）。入退城時及び中央制御室滞在時ともにマスクの着用を考慮した。	②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。																																																													
ヨウ素剤の服用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	—																																																													
要員の交代	考慮する	運用を基に設定	③交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。																																																													
入退城に要する時間	入城及び退城でそれぞれ1回当たり、 ・出入管理所に7分とどまるものとする ・制御建屋出入口に5分とどまるものとする	実測値に余裕を持たせ設定	—																																																													
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																													
中央制御室の空調バウンダリ体積	4,000 m ³	設計値を基に設定	4.2(2)g. 原子炉制御室内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。																																																													
放射性物質のガンマ線による外部被ばくに係る容積	3,800 m ³	事故時運転員が立ち入る可能性がある中央制御室と同フロアのエリア体積を設定。	同上																																																													
マスクの防護係数	50	性能上期待できる値入退城時及び中央制御室滞在時ともにマスクの着用を考慮した。（添付資料2-2-17参照）	②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。																																																													
ヨウ素剤の服用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	—																																																													
要員の交代	考慮する	運用を基に設定	③交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。																																																													
入退城に要する時間	入退及び退城でそれぞれ1回当たり、 ・出入管理建屋入口に10分間とどまるものとする ・中央制御室入口に5分間とどまるものとする。	—	・周辺監視区域境界から出入管理建屋までの車での移動を考慮して、出入管理建屋入口に10分間滞在するものとし評価する。 ・出入管理建屋入口から中央制御室入口までの徒歩での移動を考慮して、中央制御室入口に5分間滞在するものとし評価する。																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第8表 運転員交代考慮条件 (3号、4号共通)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載	評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載
中央制御室滞在期間	49時間	運転員の勤務形態として5直2.5交代とし、評価期間中、最大となる班の滞在時間として設定 (添付1・1-6参照)	交代考慮時の原子炉制御室滞在時間について、記載なし				
入退城	回数	10回	運転員の勤務形態として5直2.5交代とし、評価期間中、最大となる班の入退城回数として設定 (添付1・1-6参照)	交代考慮時の入退城回数について、記載なし			
	滞在時間	入退城1回あたり、入退城の経路に沿って、 ・正門に3分 ・事務所入り口に3分 ・中央制御室入り口に5分 とどまるものとする。	周辺監視区域境界から制御室入口までを評価対象とし、周辺監視区域から正門、正門から事務所入り口までは車での移動を考慮して、事務所入り口から中央制御室入り口までは徒歩での移動を考慮して設定。	入退城時の滞在時間について、記載なし。			